

## 通信総合博物館 研究紀要 第4号 目次

### 巻頭論文

海道・街道と交通路の名称 山本 光正 …………… 1

### 論文

関東大震災後における通信事業の復旧と善後策 田原 啓祐 …………… 10

飛脚問屋京屋・嶋屋の金融機能  
—店卸勘定と手形の分析— 卷島 隆 …………… 37

### 研究ノート

東京中央郵便局沿革史  
日本初の地下電車—郵便物搬送用地下軌道— 井上 卓朗 …………… 66

戦時下における通信博物館の軍事郵便展示 後藤 康行 …………… 76

### 資料紹介

通信総合博物館蔵「東海道取次所示談書連印帳」 「駅通志料」を読む会…………… 108(10)

通信総合博物館（旧郵政資料館）所蔵 往来物目録（二） 田良島 哲…………… 117(1)

### 電気通信共同研究報告書

電気通信共同研究報告書について …………… 118

時報の元祖「報時器」（平成17年2月） …………… 120

新刊紹介 …………… 129

展覧会紹介 …………… 131

ギャラリートーク—軍事郵便展において 鈴木 慎哉 …………… 133

執筆者 …………… 137

編集後記

# TEISHINSOGOHAKUBUTSUKAN KENKYUKIYO

## Journal of Communications Museum

### Table of Contents

#### Articles:

- How to name the road  
– The name of the road is influenced by Living and  
the culture every area in the Edo era –  
..... YAMAMOTO Mitsumasa..... 1
- Emergency measures and Reconstruction Plans of Postal-Services after  
Great Kanto Earthquake of 1923  
..... TAHARA Keisuke.....10
- Financial functions of Edo express messenger's Hikyaku Kyouya and Shimaya  
– Analysis of book and notes –  
..... MAKISHIMA Takashi.....37

#### Notes:

- Chronology of Tokyo Central Post Office  
– The First Subway in Japan The Underground Electric Railroad for  
Transporting Mail.  
..... INOUE Takuro .....66
- Military Mail Exhibition by Communications Museum of Japan during the  
Asia-Pacific War  
..... GOTO Yasuyuki.....76

#### Introductions of the collection:

- A Note and a Collection of Sealed Agreements by the Local Agents for Courier Services  
(hikyaku) on the Tokaido  
..... The Society of Reading EKITEI SHIRYO  
(The Documents on the Communication in Modern Japan) ... 108(10)
- Catalog of *Orai-mono* (letter style textbooks) Vol. 2  
..... TARASHIMA Satoshi ... 117(1)

#### Research Institute of Electrical Communication:

- Origin of time signal – HOUGIKI – ..... 120

#### Notices: ..... 129

- Gallery talk-The exhibition of military post in Communications museum  
..... SUZUKI Shinya..... 133

巻頭論文

# 海道・街道と交通路の名称

山本 光正

## はじめに

現在交通路としての「カイドウ」を漢字で書くようにと言われれば、誰もが「街道」と書くだろう。歴史などの研究者は別にして、「海道」という表記は思いもよらないだろう。

「街道」という用語は現代生活に定着しており、ある程度長距離の道として認識されている。現代生活に定着しているといっても日常頻繁に用いるのは道路・道で、街道は交通路の愛称として〇〇街道などと用いられたいしているが、歴史的な道を示す表記としての認識のほうが強いだろう。関東地方の事例だが、大山街道・川越街道・成田街道などと呼ばれている交通路があるが、この街道名を見た通行者は漠然とこの道路は歴史的な道だろうと認識してしまう。こうした街道名は研究者もあまり抵抗なく利用している。

街道は歴史的な道の代名詞のようになっているが、当然のことながら近世には歴史的な道を表現するためではなく、交通路・道路といった意味で使われている。ところで「街道」という表記だがこの表記が頻繁に使われるようになったのは幕末近くなってきたことのようにあり、それ以前は「海道」と表記するのが一般的であった。

街道か海道かなどということは一般的にはどうでもよいことであり、旧道歩きを楽しんでもらえば交通史を研究している筆者にとっては嬉しい限りである。しかし交通史研究者は改めて「海道」と「街道」、交通路の名称、発着点などについて一考してみる必要があるだろう。既成概念に隠れて見えなかったものが見えてくるかもしれないからである。

## 1 「カイドウ」について

### (1) カイドウ

カイドウを街道という漢字で表記することについて、多くの交通史研究者は何の疑問も抱かないだろう。筆者自身もある時期まではそうであった。こうした疑問を持つようになったきっかけの一つは、近世の交通史料を読んでいると、カイドウを街道と表記することもあるが、どちらかというと海道という表記のほうが多いように思われたからである。

試みに慶長2年(1597)頃に刊行されたとみられる易林本『節用集』(『日本古典全集 大15』)によると、カイドウは「海道」と表記され、「カイドウ」と振り仮名が付せられており、「街道」は記載されていない。『節用集』を隈なく見たわけではないが、このほか交通路に関する用語として「往還」が挙げられている。

慶長8年に刊行された日葡辞書(岩波書店より『邦訳日葡辞書』として昭55刊)には「カイドウ」の項目はあるが漢字による記載は無い。なお日葡辞書には「ダイドウ」(大道)などの項目がある。

明治19年に出版されたヘボンの『和英語林集成』(講談社学術文庫 昭55)には海道・街道

の両方が立項されており、海道は「A road near the sea coast」とあり、街道は「A highway」とある。

このほか移動の場に関する語句として大道・道路・往還などが立項されている。

次に昭和5年刊の『言海』（618版 大槻文彦著 六合館）を見てみよう。

かいだう 街道 國中ノ往来ヲ通ジ、駅ナドアル大道。

かいだう 海道 (一)海辺ノ国國ニ通ズル街道。(山道ニ対ス) (二)誤テ、街道。

とある。

海道・街道について、坪内逍遙は『東海道中膝栗毛輪講 下編』（三田村鳶魚編 昭5 春陽堂）の序文において次のように記している。

さやう、膝栗毛は今ではもう歴とした古典である。寺子屋が大震災以来一斉にバラック扱ひにされて、寺小屋と書かれるのが恒例となつたと同じく、道中はミチナカ、十遍舎一九はジフヘンシャとも一キウとも読まれ、海道が街道と書き替へられるのは、或ひは遠い未来でもあるまい。

坪内逍遙は安政6年（1859）の生まれであるから、明治のある時期までは「カイドウ」と言う「海道」の文字を意識したし、文をかくときは「海道」が一般的であったということだろう。

## (2) 海道と街道

海道及街道について交通関係史料にどのように記されているのかを、ここでは児玉幸多編『近世交通史料集』8・9（吉川弘文館 昭53・54）の「幕府法令」上・下によりみてみよう。（本書を引用した場合例えば「上の1」と表記した。「上の1」とは「幕府法令」上所収の1号史料という意味である。）

### ○海道について

#### ①慶長19年（1614）11月19日（上の111）

「幕府法令」上に「海道」が見える初めのものである。丹念に調べていないためこれ以前に海道の表記のある可能性もある。法令の大要は大坂の陣に際し、東海道諸村に海路往來の監視を命じたものである。

#### ②慶安3年（1650）8月14日（上の211）

北信濃の物資輸送に関する訴訟文書中に「北国道」「北国海道」「仁礼海道」とあり、カイドウ名称として使われている。但し同じカイドウを北国道と記したり、北国海道と記したりしている。

#### ③明暦元年7月2日（上の228）

江戸市中に出された触れに「海道」とある。「海道江出す、み候者」「海道江水打候とて」というように町の中の道というように使われている。貞享3年（1686）9月の江戸市中道路整備の触れにも、市中の「海道之掃除」とある。

#### ④寛文2年（1662）1月9日（上の254）

美濃路の人馬賃銭値下げ通達書中に「本海道之外脇之道筋へも」とある。

#### ⑤寛文7年4月22日（上の287）

那珂川の川越高札の末尾に「右ハ奥州海道鍋掛・越堀之間中川之高札写」とある。

#### ⑥延宝2年（1674）5月（上の305）

五カイドウほか各宿に拝借銭を交付したときのカイドウ名称。「日光并奥州海道」「甲州海道」「佐倉海道」とある。

⑦延宝8年11月（上の317）

日光カイドウの風水害の検分命令文中に「日光海道筋馬次宿々之民屋破損之様子……」「海道町付之田畑損亡」とある。

⑧延宝8年11月26日（上の318）

日光カイドウ検分の先触文中に「日光道中」「日光海道」とある。

⑨天和元年（1681）3月（上の321）

人馬賃銭値上げ通達に、「日光海道」「甲州海道」とある。

⑩天和元年5月（上の323）

江戸市中における馬士の乗馬禁止範囲に関する覚の中に「千住海道」とある。この千住海道とは日光カイドウというより江戸から千住に出る道という意味合いのようである。

⑪元禄9年（1696）9月（上の387）

日光カイドウ越谷宿の助郷を定めた文中に「五海道」とある。

⑫正徳2年（1712）2月27日（上の443）

宿役人（代官の手代が勤めた宿役人）停止に関し、参考資料として掲げてある『折りたく柴の記』に「海道」とある。

⑬享和3年（1803）2月（下の655）

分間延絵図作成のために役人を派遣する達に「五海道分間絵図仕立為御用」とある。

⑭文政4年（1807）11月（下の697）

朱印地と人馬賃銭に関する文中に「諸海道」「五街道」とある。

○街道について

①寛文8年（1668）（上の294）

日光カイドウ草加宿の助郷を定めた文中に「日光街道中草加宿」とある。

②貞享4年（1687）7月（上の356）

一人旅の止宿禁止令の宛先に「五街道宿々」とある。

③明和8年（1771）5月4日（下の574）

574号史料の内「撰陽見聞筆拍子」に「京街道」とある。

④寛政11年（1799）3月（下の641）

食売女誘引・駆落ちに関する文中に「五街道宿々」とある。

⑤享和三年（1803）12月（下の658）

並木保護・管理の申渡し文中に「五街道往還筋」とある。

⑥天保5年（1834）12月28日（下の752）

脇道における人馬継立に関する伺い文中に「街道宿継」「本街道」とある。

⑦天保13年9月12日（下の782）

並木保護・管理触書文中に「五街道筋往還並木」とある。

以上は『近世交通史料集』8・9を拾い読みして気がついた箇所だけを列記したものであり、漏れ落ちた事項もあると思うが、これらにより「海道」「街道」についてみてみよう。海道あるいは街道という表記は古くより行われてきが、『近世交通史料集』8に「海道」の表記が登場するのは慶長19年のことである。

慶安3年には「北国海道」「仁礼海道」と特定の道の名称として海道が使われている。但し同一文中に「北国海道」を「北国道」とも書いている。海道・街道というと旅をするような道、ある程度以上の距離を有する道を連想するが、明暦元年7月2日、貞享4年9月江戸市中に出された触れをみると、街路、市街地の道として海道が用いられている。

海道の表記は次第に奥州海道・日光海道・甲州海道というように五カイドウを構成する各カイドウの名称に使われるようになっていく。このような表記は列挙した以外に数多くあるが、煩雑になるので省略した。

元禄9年には五海道という表記が登場する。余談になるが、周知の通り五カイドウという概念は近世初期からあったわけではない。なお街道の貞享4年7月の項に「五街道」という表記があるが、貞享4年段階で「五街道」と記されたのか、後年写本を作成する時五海道を五街道としたのか検討を要する。五海道か五街道かは別にして、五カイドウという概念、あるいは用語が一般的になってきたのは1600年代末期と考えられる。

五カイドウという表記というか用語は定着するが、五カイドウと表記した場合も海道と書くのが主流であったようだ。幕府は寛政末年に五カイドウ及びそれに付属するカイドウを中心とした精密な分間延絵図の作成を命じるが、この絵図に関しては「五海道」と表記している。

街道に関する表記をみてみよう。寛文8年に「日光街道」という表記が、それより時代は下るが明和8年には「京街道」の表記がみえる。貞享4年7月の「五街道」は別とすると、五街道という表記は寛政11年の食売女関連史料に記されている。以後享和3年、天保13年の並木関係資料に「五街道」と表記されている。

海道については文政4年まで、街道については天保13年まで列挙したが、それは天保頃から海道と街道の表記の量が逆転し、街道を列挙するとその数が多くなるためである。このことから解るように、天保頃から街道の表記が海道に換わって主流になるのである。何故街道と書くことが主流となるのかは解らないが、坪内逍遙の書いた序文から考えると、公文書等に街道と書かれるようになって世間一般ではカイドウは海道と認識していたのだろう。

世間一般はともかく、明治に至ると政府の文書や法令類に「海道」と表記されることはなくなり、総て「街道」と表記されるようになったとって間違いなからう。

### (3) 往還・大道

道を示す用語として海道及び街道についてみてきたが、往還や大道などについて簡単に述べておこう。

往還は道を指す場合と通行者・旅人を指す場合とがあった。例えば寛文4年（1664）7月13日の人馬使用規定（上の263）によると、

一駄賃馬御定之事万治三年高札之通、往還諸大名壺頭分……

とあり、往還は街道（これまでは街道と書くと混乱するので「カイドウ」と書いたが以後は街道と記す）を行き交う諸大名の意で書かれている。このほか往還を通行者・旅人としている場合は多く見られる。

明和7年（1770）9月25日の北信濃の物資輸送に関する裁許の文中（下の572）に北国往還とあり、道そのものを指す用語として用いられている。

大道は中世においては幹線道路を指すものであったようだが、近世の交通関係史料にも大道の記載が見える。

元和元年（1615）5月13日大坂夏の陣に遅参した大名が大坂附近の道路修築を命ぜられるが、その文中に次のように記されている（上の116）。

一大坂大道すし道普請可被仰付候由候而……

道といっても大道の普請を命ぜられている。以下目に留まった大道の記事を挙げておこう。

寛文元年（1661）11月21日（上の251）大坂市中の道に障害物となるような行為を禁止するが、その文中に、

一大道江家を建出候儀、可為曲事事、

大道に家屋がはみ出てはいけないとしている。

時代は下るが寛政3年(1791)12月13日(下の625)及び同11年4月(下の642)大坂市中のべか車が大道や溝石を損壊するので規制を加えている。

大道という用語自体は珍しいものではなく、天下の大道とか大道芸とよく使われる。しかし法令を初めとする文書に大坂のように大道が頻繁に出てくる事例はあまりないようである。中世的な意味で大道という用語が使われているのであろうか。

大坂以外あまりないようであると書いてしまったが、少なくとも岩手県内を中心とした地域には近世に入っても、中世的な大道及び小道が残っていたようである。『盛岡の一里塚』(草間俊一著 昭62 盛岡市教育委員会発行)によると、盛岡藩領では本街道である大道には36町ごとに一里塚が築かれ、小道である「脇街道は四十二町(七里)で塚が築かれていた」という。42町とは6町=1里のことで古代の里程である。街道の里程とは異なるが、鎌倉の七里ヶ浜や千葉県の九十九里浜の1里もまた6町=1里である。

## 2 街道の名称について

現在、近世あるいはそれ以前からの主要な街道の多くは特定の名称で呼ばれることが多く、筆者自身も時にそうした名称を論文に引用したり、論文の題名として使ったりしてきた。しかしこうした街道名称は幕府や地域支配者によって定められたものではないということを改めて再確認しておく必要があるだろう。それは街道名称により街道の見方が制限されてしまうこともありえるからである。

広域藩領内では街道名を定めた事例はあるだろうが、その街道が藩領を出た時も同じ名称で呼ばれていたかは、甚だ疑問である。こうした中で街道名を定めた事例として出されるのが五街道の名称である。享保元年(1716)4月15日幕府は新井白石の意見をもとに、以下のような触を出している(上の469)。

五畿七道之中に

トウセンタクウ  
東山道  
センヨンタクウ  
山陰道  
センヤウタクウ  
山陽道

いつれも山の字をセントよみ申候、

東山道の内の中筋の道に候故に、古来より中山道と申事に候、

海道と申事ハ、

東海道

南海道

西海道

いつれも海国の道筋を申候、

海なき国と申伝へ候ハ、

下野の国

甲斐の国

此道に海道と申事のあるへき事にもなく候へは、

日光道中

甲州道中

右之通にて可然候、

これに依れば、五畿七道の制において「山」は「せん」と読んでいるし、東山道の中筋の道であるので「中山道」が妥当である。東海道を初め南海道・西海道は海国の道筋、つまり海のある国であるから、東海道は理に叶っている。これに対し下野・甲斐両国には海がないのだから、日光道中・甲州道中とするのが妥当であるとしている。

この文面からは強力に五街道の名称を定めるという意識は伝わってはこないが、街道名称を定めたとしてよいだろう。

五街道の名称について一応定められたものの徹底したわけではなく、享保7年（1722）3月宿・助郷の御蔵前入用・六尺給米免除の文書（上の496）には、中仙道・日光道中・甲州道中・奥州海道・水戸海道・佐倉海道と記載されている。中山道は中仙道と書かれることが多かったようなので、長年親しんできた名称は一朝一夕には改めることはできなかったであろう。奥州・水戸・佐倉は海道と表記されている。奥州は少なくとも五街道の一つであり、日光・甲州が道中としているのだからこれに倣うべきところだが海道になっている。これは享保元年の五街道の名称制定の中に記されていなかったからであろうか。さらによく考えれば享保元年の五街道の名称云々は、四街道ということになる。

文化8年（1811）6月17日道中奉行に五街道等の発着地の問合せ（下の673）がきている。

道中掛御勘定奉行へ差出

覚

東海道と申者

右、何れ之宿より何れ之宿迄之儀に御座候哉、

東海道 品川より大津迄

中山道 板橋より守山迄

木曾路

甲州街道 内藤新宿より上諏訪迄

奥州街道 白沢より白川迄

日光街道 千住より鉢石迄（マッ）拾駅

水戸街道 水戸道中

佐倉街道 佐倉道中

右七海道も、何れ之宿より何れ之宿迄之儀に御座候哉、

右為心得奉伺候、以上、

この問合せは誰からのものかは不明だが、大名からの問合せだろう。この問合せに対する回答は次の通りである。

書面、東海道は品川より大津迄、中山道は板橋より守山迄、尤木曾路と相唱申候、甲州道中は内藤新宿より上諏訪迄、日光道中は千住より鉢石迄、奥州道中は白沢より白川迄、水戸海道、佐倉海道とは唱不申、水戸・佐倉道とは唱候儀、千住より松戸迄に有之候、

問合せの内容には不明の点もあるが、中山道については木曾路という付記があり、甲州以下の街道については「街道」と表記し、水戸・佐倉街道については道中を付記している。

道中奉行側の回答には、街道の発着点とともに、中山道は木曾路とも言う。水戸・佐倉街道については水戸道・佐倉道と呼ぶと申し添えている。しかし問合せ文書中には道中も付記しており、水戸道中・佐倉道中でも支障がないのではと思えるのだが、水戸道・佐倉道とするよう指示している。恐らく道中奉行は「道中」はあくまでも五街道に用いるものであって、脇街道に用いるものではないという認識があったからだろう。

なお問合せ文書中には「街道」とあるのに、回答文書には「海道」とあるが、「街道」と「海道」を同一視しているのであろうか。

この問合せ文書を作成した藩庁の役人も一応五街道の名称については気にしていたようであるが、五街道の名称が徹底していなかったことが解る。こうした状況を見ると、坪内逍遙が書いているように、明治政府の公文書には街道とあっても、明治中頃までは世間一般では街道は海道であったろうことが納得できる。

藩領内において街道名称を正式に制定していたかどうかは別として、幕府が街道名称を定めたのは五街道だけであった。初めの頃は幕府自体が発行する文書にも幕府が定めた五街道の名称をそのまま書くことは無かったが、次第に五街道については東海道・中山道そして……道中と記すようになっていく。

以上のことから分かるように、街道には本来「正式名称」など無かったのである。例えば房総半島に内房に沿って船橋から館山方面に達する街道がある。現在この街道は歴史的には「房総往還」という名称がつけられている。この名称はどうやら近代に至って千葉県等が命名したもののようである。

房総往還について近世の史料を見ると船橋から館山まで統一された街道名称は見当たらない。それは街道沿線の住人が船橋・館山方面を結ぶ道であることを承知してはいても、生活空間・日常生活の上ではそのような認識はなかったからだろう。船橋から館山への道の名称について、船橋方面では上総道などと呼ばれている。船橋つまり下総の人々にとっては上総方面へ通じる道という認識である。街道が南下し市原市域辺りへ来ると、木更津道・房州道などと呼ばれるようになる。明らかに生活空間における地理認識である。

現在旧道の調査をしようする時、どうしても調査者の既成概念である国・県道や鉄道の意識が出てきてしまう。この道は船橋あるいは東京から館山に達する道という意識を払拭することができず、一筋の道として捉えようとするため、時に街道の特質を見逃してしまう場合もある。街道名も船橋から館山までの名称を付けようとするのである。その名称は従来から地元で呼ばれてきた名称であったり、史料等の中から適当な名称を見つけ出すことになる。

神奈川県内を中心とした街道の一つに大山街道がある。江戸を中心とした地域の信仰を集めた大山に向う街道である。大山街道と呼ばれる街道は幾筋かあった。それでは大山街道沿線に住む人々も大山街道と呼んでいたかといえ、必ずしもそうではなかったろう。その地域の住民が例えば小田原を強く意識していれば小田原道と呼んでいたであろう。大山道とは信仰者にとっての名称である。40年程以前のことだが、神奈川県内の某市の職員から、我市域を通っているのが正しい大山街道ですね。と確認を求められて困ったことがあったが、同一名称の街道は各地にあるようだ。千葉県内では成田山新勝寺にむかう成田街道が有名で、同名の街道が幾つかある。

愛称的街道名として「鯖街道」がよく知られている。越前若狭から京都に鯖を運んだ街道ということであるが、鯖街道なる名称はかなり新しい時代に作られたものと考えられる。若狭方面からの輸送物資として鯖が、それほど重要な位置を占めたとも思えない。

また千葉県の事例であるが、県内の旧下総地域には「ナマ街道」と呼ばれる街道が三つほどある。この街道は鮮魚を運んだ街道であるが、今のところ近世の史料にはナマ街道の記載を見ることはない。例えあったとしても、それが街道名として広く普及していたとは思えないのである。

現在我々が馴染んでいる街道名のほとんどは、近代に至り政府が各県の歴史編纂を命じたり、郷土史家が郷土史を編纂する過程で街道に名称を付けたのではないかと考えている。

街道の発着点についても簡単に触れておこう。言うまでも無く街道の発着点は人為的に決められたものである。決められたといってもこれもまた制度として決められていたのは五街道だけである。街道沿いに住んでいる住民にとっての起点は、自分達の住んでいる町であり村であったのである。こうしたことから当然到着点と意識していたのは起点となる町や村にとって重要な町や村、生活空間における地理認識の限界地辺りであっただろう。

街道の発着点についても、我々は地元で言われている発着点をあまり抵抗無く受け入れているが、これもまた街道名同様そのほとんどは近代に至り設定されたのであろう。

### 3 道標に見る街道の名称

道標に記された銘文から街道の名称を簡単にみておこう。文書に記された街道名に対し道標に刻まれた街道名は、地元の日常的な道に対する名称、呼び名とみられるからである。などと書くと大きな展開があるように思われてしまうが、とりあえず手許にある『品川の古道』（品川区教育委員会編・発行 平10）、『八千代の道しるべ』（八千代市郷土歴史研究会（千葉県）編・発行 平13）、『大和路いせ路道標の旅』（稲神和子著しるべ文庫発行 昭54）、『たからづかの道標』（宝塚市教育委員会編・発行 昭61）など各地の道標の調査報告書を見ると、最も多いのは「……道」という表記である。

千葉県八千代市の道標をみると、「なりたミち」「千葉道」というように刻まれている。各地のこうした銘文を見てみると、成田道という街道の名称なのか、成田へ行く道ということなのか判断し難くなってくるのである。東海道なども京都に近くなると、東海道に建つ道標に「みきハ京ミち」（京都市と津市境界に建つ道標）などと刻まれている。この「京ミち」を京街道とするか、京都へ行く道とするか判断は迷うが、必要なのは道が何処へ通じているかということである。

最後に水戸道に建つ道標について紹介しておこう。水戸道は日光道中千住宿で分岐し、葛飾区内の新宿で再び佐倉道と分岐し、金町・松戸関所を越えて江戸川を渡り、松戸・小金を経て水戸に達する街道である。

千住宿の分岐点に建っていた道標（現在は足立区立郷土博物館に移設）は天明元年（1781）のもので、正面に「水戸海道」と彫られている。海道についてはこれまで述べてきた通り、近世においては極めて一般的に使われた用語というか表記であるが、東海道は別にして街道名として道標に刻まれるのは珍しいことである。

新宿の水戸道と佐倉道の分岐点には安永6年（1777）8月の道標が建っており、正面には「右なりた ちは寺道 左水戸街道」右側面には「成田山 さくらミち」と彫られている。「海道」ではなく「街道」である。しかも成田・千葉寺・佐倉については道である。

「水戸街道」と刻まれた道標はここだけではない。近世の水戸道と国道6号が合流した辺り（松戸市八ヶ崎）には、高さ170センチの角石に「左水戸街道」と大きく彫った道標が建っている。文化3年（1806）10月の紀年銘がある。右側面には「右印西道」とあり、「道」である。

以上の三基の道標はいずれも民間人の設置したもので、水戸藩が何らかの関わりをもったとも考えにくいのである。このほかにも「水戸街道」と彫った道標があるのか調査していないが、水戸道は特別な道として認識されていたのであろうか。それが「海道」「街道」という文字に象徴されたのであろうか。何れにせよたまたま「海道」「街道」と表記したとは考えられないのである。水戸道については江戸の防衛等様々な役割があったのでは、と考えているがこれについては、本稿と別問題なのでここで述べることはしない。それにしても水戸道は近代に至っ

でも政府にとって何かあるのでしょうか。

明治5年4月29日太政官は、

武州千住駅ヨリ常州水戸ヲ経テ、陸前岩沼駅ニ至ル迄ノ道筋自今陸前浜街道ト可称事、  
という布告（『法令全書』）を出している。これはあまりにも唐突なことである。他の街道につ  
いても街道名を定めたり、発着点を決定しているのならばともかく、陸前浜街道だけである。

## おわりに

これまであまり気にもせずになっていたようなことに焦点をあててみた。このように書いたからと  
いって、海道と街道は使い分けろとか、これまで発表されてきた論文の街道の名称や発着点等  
について異論を申したる積りなど毛頭ない。そんなことをしたら先ず自分の論文を槍玉に挙  
げなければならなくなる。今後交通史研究をするに際し、こうしたことに若干でも気をつけれ  
ば別の視点、新しい見方ができるのではないだろうかと思われる。

本稿は気軽に随筆として執筆するつもりであった。しかし裏付け史料の確認をしたり、研究  
仲間と話しているうちに、あれも書こう、これも書こうというわけで、随筆でもなく研究ノー  
トでもない中途半端な読みにくい文章になってしまった。機会があれば実証的な事例を多く盛  
り込んで改稿したいと思っている。

(やまもと みつまさ 元国立歴史民俗博物館教授)

論 文

# 関東大震災後における通信事業の復旧と善後策

田原 啓祐

## 1 はじめに

2011年3月11日に発生した東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）は、東北地方と関東地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらし、約1万6000人の命を奪い、2700人の行方不明者を出した。地震後に発生した津波により福島第一原子力発電所の電源喪失は大量の放射性物質の漏洩を伴う重大な原子力事故に発展した。そのため周辺一帯の福島県住民は今なお長期におよぶ避難を強いられ、復興の遅れにより経済や生活に二次的な被害が生じている。その傷跡は今もなお被災地と国民の心に深く残っている。

郵便局の被害も甚大で、震災発生当初は岩手、宮城、福島の東北3県の1103の郵便局中半数を超える583局が休止し、2012年10月31日現在73の郵便局（直営郵便局52、簡易郵便局21）が営業停止したままとなっている。しかし、その中であって、郵便局窓口は震災から11日後の3月22日には243局、28日後の4月8日にはさらに224局が営業再開するなど、早期の復帰を果たした<sup>(1)</sup>。避難所配達、各地からの車両型郵便局、郵便バイクの調達など、郵便事業は早期の復興を見せ、被災者へのライフラインの構築を実現したのである。

震災に対する迅速な対応は、これまで日本が過去幾度となく遭遇した災害対策の知識が大きな財産となっていると思われる。日本において情報通信分野の災害対策の歴史は、郵便創業に始まったことではない。例えば、小野秀夫は、江戸時代の飛脚が書状の運搬だけにとどまらず火災や洪水などの災害情報を取材するようになり、さらには関係方面に印刷して通信すると同時に災害の一枚刷りの発行をするなど、通信社と同様の役割を果たすようになったとしている<sup>(2)</sup>。また、北原糸子は安政江戸地震（安政2年10月2日）の際の情報の伝播過程を検討し、藩が大名飛脚を用いて江戸藩邸から地方へ災害情報を伝えることが多いが、大坂以西では並行して民間の飛脚によって情報が伝達される例が見られることを明らかにし、飛脚問屋の「情報センター」としての機能を評価した<sup>(3)</sup>。そして巻島隆は飛脚問屋が発信した東海道大地震（嘉永7年11月4日）や横浜大火（慶応2年10月20日）の災害情報を検討し、街道を往来する飛脚や飛脚取次所、飛脚宿、飛脚問屋の関係者が京屋江戸店へ宛て詳細な現地情報や荷物の損失状況などを手紙に認め、仕立飛脚によっていち早く知らせ、それにより京屋江戸店は情報をとりまとめて得意先に災害情報を発信することができたことを明らかにした<sup>(4)</sup>。

一方、災害時における郵政事業の果たした役割に関しては、これまであまり研究が進んでい

- 1 『日本郵政グループ ディスクロージャー誌 2011』（日本郵政株式会社経営企画部門広報部、2011年7月）。
- 2 小野秀雄『かわら版物語』（雄山閣出版、1960年）。
- 3 北原糸子『近世災害情報論』（塙書房、2003年）。
- 4 巻島隆「最上紅花取引における飛脚問屋「京屋」「嶋屋」の利用—決済と情報—」『郵便史研究』第30号、2010年9月。

ない<sup>(5)</sup>。郵便創業以来、各地で発生した災害に通信省（当時の通信事業管轄省）および被災地の郵便局はどのような対策を行ったのか。この問題については本来、濃尾地震（明治24年10月28日）、明治三陸地震（明治29年6月15日）までたどって検討すべきであるが、残念ながら史料がほとんど残っていない。そこで、本研究では、比較的史料が残っている関東大震災（大正12年9月1日）当時の通信事業の対応およびその後の復興過程をみていくことにより、震災への対応策がどのように確立されていったのかについて見ていくことにしたい。

## 2 関東大震災当時の通信事情と逡信省による応急処置

### (1) 無線通信が伝えた最初の震災情報

関東大震災とは、大正12年9月1日午前11時58分、相模トラフ沿いのプレート境界で発生した広範囲な断層のずれによって発生した巨大地震による災害である。まず神奈川県松田町足柄上郡松田町地下から三浦半島地下の断層の滑りによって発生した連続地震であり、その範囲は神奈川県のはほぼ全域、東京府の中南部、千葉県の房総半島南半分まで及んだ。この地震のマグニチュードは7.9とされており、関東地域では昭和24年に制定された気象庁震度階級に当てはめれば、広範囲で震度5以上の揺れが生じ、特に神奈川県中南部地域では震度7の揺れであったとされる。人は立っていることもままならず、屋内の家具は転倒・落下あるいは大きく移動し、3割以上の家屋が倒壊、大きな地割れや山崩れ、沿岸部では津波の発生により地形が大きく変化してしまう強烈な揺れである。さらに地震の発生時刻が昼時であったことにより、飲食店や住宅の台所等から発生した火が当日吹いた強風にも煽られて隣接する建物等に延焼し大火災となった。

当時「震災府県」とされた東京府、神奈川県、千葉県、埼玉県、山梨県、静岡県、茨城県の死者（行方不明者を含む）は近年の研究では10万5385人と推計され、このうち東京府が6万8660人、横浜市が2万6623人と全死者・行方不明者の90%を占めていた。住家被害は上記府県にさらに栃木県、群馬県、長野県を加えた1府9県合わせて37万2659棟におよぶ。こちらの被害も東京府が16万8902棟、横浜市が3万5036棟と全体の55%を占めていた。また、被害状況を詳細に検討すると、地震による被害も大きかったが、それ以上に火災による家屋焼失、人的被害が大きかった。例えば、東京府の死者・行方不明者中焼死者は6万5902人（約96%）、横浜市は2万4646人（約93%）であった。そのような被害の実態もあり、当時の新聞・雑誌などのメディアでは「(大正)大震災火災」と表現された<sup>(6)</sup>。

震災により東京府および横浜市は壊滅的な打撃を受け、都市としての機能を喪失した。繁華街や市街地は焦土と化し、水道やガスも止まり、電気も停止した。官営鉄道は東海道本線をはじめ各線が不通となった。市内の郵便局・電信局・電話局のほとんどが焼失、倒壊し、通信機関としての機能はことごとく壊滅した。9月2日に東京都および府内5つの郡に戒厳令が施行

- 
- 5 東日本大震災後、電話やインターネットの復旧がなかなか進まない中で、早期の郵便配達再開を実現したが、それに関するマスコミの報道は少なかった。一方研究分野では押田榮一による中間報告があるが（押田榮一「東日本大震災と郵便事業（中間報告）」『情報通信学会誌』第29巻第4号、2012年3月）、本格的な分析は行われていない。
  - 6 関東大震災に関連する文献すべてを網羅することはできなかったが、当時の内務省や東京府が調査した、内務省社会局編・発行『大正震災志』上・下、1926年、東京府編・発行『東京府大正震災誌』、1925年、当時の出版業界による、大日本雄辯会講談社編・発行『大正大震災大火災』、1923年、中外商業新報社編・発行『図録 大震から復興への実情』、1924年、近年の研究として、北原糸子編『日本災害史』（吉川弘文館、2006年）、今井清一『横浜の関東大震災』（有隣堂、2007年）、北原糸子『関東大震災の社会史』（朝日新聞出版、2011年）等を参考にした。

され、4日にはさらに東京府全域と神奈川県にまで適用範囲が広げられ、陸海軍や憲兵隊によって各地の救援活動、ライフラインの復旧、治安警備にあたった。

このような状況の中で救援と保安に関する要請のため、被災地外部との連絡が急務であり、その役割を果たしたのは無線通信であった。震災当初は、横浜港内外の十数隻の船舶が地震から30分後より相互に情報交換または銚子無線局に送信したことが始まりで、これを銚子無線局は受信して直ちに潮岬無線局へ伝送しようとしたが、湾内船舶無線が混線しており、同局と確実に連絡が取れたのは午後5時となった。潮岬無線局は、午後1時17分に横浜港内に停泊していた商船「これや丸」の無線通信士川村豊作が銚子無線局に向けて発信した通信を銚子無線局からの通信と併せて受信していた。また、対米無線局である磐城無線局は、受信機を国内向けに改装し同日午後7時に銚子無線局が大阪中央電信局長に発信した無線通信を傍受することに成功した。磐城無線局の米村嘉一郎はこれを直ちに仙台通信局へ報告するとともに受信した情報を英訳し、午後8時10分にホノルルRCA局へ発信した<sup>(7)</sup>。その後震災による被害の深刻さが徐々に明らかになってきたので、午後11時に横浜市の惨状を伝える電文をホノルルRCA局を経てサンフランシスコ局へ送った。これが関東大震災に関する最初の電報で、アメリカよりさらにヨーロッパ諸国へ伝えられ、世界各国からの同情と救援物資が日本に寄せられるきっかけを作った。

国内で、大きな効果を上げた通信は、同日午後9時に神奈川県警部長森岡二郎から大阪府・兵庫県・千葉県・茨城県の各知事、横須賀鎮守府、横須賀軍港停泊中の艦船および大阪朝日新聞社と大阪毎日新聞社に宛てた至急官報で、「横浜で震災に引き続き津波と火災が発生し、死者多数、交通通信は途絶し、飲料水も食料もなし」と救援を要請する内容であった。この至急官報は横浜港内の「これや丸」により発信され、銚子無線局と潮岬無線局が中継した。当時湾内船舶無線通信の発信に加え一般市民の頼信も加わったため、電波は著しく混信していたが、「これや丸」の通信士川村豊作は通信大臣の許可を得ずに全ての通信をストップする符号を打った。これは通信法規上の違反行為であったが、「これや丸」は関西地方に関東大震災を公式に報じるという重要な役割を果たしたのである<sup>(8)</sup>。

## (2) 逓信省の応急措置—臨時応急委員会の設置—

逓信省の庁舎焼失は通信事業にとって大きな痛手となった(写真1)。明治43年木挽町に竣工した逓信省庁舎は煉瓦造りの頑丈な建物で、第一震そして続く余震にも耐えたが、夜に各所から起こった火災により庁舎内にとどまるのが危険になったため、午後8時に庁舎詰めの職員200名が浜離宮に避難、まもなく庁舎は類焼した。翌2日午前5時に避難した浜離宮炊事場付近にテントを張って逓信省仮事務所が置かれた。早速に応急策が協議され、翌日仮事務所を



写真1 関東大震災直後の逓信省庁舎の様子  
(大正12年)(逓信総合博物館所蔵)

7 電信課同人「大震災と無線の活動」『逓信協会雑誌』第184号、1923年12月20日、15～18頁。

8 「これや丸」のエピソードについては、郵政省編『郵政百年史』(吉川弘文館、1971年、420～421頁)、前掲、今井清一『横浜の関東大震災』、144～145頁のほか、多くの書で取り上げられている。また川村豊作自らが当時の状況を回顧した論考がある(川村豊作「関東大震災の緊急通信と法規違反問題」『逓信文化』第34巻第9号、1983年9月、20～23頁)。

月 日	通 信 省	郵便局・郵便配送	電 信	電 話	電 気 事 業	海 事
9月1日	<p>正午大地震発生により本省事務休止。 午後7時半、近衛聯隊機関銃隊村上軍曹率いる兵13名が通信省保護のため来着。 午後8時、通信省構内危険のため、総員約200名浜離宮内に避難。午後11時頃通信省焼失。 午後3時、海軍と交渉し、築地技術研究所の無線電話の使用を求めて中央電信局員ら3名派遣も研究所火災により浜離宮に帰着。</p>	<p>地震発生。各郵便局は局内送電を停止し、重要書類等や計器等を搬出し避難。</p>	<p>地震により東京中央電信局の局舎半壊、関係通信線全不通。東京中央電信局を芝公園内の通信官吏練習所へ移転。その後電信機械類の運搬を行う。午後4時輸送開始。午後8時頃中央電信局局舎焼失。</p>	<p>地震により、東京中央電信局以下大半の施設が崩壊。 夜、応急処置として軍に連絡要請し、中野電信隊による陸軍省を中心とした各省・軍官衙・警視庁・府庁・市区役所等に軍用電話を架設。</p>	<p>地震により淀橋の上水路が損害を受け、東京市内が給水不能に陥る。</p>	<p>地震発生。在庁の9名により消防と重要書類の搬出避難に従事。重要書類をほぼ全て水上警察署まで搬出、さらに大部分を発動機船東海丸に移し海上へ避難。午後9時頃東京通信局海事部全焼。</p>
9月2日	<p>午前5時、浜離宮内に通信省仮事務所を設置し応急策を協議する。通信省各課長協議の上、明日通信省仮事務所を東京中央郵便局内に移転することに決定する。 午後3時、通信省仮事務所に来所した仙台通信局の沼倉書記に宮内省御用電報、震災に関する通信省公報ならびに罹災救助に関する電報を携行させ帰還させる(通信省が発した最初の電報)。 午後7時、第2次山本権兵衛内閣成立、犬養毅が通信大臣に就任する。</p>		<p>午前3時、火災の拡大により通信官吏練習所も危険となったため、紅葉館裏の林中に避難。午前5時通信官吏練習所焼失。</p>	<p>日光御用邸と千住間に電話線開通。</p>		<p>大阪通信局に電報にて通達し、関係府県知事および農商務省食糧局出張所と協議の、阪神所在の政府所有米約50万石を東京へ回送する船舶を手配。一般食料品、救護品および建築材料等の輸送に要する船舶供給を地方通信局および船舶業者に通達。</p>
9月3日	<p>午前3時、中野電信隊より紫芝中尉率いる電信隊員が来着し、陸軍省と浜離宮内の通信省仮事務所間に直通軍用電話線を架設。 午前7時、東京中央郵便局内に通信省仮事務所を移転完了する。 夜、陸軍省・通信省間軍用電話開通。</p>	<p>①東京市内宛の見舞状や小包等の地方局引受を当分のうち見合わせる。引受済みの郵便物、実在地に遞送中の郵便物は適當地に保管。 ②東北線到着郵便物中の小包郵便物は熊谷駅に通常郵便物は川口駅に積み卸しをもって当該地郵便局に収容する手配を行う。 ③東海道方面遞送は東京通信局員を清水港に出港させ連絡措置をとらせる。 ④大阪方面より東京府・神奈川県に達する通常小包は一時留置、その他は岩越・両毛線を経由して遞送する。 ⑤大阪通信局より横浜―清水間鉄道省連絡船に便宜郵便係員を乗船させ、横浜方面発罹災民の安否通信の引受および遞送取扱開始(横浜の被害が甚大なため引受郵便なし)。 ⑥東北方面は千住を起点として遞送する。 ⑦信越線は東京―川口間を車送とし、川口―大宮間は吏員によって行囊一個ずつを各自携行して連絡させる。</p>	<p>架設中の千住仙台間および千住大阪間の電信線が開通し、各通信局長および地方長官に震災の詳細を報知(東京より電信によって発した最初の通信連絡)。 芝公園の東京中央電信局南寮寄宿舍を臨時本部兼避難所とする。</p>		<p>東京電灯会社に交渉して従来使用しなかった淀橋浄水場揚水唧筒に送電、夜より運転開始、市内一部に通水させ漸次区域を拡張。 東京電灯会社に送電工事を施行させ、午後より東京市内水道用動力および中野電信隊の無線電信設備への送電開始。</p>	
9月4日	<p>午前7時、通信省臨時応急委員会を組織し通信省、通信大臣官房、東京通信局の事務を一括。</p>		<p>東京中央電信局の事務を東京中央郵便局小包課内で取り扱う事が決定する。 中央電信局長来所。5日より艦砲の一般受付開始、6日より無料公衆報の取扱開始を決定。公衆電報受付整理のため兵員60名来援することとなる。 午後9時35分、東京・大阪両中央電信局間の直通線開通。</p>		<p>東京電灯会社および東京市の技術者と協議し、配電線路に故障がないものについては保安上必要な街灯・門灯を点灯させる。</p>	

月 日	通 信 省	郵便局・郵便通送	電 信	電 話	電 気 事 業	海 事
9月5日		①鉄道各線の被害状況判明。東京市内および近郊残存局の郵便取扱再開を決定、伝送便を設定。 ②横浜市内において発送する罹災者の通信は機宜の方法によって取り纏め、品川まで電車または汽車にて東京中央局に送付引受を行うこととする。	官報・局報の受付制限は厳重に行うことが決定される。 受け付けた電報は区分して千住・清水行軍艦・所沢飛行便・大阪直通線に委託する。	東京中央郵便局内に小市外台を設置、市外線を収容し臨時市外通話所を仮設。(7日までの間に、東京と名古屋・高崎・新潟・長野・長岡・甲府・八王子・浦和・前橋各間に1回線を収容し通話の開始を図る。)	官公署・病院・避難民集会所のほか、精米用電動機等の必須箇所に対しても送電を奨励して時局に対応(精米所への送電開始)。 本郷・小石川の大部分・牛込・四谷・赤坂・麻布の一部の街灯・門灯点灯。	
9月6日		①東京市内各局間連絡のため東京中央局を起点とする伝送便を開送する(1日1回)。 ②芝浦一清水間鉄道連絡船に郵便物無料搭載方を協定の上通信省の責任において取扱実施。 ③汽車が日暮里まで延長されたことにより、東京青森線および東京新潟線郵便物は日暮里より吏員が大宮まで護送して車内扱と連絡し、東海道線は品川一東神奈川駅間汽車便によって神奈川県行きを運送を行う。	罹災電報の無料受付開始。 電報約22万通を受け付け、同夜大阪中央電信局員がその内近畿以西行きの約10万通を携行し帰阪する。	高崎一横浜間に2回線作成開通。また千住・高輪局において、宇都宮・福島・仙台・水戸間に1回線、東京一横浜間に2回線を開通し専ら公用通話に供する。ほかに横須賀・小田原・鎌倉とも連絡。	変電所のうち比較的損害の少ない駒込変電所の応急修理を施す。 上野神明町間の電車運転を開始する。 群馬電力からの低圧送電により川崎・鶴見の電力復旧。	
9月7日	通信博物館において暫定切手発行のための協議を行い、9種類の暫定切手を印刷局経由で民間印刷会社が製造することが決定する。	①東京中央郵便局が行動郵便開始。皇居前・日比谷公園等の避難民より通信を収集。 ②中央線は淀橋局より新宿まで差立を行う。 ③大宮一浦和間の陸便を開始する。 ④東京および近郊地の差立郵便物は当分の内各府県区分とし第三種以下の分配局に送達し、東京府・神奈川県宛の停滞郵便物は漸次留置し他は迂路通送を行うよう措置する。			被害僅少の家屋に対して屋内にも通電開始。	政府所有米搭載の船舶芝浦および横浜に到着、米移入を始めとして漸次缶詰・味噌・醤油等の食料品を輸送。
9月8日		※浅草・九段・麹町郵便局仮事務所業務再開。 ①東京中央郵便局による行動郵便拡張。郵便通送自動車に局員数名が乗り込み、九段、上野公園、浅草、月島方面等焼失地を巡回。 ②品川一大船間列車運転により郵便物の搭載を開始し、吏員は郵便物を護送する。 ③東京府および神奈川県に達する停滞郵便物については、東京市内は各行政区、東京府は各配達局ごとに区分して処理保管する。		東京中央郵便局内に単式交換機を設置し、計74回線を備えて交換開始(25日までに計178回線が開通)。	神奈川西部・南部の山の手残存地域に通電。	
9月9日	暫定切手図案2種完成。	※京橋・芝郵便局仮事務所にて業務再開。 ①被災者が差し出す私製葉書および4匁以下の第一種有封書状は「罹災通信」と表記したものは料金後納とし受取人から料金を徴収することが定められる(逓信省令第58号)。 ①東京中央局一大宮間に自動車往復便を開始し、罹災関係通信の停滞を一掃する(9月22日廃止)。 ②中央線新宿より鉄道郵便係員乗務員を開く(ただし一部は徒歩連絡)。	横浜市神奈川区青木小学校内に電報受付所を設置し、官報新聞電報および被災者関係の電報取扱を開始。 東京湾内および湾外100マイル以内における緊急通信、公衆電報以外の私設通信を禁止。	軍用電話を撤廃。 東京市のほとんど街灯・門灯に点灯。		

月日	通 信 省	郵便局・郵便送達	電 信	電 話	電 気 事 業	海 事
9月10日	通信省災害応急委員会廃止を決定し、東京通信局への引継準備をする。通信公報が震災後初めて発行される。	①横浜―三田間臨時便開設。 ②隅田―浅草間、鳩ヶ谷―蕨間、巢鴨王子赤羽川口間に各往復便を開く。	被災者の電報無料取扱をやめ、明日より有料に復帰する。			阪神地方へ避難する被災者や一般旅客のため日本郵船会社の快速船2艘を利用し京浜神戸間に隔日1回の定期運行を行う(避難民は無料輸送)。
9月11日	通信省臨時応急委員会廃止。	東京府および神奈川県に達する停滞郵便物の在裡赤行囊について臨機の取扱措置を行う。				
9月12日						
9月13日		艦船宛郵便物の横須賀集中のものは呉に臨時集中させる(9月25日横須賀に復旧)。			三浦半島に送電。	
9月14日		※日本橋・下谷・赤坂・深川各局仮局舎にて業務再開。 ①千葉県湊―館山間に臨時航送便を開設する(10月12日廃止)。 ②東京銚子線に東京中央、亀戸両局の受渡を開始させ、千葉―亀戸間は係員護送便に変更する。				
9月15日		震災のため東京府・埼玉県・神奈川県・静岡県・千葉県下の郵便局中執務不能の局は局務回復するまで臨時に郵便事務の取扱を停止、または取扱事務を制限することが定められる(通信省告示第1427号)。	東京中央電信局を丸の内永楽ビル4階へ移転する。	東京市内二等局10か所に市外通話の通話所を設置。	茅ヶ崎・逗子方面の門灯・街灯に点灯。	東京在住の中国人および朝鮮人に対し本国へ帰還の便宜を付与。
9月16日		※本所局の業務再開。これにより東京市内集配局全部が復活。東京中央―千住間に通常往復便一便を開き、東京仙台線に発着する郵便物を併送する。			鶯谷品川間の電車運転を再開。	京浜清水間を日本郵船会社船2艘によって毎日1回の定期運行を行う。
9月17日				漸次各種の通話制限を廃止。		
9月18日		①東京中央郵便局において新聞および新聞通信の地方発送を制限付き(1日1社1回100部以内)で開始。 ②東京―茅ヶ崎間の汽車復旧により神奈川県方面の郵便物を搭載する。			富士水力発電所から電力供給を受けて箱根・小田原・大磯方面の街灯のみ点灯。	
9月19日				各地との回線30に及び、通話区域は青森より神戸に至る131か所に増加。		
9月20日		制限取扱局において切手別納・約束郵便・郵便私書箱の取扱開始。	被災地域内宛の一般私報電報の配達復活。			
9月21日						
9月22日		①被災地宛の第一種・第二種通常郵便の引受開始。さらに関西方面の停滞郵便物輸送のため船便を手配する。 ③伊勢崎線復旧により郵便物を搭載(但し隅田間は全線の受渡を止め、浅草間は伝送便を設定して当分執行する)。 ④東京―大宮間の自動車往復便を廃止する。				
9月23日		①東北線上野駅において東京中央局受渡を復旧する。 ②千住局の鉄道郵便受渡を復旧する。				

月日	通信省	郵便局・郵便通送	電信	電話	電気事業	海 事
9月24日		①新聞・通信社より発送の第三種郵便物の引受制限解除。 ②芝浦一大阪間の通送方を大阪商船会社と協定する。 ③名古屋以西に停滞する小包は大阪に集中し、芝浦間の航送船雇船方を手配する。				
9月25日	震災のため汚染損傷した未使用切手・葉書・印紙類引換開始(通信省令第68号)。	①第一種・第二種の書留扱を開始。 ②呉に集中させた艦船宛郵便物の集中局を横須賀局に戻す。				
9月26日						
9月27日		横浜一清水間は鉄道省連絡船により通送することに改め、汐留一横浜間は鉄道上下一便使用方協定する。				
9月28日						
9月29日		東海道線東京一横浜間郵便車内特殊郵便物の繰越取扱を復旧する。			小石川・高輪・青山・牛込各分局復旧、交換開始。	

(出所) 郵政省編『郵政百年史資料』第29巻(吉川弘文館、1972年)、『大正十二年九月関東大震災当時ニ於ケル通信省応急措置 郵便通送ノ部』(通信総合博物館所蔵、AK-A44/3-2)、『大正十二年九月関東大震災当時ニ於ケル通信省応急措置 電気事業ノ部』(通信総合博物館所蔵、AK-A44/3-1)、『大正十二年九月関東大震災当時ニ於ケル通信省応急措置 海事ノ部』(通信総合博物館所蔵、AK-A44/3-3)、『大正十二年関東大震災当時ニ於ケル通信省日記抄』(通信総合博物館所蔵、AK-A45)より作成。

表1 関東大震災後における通信省の応急措置

火災を免れた東京駅前の東京中央郵便局に移転することが決定した(移転は翌3日午前7時に完了)。

表1は関東大震災後1か月間における通信省および各事業の応急措置を示したものである。震災初日は、各部門とも建物施設の崩壊、焼失し、機器も多くが失われ、従業員は重要書類の搬出、避難などに追われていたので業務は完全に停止した。当時政界では震災一週間前の8月24日に総理大臣加藤友三郎が死去し、翌日外務大臣の内田康哉が臨時に総理大臣を兼任していた。28日には山本権兵衛に組閣が命じられたが、その最中に震災が起こったため、非常事態への応急対策は前内閣の閣僚が当たっていた。9月2日午後7時40分、震災のまっただ中で第2次山本権兵衛内閣が成立し、内務大臣に後藤新平、通信大臣には犬養毅が就任した。新内閣は親任式終了後直ちに閣議を開き、治安確保と被災者の救護方針の決定等、事態の処理に乗り出した。

市内の通信線が全不通となっている状況で、通信省は震災直後より軍と連繋して緊急連絡網の確保に尽力した。震災時の陸軍の通信復旧活動は目覚ましく、伝騎や軍用鳩を用いて軍司令部と関東各地や仙台、大阪の軍隊との連絡を迅速に行い、中野電信第一聯隊は、東京衛戍司令官の命を受け午後より随時出動し、有線電話は2日正午までに東京陸軍の主要な機関や部隊の連絡、東京市役所や各区役所との連絡等通信範囲を拡大していった。しかしながら、通信省と軍との連繋は当初はうまくいかず、震災初日に築地にある技術研究所の無線電話の使用を求めて中央電信局員ら3名が赴いたが研究所が火災に遭ったため、結局仮事務所のある浜離宮へ帰還した。通信省が震災後に通信を発したのは、2日午後3時に仙台通信局から慰問使として仮事務所を訪れた沼倉正司書記官に宮内省御用電報と通信省公報2通ほか救済に関する電報数通を託して仙台に帰還させた時が最初であった。浜離宮内の通信省仮事務所と陸軍省の間に直通軍用電話が開通したのは3日深夜の事であった。

3日に至り架設中の千住仙台間と千住大阪間の電信線が開通したため、午前7時、千住局より仙台経由で各地の通信局長および地方長官に宛てて通信省第三公報を発信し、震火災の詳細

を伝えた。同時刻に、品川沖より横須賀に向かう第五駆逐隊司令官部中佐指揮の軍艦にも第三公報を託し、横須賀軍港内の無線通信により全国に向けて震火災の詳細情報を発信した。これが東京より電信を利用して発信した最初の通信連絡であった。

翌4日午前7時、政府の方針ならびに臨時震災救護事務局設置に呼応して、逓信省臨時応急委員会が設置された。臨時応急委員会設置の経緯について当時の逓信省通信局庶務課長今井田清徳は「其夜の明け方、残つた数人が集つて、非常の際には非常の手段に出づるの外はない。平時の官制などに拘泥して居てはとても機敏なる機宜の措置は採れない、議論よりも実行を主としてやらうと、衆口一致して、忽ちの間に震災応急委員会案を作上げた」<sup>(9)</sup>と回顧している。逓信大臣を応急委員会委員長とし、逓信省（通信局・経理局）、逓信大臣官房、東京通信局の事務を臨時的に一元化し、救済部、通信部、土地建物部、庶務部、会計部、為替部、貯金部、保険部、電気及管船部の9部が設置された<sup>(10)</sup>。以下の項では、臨時応急委員会が震災の最中に果たした役割について、救済部、通信部、貯金部、保険部の活動を中心に見ていくこととしたい。

#### A 救済部の事業活動

救済部の事業活動は、大きく分けて食糧管理、被災者収容、救護、救援隊派遣の4つに分けられる。事務処理については東京中央郵便局内に設置された逓信省仮事務所内で行われ、食糧管理については管理と貯蔵の関係上、麻布にある東京通信局の倉庫内で事務を取り行った。

災害時において救済のため重要なものは食糧であり、救済部は制定と同時にまず食糧の調達に全力を尽くした。陸海軍や東京府、東京市役所と交渉するとともに、各地の逓信局へも物資の供給を要請した。

主要な食糧物資は米であり、最初は東京市役所と交渉の結果神田川正米市場より支給を受けていた<sup>(11)</sup>。日数が経過するにつれ被災者が多数集まり、焼失して休業していた郵便局が仮局舎等によって業務再開していくにつれて各局において炊き出しの必要に迫られるようになった。さらに、東京中央郵便局では東京市の通信網再興の中心として電信電話業務を再開したため、局務従事員が被災地に集中して人数が急増したことにより食糧が不足がちになった。そのため、救済部は芝浦の陸軍配給司令部とも交渉し、毎日50俵ずつの白米あるいは玄米の配給を得ることを約定し、副食物についても余裕がある場合は支給を受けることとなった。応急委員会が設置された9月4日から20日までに268俵、各地の逓信局より177俵の米が配給された。副食物についても各地方逓信官署に要請した結果、9月6日～10日の5日間で、牛缶、梅干、味噌、福神漬、沢庵漬、瓜粕漬、食塩、胡麻、葱、タマネギ、馬鈴薯、軍用パン、堅パンなどが配給された。

次に取り上げるのは被災者の収容である。地震による被災地域は1府6県で、全地域を網羅した被災者収容施設を用意することは被災当時の事情としては到底困難な状況であったため、救済部では主として深刻な被害を受けた東京市および横浜市に重点を置き、東京市内では自動車の捜索隊を派遣し、あるいは市内の各郵便局長に注意を喚起して被災者の収容に努めた。東

9 今井田清徳「応急委員会の出来る迄」『逓信協会雑誌』183号、1923年11月、127～128頁。

10 実際には、貯金、保険、管船、電気各部については、元来の「局」を「部」と呼称したものに過ぎない。

11 関東大震災により深川正米市場や倉庫等の設備が焼失したが、神田川方面は市場、倉庫ともに無事であったため、以後神田川正米市場が東京への米の供給を一手に引き受けることになった（持田恵三『米穀市場の展開過程』東京大学出版会、1970年、93頁）。

京通信局内に東京収容所本部を設置し、その下に青山出張所（青山分局内）、小石川出張所（小石川分局内）、高輪出張所（高輪分局内）、四谷出張所（四谷分局内）、牛込出張所（牛込分局内）、中央郵便出張所（東京中央郵便局内）、中央電信出張所（飯倉片町合宿所内）、保険局芝浦出張所（逓信省保険局内）、貯金局富士見町出張所（逓信省貯金局内）、五反田出張所（逓信省経理局倉庫内）、秘書官官舎出張所（逓信省職員用に設置）の11施設が設けられた。横浜市には東海道収容所本部を設け、神奈川出張所と横須賀出張所が設けられた。他に出張所ではないが所属する出張所から食糧の配給を受けて少人数の被災者を収容した郵便局があり、実際には被災地の各郵便局はすべて収容所のような状態になっていた。本部と出張所が収容した被災者人数は日々変動があったが、9月10日時点で1万人に達していた<sup>(12)</sup>。

また、震災とその後の火災による負傷者のため、臨時応急委員会は逓信共済組合の附属事業である東京通信診療所（牛込区若松町）と合同して東京中央郵便局内に臨時救護所を設置し、保険相談所や診療所の医師・看護婦数名を置いて応急治療を施した。また救急薬剤も用意し、胃弱や頭痛など症状の軽い病人に処方した。臨時救護所では、毎日約50名の患者に対応した。救護所を知らないあるいは知っていても来られない負傷者や病人のために、東京では6日に自動車の救護班を組織し、自動車に医師と看護婦を同乗させ、飢えに苦しむ人には食事を提供し、病人を救護した。また重症患者は東京通信診療所へ送るよう対応した<sup>(13)</sup>。翌7日迄の2日間で、救護班は被災者150名を発見、うち70名の患者を診察し、4名を重患として収容するなど成果を上げた。横浜方面でも東海道本部内に救護室を設置し、8日～10日に市内を巡回して被災者の救護に尽力し、45名を診断、20名に薬を処方した。

そして、震災による被害が甚大で復旧が遅れている被災地への救援隊派遣も行った。9月5日から9日までの5日間毎日、横浜、横須賀、伊豆大島、館山方面へ船による食糧等を輸送し、救援隊を派遣した。

このように、救済部は震災による非常時に際し、わずか1週間の短期間ではあったが多くの被災者を救済した。救済部としての活動は逓信省臨時応急委員会の廃止とともに終えることとなったが、食糧管理および救護活動についてはその後も東京通信局に引き継がれて行われた。

## B 通信部の応急措置

東京府の場合、大地震よりもその後発生した火災による被害が深刻で、特に東京市内の日本橋区、京橋区、神田区、浅草区などの繁華街や地盤が弱く地震の被害を受けやすい本所区、深川区のほぼすべて、下谷区の東半分と芝区の北方面が焼失した。一方で、本郷区、小石川区、牛込区、四谷区、赤坂区、麻布区では地震による倒壊家屋はあったものの火災による延焼はほとんど免れた。神奈川県の場合、横浜地域や横須賀方面における建物倒壊および火災による被害が甚大であったが、最初の震源地付近では震度7相当の揺れが生じたため、小田原のようにほぼすべての建物が倒壊するなど、県西部の被害も大きかった<sup>(14)</sup>。

関東地方1府6県の郵便局も甚大な被害を蒙った。表2、表3は関東大震災によって被災した郵便局数および局員数を示したものである。1133局中195局が全焼、37局が全壊、79局が半壊し、これらを合わせると27%の郵便局が甚大な被害を受けたことがうかがえる。局員の被害も甚大で、震災による局員（東京通信局を含む）は死者346名、重傷44名、軽傷218名、行方不

12 東京通信局『大震災記』（発行年不明）、124～125頁。

13 郵政省共済組合・日本電信電話公社共済組合編『逓信共済組合事業史』財団法人郵政福祉研究会発行、1971年、116～118頁。

14 内務省社会局編・発行『大正震災志附図』、1926年。

		東京市内	東京府 (東京市を除く)	横浜市内	神奈川県 (横浜市を除く)	千葉県	埼玉県	静岡県	山梨県	計
一 等 局	全 焼 全 壊 半 壊	3		2	1					6
	小破及び無事	1				1	1	1	1	4
	計	4	0	2	1	1	1	1	1	11
二 等 局	全 焼 全 壊 半 壊	15			2					17
	小破及び無事	2 9	12		2	1	1	3		28
	計	26	12	0	4	1	1	3	0	47
特 定 三 等 局	全 焼 全 壊 半 壊					1				0
	小破及び無事				1	3	1			5
	計	0	0	0	1	4	1	0	0	6
普 通 三 等 局	全 焼 全 壊 半 壊	140	1	27	4					172
	小破及び無事	2 91	6 123	5 3	21 36	9 148	1 80	2 221	3 83	36 785
	計	233	131	37	97	171	84	230	86	1,069
各 府 県 局 計	全 焼 全 壊 半 壊	158	1	29	7	0	0	0	0	195
	小破及び無事	0 4	1 6	2 5	21 36	10 14	1 3	2 7	0 4	37 79
	計	263	143	39	103	177	87	234	87	1,133

(出所) 東京通信局『大震災記』より作成。

表2 関東大震災被災郵便局数一覧

		東京市内	東京府 (東京市を除く)	横浜市内	神奈川県 (横浜市を除く)	千葉県	埼玉県	静岡県	山梨県	計
通 信 局	死 亡 重 傷	41								41
	軽 傷	9								9
	生死不明	15								15
計	65									65
一 等 局	死 亡 重 傷	100		131	1					232
	軽 傷	14		10						24
	生死不明	21		65	7					93
計	79		7							86
計	214	0	213	8	0	0	0	0	0	435
二 等 局	死 亡 重 傷	80	2	16	1					99
	軽 傷	7	3	4	3					17
	生死不明	47	1	4	10		3			65
計	7									7
計	141	6	24	14	0	3	0	0	0	188
特 定 三 等 局	死 亡 重 傷					3				3
	軽 傷				5	2				2
	生死不明					3	3			11
計	0	0	0	5	8	3	0	0	0	16
普 通 三 等 局	死 亡 重 傷	2		9	1					12
	軽 傷				1					1
	生死不明	11	2	7	16	9		4		49
計	0									0
計	13	2	16	18	9	0	4	0	0	62
各 府 県 局 計	死 亡 重 傷	223	2	156	3	3	0	0	0	346
	軽 傷	30	3	14	4	2	0	0	0	44
	生死不明	94	3	76	38	12	6	4	0	218
計	86	0	7	0	0	0	0	0	0	93
計	433	8	253	45	17	6	4	0	0	701

(出所) 東京通信局『大震災記』より作成。

表3 関東大震災被災局員数一覧

明93名の701名に及んだ。

表4は関東地方の主要な郵便局（一、二、特定三等局）の被災状況を示したものであるが、これによると、やはり地震と火災により深刻な被害を受けた地域の郵便局が全焼していることがわかる。明治末期より東京市、横浜市、大阪市のような大都市では市域内に大規模郵便局（一、二等局）が近接して設置され、局同士が相互に複雑に結束した大都市型郵便ネットワークを構成し、市域内の商業地・工業地・住宅地の情報需要に対応していたが<sup>(15)</sup>、東京市内の一、二等局30局中18局、神奈川県下の一、二等局7局中5局が全焼したため、東京・横浜両都市の郵

被災状況		局名	被災状況		局名		
通信局	全焼	東京通信局 工務課 同局 海事部 同局 経理課二長町分室倉庫 同局 通信講習所普通科	二等局	小破	三田郵便局 白金郵便局 四谷郵便局 早稲田郵便局 牛込郵便局 小石川郵便局 本郷郵便局 駒込郵便局 品川郵便局 渋谷郵便局 淀橋郵便局 巣鴨郵便局 王子郵便局 千住郵便局 亀戸郵便局 大森郵便局 中野郵便局 世田谷郵便局 八王子郵便局 川越郵便局 川崎郵便局 三島郵便局 沼津郵便局 銚子無線電信局 釧崎電信局		
		東京中央郵便局 外国郵便課銭瓶町分室 同局 厩舎課二長町分室 東京鉄道郵便局（上野飯田町派出所共） 東京中央電信局（第一、第二別館及兜町蠣殻町分室共） 同局（浪花・銀座・下谷・芝・京橋・本所・神田・浜町・浅草・隅田分局） 横浜郵便局（本館・別館・外国郵便科分室） 横須賀郵便局					
		全壊			東京中央電話局（九段分局）		
		半壊			東京中央電話局（四谷分局） 甲府郵便局		
一等局	小破	東京中央電話局（小石川分局） 同局（高輪青山分局） 同局（牛込分局） 同局（養成課青山分室） 静岡郵便局 宇都宮郵便局 千葉郵便局 高崎郵便局 前橋郵便局			特定三等局	小破	館山郵便局 浦賀郵便局 佐原郵便局 銚子郵便局 熊谷郵便局
		全壊					館山郵便局
二等局	全焼	麴町郵便局 九段郵便局 神田郵便局 日本橋郵便局 両国郵便局 京橋郵便局 逓信省構内郵便局 新橋郵便局 芝郵便局 葵町郵便局 赤坂郵便局 下谷郵便局 浅草郵便局 本所郵便局 深川郵便局 横浜長者町郵便局 神奈川郵便局 横浜桜木郵便局 横浜駅前郵便局 鎌倉郵便局 小田原郵便局			半壊	半壊	浦賀郵便局
		半壊					麻布郵便局 青山郵便局

（出所）東京通信局『大震災記』より作成。

表4 主要な郵便局（一、二、特定三等局）の被災状況

便ネットワークはことごとく壊滅した。電信の復旧が震災直後より始められたのに対し、地震および火災により、局内の重要書類や計器等機器類の搬出作業に追われ、さらには局舎が全焼した郵便局が多数あり、また担当する郵便区自体焦土と化してしまった地域がほとんどであったため、ポストや引受局で郵便物を預かり、各局を結ぶ郵便線路上を郵便物通送し、担当郵便区内の宛先まで配達する郵便業務の復旧には時間がかかった。

郵便業務の復旧がままならない状況の中で懸念されたのは、首都である東京が大災害に遭ったことにより、地方から大量の見舞状や救援物資を詰めた小包郵便物などが殺到することであった。実際過去の事例を見ると、明治24年10月28日に起きた濃尾地震の際に、被災地を含む名古屋監督区内の各郵便局では、震災後の取扱郵便物数が震災前に比較して引受・配達ともに大体3～4倍に増加したことが報告されている<sup>(16)</sup>。

そこで、逓信省は事前に手を打ち、各地逓信局に対し東京市内宛の見舞状や小包等の地方局引受を当分のうち見合わせるよう指示した。また、局舎はもちろん局が担当する郵便区全体が焼失しており配達が不可能となった地域もあるため、既に引受済みの郵便物や実在地に通送中の物は適当地に保管するよう手配した。

翌日4日、逓信省内に臨時応急委員会が設置され、通信に関して、①速やかに被害状況を調査すること、②震災地発着の公衆用通信はしばらく受付を行わないこと、③電信電話は第一に地方連絡の主要幹線を通ずること、④「罹災電報」の無料取扱等公衆の便宜を図り臨機の処置をなすこと、⑤罹災地域の事務再開を急ぐこと、⑥地方で停滞している通信の疎通を図ること、⑦郵便電信電話の取扱に制限を付し輻輳の緩和を図ること等が取り決められ、郵便・電信・電話の各事業で応急措置をとることとなった。

以後の通信事業に関する逓信省各部門の応急措置については表1に詳細を掲げているので、ここでは重要な項目を中心に取り上げることとしたい。

東京市内における郵便業務再開の準備が5日より始められた。同日に鉄道各線の被害状況が判明し、翌日より東京市内および近郊残存局の郵便取扱再開を決定し伝送便を設定した。東京市内では、震災による局舎の倒壊・焼失を免れた東京中央郵便局が伝送便の中心を担うこととなった。

9月6日、東京市の郵便業務が再開した。ただし、被災者より現状を地方へ伝える通信と行政上重要な通信を最優先したため、取扱局を市内近郊の倒壊・焼失を免れた一、二等集配局に限り、取扱範囲も①被災に関連するもので東京市内の官公署に発着する第一種・第二種普通郵便物、②被災者より地方に発する第一種・第二種普通郵便物、③官公署より被災関係以外に差し出す第一種・第二種普通郵便物（但し急を要するもので1通10匁以内のもの）、④官報、に制限された最小限度の復活であった。最初の伝送便は東京中央郵便局を起点として、本郷・小石川、牛込・四谷、青山、三田・麻布の4方面にまずオートバイを用い<sup>(17)</sup>、それより先は自転車によって残存局との連絡を図り、船便通送は各地への通送は芝浦港から清水港間の鉄道連絡船、鉄道通送は当日鉄道が日暮里まで復旧したことにより、青森方面および新潟方面への郵便物は日暮里より鉄道係員が大宮まで護送することとなった。翌7日には、東京中央郵便局が自転車による「行動郵便」を開始し、皇居前・日比谷公園等の避難民より郵便物引受を行った。

15 田原啓祐「戦間期における郵便事業の構造と三等郵便局の待遇問題—埼玉県越生郵便局の事例より—」『郵政資料館 研究紀要』第3号、2012年3月、15頁。

16 「震災地に於ける郵便及電信(二)」『交通』第23号、1891年11月10日、95頁。

17 東日本大震災後の被災地においても郵便バイクが郵便配達に威力を発揮したことが報道されている（「郵便バイクは八王子ナンバー」『朝日新聞』(2011年4月8日朝刊)）。

8日には「行動郵便」の範囲はさらに拡大し、郵便運送自動車に局員数名が乗り込み、九段、上野公園、浅草、月島方面等焼失地を巡廻し、切手やはがきの売捌や郵便物引受をおこなった。

郵便業務が再開して問題となったのは、郵便切手類やはがきの供給であった。震災により大蔵省印刷局や製造元の工場が焼失したため、保管されていた大量の切手やはがきの在庫も焼失してしまい、切手類の供給が途絶したままではいずれ全国の郵便局で切手類が欠乏することが予測された。そこで7日、東京市内の各局に切手やはがきの買占行為を警戒するよう通牒し、同日に通信博物館において暫定切手発行のための協議を行い、5銭から20銭までの9種類の暫定切手を印刷局経由で民間印刷会社が製造することが決定した。9日には、低額切手用と高額切手用の図案2種が完成し、10日に通信省から印刷局へ発注された。暫定切手の製造は凸版印刷株式会社が受注し、実際の製造は大阪の精版印刷株式会社南工場で行われ、10月25日に発行された<sup>(18)</sup>。

被災者の中には、身一つで避難した者も多く、郵便物を差し出すのに必要な料金を持ち合わせていない被災者の事情を考慮する必要がある。そこで、被災者が差し出す私製はがきや4匁以内の有封書状は、切手を貼らずに「罹災通信」と記入すれば、受取人から料金を徴収する「罹災通信」制度が設けられた。それは9月9日に通信省令第58号の公布によって施行され、同日「罹災通信」のゴム判が出来上がり各郵便局に配布された。罹災通信は当時通信省通信局郵便課長を務めた高妻直道の回顧によれば9月6日に草案ができており、7日には「8日より実施の旨通信局へ通牒した」とある<sup>(19)</sup>。また、『大正十二年九月関東大震災当時ニ於ケル通信省応急措置 郵便運送ノ部』には、「九月九日 東京中央局、大宮間ニ自働車往復便ヲ開始シ罹災関係通信ノ停滞ヲ一掃ス」<sup>(20)</sup>とあることから、9日の通信省令に先行して実施された可能性がある。

「罹災通信」は11月1日まで取り扱われたが、実際の取扱数については非常時の対応ということもあり、詳細は明らかになっていない。9月20日の『読売新聞』の記事に、「十七日中央郵便局の取扱七一、五〇一通のうち無切手のもの四、二四七通あった」<sup>(21)</sup>とあり、この無切手の郵便物が罹災通信であると考えられる。

以上のように、震災後の郵便は、被災者より地方へ現状を伝える通信と行政上重要な通信を第一に取り扱うようにした一方で、被災地外から被災地への通常郵便はシャットアウトした。当時の神戸郵便局長江田節男は「東京府神奈川県宛のものは全然運送の見込立たざる折柄公衆は何の頓着もなく続々見舞状を差出し、又当局にて継送すべき神戸以西の局より差出の行囊は容赦なく到着し山積するに任すの外はなかつたが、公衆に対しては局前掲示なり、新聞を介して其の差立困難の旨を述べ、見舞状の引受中止を周知せしめたけれども、当時見舞状の差出数は平常郵便物の約三倍強の多きに達したのである。そこで引受中止を実行すると共に、既に引受済のものは一々附箋をして還付した」<sup>(22)</sup>と述懐している。被災地の郵便局や郵便網が復旧を始めたばかりであり、宛先の家屋が地震や火災で失われ、被災者の避難生活が続いている状況では、致し方ない処置であったと思われる。

18 暫定切手（通称震災切手）発行や震災直後の通信事情については、郵趣の分野で詳細な研究が進められている。例えば、牧野正久『震災切手と震災郵便』（日本郵趣出版、1982年）、本池悟『関東大震災後の通信事情』、1997年など。

19 高妻直道「大震災裡の郵便事業」『通信協会雑誌』第183号、1923年11月1日、60～61頁。

20 通信省『大正十二年九月関東大震災当時ニ於ケル通信省応急措置 郵便運送ノ部』（通信総合博物館所蔵、AK-A44/3-2）。

21 『読売新聞』（1923年9月20日朝刊）。

22 江田節男「関東震災に処して」『通信協会雑誌』第185号、1924年1月1日、73頁。

やがて鉄道の回復や連絡線による臨時便の増設に伴い、被災地内の郵便線路は徐々に復旧していった。11日に臨時応急委員会は廃止され、その事務は東京通信局に引き継がれたが、その後も復旧は進み、15日に通達された通信省告示第1427号により、震災地の郵便局において従来の事務取扱が困難な局については郵便事務取扱を停止するか制限を付けることとし、後者を「制限取扱局」と呼称し、取り扱う郵便物は①災害関係について官公署に発する第一種および第二種通常郵便物、②被災者より地方に発する第一種および第二種通常郵便物、③被災地の各官公署より地方に発する第一種および第二種通常郵便物で急を要するもので重量10匁未満のもの、④官報、⑤東京市内在の「制限取扱局」間相互に発する第一種および第二種郵便物に限られ、郵便物は郵便局窓口には差し出されたもののみを取り扱い、受付時間は午前8時より午後5時までとすること等が定められた。

その後16日には本所郵便局が業務を再開し、これにより東京市内の集配局全てが復活した。「制限取扱局」の制限事務取扱は徐々に解除され、22日には被災地宛の第一種、第二種通常郵便の引受を再開し、郵便業務の応急措置は25日頃をもって一段落した。もっとも無集配普通三等郵便局の多くはこの時点でも休業が続いていた。三等局の多くは、局長の自宅を局舎として提供したものであり、地震や火災により自宅や私財を失った普通三等局長にとって局舎を再建することは途方も無いことであったと想像される。東京・横浜両市内の被災各局再開日については本池悟による詳細な調査があり、これによれば、被災した普通三等局の再開はほとんどが10月末(27~30日)に集中している<sup>(23)</sup>。震災2か月後となる10月30日までに再開できない場合、三等局の資格を失ってしまうため、形式的に再開という形をとった局が少なくなかったためと考えられる。

被災者から地方に住む親戚や知人に宛て郵便物を差し出すことは、東京中央郵便局を起点とした「行動郵便」や被災者の連絡を重視した「罹災通信」によって実現したが、避難所に居る被災者への返信等の配達については対応が遅れていた。日比谷公園内には約1000戸のバラック、宮城前広場には約600戸のテントができ、それらには番号が付けられていたが、テントの借家人がいつの間にか断りもなくどこかへ引っ越していく事が間々あったため、配達するたびに避難所内を探し回ったり食糧配給を担う世話役に問い合わせたりするなどずいぶん苦労したようである(写真2)<sup>(24)</sup>そしてこの時期「行動郵便」、「罹災通信」だけでは充分に行き届かなかった部分を民間による通信活動が支えたことも無視できない。関東大震災に際し、東京帝国大学、東洋大学、第一高等学校の学生等が中心となって、未弘巖太郎・穂積重遠両法学部教授を推して東京帝国大学学生本部内に東京罹災者情報局が設けられた。東京罹災者情報局は、東京市や区役所、警察と協力して、避難者や死亡者、迷子などの調査や炊き出しなどの救助活動を行う一方で文書通信も取り扱い、その数量は9月15日~10月19日の間で受信3万5088通、発信3万6931通に及び、被災時にあってまさに



写真2 被災地(日比谷公園内避難所)への郵便配達(大正12年)(通信総合博物館所蔵)

23 前掲、本池悟『関東大震災後の通信事情』、114~115頁。

24 内藤勝造「災後の郵便」『通信協会雑誌』第185号、1924年1月1日、26~27頁。

郵便のような役割を果たしたのである<sup>(25)</sup>。

電信の復旧についても、応急委員会設置後に早速行儀が進められた。

東京市内の電信事業の中核を担う東京中央電信局は当時日本橋区の江戸橋橋畔に置かれていたが、関東大震災により局舎が半壊のち消失したため、通信線はすべて不通となっていた。4日に中央電信局の仮事務所を中央郵便局の小包課内に設置し、翌5日より官報の一般受付を開始、さらに6日より被災者の公衆電報無料取扱開始が決められた。この罹災電報は、全ての電報は発信人の危険負担によること、官報は災害の応急措置や公安維持に直接関係あるもの、私報は被災者が被災に関して発するもの、新聞電報は300字以内1日2回に限るもの、暗号電報は取り扱わないこと等受付制限が定められていた。

翌5日、「災害地ニ発著スル電報取扱方ノ件」が告示され、6日より無料電報の受付が始まることが公表されたことにより、翌日被災市民が電信の利用を求めて殺到することが予想されたため、局側は周到な準備を行った。電報受付整理のために当日軍より兵員60名が来援することが4日の時点で決まっていた。また、千住局は事務の激増を予想して局の向かい側の家屋を借り入れし、東京中央電信局員数名や工務課試験係員らは前夜に当直するなどして明日の通信取扱に備えた。また、大阪中央電信局や仙台、佐世保、長崎、熊本、札幌各局より続々と応援が到着していた。

郵便と比較して速報性を有し、頼信紙に被災者の状況を簡潔に伝える一文を記すだけで済む電報を無料で発信できることは、地方に住む身内への連絡手段を求めていた被災者にとって、まさに旱天の慈雨を得た思いであったことだろう。6日、取り扱いを開始した局では、予想通り郵便と電信の利用を求めて被災者が殺到した。現場の混乱が予想され、兵員まで用意した取扱開始であったが、被災者の態度は概ね平静であったようである。当時の東京郵便局長内藤勝造は「局前に列を作る人幾千蛇々として長蛇の如く、堵列は局の出入を困難ならしめた。併し此列に在る公衆が比較的静粛であつたのは又珍らしき現象であつた。平生ならば到底制止得べからざる群集なるに、自ら列を成し順次に進むの光景は悲みに充たされた感嘆であつた。事態は凡ての人を真剣ならしめ、総ての人を真面目ならしめた」<sup>(26)</sup>と、当時の状況を振り返っている。

電報頼信紙は用を足せば正規のものに限らなかったもので、紙片やタバコの空箱等に記載したものであっても届先が判明する限りそのまま受け付けた。当日は被災者が殺到し、開通していた回線だけでこれら全ての電報を送信することは不可能だろうと予想されたので、受け付けたものは区分して千住・清水行の軍艦・所沢飛行便・大阪直通線に委託することが事前に取り決められていた。初日の引受数は約22万9000通を計上したが、このうち近畿以西方面宛の電報約10万通は大阪中央電信局の局員が同日夜に携行して大阪へ帰還した。当時通信省通信局電信課の法規係長を務めていた土肥友二が評したように「全く郵便と電信の合いの子というところ、非常の場合における異例の風景」<sup>(27)</sup>であった。7日には横浜においても京浜神奈川駅待合室を受付所として無料電報の引受を開始した。2日目（7日）の引受数も約14万8000通を計上した。関東大震災により全壊・半壊・消失・流失埋没等被害を蒙った住家総数は37万2659棟であり<sup>(28)</sup>、大体の被災世帯数と考えれば、初日と2日目の電報引受数の合計とほぼ同じぐらいとなる。基本的に無料電報の利用は1日1人1通に限られていたことからすれば、ほとんどの被災世帯が

25 通信外史刊行会編『通信史話 上』社団法人電気通信協会発行、1961年、369頁。

26 内藤勝造「通信省仮事務所を設置した中央郵便局」『通信協会雑誌』第183号、1923年11月1日、79頁。

27 土肥友二「浜離宮から中央郵便局まで」（前掲、通信外史刊行会編『通信史話 上』、380～381頁）。

28 寺寄弘康「関東大震災と復興」（前掲、北原糸子編『日本災害史』、334～335頁）。

まず1通の電報を各地に出すことができたと考えられる。無料電報は、10日で廃止され、翌日より有料取扱となった。10日までの5日間の無料電報引受数は約50万通におよび、被災者の緊急連絡に大いに貢献したのである。

その後、東京市内における集配郵便局全ての再開に伴い、17日に東京市内宛での電報引受を開始し、20日には被災地域内宛の一般私報電報の配達が復活した。10月1日には私報の電信機による発信がほぼ復活した。

電話事業は他の通信事業と比較して特に被害が甚大であった。東京中央電話局本局をはじめ丸の内、浪花、浜町、堀留、銀座、京橋、神田、下谷、浅草、芝、本所の各分局が焼失し、残存したのは高輪、青山、四谷、牛込、小石川のわずか5つの分局のみであった。市内総加入者でいえば、8万3079名のうち、63%に相当する5万2944名が焼失したことになる。横浜市に至っては、横浜中央電話局と長者町分局をはじめ交換局が全滅したために、加入者約1万482名中9840名とほぼ全滅といえる94%が焼失した<sup>(29)</sup>。しかし、郵便局において最も重要な書類とされる加入者原簿と加入申込者原簿は、各局職員によって即座に搬出され、猛火に追われ避難を重ねながら守り通された。

陸軍の支援により、各省と軍官衙、警視庁、府庁、市区役所等へ軍用直通電話は1日には既に架設したが、市外通話の復旧は5日に至り、東京中央郵便局内に小市外台を設置し臨時市外通話所を仮設し、大阪、名古屋、新潟、長野、長岡、高崎への公衆通話の回線を収容することによって、ようやく通話が実現した。復旧当初の通話回線はかなり貴重なものであったため、取扱時間は昼夜無休であったが、通話事項は直接救護に関するものに限定され、通話時間は1回3分、相手方は電話加入者であること、通話種別は普通報のみと限定されたものであった。6日以降、回線を各地に拡張し臨時市外通話所へ単式交換機7台を設置するなど、回線の延長および増強を図り、15日には東京市内の残存した二等局10か所に市外通話の通話所を設置するに至った。しかし局舎が焼失した地域の電話の復旧は容易ではなく、非加入者の電話通話の手段は、中央郵便局ほか数か所の郵便局窓口の臨時通話所に限られていたため、通話所は混雑し、いまだ不便な状態が続いていた。一般非加入者の市内外通話を取り扱う被災市内臨時通話所については、震災より2ヶ月半後の11月16日ようやく兜町臨時通話所が設置された。その後東京市内の臨時通話所は翌年5月31日までに34か所設置された。

逓信省は被災直後より現状を探りつつ、即座に対策を決定し、実施の指揮に当たった。そして現業を担った各郵便局長や職員たちは、自身が被災者でありながらも過酷な状況の中で昼夜を分かたず応急措置に当たり、通信の回復に尽力したのである。

### C 郵便貯金の非常確認払

地震後に発生した火事により逓信省構内にあった貯金局の局舎は焼失した。当時の貯金局は原簿所管庁の事務も取り扱っており、局舎のみならず618万におよぶ口座の貯金原簿をはじめ一切の書類までが焼失してしまった。そのような状況下にあっても市中の銀行は地震直後より一斉に休業したままであったため、被災者のための貯金の払い戻しは急務であった。そこで、貯金局は9月3日から同月30日まで郵便貯金の非常確認払を実施した<sup>(30)</sup>。当初は東京府内の焼失を免れた一、二等局の13局で実施され、払戻は1日1回とし、金額は当初の資金の関係上

29 逓信省編『逓信事業史』第4巻、逓信協会、1940年、643～644頁。

30 非常確認払は当初3日間に限って取り扱われる予定であったが、その間被災者が殺到し、一向に確認払の請求が治まる気配がなかったため、一旦取扱期間を9日まで延長し、さらに30日迄継続することとなった。

通帳を所有するものに対しては30円、所有しないものに対しては10円を限度とすることが決められた。また払戻は通帳交付局以外でも受けることができた。その後取扱範囲は東京通信局管内の各郵便局まで拡大し、通帳と印章を所有するものに限り1日1回100円までを払い戻せることとした。表5は、郵便貯金非常確認払取扱高を府県別に示したものである。通帳による払戻は13万2413口で金額は485万9100円、通帳なしによる払戻は2万2818口で金額は22万315円を計上した。特に深刻な被害に遭った東京市内や神奈川県の手続きが多く、神奈川県の場合は通帳なしによる払戻が通帳による払戻の2倍あった。

非常確認払が応急委員会設置よりも早い3日に実施できたのは、過去の経験によるところが大きい。天災等非常時において、一般の手続によらない特別な方法によって取り扱いをすることについて初めて成文化されたのは、明治26年10月20日に公布された通信省令第17号であった。この省令によって「郵便貯金条令施行細則」に「第五十一条 天災其他非常ノ場合ニ於テハ特ニ本則ニ定メタル手続ヲ省略シテ取扱ハシムルコトアルヘシ」が追加された<sup>(31)</sup>。さらにそれ以前に、明治24年10月28日の濃尾地震当時に通信省吏員を派遣して貯金払戻を執行して被災者の便宜を図った旨の記録がある<sup>(32)</sup>。明治38年5月19日に公布された通信省達第322号（「郵便貯金取扱規程」）では、「第三章 払戻」に「第六節 非常払戻」を設けて非常払戻について定められた<sup>(33)</sup>。地震から僅か2日後に実施することができたのは、濃尾地震時の経験によるところが大きいと思われる。

従来の非常確認払では通帳を所有しない者については貯金原簿と対照して行われるが、関東大震災に際して実施された非常確認払は、原簿所管庁も多数の預入局も貯金原簿を焼失したために貯金原簿の対象を省略して単に相当な証明を行ったのみであった。通帳や印鑑がなくても払い戻すことができる非常確認払について、申告書の記入用式には悪質者の便乗をなるべく防ぐようなものを用い、申告書は本人が出頭して提出させ、その際各人には少なくとも15分以上面接して収入や言動態度等参考事項を聴取する等の工夫がこらされたが、不明の分は申告者の「良心」に訴えることになった。もっとも払戻額の上限は適当に設定されたものではなく、貯金局のこれまでの経験に基づいて計算されたものであった。当時貯金局集計課長を務めた藤原保明

(金額は円)

府 県	取扱郵便局数	通帳による払戻		通帳なしによる払戻	
		口 数	金 額	口 数	金 額
東 京 府	39	123,881	4,561,445	8,535	80,376
(東 京 市)	21	91,867	3,524,738	6,453	60,775
(東京郡部)	18	19,601	1,036,707	2,082	19,601
神 奈 川 県	26	7,327	269,707	14,049	137,395
埼 玉 県	12	979	22,861	120	1,161
千 葉 県	3	26	447	25	539
静 岡 県	8	200	4,640	89	844
5 府 県 計	88	132,413	4,859,100	22,818	220,315

(出所) 通信大臣官房文書課編・発行「大正十二年 震災写真帖」、1928年、附図より作成。

表5 郵便貯金非常確認払取扱高

31 『通信公報』第942号、1893年10月21日。

32 郵政省貯金局監修『為替貯金事業百年史』郵便貯金振興会発行、1983年、458頁。

33 『通信公報』号外、1905年5月19日。

は、「集計課では以前から貯金奨励の資料として毎月全国の預金者数、預金額、一人平均等の郡市別の統計表を作っていたが、…(中略)…申告者の一人平均は九十五、六円見当だろうと推定」しており、翌13年1月時点の一人当たりの平均申告額が95円60銭で正しく的中していたことから、「私はこの輝かしい結果を見て人はまず信ずべきものであると思った」<sup>(34)</sup>と回顧している。非常確認払を開始した当初は被災者が各取扱局に殺到したが、深刻な事態が生じることにはなかった(写真3)。非常確認払いの実施について、答辞の新聞は「貯金局の大英断」と評し<sup>(35)</sup>、貯金局も後日「斯く救急措置を採つたことは罹災者をして郵便貯金の如何に信頼すべく、且親切丁寧、簡易確實本位であるかを深く印象づけたことは想像以上であつた」<sup>(36)</sup>としている。



写真3 震災直後の貯金非常取扱受付状況(東京中央郵便局、大正12年)(通信総合博物館所蔵)

#### D 簡易保険の非常局待払

震災当時、簡易保険局は、庶務・監督、規画、積立金運用の4課が通信省構内にあり、契約、支払、経理、第一原簿、第二原簿、医務、統計の6課は芝浦の仮庁舎に置かれていた。震災により、通信省構内の4課は焼失したが、芝浦の仮庁舎は隣家まで延焼し、一度は庁舎にも一旦火が付いたが消火することができたので、保険申込書、保険料、徴収原簿等の保険契約関係書類は無事であった。

局舎や保険局職員、物品や資料等の被害は大きかったが、東京市には約30万人の簡易保険加入者がおり、被災者の困窮を救済することが急務であった。仮局舎の局員は、仮局舎の片付けをする一方で、簡易生命保険非常取扱規則を設け、9月5日より11月5日までの期間、芝浦簡易保険局構内に設置した東京中央郵便局出張所において保険金、還付金、契約者貸付金の非常局待払の取扱を開始した。周知のためにビラや自動車も用意された。非常局待払を開始した当初は、毎日1000人以上の請求者が殺到し、その中には保険証書や領収帳を失った者が多かったため、保険証書の記号番号の確認、契約受持局等の確認がなかなか取れず、契約原簿との照合には困難を極めた。非常局待取扱による支払高は、全体で2731件、金額は34万49円54銭であった。そのうち保険金支払高は、2304件、金額は33万6260円81銭、1件あたりの平均額は145円94銭であった<sup>(37)</sup>。

また、被災した契約者の保険料払込については、通常の払込猶予期間2か月のほか、大正12年9月1日より翌13年3月末日までの間の保険料払込については、3か月以内延滞料を徴収しないとする特別払込猶予期間を設定して契約の維持に努めた<sup>(38)</sup>。

34 藤原保明『罹災貯金の申告払』(前掲、通信外史刊行会編『通信史話 上』、392~393頁)。

35 「通帳や印鑑が無くても払戻す 預金者が必要なだけ一貯金局の大英断」『東京日日新聞』(1923年9月26日)。

36 通信省貯金局『六十年間における郵便貯金経済史観』、1935年、113頁。

37 通信省編『通信事業史』第5巻、通信協会、1940年、540頁。

38 通信省令第71号(大正12年10月2日)の第二条。

### 3 関東大震災が通信事業に及ぼした影響

#### (1) 関東大震災後の通信事業の善後策

前章で見てきたように、関東大震災は東京市内、神奈川県横浜・湘南地方、千葉県房総地方の通信事業に甚大な人的・物的被害を及ぼしたが、通信の早期復旧は急務であり、震災直後より各部局において一斉に復旧活動を再開した。

建築材料、事業用諸物品および材料等については地方部局より輸送を依頼し、事業の応急善後策を立てて着々と実行していった。応急費の予算については、全部取りまとめた要求は困難であったため、出来次第要求するという形をとった。

通信事業の被害額を見ると、調度事務関係の被害額（事業事務用品在庫品、印紙切手はがき類在庫品等消耗品の損失）は約1140万円、通信省所管設備の被害額（建物や付属工作物、船舶、電信および電話線路、器具機械類、消耗品、工事材料費、切手はがき類）は6135万円に上った。そのうち建物や付属工作物が979万円、電信電話線路が1234万円、器具機械類が2475万円と全体の7割を占めていた。調度事務関係と設備の被害を合わせた通信事業の被害総額は7275万円に及んだ。

そこでまず通信省所管設備の復旧のために、通信省、貯金局、各郵便局・電信電話局等焼失倒壊した建物のうち至急建設を要する建物の跡地整理と仮局舎等の新築費用、次いで通信官吏練習所や通信講習所、商船学校等の仮建築費、そして電信電話の線路機械復旧費用、事業用諸物品費用等を要求した。

また、震災後の混乱により日本銀行の会計処理が混雑状態にあり、東京市や横浜市など都市の大部分が焼失したことにより諸物品や材料が不足していたため、震災応急に関する会計事務の処理については会計規則の例外として取り扱われた。工事要所物品の供給等はほとんど随意契約によって実行され、応急費の支出は通信省および東京通信局に数人の臨時現金前渡官吏を置いて、小口のもの全部現金で支払い、俸給や給料も大蔵省令に基づき前払いをする等の応急措置によって対応した。その費用は、既に成立した予算に新たに震災応急費2936万円（臨時部）を加えるという特例によって生まれ、そこから支出されることとなった。応急費は総て予算支出として第二予備金や国庫剰余金より出された。

本格的な通信事業の復興計画が提出されたのは、大正13年6月11日に加藤高明内閣が組織されてからであった。通信大臣には第2次山本権兵衛内閣時代にも務めた犬養毅が再度就任した。同月25日には第49回帝国議会在が招集され、都市復興費の追加予算および震災復旧に要する経費を要求した大正13年度追加予算が提出され採決された。

表6は被災地における通信事業の復興計画の総費用をまとめたものである。各部門とも2～6年の年度割りによって復旧に当たることが定められた。

電信電話施設については、なるべく速やかに復旧を完了させることを目指し、3か年度間で復旧が完成するよう計画が立てられた。特に、通信線の全通は大正14年度までに完了し、15年度は整理工事に宛てられるよう計画されていたため、総費用9040万円のうち、半額の4522万円が14年度に充てられた。当時通信省は欧米各国の電話事業に関する調査を進めており、調査の結果従来の手動式のままで将来加入者が増加した場合に交換作業能率の低下、年経費の増加、電話交換手の採用難、土地建物にかかる費用の増加等の不利益が生ずることが懸念されていた。そのため東京・横浜両市の電話事業復興に当たっては、自動交換方式という新規の技術が採用された。最初に発案したのは、通信省通信局工務課長の稲田三之助技師であり、未だ電話事業の復興の目途の立っていない9月中旬に発案された。そして9月23日付で東京通信局長宛に通

(単位：円)

費用項目	総額	支出年度割					
		大正13年度	大正14年度	大正15年度	昭和2年度	昭和3年度	昭和4年度
郵便電信施設費	90,400,000	29,541,560	45,223,940	15,634,500	0	0	0
郵便局舎その他新営費	35,456,628	2,256,628	7,500,000	7,200,000	7,000,000	6,000,000	5,500,000
航路標識復旧費	507,000	207,000	300,000	0	0	0	0
貯金原簿その他復旧及び整理費	3,060,000	1,525,000	1,535,000	0	0	0	0
物品購買その他設備復旧費	17,720,000	5,620,000	6,200,000	2,200,000	1,700,000	1,000,000	1,000,000
合計	147,143,628	39,150,188	60,758,940	25,034,500	8,700,000	7,000,000	6,500,000

(出所) 通信省編『通信事業史』第7巻、通信協会、1940年。

(注) 大正13年6月に議会で提出された予算案であるため、原史料では昭和2年度以降の年度は「大正16年度」「大正17年度」「大正18年度」と記されている。

表6 震災復旧および新営費の総額および各年度割費

牒（話第3010号「東京市内電話交換復旧方針並びに順序の件」）が発せられ、明後日（25日）の大阪朝日新聞に早くも取り上げられるほど注目された。翌年7月には自動交換機の第1回講習会が芝公園の通信官吏練習所で開かれ、第1期工事（京橋・本所・下谷・神田・茅場町・九段）の分の自動交換機を海外に発注することとなった。購入契約額（大正14年納入）は814万円におよぶ高額なものであった。大正14年4月より自動交換機据付工事を本格的に開始し、半年後には自動交換工事がほぼ完了した。そして翌15年1月に初めて自動交換機を採用した京橋分局と本所分局が開局した。同年3月には東京市内の下谷、神田、茅場町の3局、横浜市内の横浜局、横浜長者町局の2局でも電話加入者が自動式に切り替えられた。ちなみに世界各国で用いられていた自動電話交換方式はスイッチの運動や中継線の選択方法によって3種に大別され、日本では長い歴史を持ち広く普及し、動作や保守の点で信頼され、耐震に優れた構造であるステップ・バイ・ステップ式が採用された。ステップ・バイ・ステップ式にはストロージャ式（当時世界の自動交換様式の6割以上を占める）とシーメンス式（ストロージャ式から派生し、主にヨーロッパで採用、ストロージャ式に次いで普及）の2種類があり、東京市内5局の自動交換機は6数字のストロージャ式でイギリスのATM社製、横浜市内の自動交換機はシーメンス式でドイツのシーメンス・ハルスケ社製が採用された。自動交換機の採用にあたり、技師は新たな技術訓練を必要とすることになり、一方利用者にも電話のかけ方を案内するために事前にパンフレットの配布や講演会・活動写真による宣伝を行うなど多くの労苦があった。また、電話番号を変更する不便もあった。その際電話帳の記載も従来のいろは順・縦書きから五十音順・横書きに一新され、現在の電話帳に近い形になった<sup>(39)</sup>。

焼失した被災地郵便局舎等については、応急措置として大正12年度の震災応急費中532万円を用いて仮事務所が建てられ、とりあえず郵便局事務は再開していた。事業上また衛生上から見ても速やかに新局舎を建築することが望まれたが、財政上の都合により、6か年度間かけて順次復旧していくこととなった。

震災によって倒壊・損傷した灯台17か所については、大正12年度に応急費3万1000円によって仮灯を設置する措置が取られたが、船舶の安全な航行を図るために早急の復旧が求められたため、航路標識復旧費が組まれ、2か年かけて復旧された。

39 自動交換機導入の経緯については、日本電信電話公社東京電気通信局編『東京の電話・その五十万加入まで 上』（社団法人電気通信協会発行、1958年、538～606頁）が詳しい。

また、震災によって貯金局が保管する貯金原簿や管船局が保管する船員原簿が焼失したため、これら原簿を早急に整理、復旧する必要があった。大正12年度は無通帳の申告分に対する確認作業に尽力し、13年度以降2か年度かけて貯金原簿や船員原簿の復旧を完了させる計画を立てた。貯金原簿復旧については各年度150万円ずつ、船員原簿復旧については13年度に2万5000円、14年度に3万5000円がそれぞれ割り当てられた。焼失した貯金原簿の復旧と通帳の再交付は実に困難を極めたが、大正13年度に焼失原簿の3分の2に相当する344万4000口座が復旧された。復旧作業は昭和7年まで続けられ、累計して468万5000口座（焼失口座の76%）まで復旧した<sup>(40)</sup>。

通信省をはじめとする諸庁舎や局舎および倉庫の焼失による器具器械類の設備や諸物品の損失額は莫大であり、事務復旧後即座に必要なものは、12年度の応急費940万円の支出によって供給されていたが、それ以外の物品や在庫品については財政逼迫により、向こう6か年度の間順次支給されることとなった。もっともその復旧は迅速に進められるよう、最初の3か年度で全体の78%の費用が充てられるよう計画された。

被災地における通信事業復興は、総額約1億5000万円におよぶ費用を費やし、急速に進められた。しかし、大正9年の大戦ブームの反動恐慌以降、国内景気の沈滞ムードは続いており、さらに関東大震災が与えた被害によって、経済は一層深刻な不況に見舞われた。震災前の大正11年6月に成立した加藤友三郎内閣の頃からすでに行財政の整理が進められたが、本格的な震災復興に当たった第一次加藤高明内閣の時期には復興にかかる臨時費増加のあおりを受け、通信省職員の人員削減をはじめとする経費節減政策が推し進められることとなった。同時期の通信事業収支（経常部）は黒字幅を維持したが、一方で経費節減に伴う郵便局のサービス低下や三等郵便局局員の待遇悪化という歪みも生じていた<sup>(41)</sup>。通信省の事業運営の見込みが立たないと憂慮した当時の通信大臣犬養毅は、郵便料金の値上げを画策し、浜口雄幸大蔵大臣や加藤高明総理大臣に談判するが賛同を得ず、農商務大臣高橋是清に料金値上げに協力するよう要請する旨の書簡まで送っているが<sup>(42)</sup>、緊縮財政政策を実施している当時の政治情勢下での料金値上げは到底受け入れられないものであった。

## (2) 関東大震災前後の郵便および電信利用の推移

関東大震災は通信利用にどのような影響を及ぼしたのか。以下では郵便、電報、貯金、簡易保険の順に、震災前後でどのような変化があったのか、統計資料から検討してみたい。

表7は関東大震災前後の郵便物数および電報発受信数の推移を関東地方は府県別に、他の地域は通信管轄区別に示したものである。まず郵便物数についてみると、震災前の大正11年度と比較して、翌12年度の数値は大きく減少している。特に震災の被害が大きかった東京府では引受数が約2億1049万通、配達数が約1億1920万通、神奈川県では引受数が3754万通、配達数が3133万通減少しており、2府県の減少が東京通信管轄区域全体の減少にも大きく影響を及ぼしている。もっともこの時期は、他の地域の郵便物数も軒並み減少しており、全体の引受数は4億4751万通、配達数は3億3537万通も減少している。震災による郵便利用の落ち込みが単に被災地にとどまらず、全国にも波及しているように思われる。しかし大正13年度には状況が一変する。震災による被害が広範に及ぶ神奈川県を除き、関東地方の郵便物数は、引受・配達ともに11年度の水準まで復帰した。特に東京府の早期の復帰は目覚ましい。関東地方の復興ム-

40 前掲、郵政省貯金局監修『為替貯金事業百年史』、466頁。

41 前掲、田原啓祐「戦間期における郵便事業の構造と三等郵便局の待遇問題—埼玉県越生郵便局の事例より—」、25頁。

42 「高橋是清宛犬養毅書簡（大正13年12月4日）」（通信総合博物館所蔵、2802-0852）。

(1) 郵便物数

		大正11年度		大正12年度		大正13年度		大正14年度	
		引 受	配 達	引 受	配 達	引 受	配 達	引 受	配 達
東京通信管轄区域	東京府	863,174,995	643,695,949	652,680,256	524,489,126	824,182,475	651,210,282	874,242,443	646,961,076
	神奈川県	110,117,997	110,870,763	72,570,035	79,545,630	89,205,312	97,920,262	95,712,546	104,413,610
	埼玉県	40,981,331	46,897,696	39,024,476	42,445,728	40,553,902	47,787,056	44,938,988	52,442,428
	群馬県	49,190,255	49,587,670	45,506,268	49,309,921	50,885,745	54,779,640	47,762,415	54,558,658
	千葉県	60,428,175	65,331,953	57,067,318	59,058,869	63,556,552	68,335,973	60,571,116	69,975,576
	茨城県	49,879,407	58,483,080	51,529,708	58,834,583	60,446,830	69,436,594	58,886,174	67,406,955
	栃木県	45,293,851	48,488,830	41,350,111	45,358,108	43,489,190	48,273,311	43,365,805	49,188,457
	静岡県	86,601,377	97,557,954	91,947,919	96,858,474	102,099,073	108,796,038	105,552,137	122,269,332
	山梨県	35,802,516	37,279,516	3,409,764	37,229,071	35,634,053	39,838,864	37,976,032	37,925,592
	計	1,341,469,904	1,158,193,411	1,055,085,855	993,129,510	1,310,053,132	1,186,378,020	1,369,007,656	1,205,141,684
札幌通信管轄区域	168,685,516	187,239,843	167,554,930	184,466,817	172,111,548	189,205,189	179,525,323	197,545,760	
仙台通信管轄区域	349,861,891	403,730,775	318,134,590	369,944,602	338,624,308	400,112,146	345,777,272	410,577,629	
名古屋通信管轄区域	444,536,087	470,113,761	408,701,432	436,847,101	436,942,687	472,156,388	462,385,805	506,187,530	
大阪通信管轄区域	948,974,921	890,245,079	896,473,774	847,413,016	997,072,008	941,140,611	1,020,405,144	968,301,377	
広島通信管轄区域	427,332,967	489,991,462	416,204,551	463,311,146	441,168,324	485,676,449	457,610,221	493,306,331	
熊本通信管轄区域	446,096,744	495,302,326	417,294,838	464,329,054	424,060,945	485,117,690	434,698,257	489,111,899	
合 計	4,126,958,030	4,094,816,657	3,679,449,970	3,759,441,246	4,120,032,952	4,159,786,493	4,269,410,278	4,270,172,210	

(2) 電報発着数

		大正11年度		大正12年度		大正13年度		大正14年度	
		発 信	受 信	発 信	受 信	発 信	受 信	発 信	受 信
東京通信管轄区域	東京府	8,997,518	8,722,064	7,355,341	4,629,137	9,380,137	8,870,692	9,352,756	8,765,184
	神奈川県	1,938,957	1,798,552	1,496,986	1,313,590	1,872,979	1,693,422	1,819,697	1,650,673
	埼玉県	439,145	512,559	398,481	469,261	469,771	547,103	486,297	563,981
	群馬県	526,691	558,100	552,998	564,860	571,608	605,125	570,774	597,559
	千葉県	726,186	1,035,307	684,581	897,183	767,715	1,096,982	748,728	1,102,537
	茨城県	673,640	819,024	674,753	780,590	722,794	900,822	695,857	870,732
	栃木県	541,276	570,968	553,488	562,010	563,122	558,138	530,893	559,467
	静岡県	1,593,745	1,865,784	1,532,893	1,833,901	1,606,484	1,935,213	1,576,852	1,933,123
	山梨県	368,705	407,089	379,865	409,886	403,188	434,162	390,498	427,714
	計	15,805,863	16,289,447	13,629,386	11,460,418	16,357,798	16,641,659	16,172,352	16,470,970
札幌通信管轄区域	5,978,352	5,925,738	5,741,394	5,795,742	5,772,544	5,841,750	5,808,497	5,797,466	
仙台通信管轄区域	7,192,899	7,442,663	7,089,401	7,327,510	6,957,348	7,230,931	6,864,501	7,273,328	
名古屋通信管轄区域	7,711,745	8,005,893	7,937,994	8,188,544	7,740,943	8,036,921	7,684,330	8,052,360	
大阪通信管轄区域	15,044,447	15,036,056	15,591,210	16,041,999	15,394,419	15,500,129	15,424,340	15,524,849	
広島通信管轄区域	7,685,712	7,994,282	7,863,661	8,224,661	7,649,008	8,004,845	7,258,106	7,751,010	
熊本通信管轄区域	10,159,346	10,324,315	10,050,254	10,251,078	10,090,013	10,099,764	9,683,831	9,870,255	
合 計	69,578,364	71,018,394	67,903,300	67,289,952	69,962,073	71,355,999	68,895,957	70,740,238	

(出所) 通信省編『通信統計要覧』(大正11年度～大正14年度)より作成。

(注) 各地通信局の管轄区は以下の通り。札幌通信管轄区(北海道)、仙台通信管轄区(宮城・新潟・福島・岩手・青森・山形・秋田)、名古屋通信管轄区(愛知・三重・岐阜・長野・福井・石川・富山)、大阪通信管轄区(大阪・京都・兵庫・奈良・滋賀・和歌山・徳島・高知)、広島通信管轄区(広島・鳥取・島根・岡山・山口・香川・愛媛)、熊本通信管轄区(熊本・長崎・福岡・大分・佐賀・宮崎・鹿児島・沖縄)。

表7 関東大震災前後の郵便物数および電報発受信数の推移

ドに連動するかのようには他の地方の郵便物数も11年度の水準あるいはそれ以上に増加した。

一方、電報発着数に注目すると、大正11年度と比較して、やはり12年度は全体として減少している。被災地を含む東京通信管轄区域の電信利用は、発信・受信ともに大幅に落ち込んだが、他地域の動向を見ると郵便物数とは異なる傾向が見られる。札幌・仙台・熊本通信管轄区域の電報発受信数は微減した一方で、名古屋・大阪・広島の各通信管轄区域の発受信数は増加している。郵便と電報の利用数の動向が異なるのは、郵便と電報の両通信の用途の違いによるものである。それほど緊急を要しない通信のやりとりに用いられる郵便の場合は、災害や景気の後退に影響を受ける傾向にあるが、電報のように速報性を持つ通信の場合、災害時に外部との連絡を求めて需要が急増する傾向がある。実際、大阪中央電信局の調査によると、震災のあった大正12年9月上旬には一日平均電報取扱数(発受信合計)は19万通に及んでおり、前年の同時期の数値を10万通近く上回っている<sup>(43)</sup>。翌13年度になると、東京通信管轄区域の電報発受信数がほぼ11年度の水準にまで復帰した。神奈川県を除く全ての府県で大正11年度の数値以上に電報利用数が増加したためである。全国の合計を見ても、大正13年度の電報取扱数は11年度の水準にまで復帰しているが、この増加は関東地方の電信復旧に伴う増加によるもので、他の通信管轄区域を見ると、12年度に取扱数が増加した名古屋・大阪・広島の各通信管轄区域は発受

43 通信大臣官房文書課編・発行『大正十二年 震災写真帖』、1928年の附図「大震災ト電信」(大阪中央電信局調)。

信ともに減少し、他の区域はほぼ横ばいで推移している。震災による混乱が落ち着き、復興が進むにつれて電報による急報のやりとりも減少したためと考えられる。

次に郵便貯金について見てみよう。**表8**は関東大震災前後の東京通信管轄区域内の一、二等局の郵便貯金取扱口数の推移を示したものである。残念ながら金額の動きに関する情報は得られないが、預入と払戻の口数および新規預入人数の変動を知ることができる。震災前の大正11年度と震災後の大正12年度の変化に注目してみると、横浜市内の局の全て、東京市内の多くの局で預入口数の減少が目立つ。特に震災によって全焼した局の減少は著しく、通信省構内局は約3分の1、横浜局は半分以下に減少している。被災地を離れた者や口座を失った者が多く、一方で新規預入人員の増加が見られなかったことによる。全焼・倒壊を免れた局であっても、東京市内の三田局や小石川局のように預入が減少した局があった。一方、東京府郡部の各局や関東各地の主要局の預入に大きな変動はなく、八王子局、王子局、高崎局などの例外を除き大正12年度も概ね増加している。震災があったにも関わらず新規預入人員が増加した局が多いが、被災者が東京市内から郡部へ転居して新たに口座を開いた可能性がある。被災した局でも、預入口数は早く大正13年度より再び増加したが、大正11年度の水準まで復帰するには時間がかかった。払戻口数については、大正12年度の被災を免れた東京市内や東京府郡部各局の増加が目立つ。震災時の郵便貯金の非常確認払は通帳交付局以外でも取り扱われたため、郵便局が休業した被災地からの非常確認払が集中したと思われる。局舎が全焼・倒壊した東京市内、横浜市内の各局、横須賀局の払戻口数については浅草局や横浜局が倍増したことを除いては大きな増加は見られない。九段局の払戻口数は11万と目立って多いが、おそらくこの数値は誤植であろう。貯金業務休止期間が長期におよんだ通信省構内局は半減している。大正12年度に払戻が急増した局も翌13年度にはほとんど減少し、被災時の緊急事態はひとまず終息したことがうかがえる。

最後に同時期の簡易保険の動向を見ておこう。**表9**は関東大震災前後の簡易保険契約状況の推移を関東地方（東京通信管轄区）は府県別に、他の地域は通信管轄区別に、年度末現在の契約、新規契約、死亡、失効の別に示したものである。

簡易生命保険は、大正5年10月の発足以降、毎年契約数を飛躍的に伸ばしていった。関東大震災に見舞われた大正12年度にあっても、**表9(1)**の年度末の契約件数、保険料、保険金額はそれぞれ増加している。地域別に見ても、被災地以外の地域はもちろん、深刻な被害を蒙った関東地方であっても全ての府県で増加を示している。次に契約の内訳を見ていこう。**表9(2)**新契約について見ると、大正12年度の東京通信管轄区域内の各府県の契約件数が前年度と比較して軒並み減少していることがわかる。ただし東京府に限っては、契約件数が減少する一方で保険料、保険金額ともに増加している。一方、関東地方以外について見ると、札幌・熊本通信管轄区域以外は、大正12年度においても件数、保険料、保険金額それぞれ順調に増加している。同年度の新契約の全国計は、契約件数が減少、保険料および保険金額が僅かに増加となっており、簡易保険業の成長の勢いが一旦衰えた要因となっている。しかし、大正13年度以降は各地域とも勢いを取り戻し14年度以降も順調に増加した。

次に簡易保険業の減益項目である**表9(3)**死亡と**表9(4)**失効に注目してみよう。大正12年度の死亡に関する各項目は、全地域で前年度より増加しているが、年々新規契約の増加により毎年契約件数も増加しているため、それに伴って死亡の各項目が増えることは当然であろう。しかし、東京府と神奈川県は死亡件数がともに前年2倍以上に急増したことは、契約件数の増加に伴う自然増とはかけ離れている。言うまでもなく、契約者が震災の犠牲となったためである。大正12年9月より翌13年8月までに震災死亡とされた件数は5330件で、保険年額は88万1425円

局名	大正11年度			大正12年度			大正13年度			大正14年度		
	預入口数	払戻口数	新規預入人員	預入口数	払戻口数	新規預入人員	預入口数	払戻口数	新規預入人員	預入口数	払戻口数	新規預入人員
東京中央	89,929	19,203	3,123	70,553	38,637	4,458	85,552	30,110	5,117	90,895	26,160	3,135
麹町×	19,911	7,195	912	16,887	7,344	1,111	18,991	8,617	1,430	20,137	7,709	811
九段×	22,242	11,287	2,060	19,051	110,924	1,961	21,401	14,549	2,379	23,179	13,070	2,112
日本橋×	24,151	5,222	1,569	13,098	7,438	1,143	9,238	5,872	1,177	8,106	5,502	857
神田×	33,026	11,368	2,157	17,187	12,174	1,533	20,233	9,779	2,059	23,941	10,806	1,761
京橋×	37,891	9,293	1,765	17,194	13,198	1,853	20,736	9,717	2,544	26,666	11,410	2,051
逋信省構内×	58,163	37,933	3,101	19,487	15,053	1,243	22,501	11,579	1,957	46,601	17,251	3,268
芝×	31,543	10,834	1,453	23,695	12,135	1,971	27,655	11,165	4,451	56,586	16,562	5,353
白金	5,639	7,530	924	14,813	12,326	1,135	15,783	10,850	1,036	12,505	8,214	866
三田	28,685	9,487	1,447	24,121	20,464	2,279	41,151	22,497	3,641	24,112	12,953	2,521
麻布△	35,510	21,374	2,321	42,063	29,036	3,249	37,028	28,092	4,168	44,222	24,689	3,499
赤坂×	12,701	7,663	1,186	10,190	7,102	1,111	13,976	8,583	1,555	20,524	8,178	1,803
青山△	27,408	17,441	2,211	29,500	18,715	2,770	31,909	23,141	2,704	34,880	19,094	2,043
四谷	26,123	13,152	1,813	28,594	34,144	2,747	28,348	20,006	2,307	29,230	17,278	1,751
牛込	22,615	12,601	1,128	23,510	21,783	5,797	26,390	17,495	2,816	35,263	14,465	2,575
小石川	54,872	15,113	1,796	39,831	28,772	3,101	32,607	22,168	3,999	51,456	16,572	1,899
本郷	26,874	11,283	1,561	27,579	21,881	2,648	26,964	14,463	1,979	29,959	13,588	1,868
駒込	20,921	9,457	1,246	21,438	22,366	2,000	26,376	18,624	1,721	13,705	9,760	1,142
下谷×	71,082	17,572	2,565	43,492	25,952	2,496	63,036	20,746	4,406	65,960	18,625	3,981
浅草×	44,434	21,987	3,395	29,383	40,711	2,406	45,526	26,850	10,751	53,014	25,445	4,180
本所×	43,545	17,406	3,321	24,089	23,924	2,468	24,950	20,845	4,647	40,597	16,808	2,540
深川×	13,797	5,828	817	9,593	10,160	n.a.	29,144	5,674	4,993	47,596	5,626	2,866
司法省内	4,736	3,284	228	5,179	4,312	471	5,626	5,361	470	6,914	5,442	568
宮内省内	—	—	—	—	—	—	1,323	582	205	2,586	1,320	230
両国	21,075	10,305	1,545	11,020	5,542	1,023	16,826	9,650	1,832	26,663	10,246	2,193
新橋×	30,858	9,641	2,263	15,588	5,476	1,268	20,538	7,841	1,971	28,141	8,538	1,856
葵町×	—	—	—	1,699	814	210	3,452	1,925	378	7,964	3,501	704
早稲田	6,214	1,361	623	9,418	9,197	1,097	12,039	7,551	856	13,910	7,020	1,407
貯金局構内	—	—	—	4,847	2,795	963	25,897	18,611	3,203	34,202	18,420	2,839
横浜	61,828	12,614	4,762	30,929	27,454	2,679	26,799	13,769	3,421	44,782	10,268	1,785
横浜長者町×	25,863	13,322	2,121	18,402	11,943	2,626	26,827	18,992	3,921	34,637	14,422	2,768
横浜桜木×	13,361	5,102	701	9,238	3,541	966	15,470	7,675	2,152	28,248	6,784	1,641
横浜駅前×	14,262	3,822	656	5,199	1,625	263	—	—	—	11,334	2,610	635
神奈川×	27,659	13,350	1,969	23,350	14,711	2,282	30,745	20,423	2,735	24,839	14,217	1,952
浦和	38,522	9,429	1,605	40,733	11,382	1,995	41,639	14,866	2,424	44,258	13,931	2,697
千葉	29,853	11,256	2,150	35,015	14,312	3,640	39,412	16,714	2,866	45,268	15,416	3,173
甲府△	14,660	4,337	889	13,985	4,336	944	13,909	6,551	897	22,470	4,945	3,854
宇都宮	46,439	9,325	1,514	44,927	9,761	2,584	42,951	11,602	1,766	46,549	9,511	1,998
水戸	56,562	11,157	2,143	52,518	11,298	1,699	92,067	14,534	2,002	54,750	12,276	1,396
前橋	39,923	9,148	1,928	40,781	9,429	1,762	37,660	11,764	1,908	45,177	10,953	2,841
高崎	46,723	10,441	2,382	18,001	11,152	3,047	54,345	10,341	3,099	70,214	13,089	3,455
横須賀×	52,602	40,254	3,132	53,971	34,257	3,427	50,733	17,311	4,068	84,323	33,214	7,819
静岡	45,088	8,320	1,863	43,540	8,563	1,383	45,004	14,389	1,765	63,263	10,446	2,165
品川	29,679	5,593	1,402	29,458	8,869	1,853	35,668	10,590	2,270	36,073	11,539	1,791
淀橋	28,822	13,419	1,931	30,980	17,683	2,197	35,212	12,054	2,285	33,377	13,331	1,676
渋谷	36,731	22,197	3,064	40,384	28,144	4,146	39,395	16,951	9,466	37,678	23,225	3,506
八王子	82,922	13,882	2,388	52,589	14,617	2,651	57,412	10,853	2,835	60,229	16,073	2,988
小笠原島	3,941	1,506	266	3,387	1,329	187	3,679	2,369	214	3,597	1,405	217
巢鴨	29,726	16,167	1,974	30,099	22,866	2,777	31,476	10,104	2,781	28,546	17,353	2,087
千住	23,133	16,531	2,152	41,409	22,015	3,805	48,507	8,038	4,790	49,916	21,386	2,891
大森	44,913	23,123	2,654	42,211	26,583	3,721	39,893	11,392	2,988	35,296	22,643	3,649
中野	20,801	10,402	1,476	23,351	14,295	1,850	23,623	10,979	4,803	25,284	15,735	2,311
世田谷	24,898	14,624	2,369	32,017	18,014	3,274	31,117	9,191	2,737	35,629	21,511	3,096
王子	47,557	19,744	2,056	38,444	22,163	3,358	35,414	10,383	3,176	36,250	24,064	3,373
亀戸	—	—	—	51,783	32,189	5,859	41,519	7,676	4,079	49,677	25,586	5,130
寺島	—	—	—	7,599	2,366	1,565	25,056	4,041	2,972	34,421	17,353	3,878
蒲田	—	—	—	—	—	—	27,029	5,772	3,071	34,101	21,328	3,637
落合	—	—	—	—	—	—	19,802	5,508	1,802	15,116	11,822	1,161
目黒	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12,498	5,815	1,464
川越	25,588	5,712	1,152	25,689	6,750	1,662	29,202	10,443	1,687	28,644	8,234	1,542
熊谷	—	—	—	—	—	—	—	10,899	2,307	32,891	11,324	3,323
日光	18,385	4,995	962	15,879	5,741	1,035	19,066	4,387	718	21,554	6,495	962
足利	—	—	—	—	—	—	29,468	9,777	2,277	27,695	12,566	1,843
桐生	42,652	13,152	2,660	44,762	13,145	2,693	58,891	12,961	3,249	58,078	13,976	2,709
浜松	54,297	16,038	2,722	53,878	16,173	3,574	54,008	11,645	2,634	54,167	14,634	1,916
沼津	36,188	7,398	1,639	33,116	8,761	1,799	29,202	9,648	1,297	34,384	8,578	1,944
三島	20,213	6,217	1,791	22,643	5,804	1,722	34,055	9,972	2,857	39,544	9,247	2,429
鎌倉×	11,049	5,790	779	n.a.	n.a.	n.a.	7,332	6,673	1,048	19,672	7,791	1,825
小田原×	14,935	5,171	756	16,528	4,281	890	20,475	9,993	2,103	42,865	10,581	4,415
川崎	41,902	15,169	2,352	46,146	18,250	3,373	55,096	7,874	3,984	58,033	25,939	3,577

(出所)『一・二等局業務要覧』(大正11～14各年度版)より作成。

注1) 一・二等局に昇格前の郵便局の数値は計上されていないため、0と区別するため一で示した。

注2) 1か月以上業務停止した局の休止期間は以下の通り。両国局(大正12年9月1日～大正13年1月20日)、新橋局(大正12年9月1日～10月15日)、葵町局(大正12年9月1日～10月20日)、横浜桜木局(大正12年9月1日～12月10日)、横浜駅前局(大正12年9月1日～大正13年度)。

注3) 震災により全焼した局は「×」、半壊した局は「△」を局名の右に示した。

表8 関東大震災前後の東京通信管轄区域内一、二等局貯金取扱口数

(1) 年度末現在契約件数および保険料・保険金額

(単位：保険料、保険金額ともに円)

		大正11年度末			大正12年度末			大正13年度末			大正14年度末		
		件数	保険料	保険金額	件数	保険料	保険金額	件数	保険料	保険金額	件数	保険料	保険金額
東京 通信 管轄 区域	東京府	371,625	316,099	56,125,377	471,723	482,953	80,077,478	639,107	783,255	120,869,161	899,070	1,126,233	169,602,508
	神奈川県	92,418	68,367	12,532,253	98,814	76,992	14,042,433	118,689	102,442	18,120,708	166,078	157,815	26,360,075
	埼玉県	79,503	48,833	8,197,588	90,581	58,029	9,698,174	111,750	74,967	12,376,627	138,136	93,876	15,193,202
	群馬県	85,258	44,608	8,620,106	100,219	55,422	10,467,516	117,878	65,691	12,314,213	137,875	77,062	14,227,695
	千葉県	83,115	52,312	7,729,189	86,205	55,226	9,272,353	104,448	71,249	11,763,835	122,979	86,559	14,178,176
	茨城県	62,171	38,835	7,176,720	71,868	46,238	8,637,645	91,613	60,330	11,110,108	108,206	72,343	13,089,840
	栃木県	80,845	43,521	8,669,360	87,316	47,915	9,820,807	106,438	61,224	12,258,108	122,864	73,189	14,310,814
	静岡県	139,937	70,283	13,031,298	153,055	79,425	14,559,586	178,487	95,254	17,252,703	207,144	113,377	20,114,296
	山梨県	26,134	15,314	2,817,797	27,905	16,489	3,022,466	40,731	24,978	4,449,558	48,971	30,269	5,298,433
	計	1,021,006	698,171	126,099,688	1,187,686	918,688	159,598,456	1,509,141	1,339,389	220,515,021	1,951,323	1,830,723	292,374,838
札幌通信管轄区域	227,162	145,815	31,662,560	270,253	181,535	39,125,478	360,676	248,452	52,740,615	447,631	314,462	65,227,141	
仙台通信管轄区域	489,937	215,088	47,203,548	618,537	291,688	63,005,260	796,653	395,346	83,325,060	980,237	499,183	102,558,674	
名古屋通信管轄区域	806,736	352,020	76,213,173	972,349	469,440	98,026,420	1,145,484	606,639	121,843,591	1,422,886	801,661	155,958,185	
大阪通信管轄区域	649,296	500,113	85,067,878	794,131	669,489	110,548,638	1,023,753	943,550	150,348,446	1,374,852	1,231,646	194,212,138	
広島通信管轄区域	422,949	181,360	40,807,342	559,051	251,009	55,564,223	751,080	354,896	76,830,912	975,605	478,988	99,943,509	
熊本通信管轄区域	572,709	296,906	65,784,894	717,392	389,367	84,129,190	867,267	480,509	101,957,157	1,078,732	611,610	126,720,260	
合計	4,189,795	2,389,474	472,839,082	5,119,399	3,171,216	609,997,665	6,454,054	4,368,780	807,560,802	8,231,266	5,768,272	1,036,994,745	

(2) 新契約件数および保険料・保険金額

		大正11年度末			大正12年度末			大正13年度末			大正14年度末		
		件数	保険料	保険金額									
東京 通信 管轄 区域	東京府	152,127	166,549	26,959,932	135,228	206,216	30,112,097	261,558	422,750	59,434,338	371,043	493,628	70,717,798
	神奈川県	33,232	27,337	4,857,123	13,457	14,475	2,578,375	33,283	37,610	6,324,379	59,757	68,351	10,430,095
	埼玉県	27,659	19,005	3,071,164	16,448	12,927	2,115,795	26,619	20,997	3,331,502	34,528	24,896	3,791,071
	群馬県	27,803	15,776	3,010,329	22,355	15,118	2,650,099	25,606	14,999	2,719,627	28,861	16,265	2,835,370
	千葉県	25,542	19,067	3,085,030	9,763	7,536	1,308,528	23,620	19,725	3,125,409	26,065	21,077	3,324,746
	茨城県	20,634	14,371	2,531,567	18,105	12,631	2,457,270	28,026	19,568	3,526,917	25,318	17,857	3,064,095
	栃木県	31,325	16,967	3,675,287	14,394	8,886	1,855,829	26,329	17,257	3,256,243	25,810	17,946	3,212,107
	静岡県	44,851	23,795	4,250,333	24,778	15,413	2,669,431	37,082	22,506	3,917,687	41,225	25,472	4,203,692
	山梨県	8,448	5,177	893,052	5,200	3,124	553,059	16,850	10,837	1,852,822	13,380	8,502	1,397,290
	計	371,621	308,045	52,333,818	259,728	296,326	46,300,482	478,973	586,247	87,488,566	625,987	693,993	102,976,263
札幌通信管轄区域	107,923	75,109	15,737,601	71,711	56,341	11,725,815	117,313	86,430	17,761,253	122,731	91,799	17,930,544	
仙台通信管轄区域	159,204	89,486	18,297,039	174,037	100,729	20,784,831	228,900	130,782	25,987,286	249,400	139,714	26,622,274	
名古屋通信管轄区域	204,509	112,095	22,998,067	220,359	145,881	27,804,187	237,541	177,106	31,571,437	359,856	249,423	44,334,802	
大阪通信管轄区域	247,720	231,616	36,574,095	229,321	247,026	37,858,827	323,318	367,880	54,183,126	483,921	443,691	66,759,714	
広島通信管轄区域	153,992	69,580	15,008,748	189,092	93,111	19,930,996	262,435	134,945	28,126,990	311,177	166,221	32,152,520	
熊本通信管轄区域	257,343	140,088	30,631,010	240,218	143,901	29,539,692	242,766	144,271	29,192,198	319,463	194,546	37,894,648	
合計	1,502,312	1,026,019	191,580,377	1,384,466	1,083,314	193,944,830	1,891,246	1,627,661	274,310,856	2,472,535	1,979,387	328,670,765	

(3) 死亡件数および保険料・保険金額

		大正11年度末			大正12年度末			大正13年度末			大正14年度末		
		件数	保険料	保険金額	件数	保険料	保険金額	件数	保険料	保険金額	件数	保険料	保険金額
東京 通信 管轄 区域	東京府	4,515	3,346	627,225	9,731	9,021	1,547,625	8,273	8,788	1,423,996	9,991	12,209	1,870,938
	神奈川県	1,001	713	130,519	2,442	2,107	379,248	1,529	1,300	232,206	1,712	1,567	269,283
	埼玉県	677	428	70,818	928	609	102,168	1,084	749	119,905	1,293	957	154,330
	群馬県	745	415	75,225	1,142	670	127,424	1,260	729	136,089	1,501	889	163,126
	千葉県	804	501	84,697	1,107	714	119,199	1,080	725	119,575	1,068	752	123,281
	茨城県	525	335	61,438	758	522	94,672	815	569	100,149	947	670	119,641
	栃木県	664	384	73,472	976	550	106,081	1,041	618	119,773	1,239	754	145,211
	静岡県	1,219	641	121,089	1,568	836	151,903	1,669	963	174,435	1,802	1,066	189,753
	山梨県	207	120	22,355	172	122	32,432	334	221	39,481	390	257	46,612
	計	10,357	6,882	1,266,838	18,928	15,200	2,660,752	17,085	14,662	2,465,608	19,943	19,121	3,082,173
札幌通信管轄区域	2,097	1,328	288,827	3,153	2,131	452,084	3,740	2,609	549,367	4,613	3,325	680,471	
仙台通信管轄区域	5,708	2,521	530,431	7,237	3,552	734,525	8,637	4,353	884,649	10,139	5,440	1,084,691	
名古屋通信管轄区域	9,502	4,109	900,992	12,034	5,710	1,211,104	13,588	6,990	1,425,572	15,090	8,336	1,669,462	
大阪通信管轄区域	7,116	5,268	928,551	10,122	8,495	1,421,212	11,579	10,484	1,703,529	13,767	13,219	2,100,982	
広島通信管轄区域	4,467	1,976	442,860	6,531	3,023	656,705	7,540	3,670	779,846	8,572	4,320	916,777	
熊本通信管轄区域	5,305	2,810	614,862	7,629	4,298	910,411	9,622	5,523	1,160,535	11,232	6,595	1,348,151	
合計	44,552	24,894	4,973,362	65,634	42,410	8,046,793	71,791	48,291	8,969,106	83,356	60,356	10,882,706	

(4) 失効件数および保険料・保険金額

		大正11年度末			大正12年度末			大正13年度末			大正14年度末		
		件数	保険料	保険金額	件数	保険料	保険金額	件数	保険料	保険金額	件数	保険料	保険金額
東京 通信 管轄 区域	東京府	25,304	19,845	3,474,840	21,076	23,431	3,736,490	85,406	109,276	16,621,739	84,626	111,895	16,250,195
	神奈川県	7,343	5,557	994,999	3,840	3,095	551,834	12,928	11,654	21,309,014	10,195	10,695	1,755,790
	埼玉県	4,255	2,604	416,506	4,221	2,926	478,021	4,353	3,205	512,389	6,611	4,737	763,085
	群馬県	6,978	3,475	658,464	6,412	3,729	686,336	6,916	4,074	737,439	7,466	3,977	743,910
	千葉県	5,671	3,686	614,051	5,369	3,687	611,509	4,417	3,036	518,341	6,495	4,980	775,656
	茨城県	6,759	3,986	731,252	8,092	4,973	948,916	8,229	5,318	1,028,517	8,502	5,626	1,031,643
	栃木県	8,161	4,388	878,754	6,711	3,831	763,120	6,064	3,292	674,692	8,162	5,175	937,508
	静岡県	12,602	6,287	1,118,278	9,864	5,293	945,409	9,796	5,590	1,002,530	10,456	5,994	1,063,001
	山梨県	2,888	1,594	283,191	3,369	1,907	336,327	3,997	2,307	412,332	4,896	3,050	508,601
	計	79,961	51,422	9,170,335	68,954	52,872	9,059,962	142,106	147,752	23,646,994	147,409	156,129	23,829,390
札幌通信管轄区域	23,301	14,981	3,097,039	25,791	18,284	3,739,424	23,168	16,631	3,439,842	30,270	21,749	4,392,299	
仙台通信管轄区域	26,899	12,587	2,657,506	40,486	21,548	4,369,856	45,665	24,253	4,956,606	58,381	31,404	6,276,948	
名古屋通信管轄区域	34,405	16,257	3,383,266	39,464	20,657	4,229,540	46,243	28,705	5,400,734	58,194	37,755	6,875,251	
大阪通信管轄区域	58,239	44,231	7,147,495	64,686	57,376	9,048,973	67,430	70,460	10,641,381</				

20銭であった。そのうち、東京府が3581件、61万1728円8銭で震災死亡の約7割、神奈川県が1213件、20万6400円で2割強を占めた<sup>(44)</sup>。震災の失効への影響は震災があった大正12年度ではなく、その翌年の大正13年度に顕れている。簡易保険局は被災した契約者のために、保険料払込の特別払込猶予期間を設けたが、それでも契約を維持することができなかった被災者が多かったことがうかがえる。大正12年度末と13年度末を比較すると、東京府では件数で4倍、保険料4.6倍、保険金額は4.4倍に増加し、神奈川県ではそれぞれ3.3倍、3.7倍、3.8倍に増加した。失効件数で見れば、全国計の5分の1以上を両府県が占めていることになる。

震災時の非常局待払の実施は、災害時における簡易保険の意義を強く国民に認識させ、その後の保険思想の普及に多大な効果をもたらしたのである。しかし一方で、『通信事業史』第5巻では、関東大震災と大正7、8年に世界的に流行した「スペインかぜ」(インフルエンザ)は簡易保険事業における二大打撃であり、「之による死亡は遙かに予定死亡率を超過したのであるが、之は又一面に於いて、人をして生の儚さとし更に積極的に之が拡充を期すべきことを痛感せしめ、事業の将来に対する尊い経験となった」<sup>(45)</sup>と結んでいる。

## 4 むすびにかえて

災害対策には、予期せぬ災害に備えて事前に防災対策を行う「安全」と災害後に適切なケアを行う「安心」という2つの対応があり、どちらも重要な側面である。北原糸子によれば、近代以前の災害対応は災害発生後の対応に主眼が置かれており、「安全」という事前に対応よりも「安心」を求める人々への対応が求められた社会であったという。しかし、かわら版や飛脚などメディアや情報伝達手段の発達とともに災害への啓蒙も図られ、「安心」の中に必ずしも「安全」が包摂され得ないことが明らかになってきた時代でもあった<sup>(46)</sup>。

明治・大正期の通信事業はこれまで担ってきた事業の性質上、災害発生後の対応に主眼を置き、被災者に多くの「安心」を提供する役割を果たしてきた。未曾有の災禍にとっさに対応するには、過去幾多もの災害を体験して得た知識の蓄積に依るところが大きい。明治期の濃尾地震後の郵便局復旧作業や非常時貯金払戻の経験が関東大震災の際に参考とされ、そして関東大震災時の「救済部」「行動郵便」「罹災通信」「非常確認払」「非常局待払」当の対応策やその際に生じた問題点が、後の阪神・淡路大震災、東日本大震災時の「車両型郵便局」や避難所での出張サービス、かんぽの宿での被災者受け入れ、通信病院の医療支援などの震災対策に受け継がれ、被災者の「安心」のための対策に大いに貢献したのである。

一方で建築物や設備などハード面の防災対策については十分な対応ができていたとはいえなかった。震災により焼失した当時の通信省庁舎は絶対に安全だと信じられており、庁舎が焼けるとは誰も思っていなかったので、地震後に庁舎門前に荷物を持ち込む避難者が雪崩の如く押し寄せるなど混乱が生じていた<sup>(47)</sup>。震災直後の混乱に早急に対応できたのは、幸いにして倒壊・焼失を免れた東京中央郵便局が通信省庁舎に代わって「通信省の最高策源地」「通信機関の本源地」「超大重要な建築物」として機能できたことが大きい。通信省庁舎焼失という苦い経験から、新庁舎は耐震性、耐火性が重視して建築された。また、無線通信についても当時は電力

44 前掲、『通信事業史』第5巻、543頁。

45 同上、548頁。

46 北原糸子「災害と情報」(前掲、北原糸子編『に本災害史』、259頁)。

47 前掲、今井田清徳「応急委員会の出来る迄」、126頁。

が弱く、電波が混乱した状況下では情報の受信は可能であっても送信には力が不足していたために、震災直後に十分な機能を発揮することができなかったため、その後無線通信施設の一層の拡充が図られた。しかし、「安全」面での対応が全く後手に回っていたわけではない。震災後の電話事業復興の際に自動交換方式が採用され、線路を地下管路へ移設するなど新技術の導入が試みられたことは画期的であった。

東日本大震災によるかつてない被害と経験は、郵政事業がこれまで果たしてきた「安心」のための対策に加えて「安全」のための十分な対策も必要となってきたことを示している。これまで体験したことのない災害を事前に想定して十分な防災対策を立てることは容易なことではない。しかしこれまで見てきた災害時の通信省官吏や郵便局員の知識や経験そして努力の蓄積の中に大きなヒントが隠されているように思えるのである。

※本稿は、科学研究費補助金若手研究（B）「戦前期における郵便事業の展開と社会への普及過程」（研究課題番号：23730332）による研究成果の一部である。

論 文

# 飛脚問屋京屋・嶋屋の金融機能 —店卸勘定と手形の分析—

巻島 隆

## はじめに

本稿は飛脚問屋の金融機能の実態について、江戸定飛脚問屋仲間の京屋弥兵衛と嶋屋佐右衛門の上州店の事例を中心に考察したものである。近世後期における上野国緑野郡藤岡町で営業した京屋弥兵衛藤岡店の支配人富田永世(通称金蔵、1777-1855)の末裔が保管する富田家文書(埼玉県秩父市、個人所蔵・非公開)には飛脚関係史料が若干確認され、その中に天保10年(1839)7月の「店卸勘定」<sup>(1)</sup>が含まれる。この史料は限定された時期ではあるものの、地方出店のキャッシュフロー(現金流量)を示すものであり、他に類例のない一級史料である。この史料を手掛かりに京屋藤岡店の現金の流れを具体的に示し、また羽鳥家文書(群馬県立文書館複製資料)と宮川家文書(桐生市立図書館蔵)に所収される飛脚問屋が関わった手形史料(主に為替手形、預り金手形)を分析し、融資機能と併せて飛脚問屋が担った地域金融の一端を明らかにする。

為替手形とは商取引の決済・送金の際、振出人(手形発行人、買掛人)が名宛人(支払人)を指定し、受取人(売掛人)に対して発行される証文のことである。受取人は近くの名宛人から現金を受け取る。振出人と受取人が遠距離である場合、現金を移動させずに済む便利な決済方法であり、近世では三都間だけでなく、地方との間でも盛んに利用された。預り金手形とは飛脚問屋が得意先から現金を預かる際に発行した預り証文である。

従来の飛脚研究では書信・荷物輸送の種類と性格に焦点が当てられがちであったが、飛脚問屋が商取引の決済で重要な役割を担っていた点について触れられることはなかった。飛脚問屋が為替を扱うことは指摘されることはあったものの<sup>(2)</sup>、システムの実態にまで具体的に踏み込んだ事例研究はなかった。金融史研究において江戸—上方間の両替商の扱う為替手形については、作道洋太郎、安倍惇、山口徹、林玲子、石井寛治諸氏らにより検討され<sup>(3)</sup>、とりわけ三都間や大坂の為替利用は研究蓄積が厚いものの、京都と地方、江戸と地方との間における為替手形の事例分析はまだ少ないのが実状である。

しかし、近世においては生糸、織物、紅花など特産物の上方や江戸との商取引に際し、商人

- 1 同史料を使った研究では藤村潤一郎「上州における飛脚問屋—京屋藤岡店富田永世との関連において」(文部省史料館『史料館研究紀要』第1号、1968年)があり、藤村氏は「店卸勘定」を名目別に割合の数値をパーセンテージで示した。
- 2 藤村潤一郎「近世甲府飛脚問屋京屋と為登糸」(山本弘文編『近代交通成立史の研究』法政大学出版局、1994年)
- 3 作道洋太郎『日本貨幣金融史の研究』(未来社、1961年)、安倍惇『為替理論と内国為替の歴史』(柏書房、1990年)、山口徹『日本近世商業史の研究』(東京大学出版会、1991年)、林玲子『関東の醤油と織物—18~19世紀を中心として—』(吉川弘文館、2003年)、石井寛治『経済発展と両替商金融』(有斐閣、2007年)、同「維新时期東京の国内為替取引—両替商と為替会社—」(地方金融史研究会『地方金融史研究』第34号、2003年)

間の決済で飛脚問屋「京屋」「嶋屋」による輸送や為替が多用された事実が諸史料から窺われる。また近世から近代にかけて為替を含む「手形」制度それ自体が商取引の規模を大きくした側面もある。そうした意味でも手形決済は近世から現代に至るまで大きな価値を持つものであり、地方における飛脚問屋の金融機能を検討する必要がある。

## 1 店卸勘定の検討

富田家文書に天保10年（1839）7月付の「店卸勘定」と表題の付いた史料がある（写真1）。内容は金額と項目が収入、支出、預り金（借方）、融資（貸方）の順で列記される<sup>4</sup>。「店卸」の語義と時期を考慮すると、俗に「盆暮れ勘定」の盆の時期における京屋藤岡店の天保10年7月時点の資産を示すものと考えられる。注目されるのは各項目からは出店のキャッシュフローがわかる点である。「店卸勘定」と表記される史料はこの1点のみであり、史料の性格上、定期的につくられた可能性があるが、今のところ他家文書にも類似史料の存在は確認されていない。

### (1) 収入

項目別に史料内容を検討する。収入を項目別に一覧化したものが表1である（写真2）。項目が何を意味するのか筆者の推論を表の最右欄に記した。史料の記載では総額金404両3朱996貫819文となる。金額の多い順に並べると以下の通りである。

- ①懸入264両2分208貫655文（No.3）
- ②古懸入58両1分3朱19貫643文（No.4）
- ③為登寄銭51両1分2朱3貫350文（No.6）
- ④江戸行寄銭・道中取10両3朱118貫675文（No.5）
- ⑤江戸帰揚道中取9両1朱278貫230文（No.2）

「懸入」「古懸入」とは何であろうか。現在の勘定科目でいう売掛金に相当するものとする。

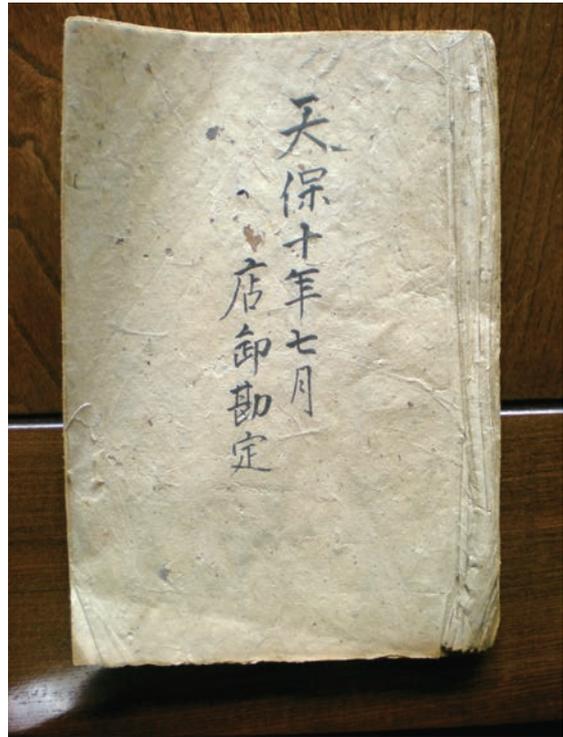


写真1 「店卸勘定」表紙

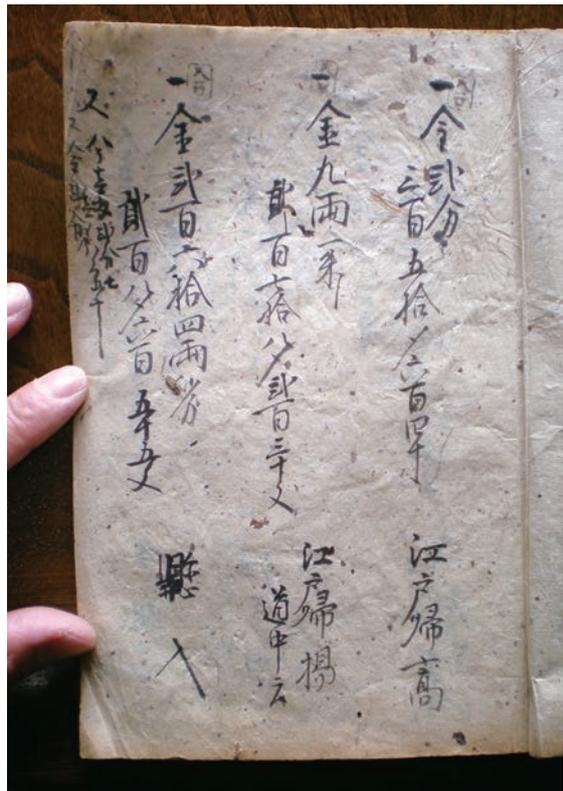


写真2 「店卸勘定」収入の箇所

4 金額の区分に関しては前掲藤村「上州における飛脚問屋—京屋藤岡店富田永世との関連において」による解釈を踏襲した。但し「預口」は史料にも明記されている。

No.	勘定科目	金額	勘定科目の報告者解釈
1	江戸帰 <sup>ハ</sup> 高	金2分350貫640文	江戸からの帰りの輸送賃の総高
2	江戸帰揚道中取	金9両1朱278貫230文	江戸からの帰りの揚がり輸送賃の集金
3	懸入	金264両2分208貫655文 (又1両2分76貫850文、又 金2分)	京都関係の売掛金の集金
4	古懸入	金58両1分3朱19貫643文	古くからの売掛金の集金
5	江戸取	金9両1朱142文	
6	江戸行寄銭・道中取	金10両3朱118貫675文	江戸行き及び途中で荷物依頼された輸送賃の 集金
7	為登寄銭	金51両1分2朱3貫350文	京都へ上る輸送賃の集金
8	高 <sup>ハ</sup> 藤岡過	12貫853文	高崎から藤岡間の荷物輸送賃の集金
9	桐生 <sup>ハ</sup> 藤岡過	4貫170文	桐生から藤岡間の荷物輸送賃の集金
10	京 <sup>ハ</sup> 藤取不足	金3分3朱1貫405文	京都から藤岡間の荷物輸送賃の不足金
総計	404両3朱996貫819文		

表1 収入

ならば、飛脚問屋の主な収入である書信・金荷の送達、為替手形などの賃銭収入と考えられるが、「懸入」に対して「古懸入」と区別されるのは取り立てできたものが懸入、昨年暮れ以前の古い売掛金を取り立てできたものが古懸入と区別されているものと推測される。

## (2) 支出

次に支出をまとめた表2を参照してほしい。支出総計721両3分2朱996貫939文である。これを金額の多い順に整理すると以下の通りである。

- ①為登持金307両1分103貫814文 (No.1)
- ②荒物代58両3朱36貫813文 (No.13)
- ③利足払52両3分3朱5貫866文 (No.15)
- ④給金・仕着せ45両3分3朱40貫508文 (No.27)
- ⑤旦那様上納35両 (No.17)
- ⑥江戸行持金21両2分2朱256貫850文 (No.2)
- ⑦江戸通し為登賃16両2分 (No.6)
- ⑧馬屋払16両1朱26貫350文 (No.7)
- ⑨味噌香物10両3分12貫72文 (No.25)
- ⑩江戸配賃9両3分1朱538文 (No.5)

「為登持金」とは、上方に向かう飛脚宰領（馬荷の道中監督者）が上方へ向かう輸送している金額を意味するものであろうか。関連して⑥も江戸へ輸送する現金の額であろうか。②の荒物代とは荷役に必要な縄や筵の代金、③の給金・仕着せは奉公人への給金と子供への衣類代と推察される。④の利足払いは預り金（借方）に発生する利足の支払を意味するものと思われる。この預り金については後で詳述する。⑤の旦那様上納金とは、京都にいる「旦那様」すなわち京屋株式（営業権）を所持する者である。この時期の株式所持者は呉服商白木屋彦太郎である<sup>5)</sup>。

通常、収入に対し支出（必要経費）を引くと、収益分が残るわけであるが、以上の支出から先の収入を引いてみる。

5 「天保十四卯年七月写／京弥甲府一条／其外とも」（東京大学経済学部蔵）。白木屋は天保13年6月、「定飛脚屋店八ヶ所」の京屋株式を「善右衛門事近江屋孝三郎／市兵衛事京屋弥兵衛殿」宛てに譲渡している。善右衛門は須崎善右衛門、市兵衛は荻野市兵衛のこと。「裏書」に白木屋儀兵衛の署名がある。

No.	勘定科目	金額	勘定科目の報告者解釈
1	為登持金	金307両1分103貫814文	京都へ運んでいる現金か
2	江戸行持金	金20両2分2朱1朱(ママ) 256貫850文	江戸へ運んでいる現金か
3	仲ヶ間払	金1両3分1貫122文、又 10貫300文	定飛脚問屋仲間への支払い
4	江戸帰持金	金1両576貫850文	宰領に江戸からの帰路に持たせる経費
5	江戸配賃	金9両3分1朱538文	江戸での配付コスト
6	江戸廻し為登賃	金16両2分	江戸経由の為登(京都行き)賃銭
7	馬屋払	金16両1朱26貫350文	馬士への支払い
小計	361両3分2朱964貫984文		
8	東小駄賃	24貫64文	藤岡東方の近在への輸送賃
9	南小駄賃	金2両2分39貫812文	藤岡南方の近在への輸送賃
10	西小駄賃	42貫305文	藤岡西方の近在への輸送賃
11	熊谷駄ちん	金2朱12貫400文	熊谷までの駄賃
12	桐生・上田駄賃	金3両4貫436文	桐生、上田までの駄賃
小計	5両2分2朱123貫21文		
13	荒物代	金58両3朱36貫813文 又金16両2分2朱524文	荷作りに必要な縄など
14	草鞋代	9貫584文	草鞋代
小計	74両3分1朱46貫925文		
計	442両1分1朱1134貫934文、448両2分1145貫772文		
15	利足払	金52両3分3朱5貫866文 内金7両3分1朱867文取 入、又金1両1分681文	京屋藤岡店の負債の利足支払い
16	年賦払	629文	年賦の支払い
17	旦那様上納	金35両	京都本店への上納金
18	名古屋年礼	金3両353文	名古屋方面の取引先への年始贈り物
19	京都路用進物	金9両2分2朱1貫824文	
20	弁金払	金1両2分2朱536文	飛脚側の過失による損害への弁済
21	餘時入用	金1両1分2朱1貫263文	その他の臨時経費
小計	金94両2分8貫127文		
22	内小遣	金1両3分35貫136文	小遣い
23	客来入用	金7両1分1朱34貫162文	来客の際の経費
24	炭薪	9両1分5貫730文、旧金3 両有物引	炭・薪の経費
25	味噌香物	金10両3分12貫72文、旧金 4両1分有物引	味噌・香の物(漬物)の経費
26	茶・水油	金3両2分3朱5貫777文	茶、油代
小計	金25両2分92貫881文		
27	給金、仕着せ	金45両3分3朱40貫508文	人件費、奉公人へ支給の衣類代
28	薬代	金3分4貫484文	漢方薬代
小計	金46両2分3朱44貫992文		
総計	金132両3朱199貫4101文／又305貫2文／合675両3朱1353貫666文、六七此金51両2分2朱996貫939文 ／合ズ金721両3分2朱996貫939文		
差引	引ズ金327両1分282文不足		

※富田家文書に基づき筆者作成。合計金額は史料の数字

表2 支出

収入404両3朱996貫119文 - 支出721両3分2朱996貫939文

= -318両1朱820文

318両1朱820文の赤字である。以上の数値だけを見ると、明らかに経営不振である。しかし、藤岡店は倒産するに至ってはいない。なぜであろうか。次に触れる預り金の存在が大きいので

はないかと思われる。

### (3) 預かり金

「預口」(預かり金)について検討する。表3を参照してほしい(写真3)。これも金額の多い順に並べると以下の通りである。

- ①京御本家預1320両 (No.15、16)
- ②家内積金419両2分2朱 (No.1、21)
- ③帳合預250両 (No.38)
- ④富田金蔵預200両 (No.7～9)
- ⑤原田四郎左衛門殿預200両 (No.3)
- ⑥江戸店桐生分160両 (桐生分江戸店預5両、No.5)
- ⑦仲ヶ間積金155両3分2朱 (No.17)
- ⑧為登駄引131両 (No.18)
- ⑨土屋惣兵衛殿預100両 (No.14)
- ⑩渡辺伊兵衛殿100両 (No.34)

①の京御本家預とは、京都に本店を置く白木屋からの預かり金を指すものと考えるのが妥当であろう。②の家内積金とは家内、すなわち藤岡店が自力で蓄えた資産であり、不測の事態に備えての準備金であろう。③の帳合預とは現金または商品の勘定と帳簿面とを照合して、帳簿上の不足分を補うための預り金と考えられるが、出元は不明である。④は富田金蔵預とは藤岡店支配人の富田永世が藤岡店に預けた形となっている200両と考えられる。⑤の原田四郎左衛門は近江八幡商人である。享保7年(1722)に創業、藤岡笛木町下中組(現、三丁目東側)で醸造業を営み、凶作・災害時には施金、領主に御用金を出すなどの豪商であった<sup>(6)</sup>。⑥の江戸

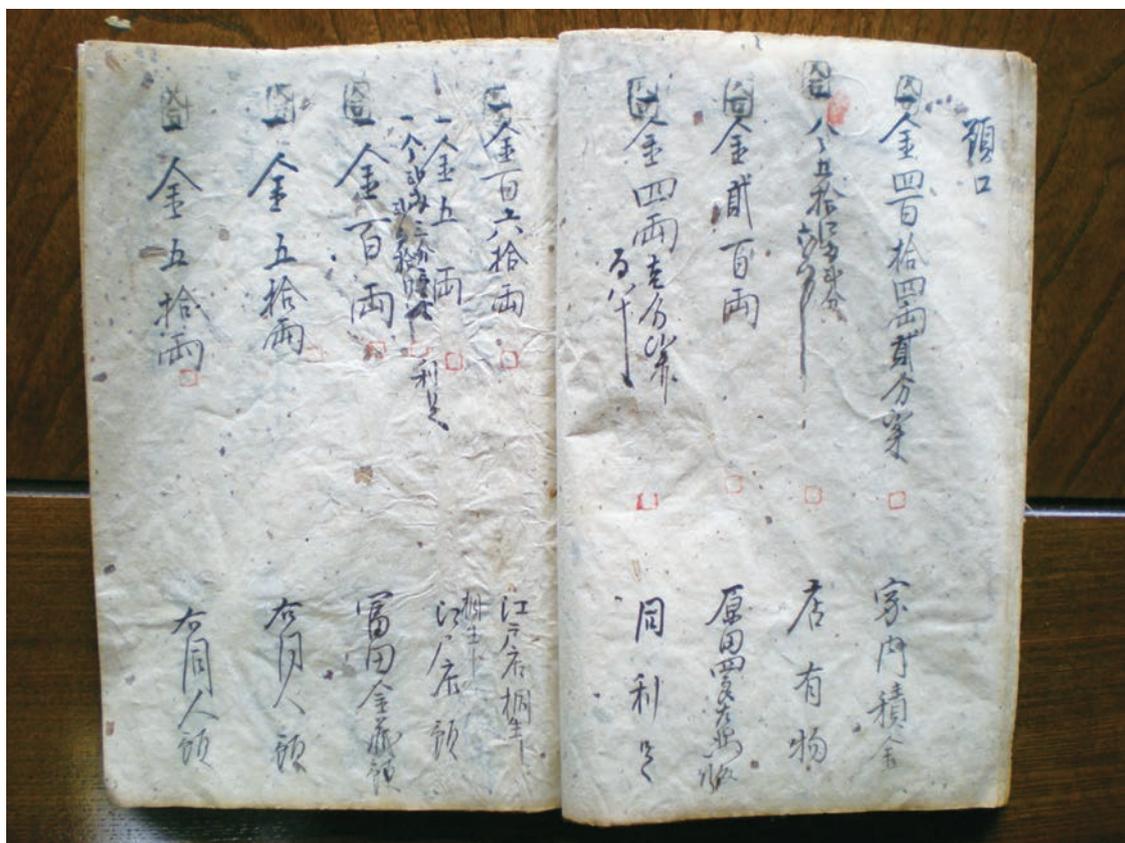


写真3 「天保十年七月店卸勘定」の「預口」の箇所。左頁に3～5番目に「富田金蔵預」

No.	項 目	金 額	備 考
1	家内積金	金414両2分2朱	京屋藤岡店での積立金
2	店有物	金54両2分600文	京屋藤岡店の所有物
3	原田四郎左衛門殿預	金200両	近江国蒲生郡八幡町出身の近江商人、藤岡で醸造業を経営
4	同利足	金4両1分2朱180文	No.3の預金に対する利足
5	江戸店桐生分	金160両	江戸店の桐生店への貸し方の預かり金
6	桐生分江戸店預	金5両、金2両3分3朱214文利足	桐生店の江戸店への貸し方の預り金
7	富田金蔵預	金100両	支配人富田金蔵からの預り金
8	富田金蔵預	金50両	支配人富田金蔵からの預り金
9	富田金蔵預	金50両	支配人富田金蔵からの預り金
10	惣墓手当	金9両3分1朱420文	京屋関係者の供養金か
11	高橋周助預	金13両3分2朱1朱(ママ)118文	高橋周助から預かり
12	松村おきの殿預	金10両	松村おきのからの預り
13	同利足	金1分332文	No.12への利足
14	土屋惣兵衛殿預	金100両	
15	京御本家預	金950両	京都白木屋からの預り
16	京御本家預	金371両	京都白木屋からの預り
17	仲ヶ間積金	金155両3分2朱	仲間からの預り
18	為登駄引	金131両	京都への駄賃
19	米原積金	金43両	
20	寺無尽	金10両1分	寺無尽からの預り
21	家内積金	金5両	藤岡店での積立金
22	周助差引預	金4両376文	奉公人からの預かり
23	和助差引預	金2分	奉公人からの預かり
24	民蔵預	金2分2朱218文	奉公人からの預かり
25	子飼4人預	金2両1分1貫140文	奉公人子飼4人からの預り
26	江戸配賃見積り	金10両	江戸での配り賃の見積もり額
27	戌亥盆後預、同亥盆前分	金10両(「済」の字あり)	
28	江戸行為登ちん預	金□(不鮮明)両2分	江戸經由為登賃の預り
29	日本橋御店年賦預	金10両	室町二丁目日本店の年賦預かり
30	中屋半兵衛殿年賦預	金2分	
31	高橋源七殿年賦預	金1両1分	文政8、天保3、同12、13安政6、万延元年に動堂町名主を務める
32	京下りちん預	金2両4貫213文	
33	京荒物代預	金16両2分2朱524文	京都から下し荷で使う荒物代の預かり金とみられる
34	渡辺伊兵衛殿	金100両	
35	中沢新七	金10両	
36	田部井太兵衛	金10両	奉公人からの預かり
37	山田忠八	金5両	奉公人からの預かり
38	帳合預	金250両	純益による繰越金
39	上納銭	金2両	白木屋に納める上納銭
計		金3336両1分1朱7貫927文	

※※富田家文書に基づき筆者作成。合計金額は史料の数字

表3 預金(預口)

店桐生分と表No.5とは桐生店との連携を窺わせる。

預かり金は総計3336両1分1朱7貫927文の合算となる。支出入と比べて非常に大きい額である。実は預口と、次に述べる融資が出店経営の基盤を支えたのではないだろうか。預ける側のメリットは現金を手元に置かずに済む。つまり遊び金がない上に利足が付いたことである。近江商人の預り金は信用取引を担保するものとも考えられる。

#### (4) 融資

融資について検討する。表4を参照すると、総計2722両2分3朱7貫265文の融資となっている。以下、金額の多い順に掲げる。

- ①旧貸帳1227両2分1朱324文 (No.66)
- ②前貸帳777両2朱244文 (No.65)
- ③江戸 桐生店160両 (No.10)
- ④京四番差引尻129両取入 (No.6)
- ⑤五番京差引111両3分2朱724文 (No.12)
- ⑥横山和平77両1分56文 (No.16)
- ⑦御地頭所無尽金42両2分 (No.13)
- ⑧高崎店差引23両2分2朱356文 (No.9)
- ⑨吉川名左衛門殿24両2分1朱166文 (No.53)
- ⑩忠八19両1分3朱100文 (No.34)

収入の箇所でも触れた懸入・古懸入と同様に旧貸帳・前貸帳と区別されている点が注目される。本来は同類のものであったが、時間的経過と共に区別されたものであろう。旧貸帳は前貸帳よりもさらに時間をさかのぼるものと考えられる。融資したものの焦げ付きか、未回収の不良債権と推測される。また③は本店と出店への貸し金とみられる。④は不明である。⑤の京差引は為替手形の取り組みにおける差引勘定であろうか。つまり111両ほどの貸し方となっている。⑥の横山和平は書家の横山鶴年であり、狂歌名少々舎成朝と号した。和平は文政4年(1821)の宗門人別改帳に「後見 和平 四十八」と見え、富田永世とともに京屋藤岡店で後見を務めた<sup>(7)</sup>。⑦は藤岡の領主(安永3年～、旗本水上氏領)主宰の無尽への貸し方となる。⑧は京屋高崎店との連携上での差引で貸方が23両上回っているのであろうか。出店同士での貸借は次章で触れる手形と絡むものと考えられる。⑨の吉川名左衛門は板橋宿の旅籠であり、京屋の取次所も務めた。関連してNo.50～52も飛脚の取次所を務めており、地域を越えた取引関係の背後に街道で結ばれた貸借関係もあったことがわかる。

#### (5) 全体の関連

以上を総合的に検討してみる。まず藤岡店の資産(純資産+負債)を計算する。

404両(純資産)+3336両(預り金=負債)=3740両

通常、収入404両に対し、支出721両は大幅な赤字となるが、出店の経営が存続しているのはなぜであろうか。次頁に掲げる円グラフ(図1参照)を参照してほしい。預り金3336両(借方)と融資2702両(貸方)の存在が突出して大きいことに理由があるものと考えられる。

江戸時代は銀行がないため、商人相互による融資、無尽、寺院による融資、頼母子講、金貸

6 『藤岡町史』(松田鎮執筆、藤岡市発行、1957年)336、337頁

7 前掲『藤岡町史』914～919頁

No.	項 目	金 額	備 考
1	三峰代参焚上料共京店へ	金1両2朱372文	秩父三峰神社への代参として預かる。飛脚による代参
2	白木や文右衛門殿	614文	No.1と関連か
3	今井吾市殿麻代	金1両1分	
4	熊瀬了圓殿火打代	200文	
5	白木屋文右衛門殿	金3分2朱278文	
6	京四番差引尻	金129兩取入	
7	ツ印京取	金1両2分1貫870文	
8	京店日本橋御店年賦	金3両2分	
9	高崎店差引	金23両2分2朱356文	
10	江戸 桐生店	金160兩	江戸店から桐生店への融資の肩代わり
11	岡田五郎右衛門	金2両2分	
12	五番京差引	金111両3分2朱724文	
13	御地頭所無尽	金42両2分155文	領主主催の無尽融資
14	高橋周助	金5兩	奉公人への融資
15	中澤新七	金10兩	奉公人への融資
16	横山和平	金77兩1分56文	奉公人への融資
17	保美船場	金1分2朱	渡船場（鬼石付近）
18	髪結万吉	金3兩	
19	ちち婦（秩父）蛭子屋久兵衛殿	金5兩	
20	瓦屋庄右衛門殿	金2兩	
21	丁内若衆	金2兩	藤岡町内の若衆からの融資
22	馬土連中	金5兩	馬方への融資
23	馬土拝借金	金2兩2分	馬方への融資
24	丁内石橋代	金1両2分	藤岡町内石橋への融資
25	嶋崎平兵衛殿	金3兩	
26	新井孫右衛門殿	金5兩	
27	吉田半兵衛殿	金10兩	絹宿吉田半兵衛への融資
28	大小原作太夫殿	金2兩	
29	小林庄右衛門	金5兩	
30	御店年賦江戸店	金3両2分	江戸店への融資金
31	亥盆前 有物代	金7兩3分2朱	
32	金蔵	金1両3分2朱221文	奉公人への融資
33	新七	金11兩	奉公人への融資
34	忠八	金19兩1分3朱100文	奉公人への融資
35	太兵衛	金11兩2分2朱372文	奉公人への融資
36	藤助	金3朱100文	奉公人への融資
37	忠兵衛	金1両1分2朱744文	奉公人への融資
38	常八	金3分136文	奉公人への融資
39	清水伊兵衛殿	金1分	
40	熊蔵	金2両1分3朱112文	奉公人への融資
41	庄五郎	金1両3分200文	奉公人への融資
42	定助	金4兩1分2朱	奉公人への融資
43	周蔵	金4兩2分49文	奉公人への融資
44	右同人（注、周蔵）	金11兩391文	奉公人への融資
45	周蔵	金10兩	奉公人への融資
46	永助	金12兩1分	奉公人への融資
47	右同人（注、永助）	金2兩	奉公人への融資
48	右同人（注、永助）	金1兩	奉公人への融資
49	勝右衛門	金1両1分2朱	奉公人への融資
50	中屋忠右衛門	金7兩2分2朱784文	深谷宿の脇本陣、京屋の取次所
51	石川藤四郎	金11兩2分650文	熊谷宿の問屋場、京屋取次所
52	立川四郎兵衛	金2兩1分72文	鴻巣宿の京屋取次所
53	吉川名左衛門殿	金24兩2分1朱166文	板橋宿の旅籠、京屋取次所
54	治兵衛	金1両3分2朱144文	奉公人への融資
55	吉兵衛	金3兩1分2朱365文	奉公人への融資
56	衆七	金2分2朱354文	奉公人への融資
57	平兵衛	金7兩1分3朱280文	奉公人への融資
58	市郎兵衛	金3兩2分2朱	奉公人への融資
59	儀助	金1両1朱	奉公人への融資
60	佐助	金1分3朱	奉公人への融資
61	甚左衛門	金1両2分	奉公人への融資
62	五郎右衛門	112文	奉公人への融資
63	政右衛門	金3分	奉公人への融資
64	馬土連中	金17兩3分1朱218文	馬方への融資
65	前貸帳	金777兩2朱244文	
66	旧貸帳	金1227兩2分1朱324文	
計		金2702兩3朱10貫155文/六七 此金1分3朱7貫265文/合メ金2722兩2分3朱7貫265文	

※富田家文書に基づき筆者作成。合計金額は史料の数字

表4 融資

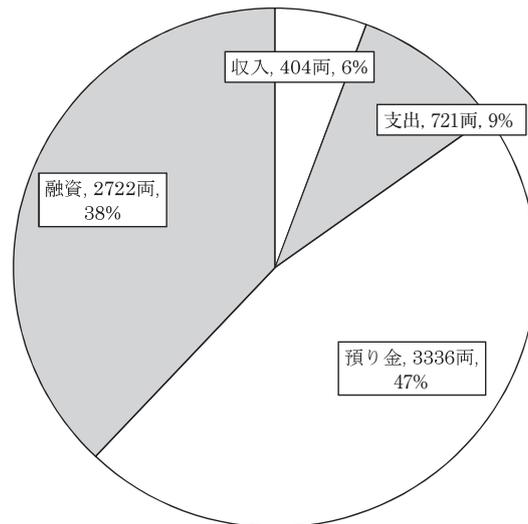


図1 京屋藤岡店「天保10年7月 店卸勘定」構成

しなど様々な金融機能の形が存在したが、中でも商人は取引の関連で相互に現金を預け、また貸すケースがあった。為替手形を組む場合も預り金が信用の担保となり得る。「店卸勘定」は限られた断面的な現金流量を示すものであるが、実際は日常業務の中で現金の出入り（帳簿上のみ記載も含め）は相当に頻度の高いものではなかったのではないだろうか。

京屋藤岡店の資産規模が以上から推察されるが、上州3店（藤岡、桐生、高崎）の経営規模を概算すると約1万両となる。江戸時代には銀行がなかったため、江戸では両替屋がその機能を果たしたが、地方では幕末期に京屋桐生店が両替機能を果たした<sup>(8)</sup>。江戸地廻り経済圏の発展と共に飛脚問屋がその一端を担っていたことがわかる。飛脚問屋が常に現金を扱う商売であったこと、また経営規模を考え合わせると、飛脚問屋が地域の金融機能の少なからぬ部分を担っていたことが言えるだろう。

上野国は養蚕・生糸・織物生産の盛んな地域であり、江戸や上方との遠隔地取引が多かった。飛脚問屋京屋の営業は上州側の需要に合致したものであり、上州3店の資産規模が1万両というのはかなりの規模であり、桐生を例に挙げると、出店ながら土地の豪商たちの支払う領主への御用金がほぼ同額であることも頷ける<sup>(9)</sup>。

ところで、かなりの高額を占める預り金手形とはどういう意味を持つものであろうか。次章では飛脚問屋の金融機能の性格をさらに明瞭にするため、為替手形を検討すると同時に預り金手形の意味を探る。

8 新居喜左衛門「元治二乙丑年四月 日記 年号開元慶応元年四月廿二日御触達シ 役用留六番 慶応三卯年三月二至」(群馬県立歴史博物館蔵)に次のようにある。  
「今般、銅銭歩増御触已後、市中銅銭不通用、商人共難渋之儀ニ付、桐生町両飛脚屋へ申付、江戸両替屋江問合せ候處、江戸表ニ而も通用差支候趣ニ而、引替暮不申候趣ニ付、無余儀当町方限り両替場相立、差引難渋不相成様為致度今日衆評致し両替之法立左ニ  
佐羽吉右衛門、書上文左衛門、近江屋喜兵衛、森宗五郎  
右四軒ニ而金千両追々ニ御用状差出し取極ニ而両飛脚屋ニおいて両替引替為致候事ニ取極候事。但シ当町方限り、他所・持参致し候共一切両替不相成候事。  
三町目嶋屋佐右衛門  
壱町目京屋  
日記は上野国山田郡桐生新町の年寄役の新居喜左衛門の日記体の役用留である。慶応元年6月20日付をもって銭相場が改められ、文久銭・天保銭の換算比率変更に伴い、桐生新町では藩の公認のもと嶋屋と京屋が桐生新町のみでの制約付きで両替を行ったことが記されている。以前から両替商の機能を果たした事実を藩が追認した可能性がある。

## ② 手形の分析

銀行のなかった江戸時代、「金融機関」的な役割を三都では両替商が果たした。地方でどうだったのだろうか。前章で導き出された仮説の段階ではあるが、少なくとも定飛脚問屋京屋と嶋屋の出店が地方銀行のような役割を果たしたのではないだろうか。その重要な業務の1つが手形の取り扱いである。一次史料に依拠しつつまず事実を復元するところから始める。

### (1) 引替金手形

手形発行に関して三都間の場合は両替商が介在したが、地方は飛脚問屋の京屋・嶋屋が担ったことが以下の史料からわかる。順にまず引替金手形（写真4参照）を紹介する。

【史料】織間良訓家文書（境町下武士、群馬県立文書館複製資料）

引替金手形之事

一 金貳百三拾両也 但小判三包

右之通御封印之俣、慥ニ請取申所実正也。則桐生町京屋弥兵衛殿迄無相違御届置候間、彼地着之砌、以此手形引替ニ而請取可被成候。為後日仍而如件。

文化九申年四月十一日

京屋弥兵衛

織間源右衛門殿

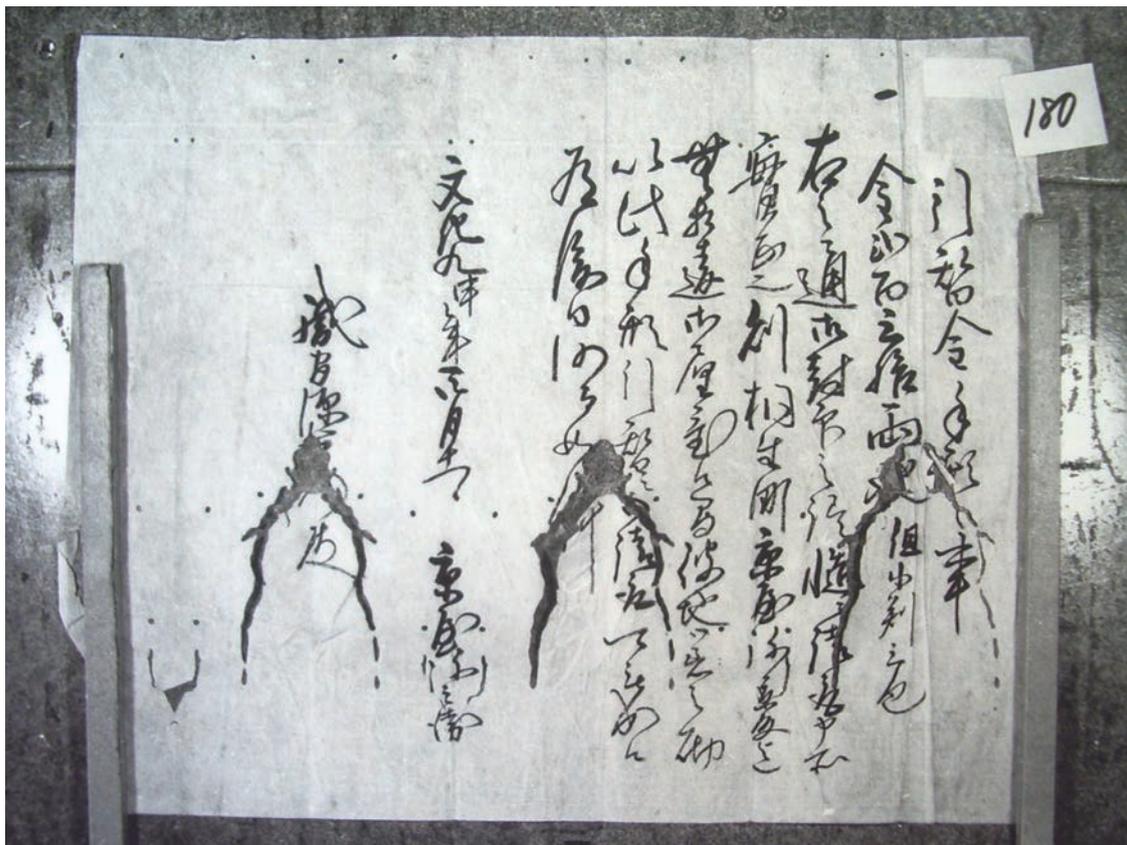


写真4 織間良訓家文書「引替金手形」

9 書上家文書（桐生市立図書館蔵）の役用日記「一番日記」によると、文化3年（1805）7月に出羽松山藩による御用金を取り立てられるが、桐生新町の豪商佐羽吉右衛門が金100両、書上文左衛門が金100両、近江屋喜兵衛が金70両、伊勢屋三郎右衛門が金50両、続いて嶋屋佐右衛門と京屋弥兵衛がそれぞれ50両ずつ出している。

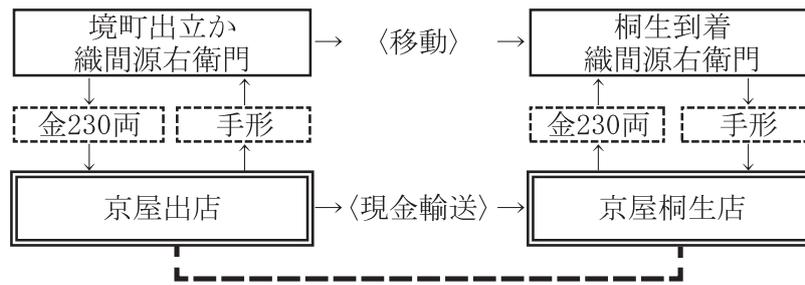


図2 織間家の引替金手形利用 (文化9年4月11日)

上記の史料を図式化したのが図2である。境町の本陣を務めた7代目織間源右衛門（俳号文聴、文化14年没）はどこの京屋かは不明であるが、現金230両を京屋に渡し、手形を発行してもらったことがわかる。織間は手形だけを持って桐生へ出かけ、桐生の京屋で手形を渡して換金した。篠木弘明『境町織間本陣』（1990年）の翻刻では京屋弥兵衛の名の下に㊦とあるが、前頁の写真には印が見られない。上の史料が織間家に残った理由は不明である。手形のメリットは織間が途中で手形を紛失しても第三者に効力のない紙きれが渡るだけであり、逆に飛脚が現金を自己過失で紛失すれば、織間に対して弁済しなくてはならない。織間にとっては現金盗難の心配もなく、桐生まで出かけられたわけである。通常、換金すれば京屋方に手形が渡るが、織間家になぜ残ったのか不明である。次の史料は類似の史料である。

【史料】飯塚馨家文書（群馬県立文書館蔵、写真5）

〈表〉

封印 琴 （二ヶ所）

〈内容〉

引替申手形之事

但し交金也

一 金式百拾八両入壺包 賃 金式朱ト  
七百五拾八文済

木下小左衛門殿分

右之通り御封印之俣髓ニ請取申所実正也。則無相違差送り申候間、彼地御参着之砌、此手形ヲ以御引替御請取可被下候。尤御吟味物三ヶ年限ニ御座候。万一於道中故障之義御座候共、聊御損難相懸申間敷候。為後日仍而如件。

江戸日本橋室町式丁目定飛脚

嘉永二年

京屋弥兵衛

丙三月廿四日

藤岡

京屋弥兵衛殿

史料を図式化したものが図3である。この事例は手形の発行元の京屋江戸店が木下小左衛門分の現金を受け取って手形を発行し、藤岡店に宛てて手形を送り、手形と引き換えに現金を受け取るように指示している。藤岡で換金した相手は史料の保管先である飯塚家であろうと推測される。飯塚家が藤岡店の換金請求に応じる理由は同店に対して買掛金があるからであろうか。本店が現金輸送し、藤岡での換金に出店が連携している事例である。

織間家の事例から「引替金手形」とは、利用者が飛脚問屋に現金を預け、手形を発行してもらい、手形のみを持って移動し、現地で手形を換金するシステムと定義付けられる。飛脚問屋

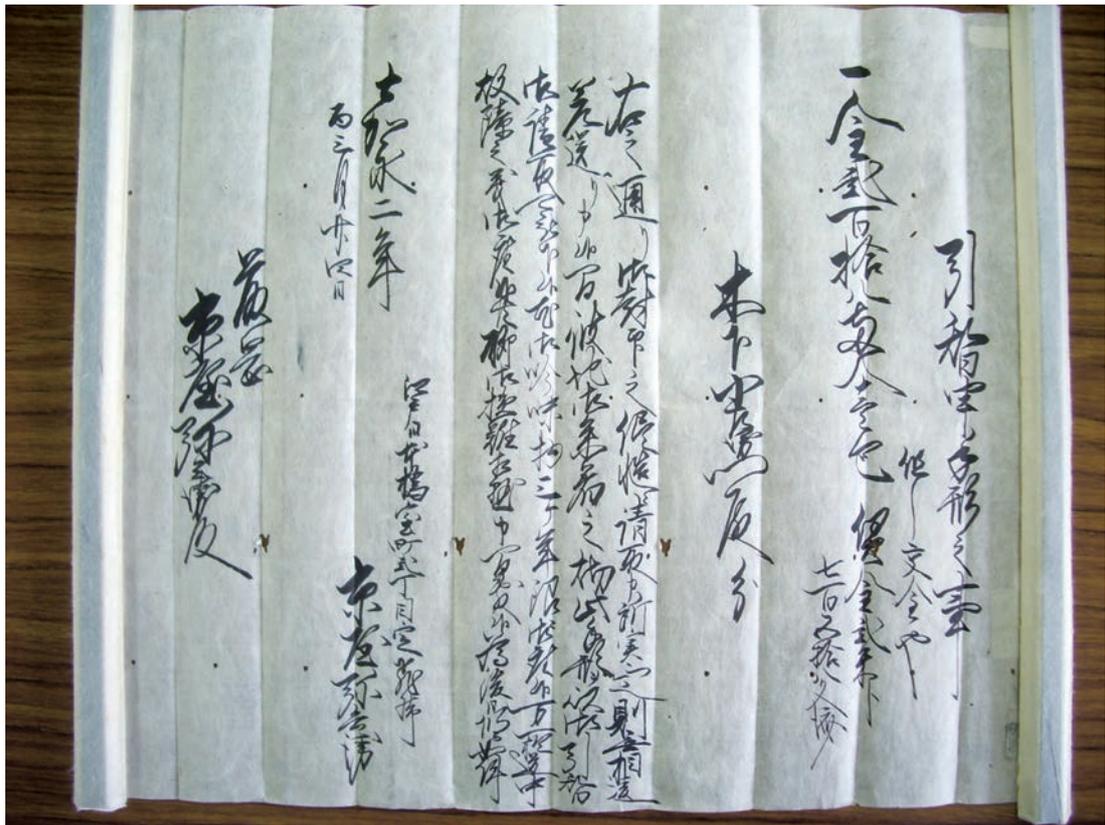


写真5 京屋江戸本店から藤岡店に宛てられた引替金手形

は、利用者の移動先へ現金輸送を行う。換言すると引替金手形は送金の荷主と受取人が同じであることになる。飯塚家の事例は順為替に似る。この手形のメリットは四つにまとめられよう。

- ①利用者の荷物軽減
- ②利用者の道中での盗難防止
- ③利用者本人の紛失回避
- ④弁償の保証

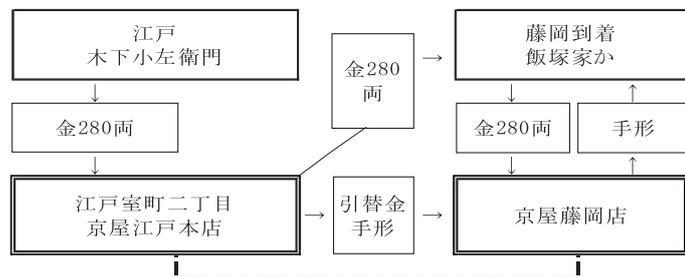


図3 木下家引替金手形利用図（嘉永2年3月24日）

## (2) 為替手形

江戸時代、「為替」という言葉自体は恐らく庶民層にも膾炙した言葉であったろうと推測される。近松門左衛門の「冥途の飛脚」（歌舞伎「恋飛脚大和往来」で亀屋忠兵衛は遊女梅川のために「為替銀」に手を着けるのであり、また狂歌にも「水かへる佐渡の嶋やの穴蔵はかはせ包みの金も出けり」（雪屋作、『狂歌江都名所図会初篇』所収）と詠まれるように知られた代金決済用語であった。次に上州の羽鳥家文書に残る飛脚問屋が取り組んだ為替手形の事例を紹介する（表5、表6参照）。

【史料】羽鳥久雄家文書（表5 No.10、群馬県立文書館複製資料、写真6）

為替金手形之事

一、金百両也

右之金子、此度京屋弥兵衛殿江為替取組慥ニ請取申処実正也。右代り金於京都近江屋喜

No	文書番号	表題	年月日	引当荷物	為替金	荷主・振出人	為替取組・荷物輸送 (No.14以降は輸送のみ)	受取人	支払人	荷受人
1	360	為替申金子手形之事	文化9年(1812)10月12日	大極上太織200疋	金100両	波川羽鳥久右衛門	高崎田町京屋弥兵衛	記名なし(室町京屋弥兵衛か)	江戸大門通り井筒屋善二郎、江戸大伝馬町大丸屋正右衛門、江戸南新川山田屋五郎助	京都美濃屋忠右衛門
2	372	為替申金子手形之事	文政3年(1820)11月27日	大極上太織200疋	金100両	波川羽鳥久右衛門	高崎田町京屋弥兵衛	室町京屋弥兵衛	江戸大門通り井筒屋善治郎	京都井筒屋善右衛門
3	377	為替金手形之事	文政10年(1827)10月7日	波川太織260疋、此内58貫目	金100両	波川羽鳥久右衛門	京屋弥兵衛	室町京屋弥兵衛	江戸駿河町宮下五郎兵衛	京都越後屋喜右衛門
4	376	為替金手形之事	文政13年(1830)3月7日	波川太織260疋、此内58貫目	金100両	波川羽鳥久右衛門	京屋弥兵衛	室町京屋弥兵衛	江戸駿河町宮下五郎兵衛	京都越後屋喜右衛門
5	374	為替金手形之事	文政13年3月8日	大極上太織200疋	金100両	波川羽鳥久右衛門	高崎嶋屋佐右衛門	記名なし(瀬戸物町嶋屋佐右衛門か)	江戸大門通り井筒屋善治郎	京都井筒屋善右衛門
6	369	為替金手形之事	文政13年3月28日	波川太織260疋	金100両	波川羽鳥久右衛門	嶋屋佐右衛門	瀬戸物町嶋屋佐右衛門	江戸駿河町宮下五郎兵衛	京都越後屋喜右衛門
7	354	為替金手形之事	文政13年12月13日	大極上太織125疋	金50両	波川羽鳥久右衛門	高崎嶋屋佐右衛門	記名なし(瀬戸物町嶋屋佐右衛門か)	江戸南新川山田屋五郎助	京都糸屋長左衛門
8	367	為替金手形之事	天保2年(1831)3月18日	波川太織260疋	金100両	波川羽鳥久右衛門	嶋屋佐右衛門	裏書に3月21日、瀬戸物町嶋屋佐右衛門受取、証人尾崎弥三兵衛、林六郎兵衛	江戸駿河町宮下五郎兵衛	京都日野屋吉右衛門
9	375	為替金手形之事	天保2年3月18日	大極上太織250疋	金100両	波川羽鳥久右衛門	高崎宿嶋屋佐右衛門	記名なし(瀬戸物町嶋屋佐右衛門か)	江戸南新川山田屋五郎助	京都糸屋長左衛門
10	371	為替金手形之事	天保2年12月8日	太織200疋	金100両	波川羽鳥久右衛門	京屋弥兵衛	京都近江屋喜兵衛	京都美濃屋忠右衛門	
11	366	請取申為替金之事	天保3年7月4日	織殿御用糸、引当糸目60貫目	金300両	波川羽鳥久右衛門	記名なし	村田又七	江戸宮下五郎兵衛、京都和糸問屋惣代美濃屋儀兵衛	江戸一番町織殿、京都織殿御役所村田又七
12	378	為替金手形之事	天保3年11月7日	大極上太織250疋	金100両	波川羽鳥久右衛門	高崎嶋屋佐右衛門(11月13日署名)	記名なし(瀬戸物町嶋屋佐右衛門か)	江戸南新川山田屋五郎助	京都丸岡屋宗右衛門

表5 上州波川村、羽鳥久右衛門発行の逆為替一覧

No	文書番号	表題	年月日	引当荷物	請取金額	為替金受取人	荷物輸送	文書差出人	文書宛て人	荷受人
1	364	為替金手形之事	天保3年(1832)6月	江戸一番町織殿御用糸(引当糸目60貫目)	御下金の内金300両 御下金	波川羽鳥久右衛門 宮下五郎兵衛	記名なし	波川羽鳥久右衛門	江戸駿河町宮下五郎兵衛、京都和糸問屋惣代美濃屋儀兵衛	京都御役所
2	365	請取申為替金之事	天保3年11月8日	引当太織250疋 右代糸22貫目	金100両	荷主羽鳥久右衛門	高崎嶋屋佐右衛門	波川羽鳥久右衛門	宮下五郎兵衛 宮下五郎兵衛	京都丸岡屋宗右衛門
3	361	請取申為替金之事	天保3年11月13日	引当糸正味22貫目 代り太織250疋	金100両	荷主羽鳥久右衛門	高崎嶋屋佐右衛門	波川羽鳥久右衛門	宮下五郎兵衛 井筒屋善次郎	京都井筒屋善右衛門 京都井筒屋善次郎殿
4	373	請取申為替金之事	天保4年(1833)11月23日	引当太織250疋 代り糸22貫目	金100両	荷主羽鳥久右衛門	上州高崎京屋弥兵衛	波川羽鳥久右衛門	宮下五郎兵衛	京都丸岡屋宗右衛門
5	368	請取申為替金之事	天保4年10月23日	織殿御用糸22貫目 太織250疋	金100両	荷主羽鳥久右衛門	高崎嶋屋佐右衛門	波川羽鳥久右衛門	宮下五郎兵衛	京都丸岡屋宗右衛門 山田屋五郎助
6	381	請取申為替金之事	天保4年11月18日	引当糸22貫目 右代り太織250疋	金100両	荷主羽鳥久右衛門	高崎宿嶋屋佐右衛門	波川羽鳥久右衛門	宮下五郎兵衛	京都日野屋吉右衛門

\*表5、表6ともに羽鳥久雄家文書(群馬県立文書館複製資料)により筆者作成

表6 羽鳥久右衛門の為替金請取一覧

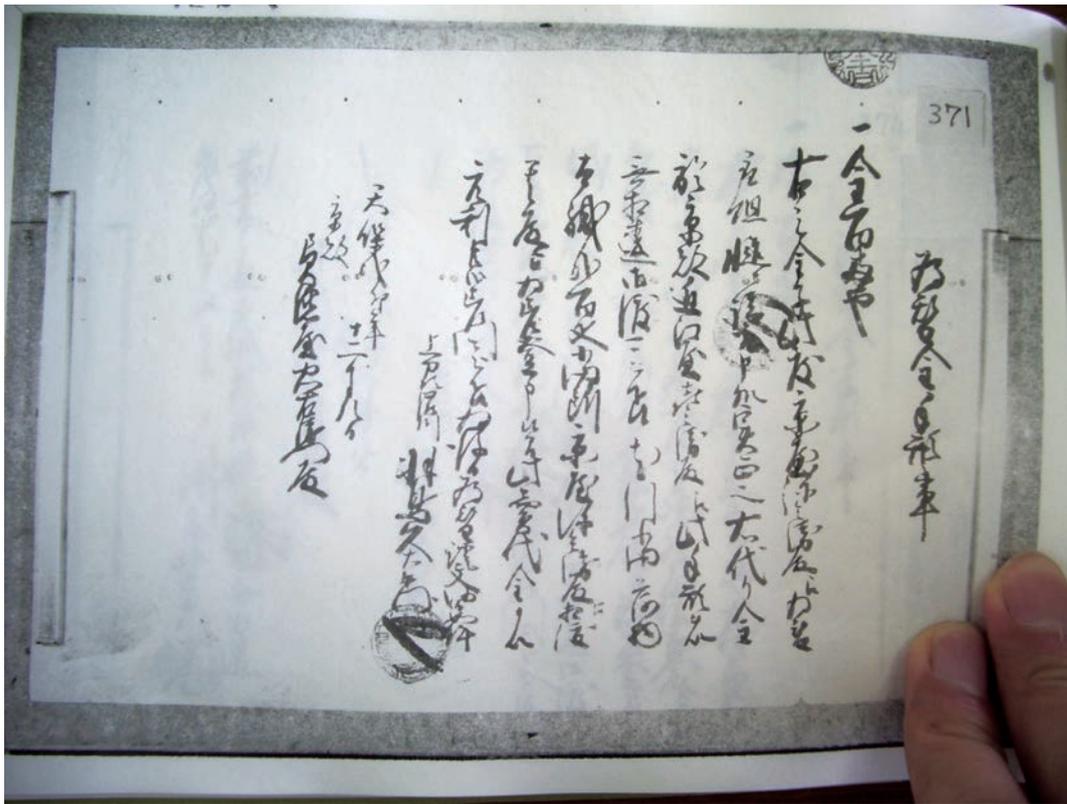


写真6 羽鳥久雄家文書「為替金手形之事」

兵衛殿江此手形ヲ以無相違御渡可被下候。尤引当荷物太織式百疋、当所京屋弥兵衛殿江相渡、貴殿江為差登申候間、此売代金ヲ以元利共御差引可被下候。為後日為替証文依而如件。

上州渋川

羽鳥久右衛門 印

天保式卯年十二月八日

京都美濃屋忠右衛門殿

図4に示したように史料中の「引当」とは抵当、「元利」とは元金と利息のことである。飛脚側には為替手形に不払いが生じた場合、引当荷物が代償となる。つまり荷物を売却して金にする。羽鳥は、最寄りの京屋弥兵衛の出店を介して為替手形を発行し、先に美濃屋忠右衛門への売掛金を受け取り、手形と荷物を京都へ送る。京都では京屋の相仕である近江屋喜兵衛に美濃屋から買掛金の金100両が支払われる流れとなる。これは商品を売った荷主が最初に代金を受け取り、為替手形を発行する、いわゆる逆為替である。為替手形の輸送は享和3年（1803）

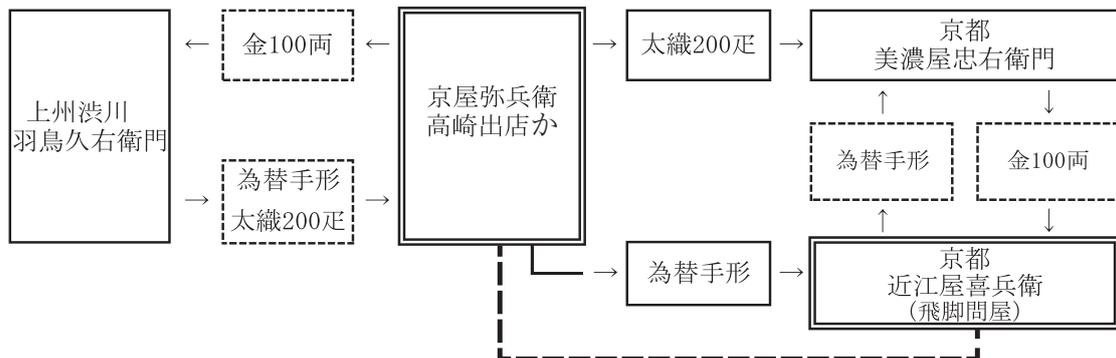


図4 羽鳥久右衛門家の為替利用図（天保2年12月8日）

に仲間諸仕法が定められた際、従来は手形入りでも賃金を要求しなかったが、これ以後は「仲間内ニ而も間違・紛失等之災難出来、及弁金候始末数度有之候ニ付」別賃金を定めた<sup>(10)</sup>。

さて為替手形の利用者である羽鳥久右衛門家であるが、上野国群馬郡渋川村の豪農である。嘉永元年の訴状に「私義高百五拾石余所持、家内拾八人暮有之」とあることから同村では突出した規模である。享保九年の史料に「羽鳥久右衛門」の名前が確認される古い家で名主や組頭など村役人を勤めた<sup>(11)</sup>。

羽鳥が発行した為替手形は荷物が織物である。羽鳥が織物生産者であったのか、あるいは買次商だったのかは後出の史料によって買次商と推察される。羽鳥は頻繁に京都の間屋と取引を行い、為替手形で決済している。

【史料】羽鳥久雄家文書（表5 No.2、群馬県立文書館複製資料、写真7参照）

為替申金子手形之事

一、金百両也

右之金子儘ニ請取申処実正也。右代り荷物大極上太織式百疋、此度高崎田町京屋弥兵衛殿江相渡、京都井筒屋善右衛門殿江為差登申候。此手形参着御引替金子無相違御渡可被下候。右荷

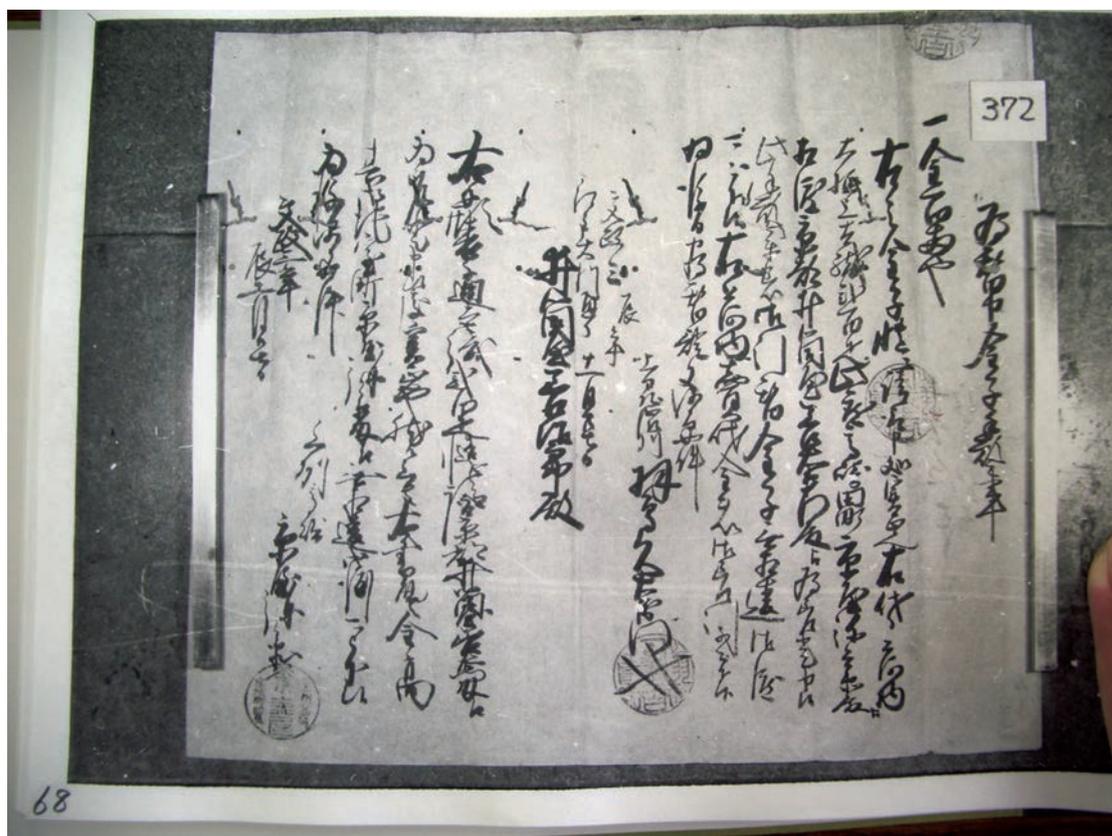


写真7 羽鳥久雄家文書「為替申金子手形之事」

10 「仲間諸仕法取締願一件」（児玉幸多校訂『近世交通史料七 飛脚関係』吉川弘文館、1974年）

11 羽鳥久雄家文書99「観音堂建立企願之状」（享保9年4月付）に「願主 松村善八」「世話人 羽鳥久右衛門」とある。また享保5年（1720）～9年の寄進覚でも「金拾八両 萬入用不足之分 羽鳥久右衛門」（メ金三拾七両貳分）と確認される。村役人に関しては嘉永6年の文書38で組頭、文書120「申渡覚」で名主を務めたことがわかる。その一方で、手広く商いも行い、安政5年（1858）6月11日の文書37、文久2年（1862）6月14日付の文書36には「渋川河岸積問屋羽鳥久右衛門」とあり、さらに文書348「入置申一札之事」には「安政四年己十二月／渋川村組頭ニ而／通船稼人久右衛門」、また文書19「御届」には「前橋藩支配所／上州群馬郡渋川村組合／酒造惣代／同村名主羽鳥久一」と確認できる。文書384「店請状之事」からは羽鳥家が家作を所持したことも裏付けられる。

物売代金ヲ以御差引可被下候。為後日為替証文依而如件。

上州渋川 羽鳥久右衛門 印

文政三辰年 十一月廿七日

江戸大川通り

井筒屋善治郎殿

右手形表之通太織貳百疋毬ニ請取、京都井筒屋善右衛門殿江為差登申候處実正也。然ル上者右書面之金高、其御地室町京屋弥兵衛殿江無相違御渡し可被下候、為後日依而如件。

文政三年辰十一月廿七日

上州高崎

京屋弥兵衛 印

図5に示したように、渋川の羽鳥が京屋高崎店に為替手形を発行すると同時に太織200疋を渡し、その時点で羽鳥は現金100両を京屋から受け取るが、品物はまだ輸送されていない。織物を受け取った京屋は「太織貳百疋」を京都の井筒屋善右衛門に輸送する。その一方で羽鳥が発行して受け取った為替手形を江戸の井筒屋善次郎に送る。京屋江戸店は為替手形を受け取ると、それを井筒屋善次郎へ持っていき、現金を受け取るわけである。京都と江戸の井筒屋は系列かと思われる。では、前述の事例と違い、なぜ江戸なのかという問題であるが、史料の傍線部に「右荷物売代金ヲ以御差引可被下候」とある。江戸の井筒屋が織物代金を支払うことにより京都で差し引きされるものと解釈できる。

次の史料は嶋屋が仲介した事例である。

【史料】羽鳥久雄家文書（表5 No.7、群馬県立文書館複製資料）

為替金手形之事

一、金五拾両也

右之金子毬ニ請取申処実正也。右代り荷物大極上太織百貳拾五疋、此度高崎嶋屋佐右衛門殿江相渡、京都糸屋長左衛門殿江為差登申候。此手形参着御引替金子無相違御渡し可被下候。右荷物売代金ヲ以御差引可被下候。為後日為替証文依而如件。

上州渋川

羽鳥久右衛門 印

文政十三寅年十二月十三日

江戸南新川

山田屋五郎助殿

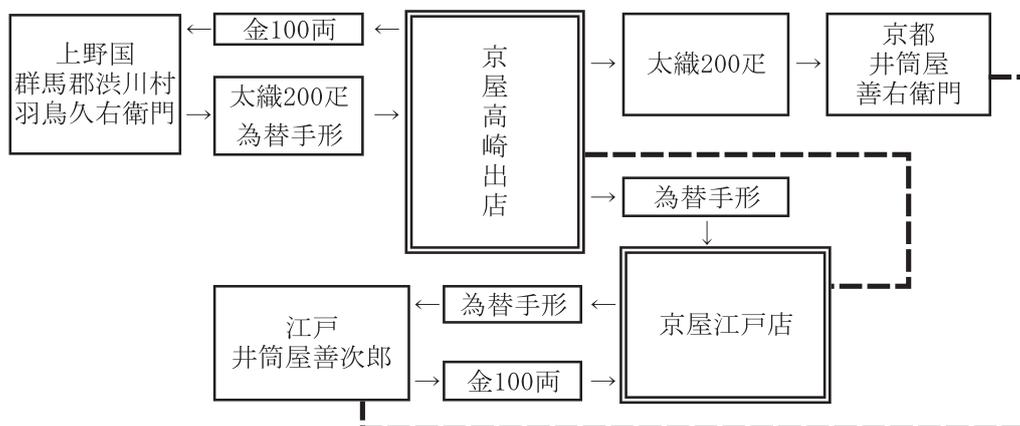


図5 羽鳥家の為替利用図（文政3年11月27日）

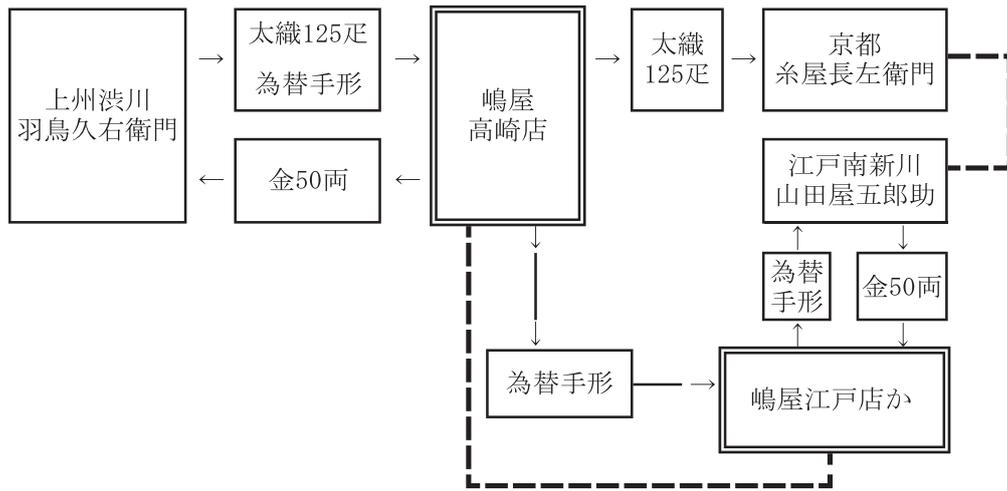


図6 羽鳥家為替利用図(文政13年12月13日)

図6で示したように羽鳥が嶋屋高崎店を介して為替手形を組んだ。羽鳥は嶋屋から金50両を受け取ると為替手形を発行する。織物太織125疋は京都に運ばれ、為替手形は江戸南新川の山田屋五郎助のもとで換金された。文面は織物と為替手形の送り先が異なるのみで、この前の形式とほとんど同じである。手形が到着したら間違いなく現金を渡してくれるように依頼している。手形の送り先は恐らく江戸瀬戸物町の嶋屋江戸店であろうと推測される。次に掲げる史料は手形に裏書きのあるものである。

【史料】羽鳥久雄家文書(表5 No.8、群馬県立文書館複製資料)

〈表〉

為替金手形之事

一、金百両也 銘川太織式百六拾疋  
此目五拾八貫目

右之通嶋屋佐右衛門殿江為替金取組於当地ニ慥ニ請取申候処実正也。右代り金其御地瀬戸物町嶋屋佐右衛門殿江手形参着引替ニ御渡し可被下候。尤為引当前書之荷物京都日野屋吉右衛門殿江無相違為差登申候間、此売代金ヲ以元利共御差引被下候、為後日為替手形依而如件。

天保貳卯年三月十八日

上州渋川

羽鳥久右衛門

江戸駿河町

宮下五郎兵衛殿

前書之通太織荷物慥ニ請取無相違為差登申候、已上。

高崎宿

嶋屋佐右衛門 印

〈裏〉

表書之金子慥請取申候、以上。

卯三月廿一日

嶋屋佐右衛門 印

前書之通相違無御座候、以上。

尾崎弥三兵衛

林六郎兵衛

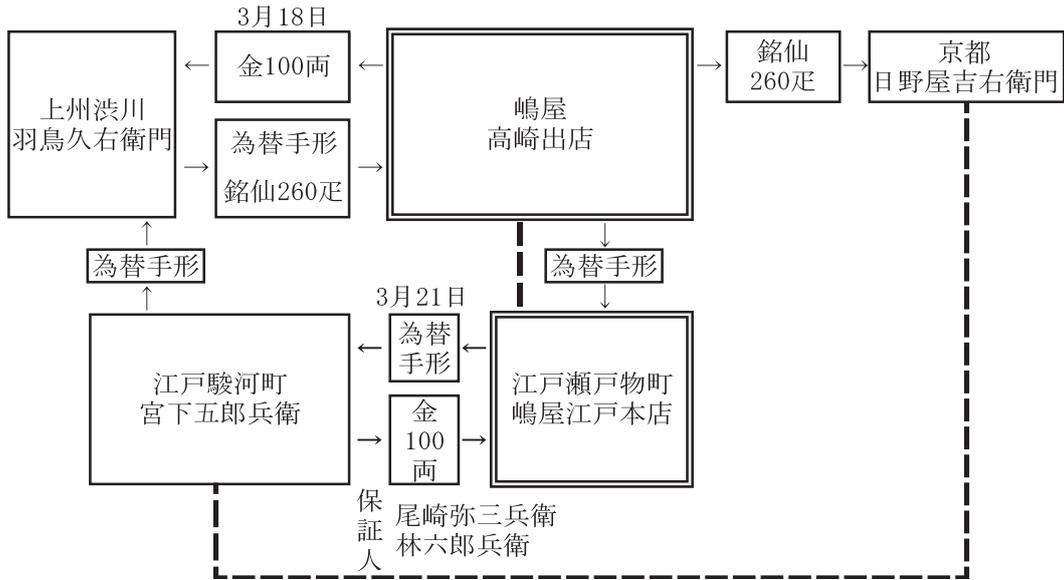


図7 羽鳥久右衛門の嶋屋為替利用図（天保2年3月18日）

図7で示したように、羽鳥が嶋屋高崎店を介して為替手形100両を組み、銘仙260疋を京都の日野屋に送る。為替手形は、江戸瀬戸物町の嶋屋江戸店へ送られ、江戸の宮下五郎兵衛のもとで換金される。前出の史料と同様に江戸と京都との間の債務関係を仮定して解釈すると、日野屋は宮下五郎兵衛に金を貸しており、宮下は日野屋の代わりに織物代金を支払う。そのことで宮下の債務は元利を差し引き、金利だけ残ることになるのではないだろうか。

次の史料は流れがやや複雑であるが、羽鳥が買次商であることを示している。

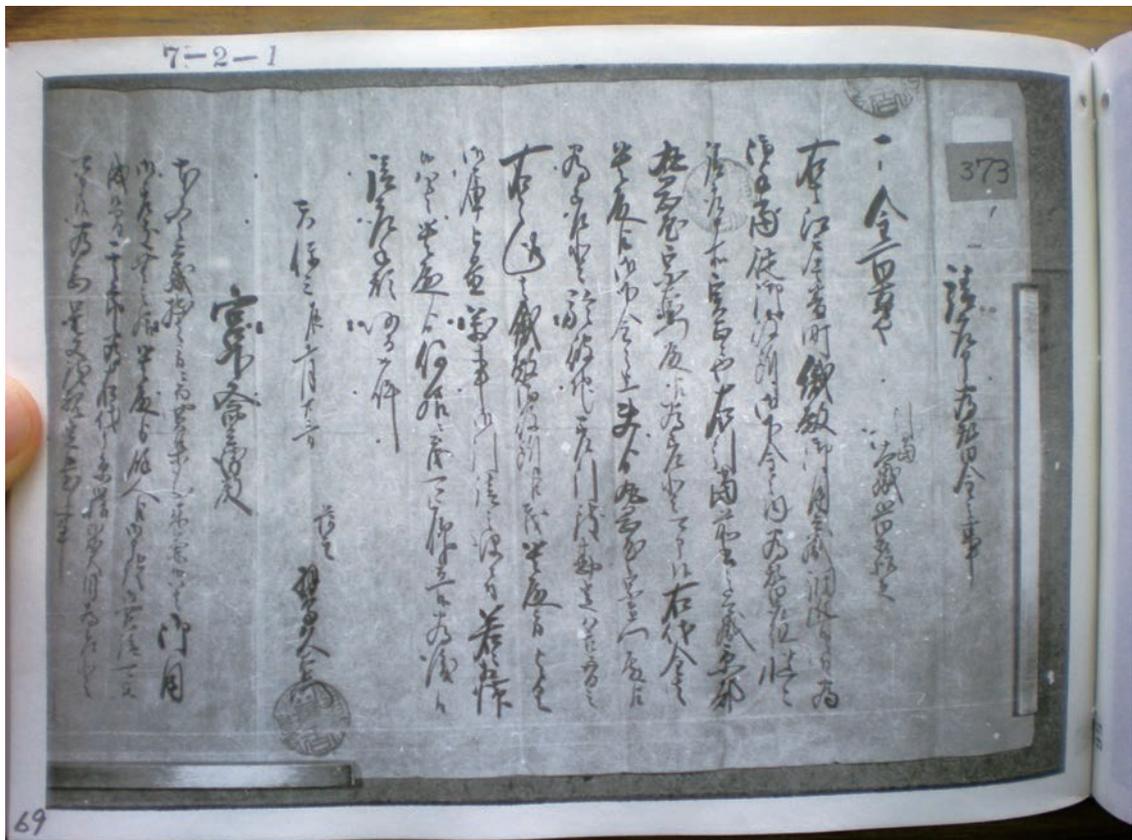


写真8 羽鳥久雄家文書「請取申為替金之事」

【史料】羽鳥久雄家文書（表6 No.4、群馬県立文書館複製資料、写真8）

請取申為替金之事

一、金百両也

引当

太織貳百五拾疋

右者江戸壹番町織殿御用太織調進候ニ付、為御手当從御役所御下金之内為替取組、慥ニ請取申所実正也。右引当前書之太織京都丸岡屋宗右衛門殿江為差登可申候。右代金者貴殿江御下金之上、夫々丸岡屋宗右衛門殿江為差登於彼地差引致勘定筈ニ有之、右之趣者織殿御役所江茂貴殿方与里御届ケ被置、万事御引請之訳ニ候。若相滞候ハハ貴殿ハ何様ニ茂可被仰立候、為後日請取手形依而如件。

荷主

天保三辰十一月廿三日

羽鳥久右衛門 印

宮下五郎兵衛殿

本文之太織拙者方ニ而買集メ出来兼候ハ者御用御差支無之様貴殿ハ餘人江御申談御買請可被成候間、其節為右代り糸貳拾貳貫目為差登可申候。為念是又致規定置候事。

荷主

羽鳥久右衛門 印

前書之荷物慥ニ受取京都丸岡屋惣右衛門殿江無相違御届可申候、以上。

上州高崎

京屋弥兵衛 印

上記の史料を図示したものが図8である。織殿とは江戸幕府若年寄支配下の吹上御庭織殿之事のことであり、將軍家御用の織物を織ったとされる。その織殿に太織250疋を「調進」する「御用」仕事を務め、そのための手当金が「御役所」から下げ渡された「御下金之内」から為替に組まれた、渋川の羽鳥のもとへ届けられた。羽鳥は半製品の太織250疋を買い、京都の丸岡屋へ送った。加工賃は江戸の宮下五郎兵衛を通じて京都の丸岡屋宗右衛門へ送られたものと考えられる。羽鳥が太織250疋を買い集められない場合、その保険のため代り糸22貫目を京屋高崎

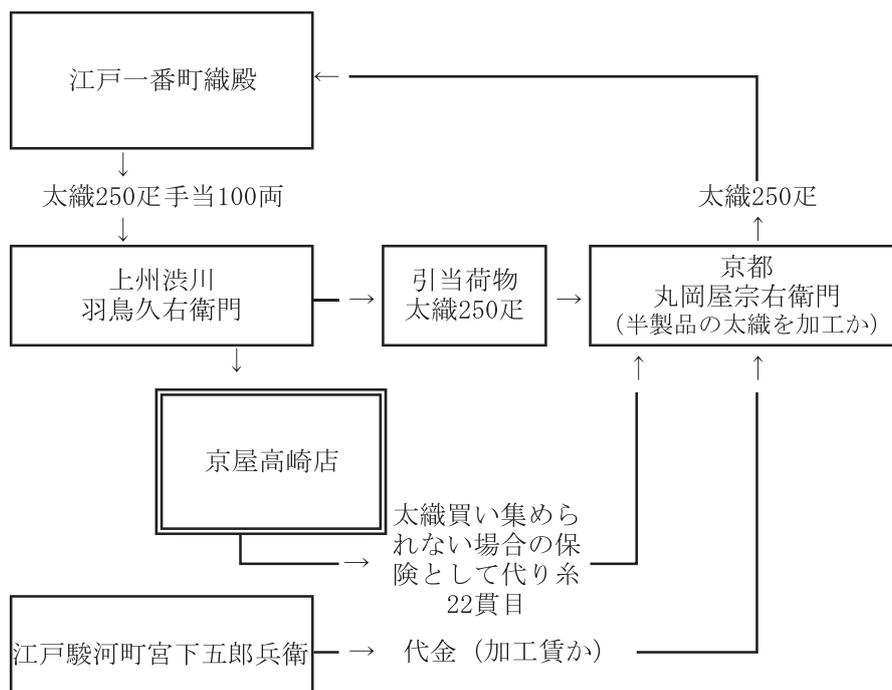


図8 羽鳥久右衛門の京屋輸送利用（天保3年11月23日）

店に運ばせている。この場合、京屋高崎店の役割は史料上では輸送のみであるが、羽鳥家の江戸と京都との取引の延長線上で考えると手当金は京屋の為替で羽鳥のもとに届いたものと考えた方がよいであろう。

以上のように文政から天保年間にかけて羽鳥は盛んに京屋・嶋屋の両高崎店を利用して上方と織物取引に関わったが、決済で飛脚問屋が為替手形を取り組んだ。大坂における両替商のような役割を担ったわけである。羽鳥の事例は逆為替のケースであるが、京屋桐生店を利用した順為替の事例もある<sup>(12)</sup>。こうした為替手形の取り組みは飛脚問屋と得意先との信用取引の上に成り立つが、無論のことトラブルの種も包含しながら利用される。こうした信用取引の裏付けは一体何だったのであろうか。筆者は預り金が信用の担保となったものと考え。奥州福島の実例であるが、糸買次商大橋儀左衛門は京屋福島店を介しての為替利用とは別に京屋福島店に1,000両もの金額を預けている<sup>(13)</sup>。次章では宮川家文書の手形史料を使い、預り金の実態を明らかにする。

### 3 預り金手形

前節で紹介した為替手形は「信用」の上に成り立つシステムであるが、信用を裏付ける要素が預り金ではないかと思われる。次の史料は飛脚問屋嶋屋桐生店が現金を預かろうとする場面を示した珍しい史料である。

【史料】長沢家文書589（桐生市立図書館蔵）

一、小俣村半兵衛儀、絹買次渡世之者ニ而、桐生町絹買入場所ニ前書貞助店文次郎宅を市六才借請、昨方市半兵衛倅佐四郎并ニ召仕一同出市仕、絹買入残金三百両有之、夜ニ入小俣村江持帰候茂不用心ニ付、当町飛脚問屋嶋屋佐右衛門方江預ケ置可申与存、右佐右衛門方江沙汰仕候處、召仕太兵衛与申者金子受取ニ罷出候間、右之残金三百両ヲ相渡し候ニ付、太兵衛受取、麻才布ニ入候内、□□（虫食い）とも不知頭巾様之ものをかむり、三人拔身ニ而、切込右名面の者ニ為手負逃去候趣…（中略）

一、文次郎女房きん儀宅ニ居合折節裏口江向罷在候處、何者共不知表口ハ飛入、拔身ニ而佐四郎娘切掛候ニ付、目潰いたすべく心得ニ而、十能を持能すくいかけ候處、拔身ニ而追来候ニ付、裏口江逃出し申候。（後略）

安政5年（1858）3月2日五ツ半時過、桐生新町五丁目の貞助店文次郎宅一階で、下野国足利郡小俣村の絹買半兵衛の倅佐四郎、半兵衛召仕の利兵衛、貞助店平吉召仕の丈吉、文次郎と懇意という九一郎の4人が上記場所を「絹買入場所」に借りて商談していた。小俣村の半兵衛とは木村半兵衛のことである。絹購入資金のうち300両が残ったため、嶋屋佐右衛門に預けようとした。嶋屋の奉公人太兵衛が現れ、現金を革財布に入れたところ、いきなり頭巾をかぶった3人が乱入し、刀で斬りつけ、現金50両を奪い取って逃亡した。外は雨が降っており、3人組は風合羽を着用していた。

嶋屋の奉公人太兵衛は現金を預かるため、嶋屋桐生店から現金を取りに現われる様子はあたかも多額預金者のもとを訪れる現在の銀行員のようなのであるが、預けた理由は道中での危険回避であると明記されている。恐らく次の市日まで一時的に預け、市日に再び嶋屋で現金を手形と

12 宮川家文書259（桐生市立図書館蔵）。天保10年（1839）2月23日、京屋桐生店は大黒屋政八の為登金20両を取り組み、為替手形を発行。大黒屋は京都で京屋の相仕近江屋孝三郎から手形と引き替えに現金を3回分割で受け取った。

13 拙稿「近世後期における奥州福島の飛脚問屋—嶋屋と京屋を中心に—」（日本地域政策学会『日本地域政策研究』7号、2009年3月）

引き換えに換金したのであろう。

この買次商と飛脚問屋とのやり取りは例外に属するものではなく、極めて日常的な風景であったことが宮川家文書に残る多数の預り金手形の存在により確認される(表7参照)。

【史料】宮川家文書 預り申金子手形之事(表7No12、桐生市立図書館蔵)

預り申金子手形之事

一金貳拾五両也

右之金子儘ニ請取預り申候所実正也。然ル上者貴殿御入用之節何時ニ而も元利相添急度返金可致候。為後日之預り証文、依而如件。

天保十三

桐生

寅九月廿七日

京屋弥兵衛 印

前橋

井上屋半兵衛殿

前橋の井上屋半兵衛が金25両を京屋桐生店に預けたことを示す預り金手形である。「いつでも元本と利息を添えて返金する」とあり、預り金に利息がついたものと思われる。幸田成友氏の『江戸と大坂』(富山房、1995年)によると、両替商への預金について「預金の目的は第一は安全なる保管であって利殖ではない。第2はなるべく多額の預金をして両替屋の信用を買い、他日資金借入の便宜を得ようとするためである」(159頁)とある。保管であって、利殖でないところがあるが、飛脚問屋へ預ける意味には利殖も含まれる可能性も否定できない。このことは章末で触れる。次の預り金手形は預金者が金を受け取らず、預金者の取引先へ渡す手形である。

【史料】宮川家文書(表7No13、桐生市立図書館蔵)

預り申金子之事

一金百五拾両也

前書之金子儘ニ請取御預り申候處実正ニ御座候。然ル上者御入用之節者何時ニ而茂玉上甚左衛門殿江無相違御渡し可申候。為後日預り金手形、依而如件。

弘化二年

桐生

巳五月二日

京屋弥兵衛 印

升屋小八殿

升屋小八は金150両を京屋桐生店に預け、「入用之節者何時ニ而茂」玉上甚左衛門へ渡すよう依頼している。玉上は桐生新町二丁目の買継商である。なぜ升屋が自身の預けた金を玉上の必要な時にいつでも渡すようにしたのであろうか。その手掛りとなるのが次の史料である。

【史料】荷為替金預手形の事(宮川家文書149、桐生市立図書館蔵)

荷為替金預り手形の事

一金貳百両也 但し文字金

右之通、糸絹買調手当金儘に預り申候處実正也。然ル上者桐生新町市日毎ニ買調候諸品無相違貴殿江相渡可申候。尤金子御入用之節者、貴殿御差函次第ニ何時成共金子ニ而相渡可申候。万一本人相滞候ハハ証人之者ハ相弁、急度返済可仕候。為後日之荷為替手当金預り手形、依而如件。

文政貳年

大間々町

卯十月朔日

預り主 與七 印

証人 與市右衛門 印

同 源右衛門 印

桐生新町二丁目

京屋弥兵衛殿

No.	文書番号	表題	年月日	金額	預かり方(借方)	預け主(貸方)
1	146	預り金手形之事	文化5年11月6日	金100両	上州桐生近江屋喜平治	野州足利田代新五兵衛
2	147	預り金手形之事	文化8年正月	金50両	上州桐生町京屋弥兵衛	武州熊谷宿石川藤四郎
3	150	覚(預り手形)	天保8年9月3日	金100両	京屋弥兵衛	石井治兵衛
4	151	預り申金子之事	天保8年12月4日	金500両	嶋屋佐右衛門・玉上甚左衛門	升屋源三郎
5	153	預り申金子之事	天保9年11月27日	金325両	京屋弥兵衛	舩屋定七
6	154	預り申金子之事	天保9年11月27日	金75両	京屋弥兵衛	舩屋定七
7	155	預り申金子之事	天保10年5月8日	金175両	京屋弥兵衛	舩屋定七
8	156	預り申金子之事	天保10年12月4日	金350両、金75両	京屋弥兵衛	舩屋定七
9	157	預り申金子之事	天保11年5月1日	金250両	京屋弥兵衛	舩屋定七
10	158	預り申金子之事	天保11年12月9日	金75両	京屋弥兵衛	舩屋定七
11	159	預り申金子之事	天保12年4月21日	金450両	京屋弥兵衛	舩屋定七
12	160	預り申金子之事	天保13年9月27日	金25両	桐生京屋弥兵衛	前橋井上屋半兵衛
13	161	預り申金子之事	弘化2年5月2日	金150両	桐生京屋弥兵衛	升屋小八
14	162	預り申金子之事	嘉永3年4月28日	金100両	上州桐生京屋弥兵衛	升屋理助
15	163	預り申金子之事	嘉永4年2月20日	金50両	上州桐生京屋弥兵衛・又兵衛	陣馬村石関勝治郎
16	164	預り申金子之事	安政2年正月	金50両	上州桐生京屋弥兵衛・又兵衛	藤生善重郎
17	165	預り申金子之事	安政3年9月	金100両	上州桐生京屋弥兵衛	丹羽長右衛門
18	165	預り申金子之事	安政4年1月 (同5年1月18日まで)	金100両	桐生京屋弥兵衛、又兵衛・金助	丹羽長右衛門
19	165	預り申金子之事	安政4年1月 (同5年1月18日まで)	金100両	桐生京屋弥兵衛、又兵衛・金助	丹羽長右衛門
20	165	預り申金子之事	安政5年1月	金100両	桐生京屋弥兵衛、又兵衛・金助	丹羽長右衛門
21	165	預り申金子之事	安政5年1月27日	金100両	桐生京屋弥兵衛、又兵衛・金助	丹羽長右衛門
22	165	預り申金子之事	安政5年9月	金50両	桐生京屋弥兵衛、又兵衛・金助	丹羽長右衛門
23	165	預り申金子之事	安政6年1月	金100両	桐生京屋弥兵衛、又兵衛・金助	丹羽長右衛門
24	165	預り申金子之事	安政6年1月	金100両	桐生京屋弥兵衛、又兵衛・金助	丹羽長右衛門
25	165	預り申金子之事	安政6年7月	金100両	桐生京屋弥兵衛、栄吉	丹羽長右衛門
26	165	預り申金子之事	安政6年10月14日	金100両	桐生京屋弥兵衛、栄吉	丹羽長右衛門
27	165	預り申金子之事	文久元年3月	金100両	桐生京屋弥兵衛、栄吉	丹羽長右衛門
28	166	預り申金子之事	安政4年正月～ 安政6年4月	金100両	上州桐生京屋弥兵衛他	前橋関文七
29	167	預り申金子之事	安政4年5月8日	金225両	桐生京屋弥兵衛	升屋伊助
30	168	預り申金子之事	安政4年11月～ 安政5年11月	金200両	桐生京屋弥兵衛他	江戸勘定場
31	169	預り申金子之事	安政5年2月	金100両	桐生京屋弥兵衛・金助・又兵衛	高崎京屋弥兵衛他
32	170	預り申金子之事	安政5年5月	金350両	京屋弥兵衛	升屋伊助
33	171	預り申金子之事	安政5年12月	金50両	京屋弥兵衛	佐羽吉右衛門
34	172	預り申金子之事	安政6年2月、7月		上州桐生京屋弥兵衛	藤生善重郎
35	173	預り申金子之事	安政6年12月10日	金539両	京屋弥兵衛	長澤新助
36	174	預り申金子之事	安政7年正月	金100両	上州桐生京屋弥兵衛・金助・栄吉	関文七
37	175	預り申金子之事	安政7年正月	金100両	上州桐生京屋弥兵衛・金助・栄吉	丹羽長右衛門
38	176	預り申金子之事	文久2年正月	金100両	京屋弥兵衛・金助・嘉助	丹羽長右衛門
39	178	預り申金子証文之事	慶応2年10月15日	金50両	同弥兵衛・惣助・栄吉	京屋弥兵衛・嘉助・金右衛門
40	179	覚(預り金証)	丑正月24日	6両	京屋弥兵衛	川嶋藤吉
41	179	覚(預り金証)	丑2月11日 (3月20日返す)	冒頭欠落	京屋弥兵衛	川嶋藤吉
42	179		丑4月10日	10両	京屋弥兵衛	川嶋藤吉
43	179		丑6月14日	16両	京屋弥兵衛	川嶋藤吉
44	181	覚(預り証)	寅2月3日	銀100両	京屋弥兵衛	三井店
45	183	覚(預り金証文)	正月14日	金55両	店(京屋桐生店の印)	伊八(京屋支配人か)

\*『桐生市宮川家文書目録』(桐生市立図書館、2011)の「近世」の「預かり金」欄から京屋預かりのみで筆者作成

表7 京屋桐生店預り金一覧

(中略) 月々市日可渡候糸絹品々代金者京都大坂江戸表の貴殿方江来着次第無相違御渡可被下候約定、尤京大坂行為登駄賃、盆前大際(ママ、晦の誤りか)前二季無相違相渡し可申候約定、但シ京大坂江戸表の来り候金銀荷物駄賃者其時々相渡可申候。且市日当座之貸借者次市ニ相互ニ急度皆済勘定可仕候治定也。(後略)

右の史料は大間々町三丁目の「與七」が桐生新町二丁目(一丁目の誤り)の京屋から金200両を預かったことを示す手形である。飛脚問屋がなぜ與七に糸絹代金を預けたのかについて織物史は「飛脚屋は、予め問屋より織物買入資金を預かりおき、買次商へ一部なり、或は全部なりの前渡しをなし、買次商の買入れたる商品を受け付けて、之を問屋に送達することである」<sup>14)</sup>と述べている。つまり京都・大坂の問屋側の意向を受けて、飛脚問屋に現地調達を委託し、さらに飛脚問屋は現地買次商與七に現金を前渡しして織物や絹糸を購入させた上で、荷物を引き受けて上方・江戸へ輸送している。そして上方から糸絹代金が飛脚に届くと、それを買次商に渡した。京都・大坂への為登駄賃については盆暮れ2季に買次商から飛脚へと支払われ、京都・大坂・江戸からの金銀荷物駄賃についてはその都度、買次商から京屋に支払われた。また市日の当座の貸借については次の市で相互に皆済された。與七は京屋から預かった200両を元金とし、それに「月壺」の利足を足して元利共に7月9日と12月25日限りで京屋へ返金している。

先の升屋が京屋に資金をプールしておき、玉上にいつでも渡していいようにしたのは、そうした織物購入と関連するものと考えられる。換言すれば、玉上は升屋の委託バイヤーのような存在であり、飛脚問屋が資金をプールしたことになる。玉上は市日に織物を購入すると、飛脚問屋に荷物を渡し、同時に織物資金をもらう。そして飛脚は升屋へ織物を輸送する。駄賃は升屋からの預り金から差し引くのか、別途請求したかのいずれかであろう。また飛脚の預り金は両替商の預り金と同様の意味を持ち、飛脚問屋に現金を預ける、さらに強調すると、飛脚問屋に現金を預けられる商人、また預った金を渡せる商人であるという信用のお墨付きであり、すなわち飛脚問屋が介した「信用」の上に、安心して取引できたとは言えないであろうか。

預り金手形にはもう一つの意味がある。それを示すのが信達地方の大橋健祐家文書に残された預り金手形である。

【史料】大橋健祐家文書(福島県立歴史資料館蔵)

預り申金子手形之事

一、金千両也 但亥四月限金百両方ニ付

壺ケ月金三步之四割

右之通、慥相預申處実正也。尤御入用之節者何時ニ而も元利とも急度返済可仕候。右者絹糸為替荷物請取置ニ預申義ニ付少しも相違申間敷候。為後日預置手形、依如件。

文政九年戌十二月朔日

島屋佐右衛門 印

大橋儀左衛門殿

飛脚問屋を介して為替を取り組む際、嶋屋が大橋家から預かった金1,000両が担保となったことを示す史料である。為替手形は非常に便利であったが、その一方で行き違いがあると「不渡り手形」を発生させる問題もあった。次の史料は上野国、京都、近江国の3商人が関係した為替トラブルのあった事実を示している。

【史料】書上家文書A-1-902(桐生市立図書館蔵)

川村喜右衛門願書差上候ニ付預御尋其子細奉申上候

一、昨申年十月中喜右衛門儀仕入用向ニ而下向被致、手前方へ止宿仕居、諸織物類買入仕、

14 八木昌平『桐生織物史』上巻(桐生織物同業組合発行、1935年)333、334頁

夫々用向も相片付立前ニ相成候ニ付、其前ニ茂仕入金相残候節ハ手前方江預ケ金ニ致、其後下向之節利足付ニ而預リ候事も御座候事故、其節も若哉遊金有之候ハハ百金ニ而茂弐百金ニ而も預リ可申旨申聞候處、其節有合ハ無御座候ニ付、上京之上下し金ニ而御預ケ可申旨被申候間、左様之儀ニ候ハハ幸ひ高崎宿ニ松居亀右衛門と申仁下向致居候間、此物へ為替ニ取組、右之人の金子請取可申間、右代り金於京都同人江右金子相渡し呉候様ニと相頼候。然者京都ハ何方江金子出し置候ハハ御手都合も宜候哉と被申候ニ付、京都ハ東洞院三条上ル所、飛脚近江屋喜兵衛方江金子出し置呉（候抜けカ）様相頼、松居亀右衛門方へも問合之處、同人儀も右飛脚方へ存居候事故萬事宜と申ニ付、其趣喜右衛門江相咄し候得者同人も承知致候事故、無相違彼方江金子出し置候事□（与カ）存居、則松居亀右衛門の金百兩請取右飛脚近江屋喜兵衛之名当ニ而手形認相渡申候。依之亀右衛門儀者上京致右手形ヲ以金子請取可被申事と存居候所、其後、右手形戻り来、先達而渡し置候金子歸し呉候様被申候ニ付、如何之儀と相尋し處、右使も代者ニ而其儀ハ如何之訳ニ候哉不存候得共、上方表ニ而為替金ふ渡りニ付、手形差戻し候間、金子取返し可申旨申来候ニ付、参上致と申事不渡り之儀者有間敷事と難心得存□□（虫食い）何分遠路之儀問合ニも日数相掛りし事兎も角茂手形歸り候儀ニ付、無據右百兩相渡し返納仕候。依之私方ニ而も其俣ニ致置候所、此度相手被取候始末ニ御座候。此儀如何とも難心得候（後略）。

上記史料は為替手形のトラブルを示す史料である。上野国山田郡桐生新町二丁目の買次商書上文左衛門方に近江国在住の川村喜右衛門が織物を買ひ求めに来た。喜右衛門は書上から購入資金があれば、利足付で預かる旨を持ちかけられ、持ち合わせがなかったので「上京した上で金子を下す」旨を答えた。すると書上は高崎に京都から松居亀右衛門が下向しているの、その者から書上が100兩を受け取り、亀右衛門宛てに為替手形を発行するので、京都の飛脚問屋近江屋喜兵衛を介して喜右衛門から100兩を亀右衛門に渡してほしいと申し出た。飛脚問屋を含め、4者合意のもとで商人発行手形が飛脚問屋を介して取り組まれた。スムーズにいけば、商人に便宜を与えたはずであるが、上記の史料は手違いが起こり、亀右衛門が飛脚問屋ではない同名の両替商近江屋喜兵衛に向いたため「不渡り」として書上にクレームが付き、手形も返却されて100兩を亀右衛門に返納した。

以上のような為替手形のトラブルは史料上も散見される。同史料で興味深い点は「預り金」への観念である。「100金でも200金でも」と書上文左衛門が取引先に持ちかけ、取引先も利足金といううま味もあって、双方とも為替手形を使っても「遊び金」を「預り金」とした。つまり「保管であって利殖である」と考えられる。また預り金は信用取引の担保であり、先の大橋家から嶋屋側に多額の金1,000兩を預けたのは為替手形を組む際の信用の証ともなったのである。

#### 4 融資

最後に飛脚問屋の融資については触れておきたい。預り金とも通底する性質を持つものだからである。飛脚問屋による融資については『群馬県史』でも大名・旗本への融資について指摘されている<sup>(15)</sup>。ここではそれ以外の事例で京屋桐生店を例に商人や町役人への小口融資について取り上げる。使用する史料は主に粟田豊三郎家文書（群馬県立文書館複製資料）であるが、本来は宮川家文書に所属していたものである。まず取り上げるのは上方の取引相手への返金の際、近江屋喜平次桐生店が代わって用立てた事例である。

15 『群馬県史 資料編9』（1977年）43、44、134～136頁。天明5年（1785）に上州に出店のあった上方の飛脚問屋近江屋喜平次は小幡藩松平家に蔵元を命じられた際、藩に儉約励行を申し入れている。鳥屋と京屋は他の藤岡商人とともに文政7年（1824）と同8年に旗本水上織部から御用金を命ぜられ、前者には免除を願い出て、後者には応じている。

【史料】 粟田豊三郎家文書98 (群馬県立文書館複製資料)

借入金一札之事

一、金五両也

右者京都美濃屋忠右衛門殿江御立替金借用申處実正ニ御座候。但シ返済之儀者来ル十月無相違急度御勘定可仕候。為後日借用証、依而如件。

文化元年馬五月

高沢村

□ (川カ) 嶋

定右衛門 印

証人

幾右衛門 印

桐生町

近江屋伊八殿

喜助殿

これによると高沢村の定右衛門が京都の美濃屋忠右衛門に対して債務があり、金の工面がつかなかったのか、近江屋伊八、すなわち近江屋喜平次桐生店<sup>(16)</sup>に立て替えてもらい、その返済金を今年10月までに支払う旨を述べた一札である。宛名の近江屋伊八は十七屋時代、近江屋喜平次の時代を経て桐生店を差配し、文化6年(1809)に出店が京屋名義に変わっても差配を続けた人物である。上のように飛脚問屋の地方出店は地域の金融機関の役割を果たしていたのである。

次の史料は武州産紅花取引に関係する史料であるが、京屋桐生店が紅花の輸送賃の支払い猶予を受け入れたことを示している。

【史料】 粟田豊三郎家文書38 (群馬県立文書館複製資料)

入置申一札之事

一、金百両也 但し文字金也

右者去ル卯辰ニケ歳紅花荷物、貴殿方へ相頼、右駄賃金、其節勘定可致處、右紅花ニ而多分損毛有之候ニ付、無據延引ニ罷成候。然ル処、此度右金子出来かね無是悲、当午年分来ル戌歳迄年々金廿兩宛御受取被下候様、達而御頼申候處、御聞済被下、然ル上者歳々無相違返済可仕候。万一相滞候年有之候ハハ兩判之方より弁金仕、貴殿方へ少シ茂御損毛相懸ケ申間敷候。為後日年賦証文相渡し申處、仍而如件。

武州原市町

文化七年十二月

借用主

長島作兵衛 印

同州岩槻町

親類

〃 勇次郎 印

16 天明7年(1787)年の十七屋孫兵衛の闕所後、寛政元年(1789)に近江屋喜平次が桐生店を継承したが、文化6年に京屋弥兵衛に名義変更された。近江屋喜平次とは京都烏丸通姉小路上ルに本店、京都鞆町に出張所、江戸と大坂に出店を置く早飛脚宰領請負人である。大坂・京都の飛脚問屋から早物(早便)を受け取り、江戸へ下した。上州に出店を展開した近江屋喜平次と早飛脚宰領請負人のそれとは同じ業者である。星野愷家文書(群馬県立文書館複製資料)の寛政元年6月付の「御請負申上置証文之事」に「京都烏丸通姉小路上ル町／近江屋喜平次」とあり、文化10年3月付の「早飛脚宰領取締方議定証文」(児玉幸多校訂『近世交通史料集七 飛脚関係史料』吉川弘文館、1974年)にある居所・名前と一致する。藤村潤一郎氏によると、京都の近江屋喜兵衛(白木屋が株式所持)が、十七屋に連座して闕所となった近江屋五兵衛株式を引き取り、上州店を所持した。近江屋喜兵衛は奉公人の中川嘉介を下し、兄喜平次名で上州店(藤岡、高崎、桐生)を再建した。(藤村「上州における飛脚問屋—京屋藤岡店富田永世との関連において—」『史料館研究紀要』31号、1968年)

同所

証人

ク 清兵衛 印

上州桐生町

京屋弥兵衛殿

この史料は、武州原市町の長島作兵衛が紅花輸送を京屋桐生店に依頼し、2年分の駄賃金を後払いとしたが、その後、取引に損失が出て駄賃金を支払えなくなったため、金100両を5年かけて年20両ずつ返済することを約した一札である。江戸期の武蔵国上尾・桶川一帯は紅花産地として知られ、産地農家、仲買商人が活動し、上方と盛んに取引を行った。紅花輸送に京屋桐生店が関与している事実がわかると同時に、損失を出した紅花商人への配慮も窺える。

【史料】 栗田豊三郎家文書87（群馬県立文書館複製資料）

覚

一、金拾五両也 未ノ歳分

状八

内金拾両者当二月晦日限り 借用銭

引ノ残

金五両者当来三月晦日限り

一、金五両也 是ハ先ノ借用金上者分、当来四月晦日限り

右之通御返済可申筈ニ取極、御承知被下候所、無相違御座候。然ル上者右限月、無相違御返済可申候。為後日仍而如件。

文化九壬申二月八日

日野屋平八 印

代佐七

京屋常八様

上記の史料も商人相手である。日野屋平八は下総国古河宿の人物であるが、代佐七が京屋桐生店より15両を借用し、2回に分けて返済することを約した証文である。為替手形の箇所で紹介した羽鳥家の100両という単位と比較すると、15両は少額であるが、京屋の出店では少額融資も行ったことを証明している。

上記の史料は35両であるが、次の史料では借用主の高崎田町の炭芳屋文五郎が年5両7カ年賦を申し入れて、京屋桐生店が承知したことを示している。

【史料】 栗田豊三郎家文書98（群馬県立文書館複製資料）

借用申金子之事

一、金三拾五両也

右之金子是迄御借用ニ相成居候処、此度年賦之義御願申上格別之御勘弁ヲ以御聞済被成下難有仕合ニ奉存候。然ル上者御返済之義當申年ノ寅年迄益暮金貳兩貳分宛壺ヶ年ニ金五両也七ヶ年ニ急度御上納可仕候。右御約定仕候上者、聊意変不仕候。為後日証文入置申候所、依而如件。

安政七年

高崎田町

申壬三月

借用人

炭芳屋文五郎

桐生

京屋弥兵衛様

これによれば35両の7カ年賦に金利が上乘せされたのかは記されていない。史料の文面通り

に無利息では京屋側の損失であろうと思われるが、理由は不明である。だが、こうした少額の長期返済が積み重なれば、やがては不良債権となり、営業に好ましい影響を与えないものと思われる。次に出羽松山藩と町役人への融資を取り上げる。

【史料】粟田豊三郎家文書88（群馬県立文書館複製資料）

覚

一、金拾五両也

右者文化八未年四谷仲町御屋敷御類焼付冥加金受取申處如件。

文化十二亥年十二月

渡辺甚七 印

小林猪三郎 印

中坂右衛門 印

上州山田郡桐生新町

京屋弥兵衛

右は文化8年（1811）に江戸四谷仲町の出羽松山藩邸が類焼した際、上州領の桐生新町にも冥加金を募り、京屋が15両を支払ったことを示す。次も松山藩に関係する史料である。

【史料】宮川家文書7（桐生市立図書館蔵）

〈封〉

金子証文

壺通

〈表〉

覚

一、金三拾両也

右者去ル巳年羽州松山御領分稀成凶作ニ付、書面之通無利足金御借上被成候所実正也。御返金之義ハ来ル亥年五ケ年め半金同辰年十ケ年め半金御返済可被成候。為後証仍如件。

天保六未年十一月

多田祐三郎 印

相馬多三郎 印

京屋弥兵衛殿

（裏書）表書之通相違無之令裏判者也。

未十一月 丹右衛門 印

天保6年（1835）は天保の飢饉の期間に当たる。文中に「羽州松山御領分稀成凶作ニ付」とあり、藩は無利息の長期年賦を京屋に命じた。京屋だけでなく、恐らく他の商人も藩に貸与しているはずである。返済については「亥年五ケ年め」すなわち天保10年（1839）に半額、弘化元年（1844）にもう半額を返す旨を約束している。

次は融資先が商人・藩ではなく、地域社会への事例である。

【史料】粟田豊三郎家文書98（群馬県立文書館複製資料）

借用申金子之事

一 金拾貳両也

右者当未六月御祭礼之儀ニ付、前書之金子借用申處実正也。返済之儀者来ル申年六月迄市貫（ママ）ヲ以、元利取揃急度返済可仕候。若又ふ足之分者申年御祭礼入用之内与利返済可仕候。為後証之依而如件。

弘化四未年六月

町内

火消

吉右衛門 印

利左衛門 印

判頭

吉右衛門 印

半助 印

丈助 印

藤吉 印

廣吉 印

善藏 印

兵吉 印

丁内

弥右衛門殿

惣五郎殿

次兵衛殿

京屋弥兵衛殿

京屋桐生店を含む宛て名4人が金12両を融資したが、借金理由の「六月御祭礼」とは牛頭天王祭礼（祇園祭）を指す。以上のほかにも嘉永4年（1851）4月に京屋桐生店は「町内火消」の「吉右衛門」「利左衛門」の2人に金10両を融資した。こちらは単に「助力御歎願入用之儀ニ付」とあり、具体的に何の借金か不明であるが、行政に関わるものであろう。桐生新町の火消役は消防・祭礼のほかの行政にも関わっている。以上のように京屋桐生店が火消役の求めに応じて度々融資した事実がわかる。

紹介した事例からは飛脚問屋は大名・旗本融資だけでなく、商人、大名の陣屋、町役人への小口融資を行ったことがわかった。京屋桐生出店の地域密着ぶりが窺えると同時に地域社会側にも商売上・生活上において不可欠な金融機能を果たしたと言えよう。

## まとめ

以上の事例検討により江戸時代後期の地方においても江戸地廻り経済圏の発展と共に飛脚問屋を介した為替手形による決済、また信用を担保するための預り金手形が盛んに発行されていた事実が判明した。飛脚問屋が扱った手形を整理すると次の通りである。

- ①引替金手形＝飛脚問屋から利用者に振り出され、移動先同じ飛脚問屋の出店で手形を換金できた手形
- ②為替手形＝飛脚問屋が代金を最初に売主に支払い、売主発行の手形と荷物を輸送し、現地で飛脚問屋の相仕（提携業者）が手形を荷受人に換金してもらう逆為替。また飛脚問屋に手形を発行してもらい、移動先で換金する順為替
- ③預り金手形＝飛脚問屋が取引先から現金を預かると発行した手形。預り金には利足が付き、預け主が請求すれば、元金・利足ともに返済された手形
- ④荷物が替金預り手形＝都市問屋から商品購入を委託された飛脚問屋が仲買商に資金を預けて購入してもらい、商品を一括輸送し、荷受人から代金が届いた時点で代金・駄賃と共に現金決済される手形。飛脚問屋は買次商から定期的に元利を返済された

引替金手形は飛脚問屋に現金を渡し、手形を発行してもらうことで、荷主自身が現金を持ち歩かずとも済み、盗難防止に最大の効果を発揮すると同時に補償も付いた。また生糸、織物、

紅花などの特産物の移出に伴う遠隔地での決済に使われた為替手形も同様のメリットがあった。特に投機的な側面も持つ絹織物取引の場合、羽鳥家の事例に限られるが、逆為替による決済を飛脚問屋が産物を引当（抵当）として運送を請け負い、逆為替を仲介することで、生産地が取引先の経営不振の煽りを受けるなどの事態を回避できる別のメリットもあったものと思われる。不渡り手形の場合、引当荷物を売却して現金化したものと思われる。

両替商の預り金と同様に飛脚問屋にとっても預り金とは商取引及び為替金取組の信用の基礎であったことを指摘した。また飛脚問屋は、上方・江戸などの都市問屋から委託されると、産地の織物買次商に購入資金を預けた。飛脚問屋は買次商が購入した商品を輸送した。④の荷為替金の場合、為登駄賃は盆暮れ勘定として飛脚に支払われたが、上方・江戸から織物代金が届くと、飛脚問屋にその都度、駄賃と共に渡した。買次商は飛脚から預かった現金に利足を付けて盆暮れに元金と共に返した。いわば、飛脚問屋が都市問屋の窓口となって資金プールの役割を担ったのである。

また融資に関して飛脚問屋が大口融資だけでなく、地域社会に密着した小口融資も扱っていた。融資対象は商人、大名、町役人、街道沿いの飛脚取次所（本陣、脇本陣、旅籠など）など広い階層に及んでいたことがわかった。飛脚問屋は地域社会に不可欠な金融機能を担ったと言えるだろう。

以上のように近世地域社会では小口資金を中小商人にも融資するマイクロファイナンスの機能を飛脚問屋が担った。そのことを立体的に示しているのが京屋藤岡店の「店卸勘定」である。店卸勘定における預り金、融資が占める割合の大きさは、2章以降で検討した手形の存在と密接に絡んでいる。代価を後日に支払い、また為替手形を扱う飛脚問屋にとって預り金こそが信用の担保であった。だからこそ得意先の情報は死命を制したであろう。京屋藤岡店の支配人富田永世（1877～1855）は狂歌を通して地域と文化交流を図ったが<sup>(17)</sup>、「連」という文化サロンで得意先の情報を仕入れるメリットもあったものと思われる。

近世の為替手形は明治維新後も銀行・郵便において継承され、織物買次商と都市集散地問屋との間の決済で盛んに利用されるに至る。かつて筆者は群馬県桐生市の元織物加工販売業者に聞き書きを行ったが、手形を用いることで実際の手持ち資金以上に大きく商売をすることができたと述べている<sup>(18)</sup>。近世社会とて同様の類推が成り立つのであり、多くの手形がそのことを雄弁に物語っている。

飛脚問屋は、運送量で凌駕する水運に比べると物流の脇役のように扱われがちであるが、内陸社会と菱垣廻船を結びつける役割を果たし、また織物を運ぶなど産地と消費地をしっかりと結びつけた。また各地の出店・取次所による地域間のネットワークを駆使して、経済社会上の通信機能、また商取引上の金融機能の面で顧客に多大な利便性を提供したのである。今後の課題は旅行者が為替手形を用いるなど庶民の利用事例の発掘を進め、より広範に飛脚が利用されていた事実を解明することである。

【付記】本稿執筆に際し、郵政歴史文化研究会第一分科会のお世話になりました。また石井寛治先生から有意義な御指導を賜りました。この場を借りて御礼申し上げます。

(まきしま たかし 群馬県地域文化研究協議会会員、桐生文化史談会理事)

17 拙稿「富田永世と飛脚問屋京屋藤岡店」（『群馬県立女子大学 第1期群馬学センターリサーチフェロー研究報告集』群馬県立女子大学群馬学センター、2012年3月）。京屋藤岡店支配人富田永世は業務の傍ら藤岡で狂歌グループ「松葉連」を主宰、月並会を開いた。

18 筆者執筆「書上文左衛門家への入り口—研究紹介と書上家の軌跡—」（桐生文化史談会編『桐生織物と買継商—書上文左衛門家の300年、情報と販売の流通戦略—』2008年）

研究ノート

# 東京中央郵便局沿革史

## 日本初の地下電車—郵便物搬送用地下軌道—

井上 卓朗

### ① はじめに

昨年10月1日に東京駅が約5年間に及ぶ復元工事を終え開業時の雄姿を甦らせたばかりであるが<sup>(1)</sup>、隣接する東京中央郵便局敷地に建設されたJPタワー<sup>(2)</sup>が平成25（2013）年3月21日にグランドオープンし脚光を浴びている。かつて、この二つの建造物の間には郵便物を搬送するための地下隧道が存在した。そこには上下2線の軌道が敷設され、この上を電気機関車が郵便物を搭載した台車を牽引して搬送していたのである。

地下鉄と呼ぶにはあまりにも規模が小さく、しかも旅客は運んでいないが、「レールの敷設された地下隧道を通過して電気機関車が荷物を運搬する」という点では日本初の試みであった。

竣工は東京駅開業の翌年、大正4（1915）年3月であり、昭和2（1927）年に開業した上野・浅草間の東京地下鉄道<sup>(3)</sup>（現在の東京メトロ浅草線）より12年も早いスタートであった。

この郵便物搬送用地下軌道に関しては、『通信事業史』、『郵政百年史資料』など正史による若干の記載以外に正確な情報や記録が少なく、今まで調査研究等による報告も行われていなかった。そのためか、新聞・雑誌やインターネットのブログ等に掲載された地下軌道についての記事の内容にかなりの差異がみられるので、本件に関して詳細を明らかにする必要がある。

現在、筆者は東京中央郵便局の沿革について調査を行っているが、その調査対象史料のひとつである『東京中央郵便局沿革史草稿』<sup>(4)</sup>の中に、この地下軌道設置の詳細が記録されていたので、本稿において同史料を中心に報告することとする。

### ② 郵便物搬送用地下軌道設置までの経緯

明治20年代になると鉄道建設を優先した交通政策が採られ、官設だけでなく政府の援助を受けた私設鉄道等により全国的に鉄道網が整備されていった。陸運の中心が主要街道の宿継から

- 1 大正3（1914）年12月18日に開業式、東京駅と命名され、同年12月20日に開業。昭和20（1945）年戦災により焼失、戦後、3階建ての駅舎を2階建てとして復興、以降その姿であったが平成19（2007）年より復原工事着工、平成24（2012）年10月完成。
- 2 日本郵便(株)と東日本旅客鉄道(株)（JR東日本）、三菱地所(株)との共同事業で、東京中央郵便局敷地に建設された延床面積約212,000㎡、地上38階、地下4階、塔屋3階の超高層ビル。その敷地にあった東京中央郵便局局舎の一部は保存され、日本郵便(株)東京中央郵便局と(株)ゆうちょ銀行本店が営業している。
- 3 浅草・上野間（2.2km）が開業。旅客輸送を目的とした日本最初の地下鉄道。
- 4 東京中央郵便局の開局から昭和10（1935）年までの沿革を記録したもので昭和8（1933）年から10（1935）年にかけて制作されたものと思われる。200字詰原稿用紙3千枚を越える草稿で、現在その所在は不明となっているが、平成初期に当館の中村日出男主任資料官が調査し、コピーしたものが現存している。

鉄道輸送に切り替わるという大きな変革期に入っていたのである。当然のことながら郵便輸送もそれまでの人力によるものから鉄道輸送へと大きくシフトしていった。

明治22(1889)年、新橋から神戸までの東海道線が全通し、当時「三菱が原」と呼ばれた皇居(宮城)正面の原野に中央停車場(東京駅)を建設することが、明治29(1896)年の第9回帝国議会で決定され、明治41(1908)年から駅舎工事が開始された。

逓信省においても、東京駅の建設計画に合わせて日本橋にある東京中央郵便局の新築・移転の検討を開始した。これは、駅の完成によって東京の交通の中心が丸の内に移ることに対応するためであったが、日本橋にあった東京中央郵便局の局舎が郵便物の増加によって狭隘を極めていたことも新築理由のひとつとなっていた。

明治44(1911)年の報知新聞<sup>5)</sup>は、「逓信省は狭隘となった東京中央郵便局の新局舎建設のため195万円の予算を計上したが、大蔵省は査定の結果これを削除した。しかし同省は次年度もこれを計上するであろうと予測し、郵便局と停車場プラットホームとの間に地下電車2線を敷設し、列車に積み込む行囊は総てプラットホーム南側より、また降ろす行囊は同北側より機械にて積み下ろしを行い、電車にて運搬を行い、敏活に取り扱いを為したい希望である。」と報じている。

局舎の新築工事が開始されたのは大正5(1916)年2月であるが、東京駅構内の郵便物運搬用隧道の工事はそれより早く、明治43(1910)年1月4日からであり、大正3(1914)年12月14日に完成した<sup>6)</sup>。新局舎敷地まで通じる地下軌道が完成したのは大正4(1915)年3月であり、局舎の完成より早かったため、郵便物は日本橋の本庁舎と地下軌道搬入口との間を自動車が往復して搬送することとなった。

丸の内に新局舎及び付属舎が竣工したのは大正6(1917)年1月30日であり、同年4月1日から業務を開始している。

このように、東京中央郵便局の局舎移転・新築と地下軌道設置の検討は、大蔵省への予算要求の時期等と併せて考えると、東京駅建設計画とほぼ同時期に開始されたのではないかと考えられるが、地下軌道の工事については、なかなか予算の認められなかった局舎建設とは違って、駅舎施設と一体的に設計する必要があったために、同工事の一環として先行して行われていたのではないだろうか。

### 3 完成時の地下軌道の概要

大正4(1915)年に完成した地下軌道は、総延長60鎖<sup>7)</sup>90(約1,225m)<sup>8)</sup>で、軌条幅員は61糎(cm)、12匁(cg)のレールを使用していた。地下隧道の幅員は4m、高さは2.25mであった<sup>9)</sup>。

地下軌道の1,225mという距離については、東京駅と東京中央郵便局との距離は200m程度であることから疑問が残るが、報知新聞には約半哩(800m)と記載されている。局内線路から八重洲側線路までの距離と、そこから分かれたホーム地下隧道南北2線等の距離を合わせると600m程度になるため、この距離数は上下2線の合計ではないだろうか。

5 『報知新聞』、1911.6.12。

6 『東京市街高架鉄道建築概要』鉄道院東京改良事務所、1914。

7 鎖(チェーン)イギリスで使われた距離の単位で、日本は同国の鉄道技術を導入したため鉄道路線の距離の表示にマイルとチェーンが使われた。1鎖=20.1168m。

8 大正15(1926)年に7鎖09延長。

9 『東京市街高架鉄道建築概要』鉄道院東京改良事務所、1914。

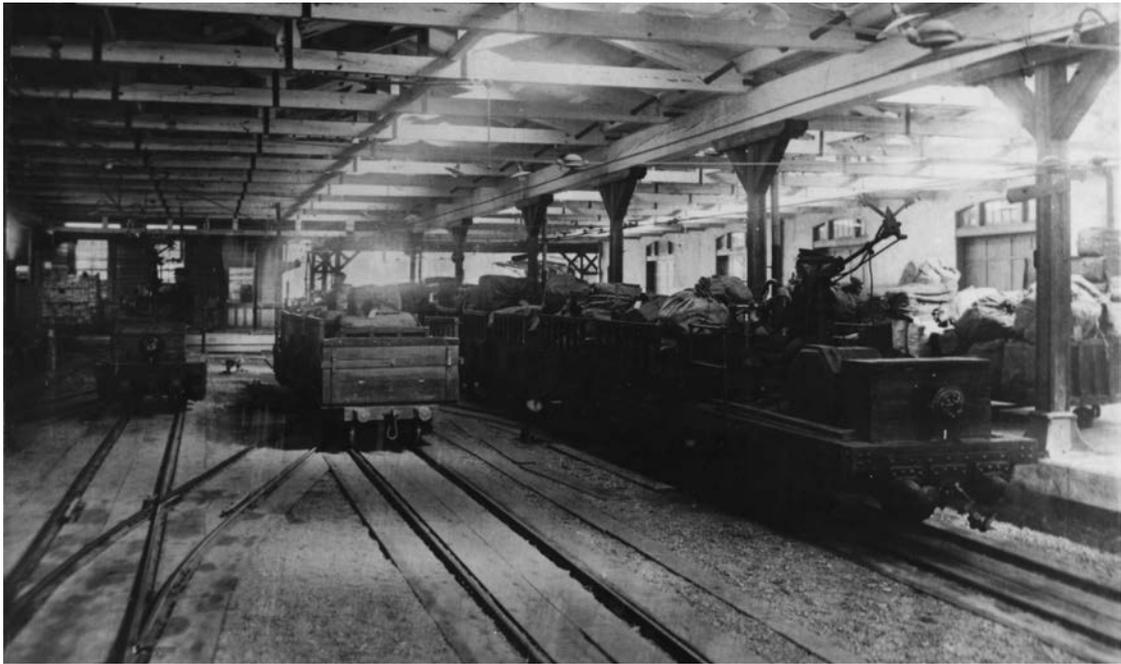


写真1 大正4年に完成した郵便搬送用地下軌道東京中央郵便局内1階ホーム（通信総合博物館所蔵）

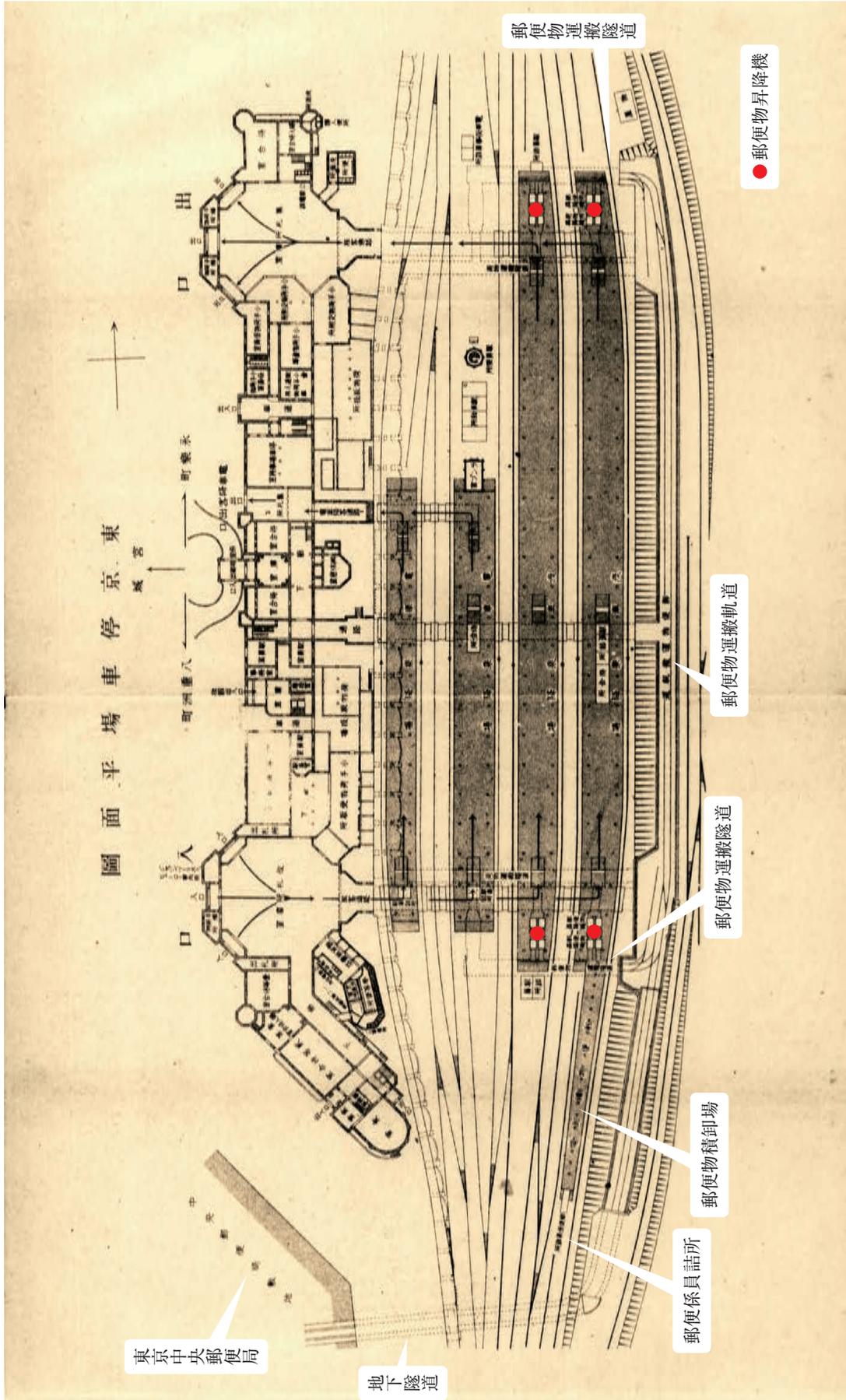
電気機関車は、軌道着工と同時（大正3（1914）年12月）に2台を購入して交互に使用していたが、大正11（1922）年9月には発着回数の増加に伴い更に3台の機関車を購入している。架線は直流220V単線架空式、電気機関車は直流220V20馬力であった。機関車1台に付最大5両の台車が連結でき、台車には郵便物を積んだ三輪車を直接搭載することができた。通常は機関車3台で交互運転し、繁忙期には4台を使用した。（写真1）

地下軌道路線の詳細を図面上で確認してみよう。「東京停車場平面図」（図面1）、「東京中央郵便局平面図」（図面2）によると、この軌道は2線あり、まず新局舎1階の郵便物受渡所（皇居側）から左折して地下隧道へ入り、駅側道路の地下を経て高架地下を直角に横切っている。東京駅西南端の八重洲側から地上に出た線路は、同駅八重洲側を高架線外側に沿って進み、第4ホーム外側の南端と北端からそれぞれ左折して、汽車発着第3、第4ホームの乗車口（南口）側と降車口（北口）側の地下に通じている駅構内の郵便物搬送用地下隧道に入った。郵便物搬送車は、発着する列車の郵便車の連結位置により、その方面に停車することができた。東京駅は南口が乗車専用口、北口が降車専用口となっていたが、郵便物も同じく南口側路線が差立郵便物用（上り）、北口側路線が到着郵便物用（下り）となっていた。

同駅の第3ホーム、第4ホームの両端には、駅備付のエレベータが各2基、計8基設置されていた。その内、各ホーム両最先端部の1基、計4基が郵便専用として使用された。エレベータは9馬力電動機で昇降し、地下隧道から郵便物を搭載した三輪車ごとホームに引き上げることができた。

第4ホーム南端（新橋側）には郵便物専用の積卸場があり、その先には郵便係員詰所が設けられていた。

郵便専用隧道の内側には、旅客通路を挟んで、同隧道と並列に荷物搬送用の地下隧道が設けられていた。両隧道はそれぞれの専用地下エレベータに通じており、第2ホーム両端の地下で繋がっていた。



図面1 東京停車場平面図 (鉄道院編『鉄道旅行案内、大正5年版』 国立国会図書館所蔵)

【国立国会図書館のデジタル化資料】『鉄道旅行案内、大正5年版』54コマ目 (<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/952037/54>)

(国立国会図書館ホームページから転載)



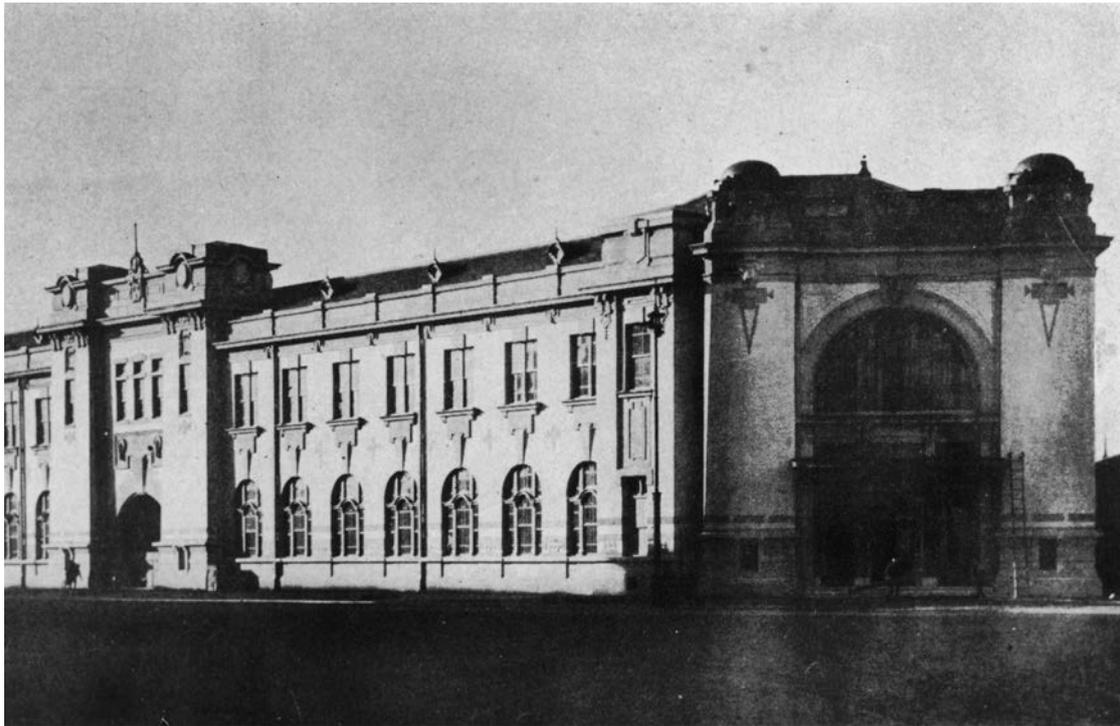


写真2 大正6年に完成した東京中央郵便局局舎（通信総合博物館所蔵）

残念ながら、この新局舎は、完成後間もない大正11（1922）年1月4日、本館小包課東海道線差立区分室天井付近から発火し、焼失してしまった。火災の原因は漏電であったという。

## (2) 日本における近代主義建築の扉を開いた新局舎

新局舎の設計は、局舎焼失後すぐに開始され、大正12（1923）年8月にはその設計図がほぼ完成していた。ところが、同年9月1日に関東大震災が発生したため、その設計は大幅な見直しが迫られることとなった。

そのため、新たに予算を組み直して再度設計を開始、昭和2（1927）年から基礎工事に着手、昭和4（1929）年8月には局舎工事が開始された。そして、昭和6（1931）年12月には新局舎が竣工、昭和8（1933）年12月1日には開局披露式が行われ、同月6日から新装となった局舎において業務が開始された。

写真3は、東京中央郵便局の竣工直前の姿である。設計は通信省技師の吉田鉄郎<sup>(15)</sup>、敷地総面積3,554.38坪（11,750㎡）、総建坪11,034.93坪（36,479.11㎡）、SRC（鉄骨鉄筋コンクリート）構造、外部白偽石タイル張り、地下1階、地上5階、丸の内の一区画を占める巨大ビルではあったが、白い箱のようなシンプルな装いの建物であった。

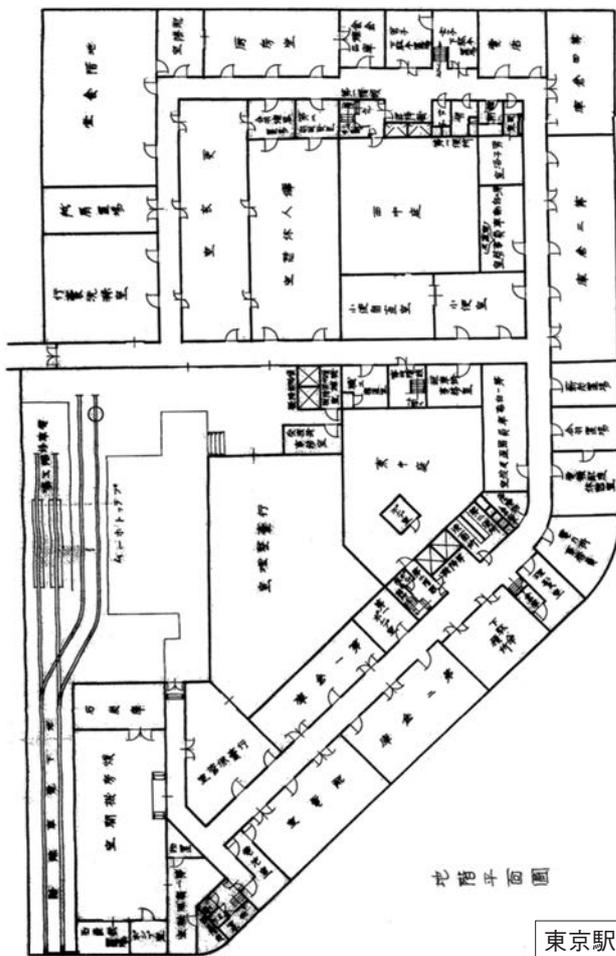
『東京中央郵便局沿革史草稿』では「無意味なる装飾を省き、純白の壁面と純黒の枠を持つ大窓との対照によりて、明快にして清楚なる現代建築美を求めることに苦心せり」と表現されている。洋風建築の極致とも言える東京駅の姿とは実に対照的であるが、当時としては機能、構造、デザインとも世界最高水準の超近代的なビルであった<sup>(16)</sup>。

15 1894-1956通信建築の代表的な建築家であり、近代建築のパイオニアとして日本建築史に大きな足跡を残した。旧京都中央電話局、旧別府市公会堂など彼の手掛けた建物は歴史的建造物として各地で保存されている。

16 竣工1年半後に来日したドイツの建築家ブルーノ・タウトが日本における近代主義建築の代表として絶賛した。



写真3 昭和6年 竣工直前の東京中央郵便局舎（大倉土木株式会社編『東京中央郵便局新築工事記念写真帖』より転載）



図面3 昭和8年 東京中央郵便局平面図（『東京中央郵便局沿革史草稿』より転載）

ビル内部には、ベルトコンベアー、昇降機、スパイラルシュート、気送管など当時としては最新鋭の搬送機器類が、郵便物処理の流れに沿ってシステムチックに設置され、集塵装置など職場環境に配慮する機能も付加されていた。昭和8（1933）年の「東京中央郵便局平面図」（図面3）によると、完成した新局舎においては地下軌道のホームは階段を五段上がった地下中1階に設置されている。オートメーション化され郵便物処理能力のアップした新局舎において、地下軌道による郵便物搬送の重要性は高まり、昭和15（1940）年には1日平均100回の往復運転を行うまでに至っている。（写真4）

## 5 地下軌道の終焉

東京駅の開業以来、丸の内には東京海上ビル、丸ビル、日本郵船ビルなど近代的なビルが相次いで建築された。それらは巨大なアメリカ式オフィスビ

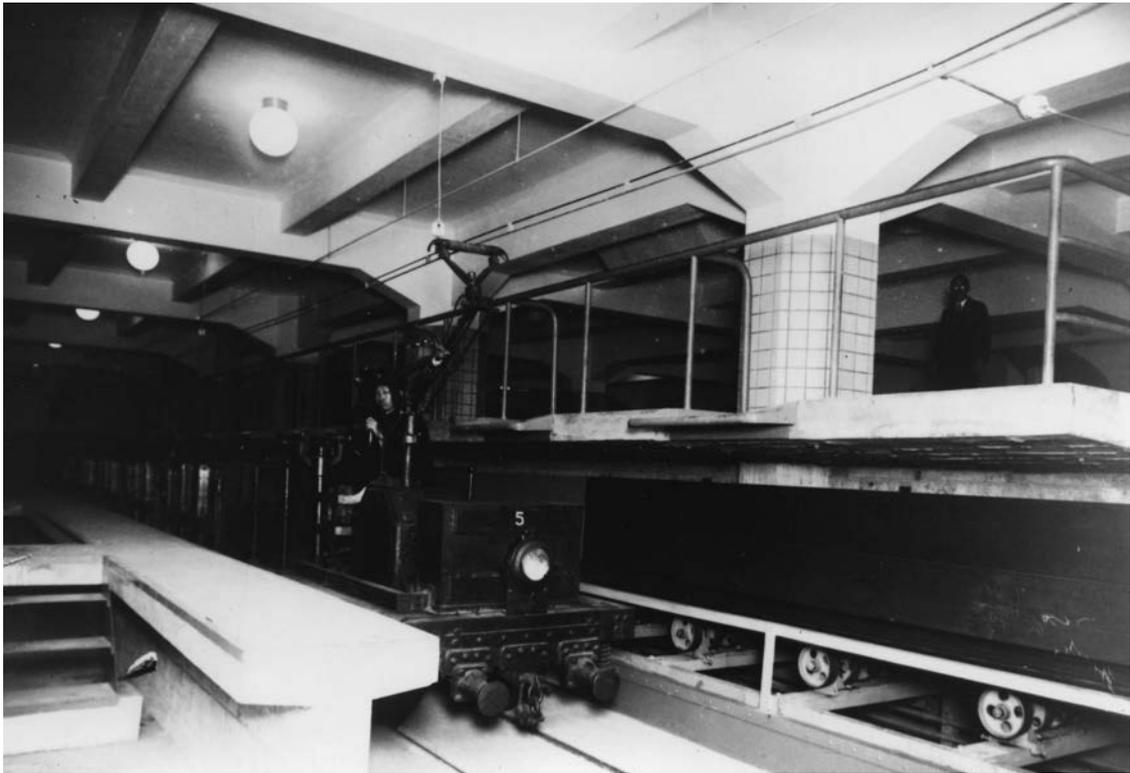


写真4 昭和8年に完成した郵便搬送用地下軌道局内地下中1階ホーム（通信総合博物館所蔵）

ルであったため、この地域は「一丁ニューヨーク」とも称されるようになった。

丸の内の発展と歩調を合わせるように、東京駅も、大正8（1919）年3月1日に中央本線が、大正14（1925）年11月1日に東北本線が乗り入れ、昭和4（1929）年12月16日には八重洲口が開設されるなど旅客、通勤客の利便性を格段に向上させていった。それに伴い乗降客数は増加し、ラッシュアワーの混雑は日々激しくなってきた。

そしてついに、東京駅構内拡張工事が開始されることとなった。この工事は、昭和9（1934）年鉄道省東京改良事務所によりまとめられた「東京駅を中心とした大改良工事の基本計画」に沿ったものであった。この計画では、東京駅八重洲側に第5、第6、第7ホームを新設することになっており、まず第5ホームの増設工事が昭和12（1937）年10月に開始されたのである。

そのため、この工事の対象エリアとなった東京駅北口側路線の郵便物搬送用軌道は閉鎖せざるを得なくなった。閉鎖に伴い、列車に連結される郵便車は駅南口側に停車するよう連結方法が改められ、郵便物の搬送は南口に向かう路線のみを使用して行われるようになった。そして、この工事が完了<sup>(17)</sup>する直前の昭和16（1941）年4月、鉄道省と逓信省による協議が行われ、その結果、ついに従来の電気機関車による軌道運搬が廃止されることとなったのである。

『東京鉄道郵便局75年史』<sup>(18)</sup>では、鉄郵の先輩の談として、「昭和15年ころに撤去され路面をコンクリートで固め、蓄電式運搬車が三輪車を牽引し、郵便物搬送を行った。」との記述があり、廃止された理由は「シナ事変の関係で軍需品調達のために撤去された。」として鉄製レールの供出が原因と捉えられている。戦争による物資不足は東京駅第5ホームの増設工事にも影響を与え、工程が大きく遅れている。昭和16（1941）年には「金属類回収令」<sup>(19)</sup>が制定され家

17 第5ホームは昭和17（1942）年9月に使用開始となった。

18 『東京鉄道郵便局70年史』東京鉄道郵便局史刊行会、1973。

19 昭和16（1941）年、戦局悪化により武器生産等に必要な金属資源不足を補う目的で制定。



写真5 電動牽引車による郵便物搬送 昭和26年（通信総合博物館所蔵）

庭用の鍋、釜まで供出された。鉄製ポストなどもコンクリート製などの代用ポストに替えられていった。当然、不要となった地下軌道のレールが供出されてもおかしくないが、しかしそれが廃止理由とは考えられない。やはり、前述のとおり、東京駅拡張工事による第5ホームの建設が直接的な廃止理由であると考えられる。

このような経緯により、地下軌道による郵便物搬送は25年余りの歴史に幕を閉じることとなったが、その代わりに、同じ地下隧道をそのまま利用し、電動索引車によって郵便物の搬送

を行うことが決定された。新規に出力4馬力1/2の電動索引車が6台、2馬力1/4のものが3台、電気機関車用の台車に代わる大型の郵便物搭載用索引三輪車90台が配備され、4月11日より搬送が開始された。地下軌道用隧道を利用した電動牽引車による郵便物搬送は、その後も引き続き行われた(写真5)が、昭和53(1978)年10月の東京駅発の鉄道郵便の廃止に伴い行われなくなったため、ついにこの地下隧道も閉鎖されることとなった。

## 6 おわりに

筆者は、昭和55(1980)年頃に、閉鎖された東京中央郵便局側地下隧道に入った経験を有している。その時は、局内から数メートル先まで一つのトンネルとなっており、その先は二つに分かれて続いていた。

残念ながら、その先はブロックによって塞がれていたため見ることはできなかったが、先輩から「俺たちはずっと昔から薄暗いこのトンネルを歩いて郵便物を東京駅まで運んでいたんだ。」という話を聞いたときは、なぜか感動が胸に湧いてきたことを覚えている。

この地下隧道が役目を終えた6年後の昭和59(1984)年2月には、鉄道を主体とした郵便輸送体系が自動車を主体としたシステムに改編され、昭和61(1986)年10月には鉄道郵便局が全廃された。鉄道自体が郵便輸送の表舞台から去ることとなったのである<sup>(20)</sup>。

郵便物の鉄道輸送のために駅に隣接して建設された多くの郵便局は、鉄道輸送の廃止によって立地的意義が無くなり、現在の東京中央郵便局も窓口機能を残すのみとなったが、その白亜の殿堂と称された局舎正面部分は保存され、復元された東京駅とともに現在もその雄姿を見ることが出来る。

(いのうえ たくろう 公益財団法人通信文化協会 郵政資料部担当部長兼主席資料研究員)

---

20 その後の地域区分局・集配郵便局の再編に伴い、鉄道コンテナによる郵便物輸送は行われている。

## 研究ノート

# 戦時下における通信博物館の軍事郵便展示

後藤 康行

## 1 はじめに

2012（平成24）年8月1日から31日まで、通信総合博物館（ていぱーく）では企画展示として「軍事郵便展—戦地からの便り—」が開かれた。同館所蔵の軍事郵便関連資料のほか、専修大学教授で、軍事郵便について研究している新井勝紘氏の所蔵資料、新井氏が指導教員を務めている専修大学文学部歴史学科日本近現代史ゼミナールに所属している学生たちによる軍事郵便調査の記録などが展示された。

現在、軍事郵便が歴史資料として世間から注目されていることを、筆者はこれまでに発表した論考のなかで述べてきているが<sup>(1)</sup>、軍事郵便への注目度の高さはこうした展示という形で表れてきているのである。軍事郵便に焦点を当てた展示としては、上記の企画展示のほかに、昭和館の開館10周年を記念した企画展「記された想い～手紙と日記にみる戦中・戦後～」(2009年7月25日～8月30日)、埼玉県平和資料館の平成21年度テーマ展「戦時中の手紙に見る家族の姿」(2010年2月27日～5月9日)などが、近年行われたものの事例として挙げられる。

こうした軍事郵便展示は、戦時下という過酷な状況のなかで、兵士やその家族がお互いに連絡を取り合うための唯一の通信手段である軍事郵便を通して伝えようとした想いを、現代に再現することが目的として掲げられることが一般的である。それは、風化が危惧される戦争の記憶を継承し、平和な時代を生きているということについて再認識することを、現代の人々に問いかけるものであった<sup>(2)</sup>。

それでは、まさに「今」戦争が展開されているという状況にあり、平和とは程遠かった戦時中<sup>(3)</sup>という同時代においては、どのような軍事郵便展示が行われ、その展示は何を目的としていたのか。本稿では、その点を解明すべく、戦時下における通信博物館（通信総合博物館の前身）による軍事郵便展示に焦点を当てる<sup>(4)</sup>。

多くの国民が軍事郵便を利用した戦時下という時代において、国立の博物館が軍事郵便展示を行うことの意味、そしてその展示を国民が観ることの意味とは何だったのか。通信博物館による軍事郵便展示に注目することで、その答えが見出せるであろう。

- 1 拙稿「メディアとしてみる軍事郵便—パーソナル・メディアという視点から—」（『専修史学』第43号、2007年11月）、同「戦時下における軍事郵便の社会的機能—メディアおよびイメージの視点からの考察—」（『郵政資料館 研究紀要』第2号、2011年3月）。
- 2 昭和館開館10周年記念企画展「記された想い～手紙と日記にみる戦中・戦後～」の展示パンフレット、埼玉県平和資料館平成21年度テーマ展「戦時中の手紙に見る家族の姿」の展示図録。
- 3 本稿でいう「戦時中」や「戦時下」とは、1937年から1945年までの間を指す。
- 4 拙稿「メディアに描かれた軍事郵便—イメージにみる戦地と銃後—」（『専修史学』第45号、2008年11月）、同「戦争と手紙—戦地と銃後を結ぶ軍事郵便—」（『戦争とメディア』刊行会編集・発行『戦争とメディア—報道・宣伝・記憶—』2009年）、前掲拙稿「戦時下における軍事郵便の社会的機能」においても、若干ではあるが通信博物館による軍事郵便展示について触れているので参照されたい。

## 2 概要の把握

### (1) 逓信博物館の概要

具体的な分析に入る前に、本節では逓信博物館と軍事郵便の概要について確認しておく。まずは、逓信博物館の概要である。

郵便・電信・電話といった逓信事業を司る逓信省に、事業の周知や宣伝を担う部署が創設されたのは、1892（明治25）年の郵務局計理課物品掛の設置が最初であった。1902（明治35）年には、この物品掛が郵便博物館となり、1910（明治43）年には、郵便・電信・電話だけでなく、電気・海事・航路標識など、逓信省所管の業務全般にわたる事業用品の保存および事業の研究機関としての役割を担うべく、郵便博物館は逓信博物館と改称された。事業の宣伝、所蔵資料の保存および展示、業務改善のための研究と、逓信博物館は逓信事業の発展に資するための博物館として設置されたのである。しかし、逓信博物館は独立した庁舎を有していなかったため、現実には開館当初はそれほどの役割を果たすことはなかった<sup>(5)</sup>。

1922（大正11）年3月、逓信博物館は東京の京橋区（現在の中央区）の逓信省庁舎内から、麴町区（現在の千代田区）富士見町に移転した。ようやく、博物館として独立した庁舎（2階建て）を有することになったのである<sup>(6)</sup>。この移転に伴い、同年5月からは開館日をそれまでの週3日から、月曜および祝祭日を除く毎日へと変更された<sup>(7)</sup>。

こうして、再スタートをきった逓信博物館が、逓信事業の宣伝機関としての役割を最も果たしていた時期というのが、本稿が対象としている戦時中であった。すでに、1935（昭和10）年6月には、逓信事業の宣伝活動を担うための部署である周知係が逓信博物館に設置されており（同時に、事業用品の考案および研究を担当する用品研究係も設置された）、翌1936（昭和11）年10月には、周知係から博物館運営事務の部門が切り離され、陳列係が設置されたことで、周知係は完全に宣伝担当の専門部署となっていた。周知係については、職員の数や人名など、組織構成という面で不明な点が多々あるのだが、本稿で取り上げる軍事郵便展示を含め、企画展示の開催、各種印刷物の発行、映画の製作など、戦時中における逓信博物館による逓信事業の宣伝活動は、基本的には周知係が担っていたと考えてよい<sup>(8)</sup>。

逓信博物館は、逓信省に属していた機関であるが、1943（昭和18）年11月に逓信省が鉄道省と合併して運輸通信省と改組され、運輸通信省の外局として通信院が発足してからは、通信院に属する機関となった<sup>(9)</sup>。1944（昭和19）年10月には、逓信博物館に設置されていた周知係は通信院へと移管されることになり、以後は逓信博物館の業務から宣伝部門は姿を消し、資料の保存や展示、逓信事業の研究などに限られることになった<sup>(10)</sup>。1945（昭和20）年5月には、通信院は運輸鉄道省の所管から内閣所管となり、逓信院と改称されるのだが、逓信博物館は戦局の悪化や空襲の激化に伴い、同年4月には展示室の閉鎖という事態に至った。戦後、再び開館されるのは、1947（昭和22）年11月であった<sup>(11)</sup>。

5 郵政省編『続逓信事業史 第一巻 総説』財団法人前島会、1963年、633頁。

6 通信総合博物館として、千代田区大手町に開館したのは1964年のことである。

7 逓信博物館編『逓信博物館七十五年史』信友社、1977年、29～31頁。

8 同前37頁。なお、戦時中における逓信博物館による宣伝活動については、前掲拙稿「メディアに描かれた軍事郵便」、同「戦争と手紙」、同「戦時下における軍事郵便の社会的機能」、拙稿「戦時下の漫画にみる逓信事業と戦争—郵政資料館所蔵雑誌『通信の知識』および『大通信』掲載漫画の研究—」（『郵政資料館 研究紀要』第3号、2012年3月）でも取り上げているので参照されたい。

9 前掲郵政省編『続逓信事業史 第一巻 総説』162～163頁。

10 同前634頁。

## (2) 軍事郵便の概要

軍事郵便とは、戦地もしくはそれに準ずる地に派遣されている軍隊、軍艦、水雷艇、軍衙、軍人、軍属およびその地の軍衙の許可を得た者から出された郵便物と、それに宛てた郵便物を指す。戦地から出すことが認められていたものは、書状、はがき、小包（公用に限る）である。どれも無料であった。戦地へ出すことが認められていたものは、書状、はがき、毎月1回以上刊行される定期刊行物、書籍、印刷物、写真、小包である。こちらは有料であった。日清戦争を契機に誕生し、アジア・太平洋戦争の終結まで続いていた郵便制度である<sup>(12)</sup>。

日清戦争期に出された軍事郵便の数は約1239万通、日露戦争期は約4億通以上といわれている<sup>(13)</sup>。前出の新井氏も、論考のなかでこの数字を挙げており、筆者もかつてはこの数字を支持していた<sup>(14)</sup>。しかし現在では、筆者は日露戦争期の数字に関しては疑問を抱いている。

日清戦争が展開されていた1894（明治27）年と1895（明治28）年における国内の通常郵便物数は、1894年が約3億9000万通、1895年が約4億4000万通である<sup>(15)</sup>。日清戦争期には、約4億通前後の郵便物が交わされていたと考えてよいだろう。この時期の軍事郵便の数を、上記のように約1239万通とすると、郵便物全体に占める軍事郵便の割合は3%程度ということになる。

一方、日露戦争が展開されていた1904（明治37）年と1905（明治38）年における国内の通常郵便物数は、1904年が約10億通、1905年が約12億通である<sup>(16)</sup>。日露戦争期には、約11億通前後の郵便物が交わされていたと考えてよい。この時期の軍事郵便の数を、上記のように4億通以上だとすると、郵便物全体に占める軍事郵便の割合は36%程度にまで達することになる。日清戦争と日露戦争とでは、後者のほうがはるかに大規模な戦争だったとはいえ、この数値はいくらなんでも大きすぎるのではないだろうか。

郵政省編『郵政百年史』（吉川弘文館、1971年）には、1904年2月から1905年10月までの間に、戦地の野戦郵便局（陸軍）と艦船郵便所（海軍）が取り扱った軍事郵便の1ヶ月平均の数が示されている。それによると、野戦郵便局が約180万5000通、艦船郵便所が約186万5000通であった<sup>(17)</sup>。つまり、同書によれば、日露戦争期の軍事郵便の数は約7707万通となる。この数字だと、郵便物全体に占める軍事郵便の割合は7%程度となる。それでも、日清戦争期と比べれば、かなり増加している数値である。

また、通信総合博物館に所蔵されている逓信省通信局『明治三十七八年戦役軍事郵便始末』によると、1904年2月から1905年10月までの21ヶ月間で、約1億5000万通の軍事郵便が出されていたことが示されている<sup>(18)</sup>。この数字に基づくと、軍事郵便の割合は14%弱となる。このように、依拠する文献によって、数値はかなり変動するのだが、筆者は日露戦争期の軍事郵便

11 前掲通信博物館編『通信博物館七十五年史』71頁、416頁。

12 軍事郵便の制度については、新井勝紘「軍事郵便の基礎的研究（序）」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第126集、2006年1月）、寺戸尚隆「軍事郵便の検閲と民衆の戦争意識への影響—その史料としての有効性について—」（『国史学研究』第31号、2008年3月）、財満幸恵「戦中の軍事郵便とその検閲について—日中戦争から終戦までを中心に—」（『昭和のくらし研究』第8号、2010年3月）を参照。

13 中島五太『詩と真実』（示人社、1983年）に所収されている三井高陽編著「軍事郵便概要—世界軍事郵便概要抄—」（この三井の編著は、1939年に国際交通文化協会から刊行された『世界軍事郵便概要』を抄録したもの）335頁、342～343頁。

14 前掲新井「軍事郵便の基礎的研究（序）」、前掲拙稿「メディアとしてみる軍事郵便」。

15 郵政省編『郵政百年史資料 第三十巻 郵政統計資料・郵便局統計書・郵政百年史資料総目次』吉川弘文館、1971年、15頁。

16 同前。

17 郵政省編『郵政百年史』吉川弘文館、1971年、304～305頁。

の数は、少なくとも7700万通程度、多くても1億5000万通程度であったと考えている。

アジア・太平洋戦争期における軍事郵便の発信数は、正確には把握されておらず、一部推計も含まれたものであるが、1937（昭和12）年から1941（昭和16）年までの5年間分のみ記録が残されている。それによると、1937年は4億9000万通、1938（昭和13）年は3億4500万通、1939（昭和14）年は4億2600万通、1940（昭和15）年は3億9400万通、1941年は3億8500万通となっている<sup>(19)</sup>。

同時期における国内の通常郵便物数は、40億通以上に達している<sup>(20)</sup>、郵便物全体に占める軍事郵便の割合は、10%に満たない程度であった。それでも、膨大な数であることに変わりではなく、軍事郵便は戦時下を代表するメディアの1つであった。

軍事郵便に対しては検閲が行われていたので、戦地の様子や戦局の具合など、手紙のなかで兵士が戦争に関する具体的な事実を記すことは制限されていた。しかし、だからといって軍事郵便の歴史資料としての価値が下がるというものではない。なぜなら、年間数億通にも及ぶ軍事郵便を、1通も漏らさず検閲することなど現実的には不可能であり、実際に検閲をすり抜け、戦地における惨状が記された兵士の手紙が家族に届けられるという事例は存在していたからである<sup>(21)</sup>。

検閲があったとはいえ、軍事郵便には建前やステレオタイプの内容ばかりが記されていたのではない。そこには、送り手の本音も記されていた。だからこそ、軍事郵便は兵士やその家族の様々な想いが込められている資料として、現在では認知されてきたのだといえる。

以上が通信博物館と軍事郵便の概要である。それでは、次節からは戦時下における通信博物館の軍事郵便展示についてみていくことにしよう。

### 3 2回の軍事郵便企画展示

#### (1) 戦時中の常設展示

戦時中、通信博物館では軍事郵便に焦点を当てた企画展示が2回行われた。本節では、この2回の企画展示について述べていくが、先ずはその前に、この時期の通信博物館の常設展示について述べる。

通信博物館では、独立した庁舎への移転後に展示スペースが広がったことで、展示品の充実は図られたが、常設展示の構成としては、移転前と移転後で特に大きな変化はなかった。郵便、電信、電話、電気、陸上交通史料、海上交通史料、空中交通史料、切手、通信文などの大きな区分に基づき展示室が振り分けられ、それぞれの部屋に書簡や切手、各種計器類、模型、文書、絵巻などが展示されていた。展示替えは何度か行われていた<sup>(22)</sup>。

戦時下に入ると、上記のような基本的な構成は維持しつつも、時局というものを意識した展示品が加わるようになっていった。1937年末、庁舎の増築が行われ、展示スペースがさらに広がった。これを機に、1938年2月から3月にかけて館内の改装作業も行われ、4月より開館が

18 筆者は、前掲拙稿「戦争と手紙」のなかで、同じ文献を用いて「2億通以上」という数字を挙げたが、これは筆者の誤りであった。

19 郵政省編『続通信事業史 第三巻 郵便』財団法人前島会、1960年、948～949頁。

20 前掲郵政省編『郵政百年史資料 第三十巻 郵政統計資料・駅通局統計書・郵政百年史資料総目次』16頁。

21 新井勝紘「パーソナル・メディアとしての軍事郵便—兵士と銃後の戦争体験共有化—」（『歴史評論』第682号、2007年2月）。

22 前掲通信博物館編『通信博物館七十五年史』26～30頁。

再開された。新たにテレビジョン室が設けられ、常設展示に新たな目玉スポットができたこの時期、野戦郵便局の用具が展示品に加えられた<sup>(23)</sup>。

1940年には、日本の歴史上において交通や通信がいかに大きな役割を果たしていたのかを伝える展示コーナーが加えられた。これは、同年6月20日から7月10日に、皇紀2600年を記念して、通信博物館において開催された企画展「通信交通文化展覧会」の展示内容を、一部手直しして常設展示としたものである。

古代の駅伝や平安時代の交通、「現代」の通信など、交通と通信の歴史を解説する内容になっているこの新たな常設展示には、「特設部」として「外地（朝鮮、台湾、樺太、関東州、南洋群島）」や「外国」の交通と通信の状況を伝えるスペースも設けられていた<sup>(24)</sup>。交通網や通信網の拡がり、国家の勢力圏の拡がり、と直結するものである。この新たな常設展示は、交通と通信という視点から、「帝国日本」の領域が広がっていることを世間にアピールするためのものであった。

1941年末には、国家に貢献する通信事業という面をさらに強く打ち出すために、軍事郵便の展示や、不要不急の電信・電話利用の抑制を促すための展示が加えられた。これは、同年11月10日から30日にかけて、通信博物館において開催された企画展「軍事郵便ノ利用勸奨及電信電話利用規正ノ特別展示」の直後に行われた展示替えでみられた変化であった。この企画展示の内容については後述するのでここでは詳しく述べないが、ここで使われていた軍事郵便の利用の仕方を解説する内容の展示品や、電信・電話利用の「正しい」方法について説明する内容の展示品が、常設展示に加えられたのである<sup>(25)</sup>。

その後は、常設展示の内容に大きな変化が加えられることはなく、1945年4月の展示室閉鎖まで、同様の展示が公開され続けた。以上が戦時下における通信博物館の常設展示の内容である。たびたび新たな展示品が加えられていくなかで、軍事郵便やその関連資料は戦時下という時局を象徴するものとして、常設展示のなかで扱われていた。それでは、その軍事郵便に焦点を当てた2回の企画展示についてみていくことにしよう。

## (2) 企画展「軍事郵便と航空安全展覧会」

1938年10月29日から11月7日まで、通信博物館では企画展「軍事郵便と航空安全展覧会」が開催された。全国博物館週間（11月1日から7日までの1週間）<sup>(26)</sup>に合わせて開催されたこの企画展示は大変好評を博し、展示期間中には通信大臣の永井柳太郎が観覧に訪れた（図1）。

通信総合博物館には、この企画展示の内容や反響などが記された報告書『昭和十三年十月



図1 展示を観覧する永井柳太郎通信大臣（右端）

23 同前64～68頁。

24 同前57頁、68頁。

25 同前57～58頁、69～71頁。

26 1933年、日本博物館協会の提唱により、明治節（11月3日）を中心とした1週間（11月1日～7日）は全国博物館週間とされた。この期間は、入館料の減免や企画展示の開催など、博物館の普及を目指した様々な催しが行われた。ただ、長くは続かず、1939年を最後に行われなくなった。なお、戦後の博物館週間（10月第2週）は、ユネスコ・イコムにおいて提唱された国際博物館キャンペーンに日本も参加したことで始まったものであり、戦前のものとは全く関係のないものである（倉田公裕監修、石渡美江ほか編『博物館学事典』東京堂出版、1996年、151頁および全日本博物館学会編『博物館学事典』雄山閣、2011年、202～203頁）。

『軍事郵便と航空安全展覧会』が所蔵されているので、ここではこの報告書に基づき、この企画展示の詳細について述べていこう。以下、この企画展示に関する記述および図版は、注記がない限りは上記の報告書を典拠としている。

戦時下に入り、常設展示のなかに時局を意識した展示品がみられるようになってきていた逓信博物館において、戦争をテーマにした企画展示の開催が計画されるようになった。1938年9月12日、逓信博物館では「軍事郵便と航空安全装置展覧会開催計画草案」が作成された。この「草案」では、企画展示の会期や、会場に麹町郵便局の臨時出張所を設置すること、期間中限定の日付印を作成すること、案内状の送付先、展示品など、具体的なことがすでに決定されている。「草案」が作成されるかなり前の段階から、計画は進んでいたのだろう。

9月15日、逓信博物館長の遠藤毅から、逓信省の郵務局、工務局、航空局、経理局それぞれの責任者と、陸軍省新聞班長および東京中央气象台長宛に、企画展示開催の協力を求める公文書が発せられた（博第632号）。郵便事業を担う郵務局と予算を管理する経理局以外の部署や、逓信省以外の組織にまで文書が届いたのは、展示品の提供を求めてのことであった。戦争の経過を示す図版を展示するには陸軍省の協力が不可欠であり、航空安全に関する通信、無線、気象などの各種計器類を展示するにも、やはり専門の部署や組織の協力が不可欠だったのである。

具体的な計画案が作成され、関係機関に協力を求める公文書が発せられたことで、企画展示の開催は決定的なものとなった。そうなる、次にくるのは開催の周知活動である。逓信省の公報である『逓信公報』第3513号（1938年10月27日）には、「軍事郵便と航空安全展覧会」の開催を知らせる記事が掲載された<sup>(27)</sup>。上記の「草案」では「航空安全装置展覧会」という名称であったが、最終的には「装置」という言葉は削除された。

『逓信公報』同号によると、企画展示開催の趣旨は「軍事郵便ト航空ニ関スル参考品ヲ陳列展示シ、一般ノ理解ヲ深カラシメ、一ハ戦線ト銃後ノ連結ヲ堅クシ、他ハ航空ノ発達ニ資シ、時局ノ進展ニ寄与セントス」（読点は適宜補い、旧字体は新字体に改めている、以下、史料の引用に際しては同様）というものであった。この趣旨をみて分かるように、軍事郵便のほうに重きを置いていた展示であった。また、現在では軍事郵便は戦地と銃後を結びつけるものであったという指摘がなされているが<sup>(28)</sup>、当時から軍事郵便にはその役割が期待されていたことも分かる。

さて、開催の周知活動はほかにもみられ、東京市内外および横浜における郵便局、電信局、電話局の局長の名で、それぞれの区域内の顧客に案内状が送付された（図2-1、図2-2）。案内状は、1万枚用意された。ポスターも2000枚用意され、東京市

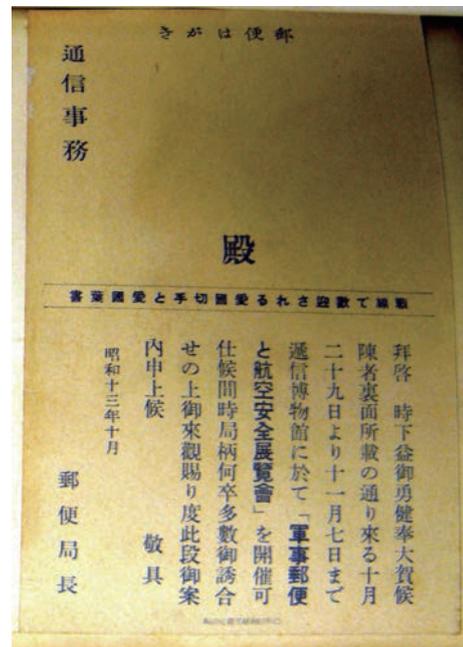


図2-1 「軍事郵便と航空安全展覧会」案内状（表）

27 『逓信公報』第3513号では、展示タイトルは「『軍事郵便ト航空安全』展覧会」と記されているのだが、本稿でこの後紹介していく企画展示の案内状やポスターなどには、「軍事郵便と航空安全展覧会」と記されている。また、考察の典拠としている報告書自体のタイトルも「軍事郵便と航空安全展覧会」なので、本稿では企画展示のタイトル表記を案内状や報告書と同じものにしていく。

28 前掲新井「パーソナル・メディアとしての軍事郵便」。

内外および横浜の郵便局に掲示されたほか、電車内にも掲示された（図3）。

新聞にも開催を知らせる記事が掲載され、ラジオでは会期前日の10月28日の午後7時のニュースの際に、企画展示開催を知らせる放送が流されたという<sup>(29)</sup>。このような活発な周知活動を経て、「軍事郵便と航空安全展覧会」は開催されることになった。

展示の内容は、開催の趣意に沿うべく、軍事郵便の出し方を解説した幻燈の上映や、軍事郵便の実物の展示、野戦郵便局の様子が写された写真や、様子が再現されたジオラマの展示、野戦郵便局員の用具の展示、航空関係の無線機、通信機、気象関係の図などの展示というものであった。軍事郵便という戦時中の国民にとって身近なメディアに焦点を当てた展示であり、且つ航空関係の展示も含まれていたため、この企画展示は大人から子どもまで幅広い層を対象にした催しであった<sup>(30)</sup>。

実際、多くの国民が観覧に訪れていた。1日毎の来館者数を挙げると、初日が1699人、2日目が1925人、3日目が1375人、4日目が1625人、5日目が1781人、6日目が2601人、7日目が1388人、8日目が1274人、9日目が2574人、最終日が1292人、合計1万7534人であった<sup>(31)</sup>。逓信大臣の永井柳太郎が観覧に訪れたのは、8日目の11月5日（土）であった。

この来館者数がどれほど多いのかというと、1938年度全体でみれば一目瞭然である。1938年度は296日開館し、来館者数は3万7852人、1日平均128人であった<sup>(32)</sup>。ここから企画展「軍事郵便と航空安全展覧会」の期間と来館者数を引いてみよう。そうすると、286日の開館で、来館者数は2万318人、1日平均は71人となる。10日間で来館者数1万7534人、1日平均1753人の軍事郵便企画展示が好評だったことは明らかである<sup>(33)</sup>。

当時の国立博物館の代表的な存在といえる東京帝室博物館（現在の東京国立博物館）と東京科学博物館（現在の国立科学博物館）の来館者数とも比較してみよう。東京帝室博物館は、



図2-2 「軍事郵便と航空安全展覧会」案内状（裏）



図3 「軍事郵便と航空安全展覧会」ポスター

29 「軍事郵便展覧会」（『東京朝日新聞』1938年10月25日朝刊）。ラジオで、実際に企画展示開催を知らせる放送が流されたのかどうかは確認できていないが、報告書には放送用の原稿が収められている。

30 前掲拙稿「戦時下における軍事郵便の社会的機能」には、この企画展示会場で航空関係の展示品を見学している小学校の男子児童2人を写した写真が掲載されているので参照されたい。

31 『昭和十三年十月 軍事郵便と航空安全展覧会』では、各日の来館者数は上記の通りなのだが、合計が1万7539人と記されている。合計の人数は、7日目の記録からずれが生じている。単純な計算ミスなのか、6日目以前の来館者数を再確認したら5人増えたのか、事実は不明である。とりあえず、本稿では報告書に記されている各日の来館者数を合計したものである1万7534人を正式な来館者数として表記している。なお、前掲逓信博物館編『逓信博物館七十五年史』には、来館者数は2万4000人と記されている（54頁）。何を根拠にこの数字が出てきたのかは不明だが、これは誤りである。

32 前掲逓信博物館編『逓信博物館七十五年史』416頁。

1938年度が263日開館し、来館者数は15万3772人、1日平均でいうと584人、1939年度が357日開館し、来館者数は37万21人、1日平均でいうと1036人であった<sup>(34)</sup>。東京科学博物館は、1938年度が356日開館し、来館者数は33万6119人、1日平均でいうと944人、1939年度が355日開館し、来館者数は39万7239人、1日平均でいうと1119人であった<sup>(35)</sup>。1日平均の来館者数でみれば、企画展「軍事郵便と航空安全展覧会」はこの2つの国立博物館とも遜色のない成績を挙げていたのである。

もちろん、いくら来館者数が多いといっても、そもそもその来館者が全て同じ目的で企画展示会場を訪れていたわけではない。会場には麴町郵便局の臨時出張所が設けられ、限定の日付印も作成されていたので、その日付印を求めて訪れる人々も少なからず存在していたはずである。

それでも、軍事郵便に焦点を当てた企画展示が国民の関心を惹きつけたことは間違いない。戦時中の多くの国民が軍事郵便を送る、ないしは受け取るという経験をしていたからこそ、普段の通信博物館では考えられないような数の来館者が訪れたのである。当時の国民にしてみれば、国立の博物館による軍事郵便の展示は、軍事郵便を利用する自分たちの行為が国家から顕彰されているという感覚を抱かせるものだったのではないだろうか。

主催した通信博物館にしてみれば、この企画展示が好評だったことは、会期前に掲げた趣旨が着実に実行されたことを意味しているのも、満足できる結果であったことだろう。この結果と、普段の通信博物館の来館者数の低調を考えれば、軍事郵便の展示こそが集客につながるといふ認識が、通信博物館のなかで生じたとしても不思議ではない。それを証明しているかのようによ、1941年11月には、再び軍事郵便に焦点を当てた企画展示が開かれることになるので、その企画展示について次にみていこう。

### (3) 企画展「軍事郵便ノ利用勸奨及電信電話利用規正ノ特別展示」

企画展「軍事郵便と航空安全展覧会」は好評のうちに終わったが、上記のように1日平均の来館者数は低調であった。テレビジョン室という常設展示の目玉はあったのだが、実際にはテレビのしくみを解説しているのみで、テレビに映し出される映像がそこで観られるというものではなかった。後述するように、逓信省が開催する展覧会において、テレビの受像実験が披露されることはあったのだが、その実験が通信博物館の常設展示に加えられることはなかった。映像のないテレビジョン室では、来館者の増加をもたらすことはできなかったのである。

また、この時期に常設展示に加えられた交通や通信の歴史に関する展示品、「帝国日本」の領域の拡がりを示す展示品なども、国民の関心を惹きつけるものではなかった。これは、当時の国民が自国に対して「帝国」という意識を抱いていなかったことを意味しているのではない。もはやこうした展示は、日露戦後の拓殖博覧会（1912年10月1日から11月29日までの期間、上野公園にて開催）や、昭和天皇の即位を記念した大正記念博覧会（1928年3月24日から5月22日までの期間、上野公園にて開催、このほか大阪、兵庫、奈良、愛知、京都などでも開催）などによって散々経験していたので、当時の国民にしてみれば、「何を今さら」といった感覚だっ

33 戦時中のほかの年度の来館者数を紹介しておく、1937年度は257日開館し、来館者数は1万2397人、1日平均48人、1939年度は303日開館し、来館者数は5万1876人、1日平均171人、1940年度は273日開館し、来館者数は3万4689人、1日平均127人であった（前掲通信博物館編『通信博物館七十五年史』416頁）。1941年度から45年度の来館者数の記録は残されていない。

34 東京国立博物館編『東京国立博物館百年史 資料編』第一法規出版株式会社、1973年、663頁。

35 国立科学博物館編『国立科学博物館百年史』第一法規出版株式会社、1977年、839頁。

たのである。

そこで通信博物館としては、この低調を打開するために、かつて好評を博した軍事郵便展示に白羽の矢を立てることになる。こうして、1941年11月10日から30日までの期間、軍事郵便に焦点を当てた2回目の企画展示である「軍事郵便ノ利用勸奨及電信電話利用規正ノ特別展示」が開かれることになる。通信総合博物館には、この企画展示の内容が記されている『昭和十六年度 展覧会博覧会関係』という史料が所蔵されている。以下、この史料に依拠しながら、同展示の詳細について述べていく。

企画展示開催の計画が立てられた時期は明確でないが、当然ながら事前に「計画案」（名称は「軍事郵便ノ利用勸奨ト電信電話ノ利用規正特別展示計画案」）は作成されていた。それによると、今回の趣旨は「最近幾分低調ノ感アル軍事郵便ノ利用勸奨ト、異常ナル輻湊ヲ来タシツツアル電信、電話ノ利用規正」をアピールすることにあった。

前述のように、当時の軍事郵便の数は年間4億通近くに達していた。ただ、1939年度と比べれば、1940・41年度と2年連続でその数は減少していたので、通信博物館としてはこの「低調」の改善を目指す必要があったのである。すでに、通信博物館には軍事郵便の数を増加に導いた実績があった。1938年度に企画展「軍事郵便と航空安全展覧会」を開催したところ、翌1939年度には軍事郵便の数が大幅に増加したのである。

もちろん、このときの軍事郵便の数の増加が全てこの企画展示によるというわけではない。1938年度から39年度にかけて、通信博物館を中心に、国家が様々な手段で軍事郵便の存在を宣伝していたことは、すでに筆者が論じた通りである<sup>(36)</sup>。それでも、この企画展示が好評を博していたという事実を考えれば、それが軍事郵便の数の増加につながる要因の1つとなったことは否定できない。だからこそ、再び軍事郵便に焦点を当てた企画展示開催の計画が立てられたのであり、通信博物館は2回目の軍事郵便企画展示の開催により、来館者数と軍事郵便の数、両方の増加へとつなげようと考えたのである。

企画展示開催趣旨のもう1つの柱である「電信電話ノ利用規正」は、国民に不要不急の電信・電話の利用を控えることを訴えるために打ち立てられたものである。戦時中において、通信回線の確保は国家にとって最重要事項であり、電信・電話事業を司る逓信省にとっては通信が混線することなど許されない事態であった。そのような国家の都合を徹底するために、企画展示のもう1つの目的としてこの「利用規正」が掲げられたのである。

企画展示開催に当たり、今回も周知活動は行われていた。ラジオや新聞を通じての通知、宣伝用のビラの配布などである。ただ、ラジオ放送の音源や放送用の原稿、新聞記事、配布されたビラ、こういったものの存在が確認できていないので、実際の周知活動がどのようなものだったのかは不明である。

展示品は、軍事郵便部門には軍事郵便が差出人から受取人に届くまでの様子を再現したジオラマ、軍事郵便の出し方を解説した図版、野戦郵便局の様子を写した写真、野戦郵便局の用具、軍事郵便の見本（書簡、小包）、切手などがあった。電信・電話部門には、電報の「正しい」記載の仕方や通話内容の簡略化を訴える図版が展示されていた。

この企画展示がどれほどの来館者を獲得したのかは不明である。また、この企画展示開催後の通信博物館の来館者数の推移、軍事郵便の数の推移も不明である。そのため、「低調」の改善という通信博物館の思惑が達成されたのかどうかは確認できない。しかし、この企画展示の後、通信博物館の常設展示には軍事郵便コーナーが加えられ、その後は展示室の閉鎖まで大き

36 注8で紹介している論考。

な変化はみられなかった。実際に「低調」が改善されたかどうかは別にして、軍事郵便という存在が通信博物館の展示活動において、重要な位置を占めていたことは間違いない。

#### 4 巡回展「興亜通信展覧会（博覧会）」

本節では、通信博物館による軍事郵便の巡回展示についてみていく。通信博物館内だけでなく、地方でも軍事郵便展示が行われていた事実を紹介していくことで、戦時中の軍事郵便展示が有していた意味というものをより明確にすることができるだろう。

戦時中、通信博物館は多くの展覧会や博覧会に展示品を出品していた。通信省や地方の通信局主催のもの、通信省以外の公的機関主催のもの、新聞社や百貨店といった民間主催のものなど様々である。来館者数が思うように伸びない通信博物館にとっては、展覧会や博覧会への出品は、館内での展示同様、大事な業務活動だったのである<sup>(37)</sup>。

本節では、通信博物館が関わっていた展覧会や博覧会のなかでも、「興亜通信展覧会（博覧会）」に焦点を当てる。これは、1939年から40年にかけて開かれたもので、東京だけでなく、札幌、福岡、広島、名古屋と、地方都市を巡回した展覧会であった。この「興亜通信展覧会（博覧会）」において、通信博物館はテレビの受像実験の公開に加え、軍事郵便の展示を行っていた。

以下、各地で開かれた「興亜通信展覧会（博覧会）」の様子を、開催された順番にみていくことにする。なお、本節では通信博物館発行の月刊誌『通信の知識』を史料として利用する。同誌の詳細な書誌情報については、すでに筆者は別のところで述べているのでここでは省略するが<sup>(38)</sup>、ごく簡単に紹介すると、通信事業の内容を国民に分かりやすく伝えることを目的としていた広報誌であった。1937年7月から1941年4月まで発行され、創刊当初は10万部発行、その後は12万部発行の時期もあったが、1939年5月からは6万部発行となった。基本的には非売品で、郵便局、電信局、電話局を通じて、全国の官公庁、銀行、学校、図書館などに配布されていた。通信総合博物館には、創刊号から最終号まで全て所蔵されている。この『通信の知識』を用いて、「興亜通信展覧会（博覧会）」の様子を再現していこう。

1939年8月19日から29日まで、東京の日本橋三越にて、通信省主催の「興亜通信展覧会」が開催された。開催の目的は、「大陸政策の第一線に立て、最も重要な任務を有する通信交通の重要性と機構の全貌を示して、一般の理解を得る事」にあった<sup>(39)</sup>。

開催の1ヶ月前には、展覧会予告の記事が新聞に掲載され、直前にはテレビの公開を知らせる記事がやはり新聞に掲載された<sup>(40)</sup>。テレビの受像実験の公開は、多くの人々を展覧会に呼び寄せることに



図4 「テレビジョン実演」に並ぶ人々

37 戦時中、通信博物館が開催もしくは展示品を出品していた展覧会や博覧会の一覧は、前掲通信博物館編『通信博物館七十五年史』（58～61頁）に掲載されている。

38 『通信の知識』の詳細な書誌情報は、前掲拙稿「戦時下の漫画にみる通信事業と戦争」を参照されたい。

39 「興亜通信展覧会」（『通信の知識』第3巻第7号、1939年9月）。

40 「興亜通信展覧会」（『東京朝日新聞』1939年7月18日朝刊）、「テレビ街頭公開 興亜通信展で 十九日から三日間」（『読売新聞』1939年8月17日夕刊）。

なった。『通信の知識』第3巻第7号（1939年9月）には、「テレビジョン実演」会場の前で並ぶ人々を写した写真が掲載されている（図4）。通信博物館の常設展示にあるテレビジョン室とは異なり、実際にテレビの映像が披露されたとあって、この展覧会は来場者が50万人に達した<sup>(41)</sup>。

もちろん、テレビの受信映像の公開だけがこの展覧会の目的ではない。基本は、日本が大陸（中国）において通信および交通部門でいかなる事業を実行しているのか、世間にアピールすることが目的であった。各種パネル、機材、ジオラマなどが展示されているなかで、軍事郵便のコーナーも設けられていた。そこには、「硝煙下の通信旗」と題されたジオラマが設置されており、野戦郵便局の様子が再現されていた<sup>(42)</sup>。住居のような建物の郵便局、そこに立てられた千マークの旗、軍事郵便が詰め込まれた袋を運ぶ局員、手紙を読む兵士、典型的な野戦郵便局の構図を再現したジオラマであった。大部分の来場者は、テレビの受信映像を観るために展覧会場に訪れたかもしれないが、来場者がこの野戦郵便局のジオラマを観れば、自分が戦地に送った軍事郵便が届けられる様子を、頭のなかで想像したことだろう。

1939年9月28日から10月8日まで、東京に続いて今度は札幌にて、「札幌興亜通信展覧会」が開催された。主催は札幌通信局、会場は札幌三越であった。開催の目的は、「新東亜建設に邁進しつつある通信事業の全貌を容易に一般に理解せしむる」ことにあり、東京で開かれた展覧会と同じ目的であった<sup>(43)</sup>。札幌では、テレビの受信実験は行われなかったようだが、そのほかの展示内容は東京とほぼ変わらず、20万人もの人々が会場に訪れた<sup>(44)</sup>。

続いて、1940年1月17日から29日まで、福岡にて「興亜通信展覧会」が開催された。主催は熊本通信局、会場は福岡市の岩田屋百貨店であった。先の2回の内容と比べると小規模なものとなり、写真とパネル中心の展示となっていた。軍事郵便も、「支那事変と軍事郵便」というコーナーは設けられていたのだが、東京で設置されていたようなジオラマではなく、写真が中心の地味な展示であった。そのため、来場者は大幅に減少し、5万人ほどであった<sup>(45)</sup>。

続いて、1940年3月2日から10日まで、広島にて「興亜通信博覧会」が開催された。主催は広島通信局、会場は広島市の福屋百貨店であった。名称がこれまでの「展覧会」から「博覧会」と変わっているが、主催者と会場はこれまでと同じ形式を踏襲しているため、内容自体に変化はないと思われる。ただ、この「博覧会」については、『通信の知識』第4巻第3号（1940年3月）に開催を知らせる広告が掲載されているだけなので、詳細は不明である。

それからやや間隔が空き、今度は1940年10月20日から29日まで、名古屋にて「紀元二千六百年記念通信展覧会」が開催された。主催は名古屋通信局、会場は名古屋の松坂屋であった。再度名称が変わっているが、やはり主催者と会場の形式は同じなので、これまでの展覧会に連なるものと考えてよいだろう。実際、開催の目的はこれまでのものと同様で、「通信、船舶、航空、電気、貯金、保険等、通信事業の各般に亘り諸参考品を展示、一般各位の御参考に供し、（中略）併せて事業の発達に資し、非常時局の伸展に寄与する」ことにあった<sup>(46)</sup>。

当然、ここでも軍事郵便のコーナーが設けられており、「銃後と結ぶ軍事郵便」と題されたジオラマが展示されていた。東京で展示されていたものと同じように、野戦郵便局の様子を再

41 前掲通信博物館編『通信博物館七十五年史』55頁。

42 前掲「興亜通信展覧会」（『通信の知識』第3巻第7号）。

43 「札幌・興亜通信展」（『通信の知識』第3巻第9号、1939年11月）。

44 同前。

45 「福岡興亜通信展」（『通信の知識』第4巻第3号、1940年3月）。

46 「グラフィック」（『通信の知識』第4巻第12号、1940年12月）。

現したものであった<sup>(47)</sup>。

以上、約1年をかけて各地を巡回することになった「興亜通信展覧会（博覧会）」の内容についてみてきた。最初の東京開催こそ、テレビの受像実験という派手なイベントがあったため、かなりの来場者を集めたが、その後の各都市での開催では、回を重ねるごとに地味になっていく感があり、来場者も減少していった。そのため、展覧会そのものは成功だったのかどうか判断の難しいところである。ただ、来場者が減少していたとはいえ、それでも数万人が集まったイベントであったことに変わりはない。そこで軍事郵便の展示が行われたということは、やはり大きな意味があるだろう。

軍事郵便は、戦時下の日本社会のなかに浸透していた。それは、明治以降何度も戦争が勃発し、兵士として入営せざるを得ない国民が存在していたからであり、その彼らと彼らの周辺の人々が、連絡を取り合う唯一の通信手段として軍事郵便を利用していたからである。そして、軍事郵便は戦地と銃後を結びつけることで、戦争に向けられる国民の士気を維持する上で重要な役割を果たしていたのである。国家は、軍事郵便がもたらすこの効果を理解していたからこそ、軍事郵便を利用するよう国民に向けて積極的な宣伝活動を展開していた。

通信博物館の館内や、東京だけで軍事郵便展示を行っていても、軍事郵便の利用奨励を図りたい国家の意図は全国の国民には届かない。だが、各地で巡回展示を開けば、その意図が届く範囲は格段に広がっていくことになる。巡回展「興亜通信展覧会（博覧会）」は、国家の意図をより多くの国民に伝えるために開かれたのである。

一方、巡回展示の来場者にしてみれば、東京の人たちと同じように自分たちも軍事郵便を利用しており、その行為を顕彰してくれるような展示が地元で開かれれば、その展示を観に行くというのは自然なことであつたに違いない。そうでなければ、数万人も展覧会場に訪れないだろう。巡回展示の来場者にとっては、国家の意図が何であれ、その展示を観たいと思ったからこそ会場に訪れていたのである。

## 5 おわりに

軍事郵便は、戦地と銃後を結びつけるものである。前述のように、これは戦時中から国家が認識していたことであり、現在では軍事郵便研究において頻繁に指摘されることでもある。軍事郵便は、人と人とのコミュニケーション手段の1つなのだから、戦地と銃後を結びつける役割を果たしていたのは当然のことといえる。本稿では、軍事郵便そのものではなく、軍事郵便の展示についてみてきたが、この軍事郵便展示もまた、結びつけていたように思える。何を結びつけていたかといえば、それは国家と国民を、である。

軍事郵便は、国家が作り出した制度である。戦時中とはいえ、国民はその制度を積極的に利用していた。もちろん、国家の制度を国民が利用するのは自然なことである。しかし、その制度に焦点を当てた展示活動を国立の博物館が行い、それを多くの国民が歓迎していたとなると、いささか違和感を抱く。

本稿では、軍事郵便展示を観る多くの国民が存在していたことを紹介してきたが、仮に教育、納税、徴兵といった国家の制度に関する展示が行われたとしたら、国民はそれを観に行くだろうか。おそらく、多くの来場者を期待することはできないだろう。国家の制度でも、軍事郵便の展示だからこそ、多くの来場者が見込めるのである。それは、通信博物館が軍事郵便展示を

47 同前。

重視していたことから明らかである。

なぜ軍事郵便の展示は国民を惹きつけたのか。戦時下ということで、多くの国民が軍事郵便を日常的に利用していたから、戦地に手紙が届けられるしくみを知りたかったから、戦地の兵士の姿を思い起こさせるから、軍事郵便を利用するという自分たちの行為が展示によって顕彰されていると感じたから、理由は様々考えられる。ここで、その理由はこれだと断定することはできない。むしろ、理由は1つではなく、複合的な理由があるからこそ、多くの国民の関心を引き起こしたと考えるべきであろう。

国家は、戦争に向けられる国民の士気を維持するため、軍事郵便の利用の奨励を図るべく、通信博物館に軍事郵便展示を実行させる。国民は、戦時下ということもあり、自分たちの生活のなかで身近になっていた軍事郵便に焦点が当てられた展示を、様々な理由から観に行く。その結果として、軍事郵便の数は年間約4億通という高水準が保たれる。戦時下における通信博物館の軍事郵便展示は、国家の宣伝意図にも応え、国民の関心にも応えるものであった。まさに、軍事郵便展示は戦時下の国家と国民を結びつけるものだったのである。

【付記】本稿は、科学研究費補助金基盤研究（B）「軍事郵便がもたらした体験の共有化と大衆化に関する研究」（課題番号23320144）による研究成果の一部である。

（ごとう やすゆき 郵政歴史文化研究会 研究員）

通信総合博物館蔵「東海道取次所示談書連印帳」印影一覽

●江戸定飛脚問屋六軒仲間 惣代



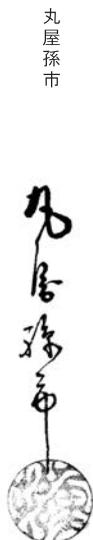
●大坂三度飛脚問屋仲間・馬出四軒家



●大坂・馬出四軒家・宰領惣代



●京都順番飛脚問屋仲間・近江屋臺平治宰領惣代



奈良物屋三右衛門



井筒屋彦三郎



越後屋七郎右衛門



大坂屋新三郎



早下請負会所

近江屋喜平治



近江屋喜平治抱宰領惣代

近江屋  
与助



(近江屋)

勘七



●飛脚取次所

伏水

高井武右衛門



大津駅

江戸屋吉右衛門



(大津駅)

近江屋藤助



(大津駅)

相摸屋伝兵衛



(大津駅)

大黒屋儀助



草津駅  
荒物屋九右衛門



手原村  
猪飼五郎右衛門



梅木村  
茶屋太郎兵衛



水口宿  
平野屋太良次



(水口宿)  
小豆屋伝左衛門



土山駅  
日野屋太郎左衛門



関駅  
伊藤平兵衛



(関駅)  
川北五郎左衛門



(関駅)  
山中左兵衛



山田  
鈴木勘右衛門



(山田)  
本屋勘兵衛



松坂  
山城屋久右衛門



津  
矢野屋吉三郎



津  
栗屋六郎兵衛



亀山宿  
西村三郎治



四日市駅  
黒川彦左衛門



桑名宿  
松本屋李兵衛



(桑名宿)

黒川彦左衛門



(熱田宿九)

小嶋権兵衛



(熱田宿九)

貝谷権左衛門



池鯉鮒宿

藤屋善六



岡崎宿

樋口与治右衛門



(岡崎宿)

服部専左衛門



(岡崎宿)  
大竹屋茂左衛門

大竹屋茂左衛門  


藤川宿  
菱屋喜市

藤川宿  
菱屋喜市  


御油宿  
小のや又左衛門

御油宿  
小のや又左衛門  


吉田宿  
江戸屋新右衛門

吉田宿  
江戸屋新右衛門  


(吉田宿)  
尾張屋新七

尾張屋新七  


(吉田宿)  
和泉屋勘兵衛

和泉屋勘兵衛  


新居宿  
鈴木甚助

新居宿  
鈴木甚助  


舞坂宿  
和久田甚六

舞坂宿  
和久田甚六  


浜松宿  
林弥助

浜松宿  
林弥助  


(浜松宿)  
小山大左衛門

小山大左衛門  


(茅場村カ)  
鈴木重右衛門

鈴木重右衛門  


見付宿

石屋治五兵衛

見付宿  
石屋治五兵衛  


袋井宿

田代八郎左衛門

袋井宿

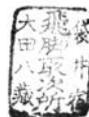
田代八郎左衛門



(袋井宿)

太田八蔵

太田八蔵



(袋井宿)

川口屋庄右衛門

柳川宿

後藤善太夫

後藤善太夫



(掛川宿)

伏見屋次左衛門

伏見屋次左衛門



日坂宿

江戸屋善左衛門

江戸屋善左衛門



金谷宿

黒田次兵衛

黒田次兵衛



(金谷宿)

浅倉何右衛門

浅倉何右衛門



嶋田宿

野田屋六左衛門

野田屋六左衛門



藤枝宿

鍵屋又助

鍵屋又助



(藤枝宿)

三度屋十兵衛

三度屋十兵衛



(岡部宿)

三度屋治郎兵衛

三度屋治郎兵衛



駿府  
日野屋久右衛門



駿江尻  
三度屋弥左工門



興津宿  
三度屋武兵衛



不二川岩淵河岸  
斎藤儀左衛門



駿州吉原宿  
三度屋金蔵



駿州沼津駅  
伊勢屋善兵衛



豆州三嶋宿  
世古六太夫



三嶋宿  
鹿嶋屋仁三郎



小田原宿  
小西治郎左衛門



(小田原宿)  
秩父屋利八



大磯宿  
橋屋権左衛門



藤沢宿  
大坂屋伊右衛門



●江戸定飛脚問屋六軒仲間

京屋弥兵衛



山田屋八左衛門



和泉屋甚兵衛



伏見屋五兵衛



嶋屋佐右衛門



大坂屋茂兵衛



〔えきていしりよう〕をよむかい

## 資料紹介

## 通信総合博物館蔵「東海道取次所示談書連印帳」

「駅通志料」を読む会

## 史料解題

本紀要の創刊号以来、三回に亘り郵政資料館所蔵の「駅通志料」中の飛脚関係史料の紹介を行ってきた。そのいずれもが、江戸の定飛脚問屋山田屋八左衛門の店預り人であり、当時の江戸定飛脚問屋仲間の重鎮であった利右衛門の筆によるものと推定される。利右衛門作成によると思われる史料の内、今日判明しているものについては前号に記載したが、今回掲載の本史料をもって、その全てが活字化されたことになる（「駅通志料」や利右衛門については、前号までに掲載の史料解題等を参照されたい）。なお、これまで史料紹介にあたり、「郵政資料館蔵」の文字を付してきたが、組織改変を受け、今号では「通信総合博物館蔵」とした。

今回の掲載史料は、通信総合博物館に資料番号SBA/0021/11-1として保存されているもので、和装本に仕立てられ、「郵便博物館」の所蔵図書が付票が貼付されている。また、通信総合博物館には、これまでの史料と同様、もう一種の同名の和装本のテキストが所蔵されている。こちらは資料番号SBA/0045/12-2として保存されているもので、「和第二百卅九号」の番号が記され「駅通局庶務課編輯係章」という朱印が押してある付票と、「郵便博物館」の所蔵図書であることを示す付票が表紙に貼付されている。また、表紙に貼られた四角い題箋の左端に「第卅八帙入十二冊之内」とあ

り、縦長の外題題箋には、「東海道取次所示談書連印帳 二」と書かれている。このテキストの前表紙の裏には、駅通局図書番号「第二六六号」を示す朱印が、本文冒頭には「駅通局図書章」の文字のある朱印が押されている。史料本文は「駅通局」の文字の入った野紙に筆写したものである。この二つのテキストの内、前者は後者の原本と思われるため、今回も前者を底本として原稿作成を行った。なお、原本と思われる本史料には各飛脚問屋や各飛脚取次所の押印が見られるため、史料本文の後にそれらの印影一覧を掲載した。

本史料の解読と校正作業は、やはりこれまでと同様、「千葉古文書の会」の有志の内、隅田孝氏が中心となり、青柳整、尾出恒廣、小川昌造、亀井道生、城戸淳子、古川和市の各氏が、「駅通志料」を読む会」を組織して行った。作業を進めるにあたっては、物流博物館の玉井幹司が事務局を勤め、最終的な校正作業にも参加した。

また、原稿作成に際しては、山本光正氏に懇篤なご指導をいただいた。記して感謝申し上げます。

以下、本史料について若干の解説を行うこととする。

本史料は、一言で言えば、江戸の定飛脚問屋仲間・大坂の三度飛脚問屋仲間・京都の順番飛脚問屋仲間と大坂・京都の飛脚宰領惣代が、東海道各宿の取次所（飛脚取次所）と、天保十年（一八三九）に取り結んだ約定書ということが出来る。

通信総合博物館所蔵の「京屋大細見」を用いて主要街道の飛脚取次所について分析した巻島隆氏によれば、ここでいう飛脚取次所とは「江戸・大坂・京都の飛脚問屋から委託され、街道の各宿場において書状・金銀・荷物などを依頼客から請け負い、飛脚問屋へ輸送途中の宰領に取り次ぐ役割を果たした業者」であり、同時に飛脚問屋から出された荷物を宰領から受け取ると、それを宿場周辺に配送する機能も果たしていた。また、本陣や旅籠屋など他の本業を持ちながら、副業として飛脚取次ぎを行うケースも多く見られ、旅籠屋である場合には、飛脚問屋から定宿として指定される飛脚宿も兼ねる場合があったという<sup>(1)</sup>。

本史料の末尾の記載によれば、江戸定飛脚問屋仲間の惣代である利右衛門が、京・大坂の飛脚問屋仲間・宰領と示談に及び、この合意を元に各宿の飛脚取次所にこの「示談書」の連印を求めたものと思われる。この内、利右衛門と大坂の飛脚問屋・宰領の連印に付された日付は天保十年二月となっており、伏見(史料では「伏水」)から藤沢に至る各宿の飛脚取次所の署名・連印は同年三月から五月十一日までの間であり、史料末尾に記された江戸定飛脚問屋仲間の連印は同年六月となっている。本紀要の創刊号および第二号で紹介した「東海道宿毎対日記 上・下」に見る通り、利右衛門は江戸仲間の惣代として、東海道各宿の問屋役人との交渉のため、前年の天保九年九月六日に江戸を発し、同年十一月十六日に大坂に到着する旅に出ている。本史料の連印の日付と順番から考えて、利右衛門は東海道各宿問屋場との交渉の旅の後、大坂および京都の飛脚問屋仲間・宰領惣代と示談を行い、各宿の飛脚取次所の連印を求めながら帰途についたことがまず推測され得る。しかし、大坂定飛脚問屋馬出仲間との二月の連印はともかく、「伏水」以下の三月の連印や、五月五日・十一日の日付のある沼津以東各宿の連印は、あまりに時間が経過し過ぎている。この点は明らかにすることができないが、後述するように改めて時期を変えて署名・押印を求めた経緯があったものかもしれない。いずれにしても、大坂仲間の連印が馬出仲間の四軒<sup>(2)</sup>、京都は順番飛脚問屋仲間九軒に早下請負会所・近江屋喜平治<sup>(3)</sup>を含め計十軒、また各飛脚問屋の抱え宰領惣代が連印しているのに対し、大坂仲間の連印には利右衛門一名のみの押印が見ら

れ、史料末尾で初めて江戸定飛脚問屋仲間六軒の連印が見られるのは、以上の事情によるためと思われる、末尾の江戸仲間の連印は約定書の最終的な確認の意味があったものと考えられる。

なお、本史料は複数の異なる筆跡から構成されており、①史料前段の文化年間の道中奉行所とのやり取りの部分と、これに続く天保十年二月の簡条書きの取り決め内容を記した部分(各人の署名部分も含む)、「請取渡認様雛形」までは同筆であり利右衛門によるものと推定される。②この後に続く「請取渡認様雛形」に付された署名部分は利右衛門とは異なる同一人による筆跡(但し、「右抱宰領惣代」の文字と以下に記されている二名の署名は利右衛門の筆跡の可能性がある)であり、そのあとに続く③「前書之趣」に始まる一文と各宿飛脚取次所の署名、「今般……」に始まるそれぞれの一文は、各宿において認められたものと思われる。この③部分は、さらに3つのグループに分けられる。(ア)「伏水」から「亀山宿」に至る部分、(イ)「四日市駅」から「駿州吉原宿」に至る部分、(ウ)「駿州沼津駅」から「藤沢宿」に至る部分である。これらはいずれも署名の形態が異なっており、(ア)では①の内容を前提とした文言であり、とくに書付などの受領が記されていないのに対し、(イ)では「双方立合之上」取り決めに関する「書付」を受領した記載になっており、さらに(ウ)では「双方立合之上」という文言がなくなっている。(ア)と(イ)は成立時期に違いがあった可能性があるが、当初から綴じられた状態で署名を求めたもののように、記載が頁をまたいでいる部分がある。これに対し、(ウ)は(イ)とは料紙が替わっている。これらから、署名が三つの期間に亘った可能性も考えられる。また、③全体も前後の部分と料紙を替えている。そして、④最後の「右者江戸仲間……」に始まる申し合わせの一文と江戸の六軒の飛脚問屋の署名は、再び利右衛門の筆に戻っている。署名部分が同一の筆跡である場合は、各署名人には押印だけを求めたものであろう。

ところで、①についてであるが、文化十四年の道中奉行宛書付などの引用がなされており、利右衛門がこうした文書の写しを携えて旅をしていたかどうか気がになるところである。これについては、「東海道宿毎対日記 上」の白須賀滞在中の十月十七日の条に、これと同じ書面を宰領中に

示した記事を見出すことができる<sup>(4)</sup>。同史料によれば利右衛門の旅立ちは慌しいものであったが、このような文書の準備を整えた上での出立であったものと思われる。なお、①および②の各部分は料紙にまたがった記載内容が見られ連続しているため、現在みられる通りの順序で作成が行われたものと考えられる。すなわち、本史料は①・②と③、④の三つの大きなブロックからなり、さらに③は三つのグループに分けることができるといえよう。

次に、本史料における約定の内容であるが、(ア)各宿飛脚取次所が飛脚便の宰領に荷物とともに渡す「飛脚賃」を一割増とすること、(イ)以後は宰領に「請取渡シ之小帳」を持参させるので、飛脚取次所において飛脚賃と「金銀・品物・目方」をこれに記入すること、(ウ)封をした金銀の上書きに必ず目方を記入すること、(エ)「登並物三組定日」の「手仕舞場所」に関する取り決め、(オ)「下り大坂番」を「先番立」にすること、などとなっている。

これらの内、(ア)は飛脚取次所が取り集めた荷物を宰領に託する際に取次所が宰領に支払う料金の値上げを定めたものである。本史料にも言及があるが、「宿毎応対日記」にみられる各宿問屋場との交渉では、着予定を定めた日限便について、御定元駄賃錢の一割を宿助成として積み立て、毎年十一月に三都の飛脚問屋から各宿に支払うとしている<sup>(5)</sup>。おそらく飛脚賃の値上げにより、各宿への助成金の負担を各宿飛脚取次所に転嫁、ないしは応分の負担を求めているものと考えられる。

(イ)は、飛脚取次所に対し、取り決め通りの「飛脚賃」の支払いを求めたものであろう。(ウ)についても同様の理由と考えられる。飛脚取次所が客からは規定通りの飛脚賃を受け取り、掛目を明記せずに飛脚賃を値切るといった行為が行われていたことを窺わせる。また、宰領が不正を働く可能性も考えられる。但し書きに「相對渡之分」とあるような行為、すなわち飛脚問屋側の収入とならないような、飛脚取次所と宰領の間での荷物の託送なども行われていたと考えられよう。いずれにしても適正な飛脚賃の收受を目指したものであろう。

(エ)の「登並物三組定日」とは、「三組状箇」の意であると思われる。

「三組状箇」とは定期便の名称の一つで、毎月二・六・九の日の夜に江戸から宰領一人と荷物三駄で差し立てる一般の金銀・荷物・書状を運んだ便のことで、十二泊十三日目に京・大坂に到着の行程であった<sup>(6)</sup>。この「三組状箇」便について、これまで「京・大坂之手仕舞場処」を仕分けしていたが、これを見直すとしている。「手仕舞場処」「手仕舞之積り分ヶ渡シ」「仕舞物」という言葉が本史料の末尾にも使用されているが、詳細は不明である<sup>(7)</sup>。あるいは、京仲間の飛脚宰領仲間、大坂仲間の飛脚宰領仲間、荷物を受け取り収益を得られる取次所の縄張りが決まっており、大坂の縄張りの内、史料に記されている七か所について公平な分配を行うということであろうか。

(オ)の「下り大坂番」とあるのは、大坂から二・五・八の日に差し立て、江戸まで十五、六日で参着する「番荷」とよばれる便のことであると思われる<sup>(8)</sup>。これを今後「先番立」にして、「日限相当之参着」をめざすとしている。「先番立」についても正確な意味はよくわからないが、出発時間を早めるというような意味であろう。

本史料末尾に記されている申し合わせの内容をみると、勝手に取次所を取り立てることを禁止し、また取次所において「三都定飛脚一体之仕法」を乱すことを厳しく禁じている。三都の飛脚の営業独占権が道中奉行所の許可を受けたものであることを強調する本史料前段部分と併せて、江戸仲間が中心となり、三都の飛脚問屋と宰領・取次所を一体とみなして統制を強め、営業権益の維持を図ろうとする意図が窺われる。

尚、本史料は天保期における東海道の飛脚取次所の設置状況を知ることができる点が大きな特徴となっている。署名捺印のある飛脚取次所は東海道の伏見から藤沢までと山田・松阪・津の伊勢路三宿を含み、計三十八宿・三村・一河岸、合計六十四軒の取次所が判明する。ただし、東海道についてみると、石部、坂下、庄野、石薬師、鳴海、赤坂、二川、白須賀、丸子、由比、蒲原、原、箱根、平塚、戸塚以降品川までの五宿については、記載が見られない。また、署名に記載はないが、小嶋権兵衛、貝谷権左衛門の二名は熱田(宮)、鈴木重右衛門は萱場村(浜松市)、三度屋治郎兵衛は岡部宿の取次所である<sup>(9)</sup>。

先に触れた巻島論文には、文化二年(一八〇五)の記載がある「京屋大細見」による主要街道の飛脚取次所の一覧表が掲載されている。これは京屋のネットワークであり、東海道(伊勢路を含む)についてみると、本史料に記載のない宿場についても取次所が記されており、品川から大坂舟越町まで、山田・松坂・津の三宿を含む五十七宿・三村・一町、総数で七十八軒となっている。ただし、本史料に記載の見られない宿場を除くと、その数は計五十六軒となり、本史料記載軒数より八軒少ない数となっている。ちなみに、一つの宿場で複数の取次所がある宿場は、京屋の場合は川崎、戸塚、箱根、蒲原、藤枝、金谷、日坂、見附、浜松、吉田、御油、池鯉鮒、宮、水口、大津の十五か所であり、水口が三軒でその他はすべて二軒である。

これに対し本史料では、複数の取次所がある宿場は小田原(二)、三島(二)、藤枝(二)、金谷(二)、掛川(二)、袋井(三)、浜松(二)、吉田(三)、岡崎(三)、宮(二)、桑名(二)、津(二)、山田(二)、関(三)、水口(二)、大津(四)の十六か所となっており、三軒の取次所がある宿場は四か所、四軒が一か所となっている(カッコ内は取次所の数)。両者に共通している複数の取次所がある宿場は藤枝、金谷、浜松、吉田、宮、水口、大津の七か所ということになる。両者の取次所はほとんどが共通しているが、取次所を飛脚仲間で共有する形が東海道で何時ごろから進んだかという点については詳らかにすることができない。しかし、本史料に連印がなければ飛脚取次業務が行えなかったと考えれば、京屋のネットワークに比べ、集約化と集中化が進んだものと考えられる<sup>(10)</sup>。

本史料もまた利右衛門が重要視する三都飛脚仲間の「合体」を進めた施策の現れといえるものであり、飛脚による輸送業務の円滑化を推進するとともに、他方、飛脚問屋仲間により率領及び取次所の統制が進められ、営業権の維持の強化が図られていたことを示すものともいえよう。このような経緯を経て、こうした飛脚取次所は、明治以降、内国通運会社の輸送ネットワークを支える存在として、改めて再編されていくことになる。

〔「駅通志料」を読む会 事務局 物流博物館・玉井幹司記〕

(1) 註

巻島隆「近世後期における主要街道の飛脚取次所―定飛脚問屋「京屋」のネットワーク―、和泉清司編『近世・近代における地域社会の展開』、岩田書院、二〇一〇年。同書において、巻島氏は郵政資料館所蔵の「京屋大細見」に記載された主要街道の飛脚取次所の一覧表を作成・掲載している。

文政二年(一八一九)九月の「江戸三度飛脚問屋 仲間仕法書 大坂之部」(児玉幸多編『近世交通史料集七 飛脚関係史料』、吉川弘文館、一九七四年。以下、『史料集』と略記)によると、当時大坂仲間には九軒と休株が一軒で、そのうち津国屋十右衛門、江戸屋平右衛門、天満屋弥左衛門、尾張屋惣右衛門の四軒以外は抱え宰領を持たなかったもので、上記四軒が「馬出四軒家」として大坂城番衆の荷を運ぶ月三度の輸送に年番で馬を出し、早飛脚についてもこの四軒が早会所の当番を順番に務め、早飛脚の宰領も四軒に割り当てる、などある(同書、四五三―四五五頁)。大坂仲間の中心的業者として輸送業務を実際に担ったのがこの四軒と考えられる。

近江屋喜平治は早飛脚の業者で、天明五年(一七八五)以降は京都順番飛脚仲間の持ち合いとなった。「鳥屋佐右衛門家声録」、『史料集』、四七―四八頁。

『郵政資料館 研究紀要』創刊号、二〇一〇年三月、一四六頁。なお、ここで示されている一件については、『史料集』所載の利右衛門による「甲府之儀御尋幸国々繩張」に詳細が記されている。これによると、本史料に引用されている十一月十九日付の書付を提出した後、さらに同月二十九日に文面を加えて書面の差し替えが行われたようで、「甲府之儀」には後者が引用され、本史料所載の前者は省略されている。『史料集』五四七―五四四頁。本史料にこの書付が引用されているのは、三都の飛脚仲間の営業独占権が公認のものであり、飛脚取次所が公けに認められた存在であることを強調する意図によるものと思われる。

『郵政資料館蔵「東海道宿毎対日記 上」』、『郵政資料館 研究紀要』創刊号、一五六頁など。このほかにも、宿場の事情によって助成を行う交渉が行われている。

『郵政資料館蔵「東海道宿毎対日記 下」』、『郵政資料館 研究紀要』第二号、二〇一一年三月、の史料解題を参照のこと。

ちなみに、『史料集』では「手仕舞」という言葉は「江戸三度飛脚問屋仲間仕法書 大坂之部」に二か所のみ見ることができ、荷物受付時間の締切といった意味で使われている。『史料集』、四五四、四五五頁。

註(6)に同じ。

前掲「宿毎対日記 上下」には熱田、岡部の飛脚取次所の主が登場する。また、巻島氏前掲論文参照。

ただし、連印を拒んだ取次所があった可能性がないとはいえないが、その場合三都の飛脚ネットワークから離脱することとなり、その可能性は低い

と思われる。なお『東海道宿毎応対日記 上下』には、取次所との業務をめぐっての交渉ないしは取次所の改廃に係わる交渉を窺わせる記載がいくつが存在する。三島宿の場合は「取次用向違論一(上、創刊号一五一頁)、吉原宿からは「継人足御役場」で抜状の取次をしたいとの申し出があり(上、創刊号一四九頁)、日坂宿では月替わりで抜状の取次をさせてほしいとの申し出(上、創刊号一四七頁)、亀山宿の場合は取次所の廃止に関すると思われる話し合いの様子(下、第二号一三六頁)が記されている(頁数は『郵政資料館 研究紀要』の掲載頁)。

## 凡 例

資料の翻刻にあたっては、原文書に忠実に活字化することを原則としたが、通読の便を考慮して次のような処理をした。

- イ 異体字を含め漢字は原則として常用漢字を適用した。常用漢字にならないものは原文のままとした。
- ロ 明らかな誤字は本文中の( )内に正字を示し、または右傍に(マ)とした。
- ハ 難読と思われる文字には原文のルビと区別するため( )内にルビを振った。
- ニ 変体仮名は原則として現行の字体に改めた。ただし、助詞として用いられる江(へ)、茂(も)、与(と)、而(て)、者(は)、之(の)、ハ(は)、ニ(に)、ニ而(にて)は残した。
- ホ 合字(より、等)は普通字体に改めた。
- ヘ 踊り字は、漢字は「々」、仮名は「ヽ」「ヾ」「く」とした。
- ト 最小限の並列点(・)や読点(、)を付した。清濁は原本のままとした。
- チ 闕字は一字あけ、平出は改行した。
- リ 引用の証文等、また各宿取次所の署名の前後に一行挿入した。
- ヌ 各飛脚取次所が認めた文には文字上に押印が見られたため、その場合は行の左横に印の文字を付し、( )内に印の主を示した。
- ル 編者の加えた注は( )で示した。

ヲ 印影一覧の内、署名人の肩書や、各取次所の所在する宿場等の地名が記されていない場合、あるいは「同」などと記載される場合がある。これらについては、記載のされ方から明らかかなものは( )内にその肩書・地名のみを記し、他の史料から推定される場合については(〇〇カ)と示した。

ワ 印影一覧に所載の署名および印影については、すべて同じ縮尺で掲載した。従って、それぞれの大小の違いは原史料と同じ比率となっている。

(表題)

「東海道

取次所示談書連印帳

三都 定飛脚問屋」

取次所示談書

京都・大坂・江戸三ヶ処往返定飛脚之儀、従古来夫々相對いたし家業体取  
結び、東海道宿々出店或者取次処為申合置渡世致来候得共、素より 御免  
許と申二者無之、私同士相對為申合家業候、尤去ル安永年中、三ヶ処為申  
合東海道其外宿々馬繼之

御触、其外定飛脚問屋名目株式極御願中、街道筋出店取次処為申合有之旨  
申立候得とも、御聞置而已二而願濟と申儀二者無之、子細者去ル文化年  
中、道中 御奉行

榊原主計頭様御勤役之砌、定飛脚問屋之内業体相弁候もの忝人、明幾日五  
時召連可罷出旨、江戸西河岸町内江御差紙相付、折柄大坂屋年行事二而  
仲間評議之上、千歳と申もの則罷出候処、業体之発端より当節迄之始末夫々  
御尋之上御手控有之、其上左之通請書可差出旨被為 仰付候

差上申一札之事

一 諸国其国々ニおゐて定日を極、江戸・京・大坂江往返飛脚差立候共、

於私共聊差障無御座候

右者御尋ニ付此段奉申上候、以上

定飛脚問屋仲間

年号月日

惣代 年行事

誰

道中

御奉行所

右御請書可差上旨被為 仰付候、此御請書二行詰り御猶予相願候処、業体  
弁へたるもの差出候様差紙ニも申付たる処、其方ニ右請答ハ出来ぬ歟

乍恐御答申上ます、諸国其国々ニおゐて右体之もの御免許ニ相成候而  
者私共始京・大坂者勿論東海道筋国々・中山道筋国々・奥州筋・日光  
道中国々、古来より為申合置候出店・取次処之もの共難儀ニ相成、難  
渋至極ニ奉存候得者、右街道筋国々を除、外国々ニ其国限往返之飛  
脚之義ニ御座候ハ、差障無御座旨御請書仕度候

否々天下の 御政務ニ拘り御取調有之儀、手狭なる請書は取置れず、其方  
とも差障る趣ニ聞ゆるなれとも、其方共ハ京・大坂江之往返願濟之義ニ而、  
右街道筋国々迄茂願濟ニ而者有之間敷、しかし諸国迄茂差免したる奉行ハ  
誰だ、何之何年誰か勤役中ニ免した、エ、たとへハ小田原之領主が三ヶ処  
之定飛脚をゆるそふが、掛川之領主かゆるそふが、其国其場処ニおゐて免  
す時ハ、我等か差障りが相立歟拒歟、何を以か差障る

乍恐即答申上兼候、御利害之趣一応仲間共江申聞、御請申上度何卒御  
猶予御日延奉願候

急 御用筋之御尋なれば、べんくたる日延はならぬ、明日一日之日延致  
遣す、明後日御答為致

右之通被為 仰渡、夫より仲間一同昼夜打寄評議いたし候処、不容易御請  
書ニ而、各方者勿論之儀三ヶ処之難義眼前なれば、種々心を尽し安(案)  
外之もの入致し、漸街道筋国々江他向より之手入願立等不為致様繩張之一  
紙を以取留たり、其願文ニ曰

乍恐以書付奉申上候

一 西河岸町家主清助店定飛脚問屋行事茂兵衛煩ニ付代千歳奉申上候、諸  
国飛脚屋ニ而其国之諸荷物引請、定日を極、江戸・京・大坂江之飛  
脚差立候而茂、私共仲間差障候筋者無御座哉之旨御尋ニ御座候

此儀私共家業之儀者、諸国より江戸表江相廻り候諸荷物を京・大坂  
又者東海道・中山道・日光道中并奥州迄ハ前々より定日を極置、御  
用之儀者勿論、御武家様方より御差立被 仰付候御荷物、百姓・町  
人より頼を請、其国々江定日之外仕立候而茂飛脚差立来、尤京・大  
坂同家業之ものハ合仕と唱、東海道・中山道・日光道中筋并奥州迄

ハ同家業之出店仕置、又者取次処等申合置、為弁理右国々之諸荷物  
を出店・取次処江引請、往返とも飛脚差立来渡世仕難有奉存候、為  
冥加初年金百兩、翌年より年々五拾兩宛上納仕度段、道中御奉行所  
様江奉願上候処、天明年中願之通被 仰付、右以来其節者仲間九軒  
を定飛脚問屋と名目を被 仰付、尤當時三軒ハ休株ニ相成、残り六  
軒ニ而定飛脚問屋渡世難有相続仕来り罷有候間、前書之国々を相除、  
其外之国々ニおゐて定日を極置、其国之諸荷物を引請、江戸・京・  
大坂江往返共飛脚差立候義者差障候筋無御座候、尤其国限之往返諸  
荷物之儀ニ而、他国之荷物を引請往返仕候而者私共六軒ハ勿論、合  
仕またハ出店・取次処之もの共差障リニ相成り難洪至極仕候義ニ御  
座候

右者 御尋ニ付此段奉申上候、以上

文化十四丑年十一月十九日

西河岸町清助店  
定飛脚問屋行事茂兵衛

煩ニ付 代千藏

家主

五人組

名主

道中

御奉行所様

右書面之趣 御聞届被成下置候段、翌寅年被為 仰渡候、右体各我々共之  
外、此業之手出し不致様国々之繩張いたし願濟ニ相成、今日を安穩ニ當候  
次第二候、親のこゝろ子知らすとやらんニ而、右体臨時之もの入者勿論、  
宰領中引請候上者火盜・水難之跡拭ひ茂いたし、既今般街道筋馬繼立之引  
合ニ出向候音物、其外諸雜費等者勿論之儀、元駄賃錢之一割増積立相渡可  
申段役場江引合、尤宿場におゐてハ聊之心付たり共双方元方ニ而者永久之  
儀ニ而安からぬ事なから、請負家業の冥理とも存及引合候、各方連茂三ヶ  
処之飛脚中往来為致ば社、取次家業連綿と御相続之儀、依而今般御引合申  
入候次第ハ是迄宰領中江被成御渡候飛脚賃江一割増御加御渡し被下度候

事、但往返共割増御加江可被下候

一 是迄之飛脚賃、若年もの或者雇入候才領往返之節、飛脚賃錢見計ハ充  
行ひ被成御渡候御方々茂御座候由、尤不取留義ニ而申立候茂如何敷な  
れとも、以来者請取渡シ之小帳を為持候、右帳面江飛脚賃錢并金銀・  
品物・目方を記シ、兼而御引合之賃錢無相違御渡可被下候事

一 封金銀之上書ニ掛目急度御記シ御渡可被下候、此段飛脚賃之損益ニ茂  
不拘、先年封中之金子手板ニ者有之、金子者無之儀抔茂有之、双方調  
方疑念差発り相互迷惑之義茂出来、彼是不行届儀ニ付、以来者急度御  
記御渡可被成候事

但 才領持參之小帳ニ御記無之相對渡之分ハ勿論、上封之目方無御  
記御渡之分ハ、万一故隙(障)之節、会所許ニ而弁金等ハ一切  
取敢不申候間、此段前以御断申置候事

一 請取渡シ之小帳者今般京・大坂之宰領中双方相互ニ無疑念為申合之通  
割府(符)可致之法立ニ而、親疎之無隔、各家業之道を為相励候、御  
同意相続之一介(助)ニ候得者、堅ク帳面江御記御渡可被下候事

但 往返とも參着之卸番ニ而相改、無甲乙飛脚賃割府(符)相渡可  
申候、此段御承知置可被下候事

一 登並物三組定日之儀、是迄京・大坂之手仕舞場処仕分有之候へ共、今  
般格別之訳を以双方為打合相互ニ譲り合、金銀・品物取落等無之様為  
申合、連立心を付合候筈ニ申堅メ候得者、無御隔心御取引可被下候事  
下り大坂番之儀、今般先番立ニいたし、日限相当之參着致候積、依之  
是迄之通御取引可被下候事

一 右者今般三ヶ処会所元相談之上及御懸合候、宜敷御承知可被下候、以  
上

天保十亥年二月

江戸定飛脚問屋六軒仲間  
惣代 利右衛門

印

大坂定飛脚問屋馬出仲間  
年番

印

尾張屋惣右衛門

同 印



天保十己亥年三月

伏水	高井武右衛門	印	松坂	山城屋久右衛門	印
大津駅	江戸屋吉右衛門	印	津	矢野屋吉三郎	印
近江屋藤助	相摸屋伝兵衛	印	津	栗屋六郎兵衛	印
大黒屋儀助	草津駅	印	龜山宿	西村三郎治	印
荒物屋九右衛門	手原村	印	四日市駅	黒川彦左衛門	印
猪飼五郎右衛門	梅木村	印	今般双方立会之上取極候飛脚賃廉々書付 <small>二</small> 受取置申候、以上	印 (黒川)	亥三月廿八日
茶屋太郎兵衛	水口宿	印	今般双方立会之上取極候飛脚賃廉々書附 <small>二</small> 受取置申候、以上	印 (松本屋)	桑名宿
平野屋太良次	同宿	印	今般双方立会之上取究候飛脚賃廉々書附 <small>二</small> 請取置申候、以上	印 (黒川)	同駅
小豆屋伝左衛門	土山駅	印	今般双方立会之上取究候飛脚賃廉々書附 <small>二</small> 請取置申候、以上	印 (黒川)	黒川彦左衛門
日野屋太郎左衛門	関駅	印	今般双方立会之上取極候飛脚賃廉々書附 <small>二</small> 請取置申候、以上	印 (小嶋)	小嶋権兵衛
伊藤平兵衛	同	印	今般双方立会之上取極候飛脚賃廉々書附 <small>二</small> 請取置申候、以上	印 (熱田力)	貝谷権左衛門
川北五郎左衛門	同	印	今般双方立会之上取極候飛脚賃廉々書附 <small>二</small> 請取置申候、以上	印 (熱田力)	
山中左兵衛	山田	印	今般双方立会之上取極候飛脚賃廉々書附 <small>二</small> 請取置申候、以上	印 (熱田力)	
鈴木屋武右衛門	本屋勘兵衛	印			

今般双方立会之上取極候飛脚賃廉々書附慥ニ請取置申候、以上  
印(貝谷)

池鯉鮒宿 印

藤屋善六 印

岡崎宿 印

樋口与治右衛門 印

同 印

服部専左衛門 印

同 印

大竹屋茂左衛門 印

今般双方立会之上取極候飛脚賃廉々書付銘々江慥ニ受取置申候、以上  
印(服部・樋口・大竹屋)

今般双方立会之上取極候飛脚賃廉々書付慥ニ請取置申候、以上

藤川宿 印

菱屋喜市 印

御油宿 印

小のや又左衛門 印

吉田宿 印

江戸屋新右衛門 印

同処 印

尾張屋新七 印

同処 印

和泉屋勘兵衛 印

今般双方立会之上取極候飛脚賃廉々之書付慥ニ銘々請取置申候、以上  
印(江戸屋・尾張屋・和泉屋)

新居宿

今般双方立会之上取極候飛脚賃廉々書付慥ニ請取申候、以上  
印(鈴木)

鈴木甚助 印

舞坂宿 印

和久田甚六 印

今般双方立会之上取極候飛脚賃廉々書付慥ニ請取申候、以上  
印(和久田)

浜松宿 印

林弥助 印

今般双方立会之上取極候飛脚賃廉々書付慥請取申候、以上  
印(小山)

割印(林) 印

今般双方立会之上取極候飛脚賃廉々書付慥ニ請取申候、以上

小山太左衛門 印

(茅場村力) 印

鈴木重右衛門 印

今般双方立会之上取極候飛脚賃廉々書付慥ニ請取申候、以上  
印(鈴木)

見付宿 印

石屋治五兵衛 印

今般双方立会之上飛脚賃廉々書附慥受取申候、以上  
印(石屋)

袋井宿 印

田代八郎左衛門 印

同 印

太田八藏 印

同 印

川口屋庄右衛門 印

今般双方立会之上取極候飛脚賃廉々之書付銘々慥ニ請取置申候、以上  
印(田代・太田・川口屋)

掛川宿

後藤善太夫

同

伏見屋次左衛門

今般双方立会之上取極候飛脚賃廉々之書付銘々慥ニ請取申候、以上

印(後藤・伏見屋)

日坂宿

江戸屋善左衛門

今般双方立会之上取極候飛脚賃廉々之書付銘々慥ニ請取申候、以上

印(江戸屋)

金谷宿

黒田次兵衛

今般双方立会之上取極候飛脚賃廉々之書付銘々慥ニ請取置申候、以上

印(黒田)

同所

浅倉何右衛門

今般双方立会之上取極候飛脚賃廉々之書付銘々慥ニ請取置申候、以上

印(浅倉)

嶋田宿

野田屋六左衛門

今般双方立会之上取極候飛脚賃廉々之書付銘々慥ニ請取置申候、以上

印(野田屋)

藤枝宿

鍵屋又助

三度屋十兵衛

今般双方立会之上取極候賃錢廉々之書附銘々慥ニ請取置申候、以上

(岡部宿)

三度屋治郎兵衛

今般双方立会之上取極候飛脚賃廉々之書付銘々慥ニ請取申候、以上

印(三度屋治)

駿府

日野屋久右衛門

今般双方立会之上取極候飛脚賃廉々之書附銘々慥ニ請取申候、以上

印(日野屋)

駿江尻

三度屋弥左工門

今般双方立会之上取極候飛脚賃廉々之書附銘々慥ニ請取申候、以上

印(三度屋弥)

興津宿

三度屋武兵衛

今般双方立会之上取極候飛脚賃廉々之書附銘々慥ニ請取申候、以上

印(三度屋武)

今般双方立会之上取極候飛脚賃廉々之書附銘々慥ニ受取申候、以上

不二川岩淵河岸

斎藤儀左衛門

今般双方立会之上取極候飛脚賃廉々之書附銘々慥ニ請取申候、以上

今般双方立会之上取極候飛脚賃廉々之書付銘々慥ニ請取置申候、以上

駿州吉原宿

三度屋金藏

印

今般賃錢取極廉々書付御渡被成慥ニ受取申候、以上

駿州沼津駅

伊勢屋善兵衛

印

天保十亥年

五月五日

今般賃錢取極廉々書付御渡シ被成慥ニ請取申候、以上

豆州三嶋宿

世古六太夫

印

天保十亥年

五月八日

今般賃錢取極廉々書付御渡シ被成慥ニ請取申候、以上

印(鹿嶋屋)

三嶋宿

鹿嶋屋

印

天保十亥年

五月八日

今般賃錢取極廉々書付御渡被成慥請取申候、以上

印(小西)

小田原宿

小西治郎左衛門

印

天保十亥年五月十日

今般賃錢取極廉々書付御渡被成慥請取申候、以上

印(秩父屋)

同宿

秩父屋利八

印

天保十亥年五月十日

今般賃錢取極廉々書付御渡シ被成慥ニ請取申候、以上

印(橋屋)

大磯宿

橋屋権左衛門

印

天保十亥年

五月十一日

今般賃錢取極廉々書付御渡シ被成慥ニ請取申候、以上

藤沢宿

天保十亥年

五月十一日

大坂屋伊右衛門

印

右者江戸仲間為惣代利右衛門為差登、京・大坂之仲間中并両地宰領中江及示談、別紙合体連印書之通取次処用向取訊場処相究、尤登三組之分是迄大坂手仕舞場処之内、今般大磯・沼津・吉原・岩淵・江尻・見附・池鯉鮒都合七ヶ処之分者京・大坂才領三ツ割二手仕舞之積り分ヶ渡シ、京・大坂宰領中及熟談、前書之通取次処家毎飛脚賃取極廉上者、以来新規取次処一己之勝手を以取立申間敷段ハ勿論之儀、右用向取分ヶ之儀ニ付、聊双方宰領中より足り・不足之儀決而為申間鋪候、且取次所衆中勝手を以仕舞物為入狂候歟、三都定飛脚一体之仕法相拒候もの有之候ハ、往返共取次用向為持受申間敷候、為後日仲間為申合候議定連印仍如件

年行事

天保十己亥年六月

京屋弥兵衛

印

山田屋八左衛門

印

和泉屋甚兵衛

印

伏見屋五兵衛

印

嶋屋佐右衛門

印

月行司

大坂屋茂兵衛

印

資料紹介

通信総合博物館（旧郵政資料館）所蔵  
往来物目録（二）

田良島 哲

凡 例

小稿は、通信総合博物館が所蔵する江戸時代以降の往来物コレクションの古典籍としての目録で「郵政資料館所蔵 往来物目録（二）」に続くものである。今回は、約五〇件の書誌及び歴史的伝来を示す情報を掲載した。調査は、引き続き二〇一〇年度から一二年度にかけての郵政歴史文化研究会の調査として実施したが、同時に館のご理解の下、聖心女子大学の博物館実習の一環として同大学文学部四年及び大学院修士課程の実習生が参加し、寸法・丁数などの調査を分担した。本目録はそれらの基礎データをもとに田良島の責任でまとめたものである。

- \* この目録には、名称・員数・成立年代・形状・寸法・丁数・題名・刊記・奥書・識語等の書誌的な項目及び伝来に関する情報を掲載した。
- \* 名称は原則として内題を採り、内題が不明の場合はその他の題で適切なものを採用した。題が未詳の場合は調査者の付与した名称を〔 〕で囲んで記した。
- \* 題の角書は〈 〉で囲んで記した。
- \* 文字は原文の記載に関わらず、現行通用の字体で示した。
- \* 刊記・奥書等の改行は／で示したが、必ずしも原文の文字組を再現しているわけではない。

- \* 表紙に「郵便博物館図書」と題するラベルを貼付しているものが多くあり、これらについてはその存在を注記した。
- \* 展示の題箋として利用されたと思われるカード状の用紙が挟み込まれている場合があり、これは目録中で「展示用題箋」として、必要に応じてその内容を注記した。

一〇一 女庭訓大倭囊 一冊

- 江戸時代 嘉永四年刊
  - 袋綴装 縦二五・五×横一七・五センチ 四七丁
  - （外 題）〈嘉永新刻〉女庭訓大倭囊 全
  - （見返題）女庭訓大倭囊 全
  - （内 題）女庭訓往来
  - （刊 記）嘉永四年辛亥八月穀旦訂正／よし町おやぢばし角／□肆 栄久堂 山本平吉梓
  - （印 記）（黒田印）津軽／松前屋／御厩
- ※郵便博物館ラベルあり。

一〇二 〔増補書翰大成〕 一冊

江戸時代 嘉永四年刊

袋綴装 縦二一・二×横一五・〇センチ 一三〇丁

（外題）（表紙欠）

（内題）増補書翰大□

（刊記）嘉永四年辛亥正月再刻／江戸日本橋二丁目 須原屋茂兵衛／唐

物町四丁目 網屋茂兵衛／浪花書房 心齋橋通唐物町 河内屋

太□□（以下欠）

※郵便博物館ラベルあり。

一〇三 江戸往来

一冊

江戸時代 嘉永四年刊

袋綴装 縦一一・八×横八・八センチ 二八丁

（外題）嘉永四年浪花版 江戸往来

（見返題）新板江戸往来

（内題）江戸往来

（刊記）嘉永四辛亥冬 浪花書林 御堂前 近江屋善兵衛

（識語）尾張金城南蓬嶋町住／貞霍（花押）

（印記）（朱方印）「吾唯知足」

一〇四 謹身往来

一冊

江戸時代（嘉永四年）刊

袋綴装 縦二五・五×横一七・八センチ 二七丁

（外題）謹身往来 全

（見返題）御家謹身往来 全

（内題）謹身往来

（刊記）東都書林 金幸堂 馬喰町式丁目 菊屋幸二郎板

※郵便博物館ラベルあり。展示用題箋「出品者 成定源八氏寄贈」。

一〇五 片札之文

一冊

江戸時代 嘉永五年写

袋綴装 縦二五・八×横一六・〇センチ 一四丁（表紙・裏表紙共）

（外題）片札之文 嘉永五子年九月日 高見沢良介

※郵便博物館ラベルあり。展示用題箋「使用地 信濃高野町」「出品者 高見沢領助氏」。

一〇六 大全童子往来豪通

一冊

江戸時代 嘉永五年刊

袋綴装 縦二六・〇×横一八・三センチ 一四二丁

（外題）〈校正増益〉大全新童子往来□□

（見返題）大全童子往来豪通

（刊記）天保八丁酉歳孟春／嘉永五子歳孟春再刻／書房 江戸須原屋

茂兵衛（他五名）

一〇七 農家必要村附

一冊

江戸時代（嘉永五年か）写

袋綴装 縦二七・〇×横二〇・〇センチ 二八丁（表紙・裏表紙含む）

（外題）農家必要村附

（奥書）嘉永五子年 船越常吉

※郵便博物館ラベルあり。「上妻 川瀬村常吉」等の記載あり。

一〇八 飯田往来

一冊

江戸時代 安政元年写

袋綴装 縦二五・九×横一七・九センチ 八丁（表紙・裏表紙含む）

(外題) □里往来 藤津郡 木原梅太郎  
(内題) 飯田往来  
※郵便博物館ラベルあり。

一〇九 大全消息鑑 一冊

江戸時代 嘉永六年刊  
袋綴装 縦一八・一×横一二・二センチ 三四丁  
(外題) 大全消息鑑  
(刊記) 嘉永六年癸丑五月再板／東都書林 日本橋通壺丁目 須  
※五体千字文、消息往来、続消息往来を合冊。

一一〇 女今川姫子松 一冊

江戸時代 嘉永六年刊  
袋綴装 縦二五・〇×横一七・五センチ 一八丁  
(外題) 〈女要教訓〉女今川姫子松 全  
(刊記) 寛政八丙辰初穂吉日／嘉永六癸丑五月新板／書肆大坂心斎橋通  
唐物町 河内屋太助板  
※郵便博物館ラベルあり。表紙貼紙「新潟県高田郵便局長寄贈」。

一一一 〈教訓〉女今川 一冊

江戸時代 刊  
袋綴装 縦二五・八×横一七・八センチ 一八丁  
(外題) 女今川 全  
(見返題) 〈教訓〉女今川 全  
(刊記) 東都書林 山崎屋清七板。  
※郵便博物館ラベルあり。刊行時の袋を挟み込んでいる。

一二二 庭訓往来寺子宝 一冊

江戸時代 安政二年刊  
袋綴装 縦二五・四×横一七・二センチ 五六丁  
(外題) 〈頭書絵抄／校正□鑄〉庭訓往来寺子宝 全  
(内題) 庭訓往来  
(刊記) 安政二年卯春三月再刻／書林 須原屋茂兵衛 山城屋佐兵衛板  
※郵便博物館ラベルあり。展示用題箋「使用地 横浜 出品者 成定源八氏  
寄贈」。

一二三 〔福岡県浮羽郡村名附〕 一冊

江戸時代 (安政二年か) 写  
袋綴装 縦二七・五×横二一・〇センチ 一五丁  
※郵便博物館ラベルあり。後補表紙に「安政二年 福岡県浮羽郡村名附旧  
生葉郡ノ分」とあり。

一二四 女庭訓往来 一冊

江戸時代 安政二年刊  
袋綴装 縦二一・八×横一五・二センチ 七六丁  
(外題) 女庭訓往来 全  
(見返題) 女庭訓往来 全  
(内題) 女庭訓往来  
(刊記) 天保十三壬寅年開板／安政二乙卯年再板／東都書林 日本橋通  
壺丁目 須原屋茂兵衛 (他一〇名)  
※展示用題箋「出品者 樋畑雪湖」。

一一五 商売往来 一冊

江戸時代 安政二年刊  
 袋綴装 縦一七・五×横一一・五センチ 一二丁  
 (外題) 商売往来(後補)  
 (見返題) 〈安政改正〉商売往来 全  
 (内題) 商売往来  
 (刊記) 安政二乙卯年三月/東都書肆 吉田屋文三郎板  
 (印記) (朱方印) 肖水文庫

一一六 〈頭書万用〉婦人手紙之文言 一冊

江戸時代 安政三年刊  
 袋綴装 縦一八・〇×横一二・〇センチ 六三丁  
 (外題) 婦人手紙之文言 全  
 (見返題) 〈頭書万用〉婦人手紙之文言  
 (刊記) 東都書林 日本橋通壺丁目/須原屋茂兵衛(他六名)

一一七 商売往来并東官名 一冊

江戸時代 安政三年刊か  
 袋綴装 縦二五・〇×横七・二センチ 一九丁  
 (外題) 商売往来并東官名(後補)  
 (見返題) 商売往来并東官名  
 (内題) 商売往来  
 (刊記) 書物地本絵問屋/馬喰町二丁目 山口屋藤兵衛板  
 ※郵便博物館ラベルあり。小札「陸奥国三厩村大字三厩持主 山田亀治ニ  
 テ使用/出品人 青森県東津軽郡三厩村 水越正義」

一一八 東海道往来 一冊

江戸時代 安政四年写  
 袋綴装 縦二三・〇×横一四・五センチ 四丁  
 (外題) 安政四丁巳八月/東海道往来/三宅堪太郎  
 (内題) 東海道往来  
 (奥書) 安政四丁巳八月 三宅勘太郎写之  
 ※郵便博物館ラベルあり。

一一九 〈頭書増補〉万代節用集 一冊

江戸時代 安政四年刊  
 袋綴装 縦二一・七×横一五・〇センチ 二三八丁  
 (外題) 頭書増補万代節用集 全(後補)  
 (見返題) 〈頭書増補〉万代節用集 全  
 (刊記) 東都書物問屋馬喰町四丁目 吉田屋文三郎板  
 ※展示用題箋「出品者 樋畑雪湖」。

一二〇 東海道往来 一冊

江戸時代 安政四年刊  
 袋綴装 縦一七・五×横一二・〇センチ 一〇丁  
 (外題) 東海道往来(原題箋欠、後筆)  
 (見返題) 改正東海道往来  
 (内題) 東海道往来  
 (刊記) □都書肆 芝明神前三嶋町 甘泉堂和泉屋市兵衛板  
 ※郵便博物館ラベルあり。

一一二 商売往来 一冊

江戸時代 安政六年写

袋綴装 縦二六・五×横二〇・五センチ 五四丁

(外題) 安政六年 商売往来

※裏表紙に「佐藤勘市」と墨書あり。

一一二一 試筆 一帖

江戸時代 安政六年写

折本装 縦一八・五×横六・〇センチ 三〇折

(外題) 手本□□

(内題) 試筆

※見返しに「安政六己未年十二月吉日」、文中に「正月元旦 三宅成之介」とあり。郵便博物館ラベルあり。

一一三 天地歌 一冊

江戸時代 安政七年写

袋綴装 縦二三・七×横一七・四センチ 九丁 (表紙・裏表紙含む)

(外題) 天地歌 三宅成之介

※文末に「安政七庚申春」とあり。郵便博物館ラベルあり。

一二四 唐詩七言絶句 一冊

江戸時代 写

袋綴装 縦二四・五×横一七・二センチ 二四丁

(外題) 唐詩七言絶句

※表紙貼紙「和歌山県橋本局区内橋本町 土屋孫三郎」。郵便博物館ラベル

あり。展示用題箋あり「出品者 土屋孫三郎」。

一二五 文宝古状揃稚文庫 一冊

江戸時代 安政七年刊

袋綴装 縦二五・五×横一七・三センチ 三三二丁

(外題) 〈頭書講釈〉文宝古状揃稚文庫 全

(刊記) 安政七年庚申年 野州宇都宮荒物屋伊右衛門 (他六名)

※郵便博物館ラベルあり。展示用題箋「出品者 宮下堯雄氏」。

一二六 商売往来 一冊

江戸時代 安政七年刊

袋綴装 縦二五・〇×横一七・五センチ 一〇丁

(外題) 〈安政新刻〉商売□□

(内題) 商売往来

(刊記) 安政七庚申年新彫／書房／京寺町松原上 菊屋七郎兵衛／大坂

心齋橋博労町角 河内屋茂兵衛

(識語) 于時明治三歳 午閏十月／藤津郡七浦郡飯田村／橋本古賀住人

／木原実三郎／求之也

※展示用題箋「出品者 七浦郵便局長」。

一二七 庭訓往来 一冊

江戸時代 刊

袋綴装 縦一三・九×横九・五センチ 六七丁

(外題) 庭訓往来 (欠)

(内題) 庭訓往来

(刊記) 書林江戸両国橋吉川町 山田佐助

一二八 名頭字尽 一冊

江戸時代 万延元年写

袋綴装 縦二四・五×横一七・四センチ 一三丁（表紙・裏表紙含む）

（外題）名頭字尽 三宅成之助

※郵便博物館ラベルあり。展示用題箋「使用地 播磨国明石郡 江井ヶ島」「出品者 児島福蔵氏」、裏表紙に「万延元年春日」の朱書あり。

一二九 宝便古状揃大成 一冊

江戸時代 万延元年刊

袋綴装 縦二五・二×横一七・〇センチ 二八丁

（外題）宝便古状揃大成 全

（刊記）文化十一甲戌年三月再刻／天保三壬辰九月再刻／嘉永四辛亥年五月再刻／万延元庚申年二月再刻／書物地本問屋 江戸馬喰町

二丁目東側／錦森堂 森屋治兵衛板

※郵便博物館ラベルあり。貼札「陸奥国三厩村大字三厩ニテ使用、持主山田亀治／出品人 青森県東津軽郡三厩村 水越正義」。

一三〇 消息往来 一冊

江戸時代 万延二年刊

袋綴装 縦二二・五×横一五・三センチ 二六丁

（外題）〈新撰増字〉消息往来 全

（見返題）〈新板増字〉消息往来

（内題）消息往来

（刊記）文化六己巳夏五月／万延二辛酉年正月再刻／江戸書肆 芝明神前岡田屋嘉七（他四名）

※郵便博物館ラベルあり。展示用題箋「使用地 信濃国更級郡青木島村」「出

品者 宮下堯雄氏寄贈」。

一三一 村名 一冊

江戸時代 文久元年写

袋綴装 縦二四・五×横一七・〇センチ 一八丁

（外題）村名 三宅成之介

（奥書）文久紀元年歳次辛酉首夏

※郵便博物館ラベルあり。

一三二 統消息往来 一冊

江戸時代 文久二年刊

袋綴装 縦二五・六×横一八・二センチ 一六丁

（外題）統消息往来 全

（見返題）〈御家〉統消息往来 全

（内題）統消息往来

（刊記）東都書林 山崎屋清七板

一三三 統消息往来 一冊

江戸時代 文久二年刊

袋綴装 縦二五・五×横一八・〇センチ 一六丁

（外題）統消息往来 完（原題箋欠、後筆）

（見返題）〈御家〉統消息往来 全

（内題）統消息往来

（刊記）東都書林 山崎屋清七板

（印記）（朱方印）「富沢藏書」

一三三 謹身往来精注鈔 一冊

江戸時代 文久二年刊

袋綴装 縦一八・二×横一二・三センチ 六二丁

(外題)〈頭書絵入〉謹身往来精注鈔 全

(見返題) 謹身往来精注鈔 全

(内題) 謹身往来

(刊記) 文久元龍年西臘月稿成／同二星壬戌発市／注釈 鶴亭藤村秀賀

再閲 一梅斎芳香 備書 桜亭小森金城 書肆 江戸屋二丁目大坂

屋藤助発行／東都日本橋通壺丁目須原屋茂兵衛 他一〇名

※郵便博物館ラベルあり。当初の袋あり。

一三四 〔手習本〕 一冊

江戸時代 文久二年写

仮綴 縦二八・〇×横一九・〇センチ 二八丁

(奥書) 文久二戌年正月吉祥日／加藤市太郎

(印記) (朱方印)「吾唯知足」

一三五 〔七夕習字手本〕 一冊

江戸時代 文久三年写

仮綴 縦二八・三×横四一・四センチ 八丁

(外題) 文久三年七夕手本／福岡県浮羽郡吉井町 佐藤治平 (後補)

※郵便博物館ラベルあり。展示用題箋「使用地 筑後浮羽郡吉井町」「出品者 佐藤治平氏」。

一三六 〔筆始手本〕 一冊

江戸時代 文久三年写

仮綴 縦二六・八×横四〇・五センチ 三丁

(外題) 文久三年元治元年筆始 (吉書) 手本 福岡県浮羽郡吉井町 佐藤治平 (後補)

※郵便博物館ラベルあり。

一三七 女庭訓往来 一冊

江戸時代 刊

袋綴装 縦二二・〇×横一五・〇センチ 七一丁

(外題) 女庭訓往来 全

(内題) 女庭訓往来

(識語) 文久三年 此主 かつ

一三八 名頭源平藤橘 一冊

江戸時代 写

仮綴 縦二四・五×横一六・五センチ 一六丁

(外題) 名頭源平藤橘 梅

※郵便博物館ラベルあり。(表紙貼紙) 読手本 山口県長門国豊浦郡和久 名頭 文久年代

一三九 〔読手本〕 一冊

江戸時代 写

仮綴 縦二四・五×横一六・七センチ 二五丁

※(表紙貼紙) 読手本 出所長門国豊浦郡和久 文久

一四〇 都廻り（読手本） 一冊

江戸時代 写

仮綴 縦二四・二×横一六・五センチ 七丁

（外題）都廻り 小むらや勘藏

※表紙見返貼紙あり「山口県長門国豊浦郡 和久 文久年代」。

一四一 異見状（読手本） 一冊

江戸時代 写

仮綴 縦二四・二×横一六・五センチ 一〇丁

（外題）異見状 山本勘藏

（内題）異見状

※郵便博物館ラベルあり。表紙見返貼紙あり「山口県長門国豊浦郡 和久 文久年代」。展示用題箋「使用地 豊浦郡和久」「出品者 和久郵便局長」。

一四二 よみ手本 一冊

江戸時代 写

仮綴 縦二四・五×横一六・三センチ 八丁

（外題）よみ手本 小村屋勘藏

※郵便博物館ラベルあり。表紙見返貼紙あり「山口県長門国豊浦郡 和久 文久年代」。

一四三 よみてほん 一冊

江戸時代 写

仮綴 縦二四・五×横一六・〇センチ 一八丁

（外題）よみてほん 山本勘藏

※郵便博物館ラベルあり。表紙見返貼紙あり「山口県長門国豊浦郡 和久 文久年代」。展示用題箋「使用地 豊浦郡和久」「出品者 和久郵便局長」。

一四四 庭訓往来 地 一冊

江戸時代 天保亥十年写

袋綴装 縦二九・〇×横二〇・八センチ 七七丁

（外題）一 庭訓往来 地/角長之祐

（奥書）于時天保亥龍集亥年

一四五 文武古状揃宝庫 一冊

江戸時代 元治二年刊

袋綴装 縦二二・七×横一五・五センチ 三八丁

（外題）（欠）

（見返題）文武古状揃宝庫

（刊記）元治二乙丑正月新刻/安中書房千卷屋喜平治梓

※郵便博物館ラベルあり。表紙貼紙「新潟県高田郵便局長寄贈」。展示用題箋「使用地 越後高田町」「出品者 高田郵便局長」。

一四六 御手本 一冊

江戸時代 元治二年写

袋綴装 縦二八・五×横一九・〇センチ 三八丁

（外題）元治二年乙丑初春吉日 御手本

（印記）（朱方印）「吾唯知足」

一四七 庭訓往来 玄孔 一冊

江戸時代 慶応元年写

袋綴装 縦二八・三×横二一・四センチ 六八丁

(外題) 庭訓往来 玄孔

(奥書) 慶応元丑十二月日

(識語) 角長之助蔵本

※展示用題箋「使用地 伯耆境町」「出品者 足立繁太郎氏」。

一四八 実語教 童子教 一冊

江戸時代 慶応元年写

仮綴 縦二八・三×横二一・〇センチ 一五丁

(外題) 慶応元年 実語教 童子教

※郵便博物館ラベルあり。

一四九 [折手本] 一帖

江戸時代 写

折本装 縦三八・五×横一一・〇センチ

※郵便博物館ラベルあり。展示用題箋二種(1)「出品者 田口逸郎氏寄贈」

(2)「使用地 播磨国明石郡江井ヶ島」「児島福蔵氏寄贈」。

一五〇 女今川(手本) 一冊

江戸時代 慶応三年写

仮綴 縦二八・〇×横二〇・〇センチ 三八丁

(外題) 慶応三年 女今川(後補)

(内題) 女今川

※郵便博物館ラベルあり。

(たらしま さとし 東京国立博物館書跡・歴史室長)

## 電気通信共同研究報告書の掲載について

通信総合博物館は多数の電気通信関連資料を所蔵しているが、中でも黎明期の電気通信資料のコレクションは国内随一と言っても過言ではない。特に「エレキテル（平賀家伝来）」、「エンボッシング・モルス電信機（ペリー将来／米国製）」、「プレゲ指字電信機」については国の重要文化財に指定されている。

電気通信資料の研究については、平成12年度から平成14年度まで当時郵政研究所客員研究官であった若井登氏（元電波研究所所長）を中心として、当館資料専門員であった井上恵子氏、郵政省通信総合研究所（現情報通信研究機構（NICT：National Institute of Information and Communications Technology））の小室純一氏・三木千紘氏との共同研究（第1期）を行ってきた。この研究の成果は、平成15年に『電気通信共同研究報告 黎明期の通信に関する調査研究報告書』として発表されている。この報告書では重要文化財を含む8点の黎明期の電気通信資料の修復、機能復元等の詳細な調査内容がまとめられている。

その後、第2期の共同研究が平成15年度から平成17年度末まで行われ、その間、報時器、無線電信機を含む7点の修復、機能復元等が実施され、非常に重要な内容が報告されている。これらの第2期の共同研究の成果については、黎明期の電気通信機器の仕組みを解明するとともに機器を作動可能な状態にまで復元しているが、残念ながらこの共同研究はすでに終了しており、その調査研究報告書は出版物としては未刊のままとなっている。

そのため、郵政歴史文化研究会としては、この研究成果を広く一般に公開するため、本年度から報告書を研究紀要に再録し公開していきたいと考えている。

今回掲載する報告書は、『時報の元祖 報時器』である。この報時器を発明したのは、「からくり儀右衛門」と呼ばれ、東芝の創業者のひとりとなった田中久重である。

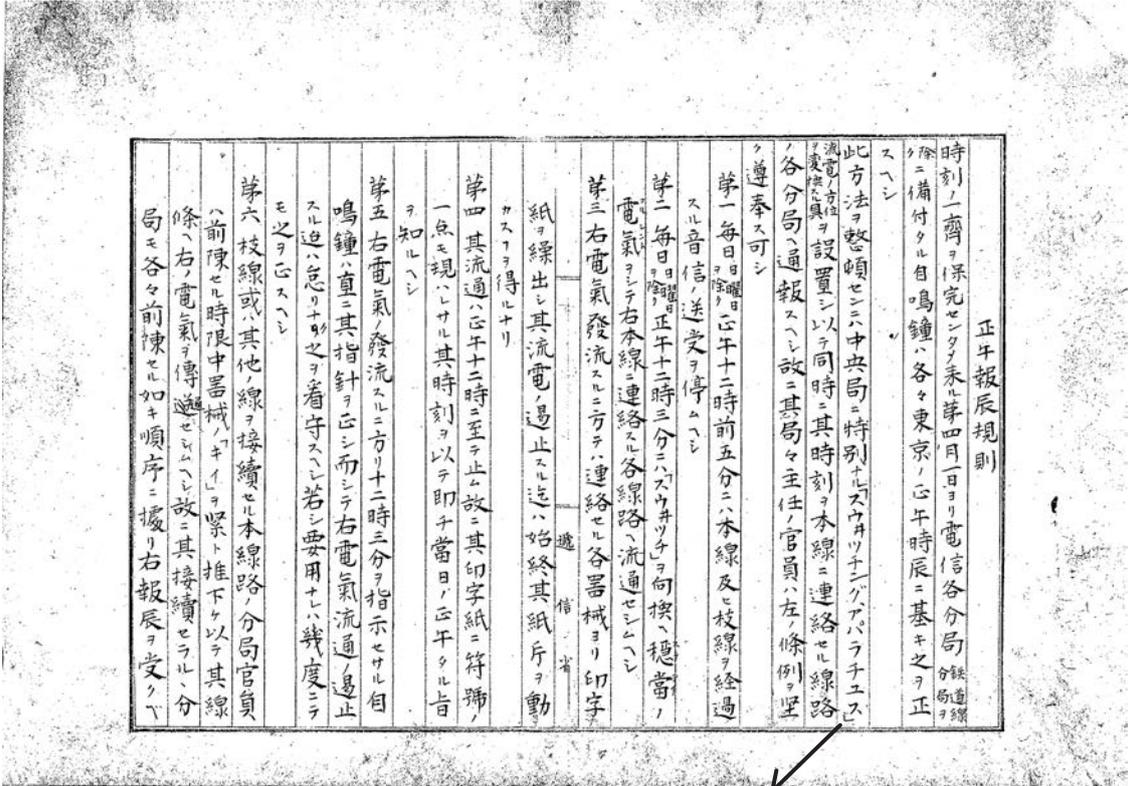
電信による報時は、明治5年に初めて工部省が地方局に正午の時報を送り、その後は明治8年3月から工部省本省と築地局間で正午報時が行われたようである。電信による全国への正午報は東京の正午を基準にして明治11年から実施された。これを定めたのが明治11年3月「正午報辰規則」である。これによると、明治11年4月1日から東京の正午時午前辰に基づき各地の電信分局へ同時に通報することとしている。この時に使われたのが田中久重の報時器と考えられる。

ちなみに、日本の標準時は、明治19年7月勅令第51号を以って定められた。英国「グリニッジ天文台」子午儀の中心を通る子午線を経度0度とした上で、東経135度の時刻を日本の標準時と規定した。これは、1884年アメリカで開かれた国際子午線並びに計時法会議の決定を受けたもので、明治21年1月1日より全国一斉にこの時刻を日本標準時として採用することとなったのである。この標準時を一斉に全国に伝えるために東京天文台からの正午報が東京電信局の午報盤を通じて全国の電信局に通知される仕組みとなっていたが、田中久重は10年前に既にこのシステムを開発していたことになる。

電信による報時は、「全国共通の正確な時間」という概念を日本に導入した。この報告書は、全国に同時に正確な時間を伝える元祖ともいえるべき電気通信装置である田中久重の「報時器」のシステムと構造を詳細に調査し解き明かしている。

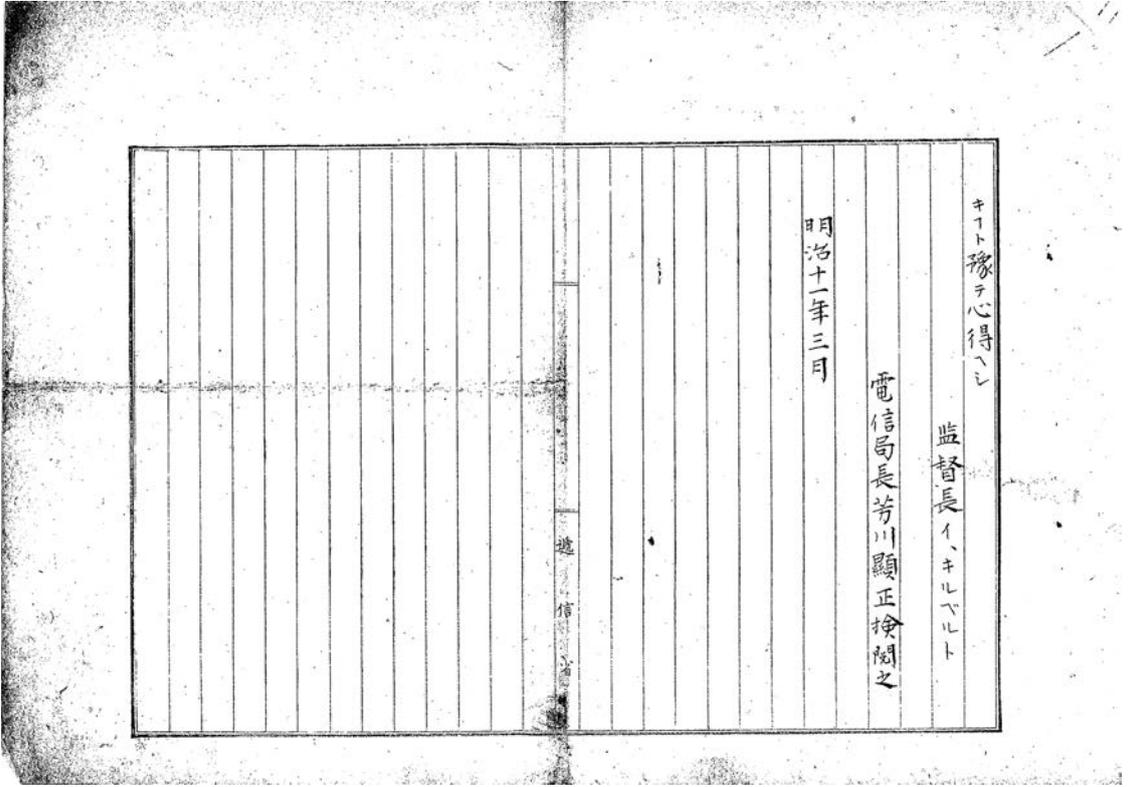
（研究会事務局 井上卓朗）

1-1



switching apparatus  
スイッチの機械 (報時器) 田中久重

1-2



明治11 (1878) 年3月「正午報辰規則」(通信総合博物館所蔵)

## 時報の元祖「報時器」

平成17年 2月25日

日本郵政公社郵政資料館

資料専門員 井上恵子

独立行政法人情報通信研究機構

総務部研究環境整備室科学技術整備グループ

主幹 小室純一

独立行政法人情報通信研究機構

総務部研究環境整備室科学技術整備グループ

主幹 三木千紘

電気通信振興会 技術顧問 若井 登

通信総合博物館に保存されている「報時器」の銘板には、「明治十有一年 大日本帝国田中久重製造」(写真1参照)と刻まれている。報時とあれば時計を連想するし、田中久重となれば、あの有名な茶運び人形や和時計の精巧なカラクリを思い浮かべる。

この報時器と称する20センチ立方ほどの木箱の中身は、何の変哲もないスイッチである。これでどうやって時刻を知らせるのか、誰がどう使ったのかとなると、構造が簡単なだけに、推理の糸口も見つけにくい。しかし電気通信装置には違いなく、また報時となると情報通信研究機構の報時業務との関連もあるので、この報時器の修理を兼ねた明治期の報時システムの調査を、共同研究項目として取り上げた。

### 報時器の構造

本機は写真2に示す通り、縦12、横18、高さ10センチの木製の長方形の箱であって、短側面にクランクハンドルが付いている。ハンドルの腕が上のときがスイッチOFFの状態、腕を右横に倒すとスイッチONの状態になる。

ハンドルを手前においで見たとき、左右の長側面にそれぞれ4個の端子がある。

本機は注油や修理のため、上蓋はスライドして開けることができ、また底板は木ねじで取り外し可能になっている。

### 報時器の機能

上蓋を開けたときの状態を写真3に示す。左の4つの端子はそれぞれ四片の長い板バネにつながっている。右側には板バネを挟んで上下に各4組の接点があり、ハンドルがOFFの状態のときは、バネの先端は上の接点に接触し、ONのときは下の接点に接触するようになっている。しかし上の接点は外部との接続がなく、下の4個の接点のみ端子によって外に取り出せる構造になっているので、報時器は電氣的には図1のような4連の単投スイッチといえることができる。



写真1 (報時器銘板)



写真2 (報時器 外観)



写真3 (報時器 内部)

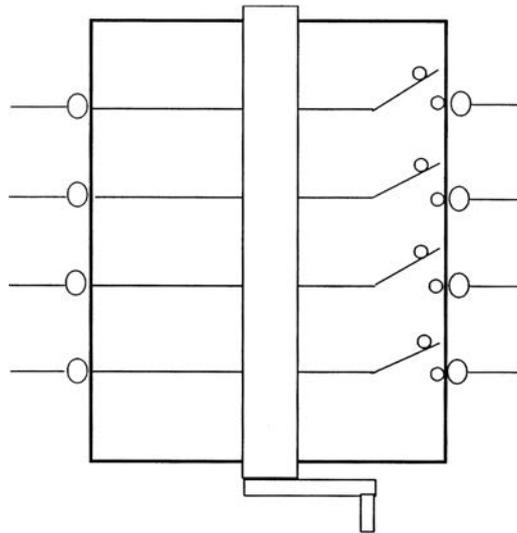


図1 報時器電気回路図

### 報時器の使用法

本報告末尾の報時の歴史によると、報時器は電信線を介して報時信号を地方電信局に送る際に用いられたようである。

以下に明治11年4月1日から実施された「正午報辰規則」（関東電信電話百年史上巻による）の一部を紹介する。

1. 毎日（1月1日、日曜日を除く）正午12時前5分には、本線、技線を経過する電報の送受を停止すること。
2. 正午12時前3分にスイッチを向き換え、電流を流通させること。（これで電鈴が鳴り出す）
3. その流通は正午12時になると止む。その時刻をもって当日の正午とすること。
4. 技線あるいはその他の接続局は、この時限中器械の電鍵を押し下げ、電流を通ずること。

この操作を再現すると、各局は12時5分前に電信業務を止めて、回線を報時信号のために空けて待つ。3分前になると中央局で報時器のレバーをONに倒すので、線に電流が流れベルが鳴る。保時担当者は標準時計の秒針をゼロにして待機する。12時丁度に報時器のレバーをOFFにする。ベルが止まった瞬間に秒針を動かす。

以上の説明で報時器の役割は一応理解できるが、報時信号を4局に分配するだけなら、左側の端子は一つでいい。もちろん4つを短絡すれば済むことであるが、それなら何故4つ端子があるのか。

3分前に地方局に送るのは、ベルを鳴らす電流なので、報時器の左の端子は電池に接続しておかなければならない。恐らく天文台からも正時前に予告信号が来ているであろう。それにより報時器のレバーをONにする。正時に信号がきたとき、報時器の前の人がそれを聞いて手でレバーをOFFにする。それにしても電池と4本の線で接続しなければならない理由は何か。

報時器の接点周囲の構造はかなり精密に作られている。4接点の先端部分の長さを微調整する機構も付いている。4局に送られる信号のタイミングに差がでないようとの配慮であると思われる。

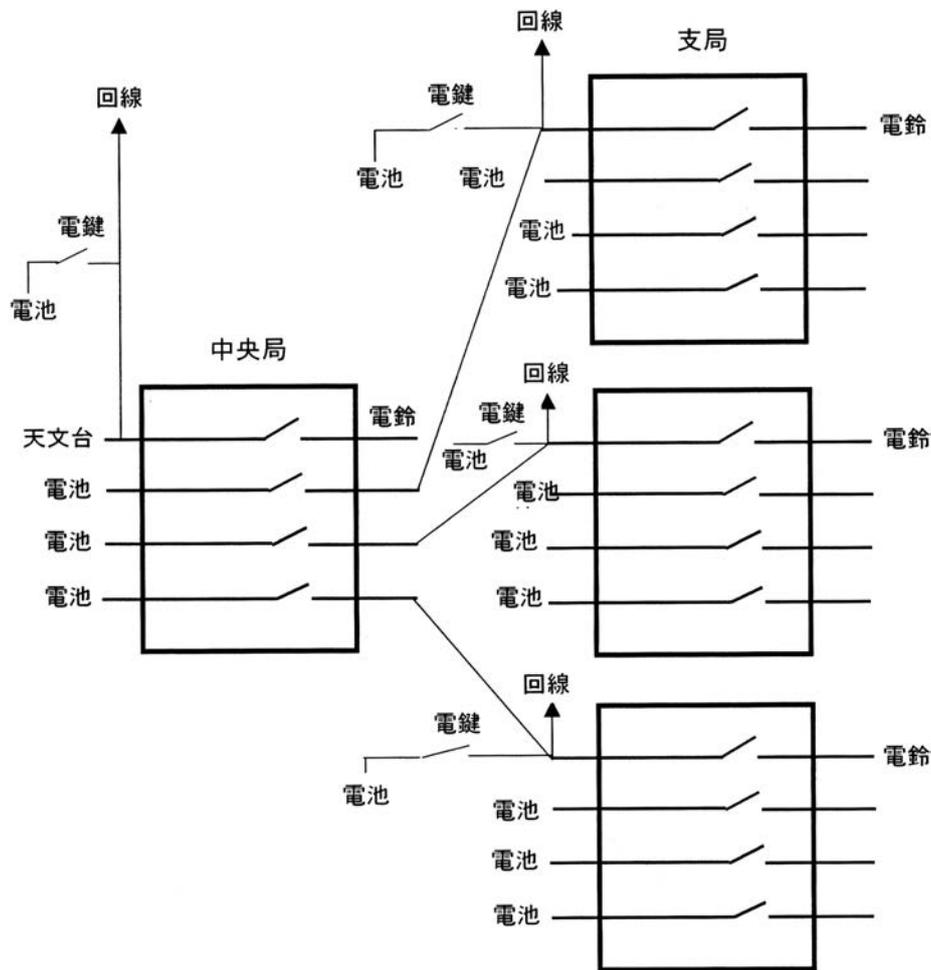
使用法を完全に理解することはできないが、電信線を介した報時信号分配器であることは間違いないと思われる。

### 報時器の修理

百年以上に及ぶ長い年月を経て、内部の2つの黄銅部分にひどい緑青がついていた。また板バネの一部にもひどい鉄錆の付いた部分があった。これらは極微のサンドペーパーで磨いて防錆油を薄く塗布した。鉄の木ねじの錆により端子がグラグラになった箇所は、少し太めの黄銅ビスに交換し、端子をしっかりと固定した。裏蓋を止める木ネジの大半がきかなくなっていたので、少し長めの木ネジに交換した。その結果、報時器としての機能を取り戻した。

### 報時器の結線

報時器が実際に通信回線の中にどのように組み込まれていたのかについては、記録がないので推測するしかないが、報時器の構造を基に、ここに付図のような一つの結線回路案を示す。図は、報時器が通信回線の中に組み込まれて配線されるべきことと、報時信号を分配する最大3つの局が、必ずしも等距離にはないので、供給電圧は一般的に異なることを考慮した結線となっている。



付図 報時器結線図

## 参考資料

### 報時の歴史

報時器を理解するために、報時の歴史をまとめました。

### 時を知る

日本で一番古い記録は、天智天皇が漏刻（ろこく、水時計）を使って初めて時を測り、鐘や鼓を鳴らして時刻を知らせたことのようにです。その最初の日である天智天皇10年（671）4月25日が、今の歴に換算すると6月10日に当たることから、その日を時の記念日としたことは良く知られています。江戸時代に入り、初めは明け六つと暮れ六つの2回だけ、日本橋の本石町の鐘が鳴らされましたが、徳川秀忠の頃から12の時（とき、いつときは今の約2時間）全部が知られるようになりました。また初めは本石町だけでしたが、その後浅草寺、上野、目白不動など8箇所まで鐘が鳴らされるようになりました。明治になると、明治4年9月9日から毎日正午に大砲を一発撃って報時を行うようになりました。その報時のもとになる時刻の測定と決定がどこで行われたかははっきりしないのですが、明治5年には陸軍省兵学寮で行われていたとあります。この年に、宮城内の太鼓櫓で鳴らされていた時報太鼓は廃止されました。明治12年からは日本各地の兵営所在地で午砲が撃たれ、お昼の「ドン」と親しまれました。この午砲による報時は東京では昭和4年にサイレンに代わるまで続きました。その大砲は今小金井公園に保存展示されていますし、大阪でのそれは大阪城にあります。

### 電報報時法

明治の初め日本に電信技術が導入されると、大砲の他に電信線を介して遠方まで報時信号が送られるようになりました。記録には、明治5年に工部省（後の逓信省）が地方局に正午の時報を初めて送り、その後正式には明治8年3月から工部省本省と築地局間で正午報時が始まったとあります。報時の元信号は東京天文台の報時用標準時計から発せられ、それが電信線を介して分配されたのです。

当時の電信報時法の名残が今も逓信総合博物館にあります。それは明治11年に製造された報時器（本文の写真2と3）というもので、田中久重（からくり儀右衛門）の名が銘板に刻まれています。帝国大日本電信沿革史に「正午報辰規則に基づいて、明治11年4月1日から各電信分局の自鳴鐘は東京の正午に合わせて鳴らせる」とあることから、報時器は工部省が報時信号を地方へ転送する時に用いたもののようです。当時は報時器を介して中央局から送られた信号により、各地方電信局の標準時計（当時は歯車式の時計を自鳴鐘といった）を鳴らしたのでしょう。その報時器の中身や如何に、と期待して開けてみると、単なる4連の切り替えスイッチでした。これがあの精巧な茶運び人形や、和時計で有名な儀右衛門の作？と思いましたが、よく見ると材料はよく吟味されている上、単に信号の分配以外にも使える構造となっており、やはり儀右衛門という気がします。むしろ彼にとっては物足りない注文品だったのでしょうか、正しい時刻を分配するためには大いに役立ってたはずです。

報時器を使った手動式の報時は、明治28年に自動報時方式に替えられるまでの23年間にわたって、日本の時を守っていたのです。

### 標時球落下法

船乗りにとって、正しい時刻は命に係わる情報です。大海原を航海するには、時刻と天体の位置をもとに自分のいる場所を計算するからです。ですから船は港に着くと必ず時計合わせを

します。その船乗り向けの報時法が標時球落下法というものです。日本では明治37（1904）年3月から神戸と横浜の2港で、また明治41年6月からは門司港でも実施されました。

まず港を見下ろす高台に高い柱を建て、それに球を貫通させます。正時前にその球を柱のてっぺんまで吊り上げておき、天文台の標準時計からの電気信号が届いた正時に球を落とすのです。船では望遠鏡で球をにらんでいて、その落下の瞬間に自分の時計の秒針を合わせます。門司港を例にとると、直径約2メートル、鉄板を素材とした重さ150キログラムの時球を、高さ27メートルの柱のてっぺんまで持ち上げ、電気信号により地上約20メートルまで落としたそうです。日曜祭日を除き毎日正午に報時業務を行っていました。門司標時球所の写真は残っていますが、設備は何も残っていません。しかしグリニッジ天文台に行けば、この落下球による報時をいつでも見ることができます。写真（ここには添付されていない）は私が1995年の無線電信発明百年記念シンポジウムに論文を発表するため、ロンドンに行ったとき撮影したものです。丘の上にある天文台の塔屋に真っ赤な団子が串刺しになっています。皆塔を見上げて団子の落下を待っていますが、今時港でこれを見て時計を合わせた船はおそらくなかったでしょう。

### 無線報時法

マルコーニは無線電信を発明した当初から、その用途は船舶通信と考えていました。陸上では電信線を張れば通信はできますが、大海原に線は張れないからです。1897（明治30）年に会社を設立し、電信機を売り始めると、無線電信は急速に普及し始めました。その技術が船舶への報時用に使われるようになったのは、1910年のドイツが初めてで、その後各国で無線報時が行われました。日本では明治44（1911）年12月1日に初めて東京天文台から電信線を介して銚子無線電信局に信号が送られ、報時電波が発射されました。

銚子無線電信局は、明治41年に他の4局と共に開局した日本最初の船舶用海岸局です。太平洋上の船舶との通信を担当する傍ら報時サービスも行っていました。このように天文台が天体の観測をもとに定めた時刻を、逋信省（後の逋政省）が電波に乗せて知らせるという連携作業は、昭和47（1972）年まで続きました。

### 標準周波数

標準電波は、今では電波の正しい周波数と基準となる時刻を逋報していますが、初めは周波数だけでした。

明治の後年から船舶局の数が次第に増え、逋信が輻輳するようになると、混信が問題になってきました。混信を減らすには各逋信者が定められた周波数を守ることです。それには発射周波数を正確に測る必要があります。日本で最初の周波数標準機は外国製で、昭和2（1927）年逋信省電気試験所の岩槻受信所に設置された真空管運転式音又発振器です。この標準器は、音又が出す1000Hzの可聴周波数をもとにして、その高調波（10kHz程度まで）を取り出す方式でした。従って、周波数の確度は音又発振器の温度係数によって決まってしまう、約 $1 \times 10^{-5}$ （1 MHzの放送波に対して10Hz程度の不確かさ）でした。

一方はほぼ同じ頃研究されていた水晶発振器（圧電効果を利用して水晶片の振動を電氣的に取り出す装置）は原石からの切り出し方や支持方法に工夫が加えられ、1930年代になって周波数安定度が音又発振器を凌ぐようになりました。

その基準の周波数と比較するために、電波利用者や電波の質の監視機関がいちいち岩槻まで装置を運ぶのは不便です。そこで昭和15年1月30日を期して千葉県の見川送信所から標準周波数の電波が発射されるようになりました。その局のコールサインがJYYです。しかしこれに

はまだ報時信号は乗っていません。送信所が検見川から小金井に移った昭和24年から、時刻信号を含んだ標準周波数が、短波帯の周波数（4 MHzが主体）で発射されるようになりました。

周波数と言うのは1秒間の振動数ですから、その1秒が決まらなければ、周波数は決まりません。従って天文台から時刻とそれを等分した時間の情報をもらわないと、周波数は決められなかったのです。その後水晶の振動から原子の振動へと周波数の基準が代わり、世界的に原子時計に基づく協定世界時が採用されました。その結果昭和47年になって、やっと天文台とは独立した標準周波数と日本標準時刻が標準電波に乗って発射されるようになりました。

昭和53年に、周波数安定度の高い長波40kHzのJG2AS局が開局したのをきっかけにして、短波から長波への移行が始まりました。そして平成11年から13年にかけて長波局2局が相次いで開局されると、それに伴って61年間にわたる短波の標準電波時代は幕を閉じました。平成13年3月のことです。

以上

## 『通信総合博物館 研究紀要』投稿規程（平成25年度）

- 1 応募資格  
「郵政事業及び通信の歴史と文化に関する諸問題」に関する研究者であること。
- 2 論文等テーマ  
「郵政事業及び通信の歴史と文化に関する諸問題」について自由に論題を設定した研究論文・研究ノート・資料紹介とする。
- 3 応募の条件  
通信総合博物館の資料、またはそれと同様な基礎資料を活用したものとする。  
「日本語」で書かれたものとする。  
応募は、1人1編（共同執筆は可）のみとする。  
応募原稿は、未発表のものに限る。また、他の学会誌などとの二重投稿は認めない。  
応募原稿の返却はしない。
- 4 論文等応募方法  
論文等の投稿を希望する執筆者は、あらかじめ所定の「論文応募用紙」を編集委員会へ提出し、投稿についての許可を得ること。
- 5 応募要項の入手方法  
論文応募用紙は、2013年5月9日（木）午前10時以降に、下記入手先宛に、返信用封筒（角2サイズ）を同封の上、郵送をもって請求すること。その際、封筒表には「応募用紙希望」と赤字で記入すること。  
なお、返信用封筒は、返送先住所・氏名のほか、140円切手（速達希望の場合はプラス270円）を貼付した上で同封すること。送付先記入、および切手貼付がない場合は発送しかねる。
- 6 応募要項入手先  
公益財団法人通信文化協会 郵政資料部（通信総合博物館）内  
「通信総合博物館 研究紀要」編集委員会  
〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目3番地1号
- 7 応募用紙提出方法および期限  
2013年6月27日（木）午後5時必着にて、氏名・連絡先等必要事項を記入した「論文応募用紙」を編集委員会宛に送付すること。
- 8 応募結果の通知  
応募された「論文応募用紙」に基づき、「通信総合博物館 研究紀要」編集委員会において、学術的な視点からの審査を行い、投稿の可否について連絡する。
- 9 原稿提出方法および期限  
2013年11月8日（金）午後5時必着にて、MS-WORDで読み書き可能なファイル形式で作成したファイル（図を掲載する場合は原図ファイルを含む）を保存したメディア（CD-R等）および打ち出し原稿1部およびを提出すること。  
なお、原稿は完全原稿とすること。
- 10 原稿執筆要項（概要）  
原稿はパソコン使用のこと。  
文字量は、換算値として、論文原稿はA4用紙（1行40字×40行）15～20枚程度、研究ノート・資料紹介は、A4用紙（1行40字×40行）15枚以内とする。

図表・注は枚数に含まれるものとする。

写真・図版等の掲載・転載許可は、執筆者の責任において処理すること。

詳細は投稿許可者に対し送付する「執筆要領」を参照すること。

11 提出先

公益財団法人通信文化協会 郵政資料部（通信総合博物館）内  
「通信総合博物館 研究紀要」編集委員会

12 その他

上記9の期限までに投稿された原稿は、編集委員会が指名する専門家において査読を実施し、その結果を踏まえて編集委員会が掲載の可否を決定する。

査読の結果、掲載可となった場合でも、掲載種別（研究論文・研究ノート等の別）の変更や、投稿された原稿に対して、分量や内容等の修正を求めることがある。

13 著作権の帰属

本誌に掲載された論文等の著作権は通信総合博物館に帰属するものとする。

## 新刊紹介

石井寛治著

『帝国主義日本の対外戦略』

発行：名古屋大学出版会 発行年：2012年8月

ISBN：978-4-8158-0707-8 定価：5,880円（税抜：5,600円）

杉山伸也著

『日本経済史 近世—現代』

発行：岩波書店 発行年：2012年5月

ISBN：978-4-0002-4282-0 定価：3,990円（税抜：3,800円）

杉山伸也・牛島利明著

『日本石炭産業の衰退：戦後北海道における企業と地域』

発行：慶応義塾大学出版会 発行年：2013年1月

ISBN：978-4-7664-1803-3 定価：5,040円（税抜：4,800円）

小野寺拓也著

『野戦郵便から読み解く「ふつうのドイツ兵」

—第二次世界大戦末期におけるイデオロギーと「主体性」』

発行：山川出版社 発行年：2012年11月

ISBN：978-4-634-67384-7 定価：5,250円（税抜：5,000円）

---

北康利著

『日本を創った男たち はじめにまず“志”ありき』

発行：致知出版社 発行年：2012年3月

ISBN：978-4-88474-956-9 定価：1,890円（税抜：1,800円）

山崎好是編

『東海道 ～知られざる郵便創業の道～』

発行：株式会社鳴美 発行年：2012年3月

ISBN：978-4-86355-029-2 定価：2,800円（税抜：2,667円）

郵便史研究会編

『郵便史研究 第33号 郵便史研究会紀要』

発行：郵便史研究会 発行年：2012年3月 会員外頒価：2,000円

菊池勇治著

『前島みちのく放浪記』

発行年：2012年9月 ※私家本

星名定雄著

『イギリス郵便史 文献散策』

発行：郵研社 発行年：2012年10月

ISBN：978-4-946429-23-1 定価：2,100円（税抜：2,000円）

繪鳩昌之著

『はがきが送る「くすの葉擦れ」』

発行：株式会社文芸社 発行年：2012年11月

ISBN：978-4-286-12786-6 定価：1,995円（税抜：1,900円）

斎藤正和・安藤智重著

『東の良斎 西の拙堂 対談』

発行：歴史春秋出版株式会社 発行年：2012年12月

ISBN：978-4-89757-795-1 定価：1,260円（税抜：1,200円）

（追記）

Peter Putnis, Chandrika Kaul, Jergen Wilke 編

*International Communication and Global News Networks: Historical Perspectives*

(International Association for Media and Communication Research)

発行：Historical Perspectives 発行年：2011年9月

ISBN：978-1-6128-9055-5 定価：\$ 65

---

※主に郵政歴史文化研究会に関する新刊図書や博物館で新規収蔵した図書を掲載しています。

## 展覧会紹介

### ◆通信総合博物館が主催した展覧会

#### 特別展「謎解き 時間旅行展」

期間：2012年4月28日（土）～7月1日（日）

会場：通信総合博物館1階特別展示場

概要：本展は開館110周年を記念して、博物館草創期に収集された19世紀から20世紀初頭までの電気通信及び郵便資料を紹介。中でも近代化の旗手であり近代郵便発祥の地であるイギリスにスポットを当て、世界初の切手「ペニー・ブラック」（1840年）や「モールス自動送信機」（1878年）などの収蔵品を巡りながら謎解きをする、来場者参加型の展覧会を開催した。

#### 特別展「江戸の旅情 五街道と旅展 すべての道は日本橋に通ず」

期間：2012年9月15日（土）～10月28日（日）

会場：通信総合博物館1階特別展示場

概要：お江戸日本橋を起点とする江戸時代の主要街道であった五街道。「五街道分間延絵図」や飛脚資料をはじめとした、当館が所蔵する五街道や旅、そして手紙文化に関する資料を紹介する展覧会を開催した。

#### 特別展「スロヴァキアの切手展 絵本の国のフォークロア&クリスマス」

期間：2012年11月3日（土・祝）～12月24日（月・祝）

会場：通信総合博物館1階特別展示場

概要：切手に関する国際賞を数多く受賞するスロヴァキア共和国の切手デザインや技術を紹介した展覧会。本展では、同国の凹版印刷による切手のデザインに注目し、絵本作家が手がけた繊細な切手原画とともに、豊かな自然や世界遺産の町、民族衣装、クリスマスを中心とした祝祭を通して同国の文化を絡めた切手を展示した。

#### 特別展「原田泰治 [ふるさと心の風景]展」

期間：2013年1月3日（木）～3月31日（日）

会場：通信総合博物館1階特別展示場

概要：画家・グラフィックデザイナーの原田泰治氏が原画を描き、平成20年5月から発行された、ふるさと切手「ふるさと心の風景」シリーズ。本展では、当館未紹介であった同シリーズの第7集から第10集までの切手原画を中心に展示した。

### ◆通信総合博物館が協力した展覧会

#### 〈全日本切手展2012〉

期間：2012年7月14日～16日

主催：財団法人日本郵趣連合

会場：通信総合博物館

概要：不発行切手、不発行絵葉書原画、初期の押印機や明治期の郵便作業風景を描いた「郵便取扱の図」（明治17年）等、約40点を展示。

〈第47回全国切手展〈JAPEX 2012〉〉

期間：2012年11月8日～11月11日

主催：公益財団法人日本郵趣協会

会場：池袋サンシャインシティ文化会館

概要：特別展示「昭和切手展」に切手原画及び原版刷計14点を貸出・展示。

◆通信総合博物館所蔵資料が展示された展覧会

〈武荒信顕展 あなたと…〉

期間：2012年4月21日～5月20日

会場：メタル・アート・ミュージアム 光の谷

概要：武荒信顕氏が手がけた切手原画及び葉書の料額印面原画7点を貸出。

〈吉川霊華展—近代にうまれた線の探究者〉

期間：2012年6月12日～7月29日

会場：東京国立近代美術館

概要：逓信省発行記念絵葉書原画及び意匠資料計2点を貸出。

〈昭和20年の夏休み～ある少女の見た戦争～〉

期間：2012年7月14日～9月2日

会場：埼玉県平和資料館

概要：ラジオ体操に関するポスターやチラシ等8点を貸出。

〈特別展「宮本三郎と戦争—戦場で見つめた人々と故郷への想い」〉

期間：2012年9月8日～11月11日

会場：小松市立宮本三郎美術館

概要：逓信省発行記念絵葉書原画等2点を貸出。

〈市制施行90周年記念特別展「譜代大名秋元家と川越藩」〉

期間：2012年10月20日～11月25日

会場：川越市立博物館

概要：東海道絵巻（写真）パネル8点と複製資料1点を貸出。

〈東京オリンピック1964 デザインプロジェクト〉

期間：2013年2月13日～5月26日

会場：東京国立近代美術館

概要：東京オリンピックに関する切手、切手原画やポスター等57点を貸出。

展示感想

## ギャラリートーク—軍事郵便展において

鈴木 慎哉

平成24年8月1日から31日にかけて、通信総合博物館で企画展「軍事郵便展—戦地からの便り」が開催されました。私は、その期間中の14日から18日までの5日間、学芸員実習を行いました。そして、その中の17日と18日の2日間はギャラリートークを、通信総合博物館にて展示されている軍事郵便を用いて行いました。その際には、常設展の軍事郵便だけでなく、企画展の軍事郵便も用いてギャラリートークを行いました。私の専門にしている研究分野は日本近世史ですが、企画展を担当された新井勝紘専修大学文学部教授（郵政歴史文化研究会第二分科会）の専修大学の大学院ゼミナールを受講しています。そのゼミナールの中で、日露戦争期の軍事郵便（田嶋房邦氏書簡）の解説を行っており、軍事郵便の予備知識が多少ありました。そこで、「軍事郵便」をギャラリートークのテーマに選びました。

企画展では、貴重な軍事郵便が多数展示されていました。中には、絵入りの軍事郵便や、検閲を受け墨で文面の一部が黒く塗りつぶされた軍事郵便が展示されていました。ひとつひとつの手紙からは、兵士としてだけではなく、愛する人を想う一人の男や一人の父、一人の子としての、戦地からの声・想いがうかがえました。同時に、新井教授が指導されている、専修大学学部ゼミナールの学生によるポスターセッションも展示されていました。これは、ゼミ内のグループワークとして取り組んだ軍事郵便の解説・調査の成果であり、説明文がわかりやすく、「軍事郵便」を知らない人たちにもやさしいものだったと感じました。

また、同時期に夏休みのファミリーイベントで「科学捜査展」も通信総合博物館では催されていたこともあり、中学生以下の来館者が多くみられました。そのため、軍事郵便というテーマは小学生や中学生には難しいであろうことから、絵やクイズを取り入れた紙芝居形式のギャラリートークを行いました。常設展の軍事郵便のコーナーと企画展の会場が多少離れていたため、常設展でのギャラリートークがメインとなりましたが、企画展でも見学者がいれば移動してギャラリートークを行いました。

企画展は、小学生以下の子どもが熱心に見ていた印象はあまりなく、見学していた年齢層としては40代、50代以上が多かったです。夏休みということもあり、家族連れの来館者が多かったのですが、同時開催中の「科学捜査展」のイベントが始まるまでの、空いた時間を利用して常設展の見学している方が多く、軍事郵便に興味を持って見学しているという方は少なかったように思われました。ただ、常設展や企画展の軍事郵便を見学していた人は、ケース内に展示されている軍事郵便を一つ一つじっくりと見ていました。

ギャラリートークでは、企画展に展示された軍事郵便には文面の一部が黒く塗りつぶされているものがあり、その理由が「軍として知られたくない情報を、検閲の際に塗りつぶされた」ためであることの解説をしました。消された文面の中には軍内の食事内容ではないかと推測できるものもあり、それは、食べたものから兵士たちの貧しい栄養状況が知られてしまうからだという説明をし、観覧者に納得してもらうことができました。

内地へあてた軍事郵便では、写真も同封されたものがあり、カメラマンも同行していたこと

も解説をしました。また、絵入りの軍事郵便については、絵師が同行していた場合もあり、現地の絵を描いてもらっていたことも説明をしました。その補足として、軍事郵便にはハガキや封書だけでなく、小包もあったことを説明をしました。どのようなものが小包の中に入っていたのかという質問には、内地から、絵の道具を送ってもらっていたり、カンヅメが送られてきたりした「ようである」ことを、「ただ、それを証明するものは残っていない」ことも合わせて解説をしました。また、小包が送られていたこと自体は明らかであるということも付け加えました。戦地に小包が送られていたことは、常設展の軍事郵便と同じケース内に展示されているポスターからもうかがえます。そこには、生ものを入れることは禁止であることや決められた大きさ、住所の書き方などの注意点が細かく書かれています。

また、『郵政資料館研究紀要 第3号』（郵政歴史文化研究会編、日本郵政株式会社郵政資料館発行、2011年）所収の後藤康行氏の研究ノート「戦時下の漫画にみる通信事業と戦争—郵政資料館所蔵雑誌『通信の知識』および『大通信』掲載漫画の研究—」では、「生もの禁止など小包を送る上での注意点を紹介」した漫画が紹介されていました。さらに自分で調べてみたところ、この小包は軍事郵便小包といい、内地に送られるものは公用便のみ許可されていたことがわかりました。軍事郵便小包の展示も軍事郵便展で行えることができたなら、新しい発見ができるのではと思いました。

「軍事郵便」というテーマは子どもたちには難しく、内容も興味をもちにくいものかもしれません。しかし、軍事郵便には、戦地から内地へ向けた声や、内地から戦地へ向けた声が、書かれた当時のまま文字として残っている貴重な史料です。もうすぐ戦後70年。戦争を体験した世代がごくわずかとなっていくなか、軍事郵便の保存と調査は、これからさらに求められるのではないかと、今回の企画展、ギャラリートークを通じて感じました。

（すずき しんや 専修大学大学院 文学研究科 歴史学専攻 修士課程）

## 「軍事郵便展—戦地からの便り」展概要

- 1 名 称 軍事郵便展 一戦地からの便り
- 2 開催日 平成24年8月1日（水）～8月31日（金）〈計31日間〉
- 3 会 場 通信総合博物館 3階企画展示コーナー
- 4 内 容

終戦記念日にちなみ、当館に所蔵している日清・日露戦争から第二次世界大戦までの軍事郵便関係資料を公開した。また、郵政歴史研究会第二分科会主査であり、軍事郵便研究者の専修大学新井勝紘教授からの協力を得て、新井教授が所蔵している軍事郵便関係資料も展示した。加えて、新井教授が指導教員を務める専修大学文学部歴史学科日本近現代史ゼミナールに所属している学生たちによる軍事郵便研究の成果をポスター展示として公開した。

### ■第一期 展示（8/1～8/10）

明治27年、日清戦争の勃発とともに実施された軍事郵便制度について、当時のポスターや慰問箱など通信総合博物館所蔵資料を中心に展示した。

また、昭和17年頃に昭南（現：シンガポール）にてゴム工業に関する仕事に従事していた父から、日本にいる子供達へ宛てた十数点の葉書等を展示した。



通信総合博物館所蔵資料側（軍事郵便局で使用された用具、ポスター、写真資料など）

■第二期 展示（8/11～8/31）

第一期展示に加え、専修大学新井勝紘教授の所蔵資料と軍事郵便の研究成果を展示。

また、軍事郵便から戦地と故郷を結ぶ便りに込められた人々の熱い想いを読みとり、兵士と同年代の学生たちが、それぞれ軍事郵便について注目した部分をポスターにして展示を行った。



専修大学所蔵資料側（軍事郵便資料、関連図書、学生によるポスターセッションなど）

以上

## [執筆者]

山本 光正 (やまもと みつまさ)

元国立歴史民俗博物館教授 (第5分科会)

巻島 隆 (まきしま たかし)

群馬県地域文化研究協議会会員 桐生文化史談会理事 (第1分科会)

田原 啓祐 (たはら けいすけ)

大阪経済大学日本経済史研究所 特別研究所員 (第1分科会)

後藤 康行 (ごとう やすゆき)

郵政歴史文化研究会 研究員 (第2分科会)

井上 卓朗 (いのうえ たくろう)

公益財団法人通信文化協会 郵政資料部担当部長兼主席資料研究員 (第1分科会・第5分科会)

鈴木 慎哉 (すずき しんや)

専修大学大学院 文学研究科 歴史学専攻

「駅通史料」を読む会 (えきていしりょうをよむかい) (第5分科会)

田良島 哲 (たらしま さとし)

東京国立博物館 書跡・歴史室長 (個別研究)

(掲載順)

## [参考]

電気通信共同研究 (平成17年2月25日)

日本郵政公社郵政資料館

資料専門員 井上恵子

独立行政法人情報通信研究機構

総務部研究環境整備室科学技術整備グループ

主幹 小室純一

独立行政法人情報通信研究機構

総務部研究環境整備室科学技術整備グループ

主幹 三木千紘

電気通信振興会

技術顧問 若井 登

## 編集後記

今年から、日本郵政株式会社が行っていた郵政資料館の運営を公益財団法人通信文化協会が行うこととなりました。通信文化協会は郵政部分のみならず逓信総合博物館全体を運営しているため、紀要名も『郵政資料館 研究紀要』から『逓信総合博物館 研究紀要』と変更しました。少々混乱が生じるかもしれませんが、号数は前号から続き、4号としています。

さて、本号からの新しい試みとして、電気通信共同研究報告書の未刊行分と夏に行われた「軍事郵便展」の概要、そして当館の学芸員実習で展示に関わってくれた鈴木氏の展示感想を収録しています。「軍事郵便展」は、第二分科会主査の新井先生のご協力のもと開催したもので、会期終了後も戦争に関連する資料の寄贈や当時の状況を伝えるお客様からの電話やお手紙など反響が多くありました。

最後にご寄稿・ご投稿された皆様に感謝申し上げます。論文が昨年に比べて少なくなってしまうのが心残りです。読者の皆様からのご投稿もお待ちしております。

(研究会事務局 上田)

### [編集委員]

石井 寛治 (東京大学名誉教授)  
新井 勝紘 (専修大学文学部教授)  
杉浦 勢之 (青山学院大学総合文化政策学部教授)  
杉山 伸也 (慶應義塾大学経済学部教授)  
藤井 信幸 (東洋大学経済学部教授)  
山本 光正 (元国立歴史民俗博物館教授)  
田良島 哲 (東京国立博物館 書跡・歴史室長)

(分科会担当順)

---

## 逓信総合博物館 研究紀要 第4号

印刷 平成25年3月7日

発行 平成25年3月8日

編集 郵政歴史文化研究会

発行 公益財団法人通信文化協会 郵政資料部 (逓信総合博物館)

〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目3番1号